

弥富市地域防災計画

令和6年2月

弥富市防災会議

[目 次]

第1編 風水害等災害対策計画	1
第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第1 地域防災計画（地震・津波災害対策計画）	1
第2 愛知県地域強靱化計画との関係	1
第3 他の計画との関係	2
第3節 計画の構成	2
第4節 基本理念及び重点を置くべき事項	2
第1 防災の基本理念	2
第2 重点を置くべき事項	3
第5節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第1 実施責任	4
第2 処理すべき事務又は業務の大綱	5
第6節 災害の想定	13
第1 災害想定の基本	14
第2 弥富市の概要	14
第3 災害の記録	21
第2章 災害予防計画	22
第1節 防災組織の整備計画	22
第1 弥富市防災会議	22
第2 弥富市災害対策本部	22
第3 消防及び水防機関	22
第4 自主防災組織	23
第5 ボランティア	26
第6 防災リーダーの養成及び活用	27
第2節 防災協働社会の形成推進	27
第1 方針	27
第2 対策	27
第3節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	28
第1 防災用拠点施設の整備促進	28
第2 公的機関の業務継続性の確保	28
第3 応急活動のためのマニュアルの作成等	29
第4 人材の育成等	29
第5 防災中枢機能の充実	29

第 6	防災関係機関相互の連携	30
第 7	気象観測施設、設備等	30
第 8	消防施設、設備等	30
第 9	情報の収集・連絡体制の整備等	30
第 10	水防施設、設備等	32
第 11	救助・救急等に係る施設、設備等	32
第 12	避難施設、設備等	32
第 13	物資の備蓄、調達供給体制の確保	32
第 14	応急仮設住宅の設置に係る事前対策	33
第 15	災害廃棄物処理に係る事前対策	33
第 16	り災証明書発行体制の整備	33
第 4 節	ライフライン関係施設対策計画	33
第 1	市及び施設管理者における措置	33
第 2	電力施設	34
第 3	ガス施設	34
第 4	上水道	36
第 5	下水道	36
第 6	一般通信施設	36
第 5 節	防災事業計画	37
第 1	地域保全事業	37
第 2	道路、橋梁の新設維持補修	42
第 3	都市の防災性の向上	42
第 4	その他の防災事業	42
第 6 節	文教対策計画	44
第 1	基本方針	44
第 2	防災上必要な組織の整備	44
第 3	防災上必要な教育の実施	44
第 4	防災上必要な計画及び訓練	45
第 5	登下校（登降園）の安全確保	45
第 6	文教施設の耐震・耐火性能の保持	46
第 7	文教施設、設備等の点検及び整備	46
第 8	危険物の災害予防	46
第 7 節	防災教育計画	46
第 1	基本方針	46
第 2	防災のための意識啓発・広報	46
第 3	職員に対する防災教育	47
第 4	自主防災組織等に対する教育	48

第5	防災関係機関における措置.....	48
第6	その他の教育.....	48
第8節	防災訓練計画.....	48
第1	基本方針.....	48
第2	基礎訓練の実施.....	48
第3	総合防災訓練の実施.....	49
第4	広域応援訓練.....	50
第5	防災訓練の指導協力.....	50
第6	訓練の検証.....	50
第9節	避難対策計画.....	50
第1	基本方針.....	50
第2	実施内容.....	51
第10節	必需物資の確保対策計画.....	59
第1	基本方針.....	59
第2	実施内容.....	59
第11節	要配慮者の安全確保対策計画.....	60
第1	基本方針.....	60
第2	実施内容.....	61
第3	帰宅困難者支援体制の整備.....	66
第12節	特殊災害対策計画.....	66
第1	危険物等災害対策.....	67
第2	海上災害対策.....	67
第3	航空機事故による災害対策.....	67
第4	鉄道災害対策.....	67
第13節	広域応援・受援体制の整備計画.....	68
第1	基本方針.....	68
第2	実施内容.....	68
第14節	調査、研究計画.....	70
第1	重点をおくべき調査研究事項.....	70
第2	調査研究成果の活用.....	70
第15節	企業防災の促進.....	71
第1	方針.....	71
第2	対策.....	71
第3章	災害応急対策計画.....	74
第1節	災害対策本部計画.....	74
第1	設置及び廃止.....	74
第2	組織、機構.....	74

第 3 部	部の任務分担	76
第 4 部	伝達（通知）	76
第 5 部	標識等	77
第 2 節	非常配備計画	83
第 1 項	非常配備の区分	83
第 2 項	非常配備基準	83
第 3 項	非常配備体制下の活動	83
第 4 項	伝達方法	84
第 5 項	惨事ストレス対策	86
第 6 項	職員の派遣要請等	86
第 3 節	災害情報の収集、伝達計画	88
第 1 項	災害に関する情報の収集及び伝達	88
第 2 項	被害情報	97
第 4 節	災害広報計画	117
第 1 項	実施内容	117
第 2 項	広聴活動	118
第 5 節	通信計画	118
第 1 項	県防災行政用無線	118
第 2 項	市防災行政用無線及び防災相互通信用無線局	118
第 3 項	電話及び電報施設の優先利用	119
第 4 項	非常通信	119
第 5 項	県防災情報システムの使用	120
第 6 項	その他の通信の利用	120
第 7 項	放送の依頼	120
第 6 節	避難計画	120
第 1 項	避難情報	120
第 2 項	避難誘導等	134
第 3 項	避難所の開設	134
第 4 項	要配慮者支援対策	138
第 5 項	帰宅困難者対策	140
第 6 項	市、教育委員会及び学校の責任、役割及び連携	141
第 7 節	応援要請計画	142
第 1 項	自衛隊の災害派遣要請依頼	142
第 2 項	知事に対する応援要求等（災害対策基本法第 68 条）	149
第 3 項	他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）	149
第 4 項	指定地方行政機関等に対する応援要請	149
第 5 項	海上保安庁の応援要請の依頼	150

第 6	災害緊急事態.....	150
第 7	資料の提供及び交換.....	150
第 8	応急措置等の要請要領.....	151
第 9	経費の負担.....	151
第 10	応援要員の受入体制.....	151
第 8 節	消防計画.....	153
第 1	組織.....	153
第 2	消防活動計画.....	153
第 3	報告.....	153
第 4	消防団活動.....	153
第 5	消防相互応援.....	153
第 9 節	水防計画.....	154
第 1	水防組織.....	154
第 2	水防区域.....	155
第 3	水防計画.....	155
第 4	水防活動.....	155
第 5	日光川流域の排水対策調整.....	156
第 6	たん水排除.....	156
第 7	水防パトロール体制の確立.....	156
第 8	応援協力関係.....	156
第 10 節	災害救助法の適用計画.....	156
第 1	災害救助法による救助.....	156
第 2	災害救助法の適用基準.....	156
第 3	被害世帯の算定.....	157
第 4	救助の種類及び期間.....	157
第 5	市長への事務処理の通知.....	157
第 6	救助の程度、方法及び期間.....	158
第 7	り災者の記録.....	158
第 11 節	救出計画.....	158
第 1	実施責任者.....	158
第 2	実施方法.....	158
第 3	災害救助法による実施基準.....	158
第 12 節	食料供給計画.....	159
第 1	実施責任者.....	159
第 2	実施方法.....	159
第 3	災害救助法による実施基準.....	160
第 13 節	飲料水供給計画.....	161

第 1	実施責任者	161
第 2	実施方法	162
第 3	資機材の確保	162
第 4	災害救助法による実施基準	163
第 14 節	生活必需品供給計画	163
第 1	実施責任者	164
第 2	実施方法	164
第 3	義援物資の保管及び配分	164
第 4	災害救助法による実施基準	164
第 15 節	医療及び助産計画	165
第 1	実施責任者	165
第 2	仮設救護所の設置	165
第 3	実施方法	165
第 4	医療救護活動の範囲	166
第 5	災害救助法による実施基準	166
第 16 節	遺体の搜索、処理、埋火葬計画	168
第 1	実施責任者	168
第 2	実施方法	168
第 3	災害救助法による実施基準	169
第 17 節	防疫・保健衛生計画	171
第 1	実施責任者	171
第 2	防疫・保健活動	171
第 3	実施方法	171
第 18 節	環境汚染防止及び地域安全計画	172
第 19 節	応急住宅計画	172
第 1	実施責任者	173
第 2	応急仮設住宅の設置及び管理運営	173
第 3	被災住宅等の調査	175
第 4	公共賃貸住宅等への一時入居計画	175
第 5	被災宅地の応急危険度判定	176
第 6	災害救助法による実施基準	176
第 20 節	文教対策計画	178
第 1	実施責任者	178
第 2	実施方法	178
第 3	災害救助法による実施基準	180
第 21 節	障害物除去計画	181
第 1	実施責任者	181

第 2 実施方法.....	181
第 3 災害救助法による実施基準.....	181
第 22 節 交通及び道路災害対策計画.....	182
第 1 実施責任者.....	182
第 2 実施方法.....	182
第 3 道路災害対策.....	185
第 23 節 輸送計画.....	185
第 1 実施責任者.....	185
第 2 実施方法.....	185
第 3 災害救助法による実施基準.....	188
第 24 節 電力、ガス、水道の供給計画.....	189
第 1 実施責任者.....	189
第 2 実施方法.....	190
第 25 節 下水道対策計画.....	192
第 1 応急復旧活動の実施.....	192
第 2 応援の要請.....	192
第 26 節 一般通信施設等対策計画.....	193
第 1 実施責任者.....	193
第 2 実施方法.....	193
第 3 市、県（防災安全局、総務局）及び防災関係機関における措置.....	196
第 27 節 防災営農計画.....	197
第 1 実施責任者.....	197
第 2 実施方法.....	197
第 28 節 労務供給計画.....	199
第 1 実施責任者.....	199
第 2 実施方法.....	199
第 29 節 ボランティアの受入れ計画.....	202
第 1 基本方針.....	202
第 2 実施内容.....	202
第 30 節 義援金受付、配分計画.....	203
第 1 実施責任者.....	203
第 2 実施方法.....	203
第 31 節 特殊災害対策計画.....	204
第 1 石油類及び化学薬品類等災害対策.....	204
第 2 大規模な火事災害対策.....	205
第 3 流木の防止対策.....	205
第 4 海上災害対策.....	206

第 5 節	鉄道災害対策.....	206
第 32 節	航空機事故による災害対策計画.....	207
第 1 節	実施責任者.....	207
第 2 節	実施方法.....	207
第 33 節	防災活動拠点の確保.....	210
第 1 節	防災活動拠点の指定.....	210
第 2 節	防災活動拠点施設の整備.....	210
第 34 節	航空機隊の活用計画.....	211
第 1 節	基本方針.....	211
第 2 節	実施方法.....	211
第 4 章	災害復旧・復興計画.....	213
第 1 節	復興体制.....	213
第 1 節	市復興計画の策定.....	213
第 2 節	職員の派遣要請.....	213
第 2 節	公共施設災害復旧事業.....	213
第 1 節	災害復旧事業の種類.....	214
第 2 節	重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行.....	214
第 3 節	災害廃棄物処理対策.....	214
第 1 節	実施責任者.....	214
第 2 節	実施方法.....	214
第 4 節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成.....	215
第 1 節	法律により国が一部負担又は補助するもの.....	216
第 2 節	激甚災害の指定.....	216
第 5 節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金.....	217
第 1 節	農林漁業災害資金.....	218
第 2 節	中小企業復興資金.....	218
第 3 節	住宅復興資金.....	218
第 4 節	更生資金.....	218
第 5 節	激甚災害特別貸付金.....	219
第 6 節	被災者等の生活再建等の支援.....	219
第 1 節	義援金の受付、配分.....	220
第 2 節	がれき・震災廃棄物対策.....	220
第 3 節	健康支援と心のケア.....	220
第 4 節	要支援者支援対策.....	220
第 5 節	住宅対策等.....	221
第 6 節	暴力団等への対策.....	221
第 7 節	商工業・農林水産業の再建支援.....	221

第 1	商工業の再建支援	221
第 2	農林水産業の再建支援	221
第 2 編	地震・津波災害対策計画	224
第 1 章	総 則	223
第 1 節	計画の目的	223
第 2 節	計画の性格及び基本方針	223
第 1	地域防災計画（地震・津波災害対策計画）	223
第 2	地震防災強化計画	223
第 3	南海トラフ地震防災対策推進計画	223
第 4	愛知県地域強靱化計画との関係	224
第 5	他の計画との関係	224
第 3 節	計画の構成	224
第 4 節	各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	225
第 1	実施責任	225
第 2	処理すべき事務又は業務の大綱	225
第 3	住民等の基本的責務	229
第 5 節	弥富市の特質と災害要因	230
第 1	自然的条件	230
第 2	既往の地震とその被害	230
第 3	社会的条件	231
第 6 節	予想される地震災害	232
第 1	基本的な考え方	232
第 2	東日本大震災を踏まえた津波対策の推進	232
第 7 節	基本理念及び重点を置くべき事項	239
第 1	防災の基本理念	239
第 2	重点を置くべき事項	240
第 2 章	災害予防計画	242
第 1 節	防災協働社会の形成推進	242
第 1	方針	242
第 2	対策	242
第 2 節	震災に関する調査研究	243
第 3 節	都市の防災性の向上	243
第 4 節	液状化対策等予防計画	244
第 1	土地利用の適正誘導	244
第 2	液状化対策の推進	244
第 3	被災宅地危険度判定の体制整備	245
第 5 節	公共施設安全確保整備計画	245

第1	市及び施設管理者における措置	245
第2	道路施設	246
第3	海岸及び河川	247
第4	上水道	247
第5	下水道	247
第6	電力施設	247
第7	ガス施設	247
第8	鉄道事業者	248
第9	通信施設	248
第10	農地及び農業用施設	251
第6節	建築物耐震推進計画	251
第1	総合的な建築物の耐震性向上の推進	251
第2	公共建築物の耐震診断等	251
第3	一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進	252
第4	応急危険度判定士の養成等	252
第7節	危険物施設防災計画	253
第8節	火災予防対策計画	253
第1	火災予防策に関する指導	253
第2	建築同意制度の活用	254
第3	消防力の整備強化	254
第9節	津波予防計画	254
第1	基本方針	254
第2	予防対策	254
第10節	要配慮者・帰宅困難者対策	259
第1	社会福祉施設等における対策	259
第2	在宅の要配慮者対策	260
第3	避難行動要支援者対策	260
第4	外国人等に対する防災対策	264
第5	帰宅困難者対策	264
第11節	自主防災組織・ボランティアに関する計画	265
第1	自主防災組織	265
第2	防災リーダーの養成及び活用	265
第3	ボランティア	266
第12節	企業防災の促進	266
第1	方針	266
第2	対策	266
第13節	避難に関する計画	268

第1	津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	268
第2	緊急避難場所及び避難路の指定等	268
第3	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	272
第4	避難所の運営体制の整備	273
第5	避難に関する意識啓発	274
第6	避難誘導に係る計画の策定	275
第7	激甚な大規模災害に備えた対策	276
第14節	応急対策活動等の施設、資機材、体制等整備計画	276
第15節	防災訓練及び防災知識普及計画	276
第1	防災訓練の実施	277
第2	防災知識普及計画	278
第16節	広域応援・受援体制の整備計画	282
第3章	災害応急対策計画	283
第1節	活動体制（組織動員配備計画）	283
第1	災害対策本部	283
第2	非常配備	283
第2節	通信計画	284
第3節	津波警報等、地震情報等の伝達計画	284
第1	情報等の種類、内容等	284
第2	津波警報等情報の伝達	286
第3	市における措置	287
第4節	災害情報の収集、伝達計画	287
第1	被害状況等の収集・伝達	287
第5節	広報計画	289
第6節	災害救助法の適用計画	290
第7節	浸水対策計画	290
第1	大規模災害が発生した場合の対策	290
第2	激甚な大規模災害が発生した場合の対策	291
第8節	津波応急対策計画	291
第1	津波対策	291
第9節	消防活動に関する計画	293
第1	大震火災防御計画の推進	293
第2	消防団活動	294
第10節	避難・救出計画	295
第11節	医療及び助産計画	295
第12節	食料供給計画	295
第13節	飲料水供給計画	295

第14節	生活必需品供給計画.....	295
第15節	文教対策計画.....	295
第1	津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置.....	295
第16節	防疫・保健衛生計画.....	296
第17節	環境汚染防止及び地域安全計画.....	297
第1	環境汚染防止計画.....	297
第2	地域安全対策.....	297
第18節	交通及び道路災害対策計画.....	297
第19節	電力、ガス、水道の供給計画.....	300
第1	電力.....	300
第2	ガス.....	300
第3	水道.....	300
第20節	一般通信施設等対策計画.....	301
第21節	特殊災害対策計画.....	301
第22節	帰宅困難者対策計画.....	301
第1	帰宅困難者への対応.....	301
第2	帰宅対策.....	301
第23節	輸送計画.....	302
第24節	応急住宅計画.....	302
第25節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定計画.....	302
第1	被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置.....	303
第2	県との連携.....	303
第26節	ボランティアの受入れ計画.....	303
第27節	広域協力及び応援要請に関する計画.....	303
第1	南海トラフ地震の発生時における広域受援.....	303
第28節	防災活動拠点の確保に関する計画.....	304
第29節	航空機隊の活用計画.....	304
第30節	遺体の搜索、処理、埋火葬計画.....	304
第31節	下水道対策計画.....	304
第1	大規模災害が発生した場合の対策.....	304
第2	激甚な大規模災害が発生した場合の対策.....	305
第32節	鉄道施設対策計画.....	305
第1	東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社.....	305
第2	その他の鉄道事業者.....	306
第33節	港湾施設対策計画.....	307
第1	予想される被害・状況等.....	307
第2	方針.....	307

第3	大規模災害が発生した場合の対策.....	307
第4	激甚な大規模災害が発生した場合の対策.....	308
第5	木材等の航路障害物の除去.....	308
第34節	電力施設対策計画.....	308
第1	予想される被害・状況等.....	308
第2	方針.....	308
第3	大規模災害が発生した場合の対策.....	309
第4	激甚な大規模災害が発生した場合の対策.....	310
第35節	LPガス（プロパンガス）施設対策計画.....	311
第1	予想される被害・状況等.....	311
第2	方針.....	311
第3	大規模災害が発生した場合の対策.....	311
第4	激甚な大規模災害が発生した場合の対策.....	312
第4章	災害復旧・復興計画.....	313
第1節	復興体制.....	313
第2節	公共施設災害復旧事業.....	313
第3節	災害廃棄物処理対策.....	313
第4節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成.....	314
第5節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金.....	314
第6節	被災者等の生活再建等の支援.....	314
第7節	商工業・農林水産業の再建支援.....	314
第8節	震災復興都市計画の決定手続き.....	315
第1	第一次建築制限.....	315
第2	第二次建築制限.....	315
第3	復興都市計画事業の都市計画決定.....	315
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画.....	317
第1節	総則.....	317
第1	推進計画の目的.....	317
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱.....	317
第3	基本的な考え方.....	317
第2節	南海トラフ地震に関する情報.....	317
第1	南海トラフ地震に関連する情報の種類.....	317
第2	南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件.....	318
第3節	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応等.....	319
第1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応.....	319
第2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応.....	319
第3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応.....	322

第4節	南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動	323
第1	市の体制	323
第2	住民への広報	324
第5節	地域防災力の向上に関する計画	324
第1	自主防災組織の災害対応能力の向上	324
第2	事業所等の災害対応能力の向上	324
第6節	関係者との連携協力の確保	326
第1	資機材、人員等の配備手配	326
第2	他機関に対する応援要請	326
第3	帰宅困難者への対応	326
第7節	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	326
第1	避難情報の発令基準	326
第2	避難対策等	327
第8節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	327
第9節	防災訓練計画	327
第10節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	328
第1	市職員に対する防災知識の普及	328
第2	地域住民等に対する防災知識の普及	328
第3	学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画	329
第4	相談窓口の設置	329
第11節	支援・受援体制の整備	330
第1	相互応援体制の整備	330
第2	支援体制の整備	330
第3	受援体制の整備	330
第4	ボランティア等の活動体制	330
第12節	広域避難対策	331
第1	広域避難者の受入体制の整備	331
第2	広域避難者への対応	331
別紙	東海地震に関する事前対策	332
第1節	対策の意義及び東海地震に関連する情報	332
第1	東海地震に関する事前対策の意義	332
第2節	地震災害警戒本部の設置等	333
第1	地震災害警戒本部の設置	333
第2	地震災害警戒本部の組織及び運営	333
第3節	地震防災応急対策要員の参集	333
第1	配備基準	333
第2	東海地震注意情報発表時の情報伝達	333

第 3	職員の参集時の義務.....	334
第 4 節	地震防災応急対策に係る措置に関する事項.....	334
第 1	東海地震に関連する情報等の伝達等.....	334
第 2	発災に備えた資機材、人員等の配備手配.....	337
第 3	警戒宣言発令時等の広報.....	340
第 4	避難等対策.....	342
第 5	消防、浸水等対策.....	344
第 6	社会秩序の維持対策.....	345
第 7	飲料水、電気、ガス（LPガス含む。）、通信及び放送関係確保対策.....	345
第 8	金融対策.....	348
第 9	交通対策.....	349
第 10	緊急輸送.....	353
第 11	他機関に対する応援要請等.....	355
第 12	ボランティア、NPO等との連携.....	355
第 13	市が管理又は運営する施設に関する対策.....	356
第 14	警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等.....	357
第 5 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画等.....	362
第 1	避難場所等の整備.....	362
第 2	避難路の整備.....	362
第 3	消防用施設の整備.....	362
第 4	緊急輸送道路等の整備.....	362
第 5	通信施設の整備.....	362
第 6	防災上重要な建築物の整備.....	362
第 7	水道施設の整備.....	363
第 8	防疫及び給水用器具機材の整備.....	363
第 6 節	大規模な地震に係る防災訓練計画.....	363
第 1	防災訓練の実施.....	363
第 2	防災訓練の内容.....	363
第 3	防災訓練の指導協力.....	363
第 7 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	364
第 1	市職員等に対する教育.....	364
第 2	住民等に対する教育.....	364
第 3	児童生徒等に対する教育.....	365
第 4	自動車運転者に対する教育.....	365
第 5	地震相談窓口の設置.....	365
第 6	住民の震災予防対策.....	365
第 3 編	原子力災害対策計画.....	369

用語の定義	369
第1章 総 則	371
第1節 計画の目的・方針.....	371
第1 計画の目的.....	371
第2 計画の性格及び基本方針	371
第3 計画の構成.....	372
第4 災害の想定.....	372
第5 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準.....	373
第6 市地域防災計画の作成又は修正	394
第7 今後の検討課題について	394
第2節 各機関処理すべき事務又は業務の大綱.....	395
第1 実施責任.....	395
第2 処理すべき事務又は業務の大綱	395
第2章 災害予防	399
第1節 放射性物質災害予防対策.....	399
第1 基本方針.....	399
第2 放射線防護資機材等の整備.....	399
第3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握.....	399
第4 原子力災害に対応する医療機関の把握	399
第2節 原子力災害予防対策.....	399
第1 基本方針.....	399
第2 原子力防災に係る専門家との連携.....	399
第3 避難所等の確保.....	399
第4 環境放射線モニタリングの実施等.....	400
第5 健康被害防止に係る整備	400
第6 風評被害対策.....	400
第7 住民等への的確な情報伝達体制の整備	400
第8 原子力防災に関する県民等に対する知識の普及と啓発.....	400
第9 原子力防災業務関係者に対する研修	401
第10 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施.....	401
第3章 災害応急対策	402
第1節 活動態勢（組織の動員配備）	402
第1 基本方針.....	402
第2 市災害対策本部の設置・運営.....	402
第3 原子力防災業務関係者の安全確保.....	402
第4 職員の派遣要請.....	403
第2節 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策.....	403

第1	基本方針	403
第2	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	403
第3	警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、退去等の措置	405
第4	消防活動（消火・救助・救急）	405
第5	広報活動の実施	405
第6	医療関係活動	405
第3節	核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	405
第1	基本方針	405
第2	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	406
第3	専門的知識を有する職員の派遣要請	406
第4	原子力災害合同対策協議会への出席	406
第5	住民等に対する屋内退避、避難指示	406
第6	住民等への的確な情報伝達	407
第7	医療関係活動	407
第8	消防活動（消火・救助・救急）	407
第4節	県外の原子力発電所等における異常時対策	407
第1	基本方針	407
第2	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	407
第3	飲料水・食品等の放射能濃度の測定	408
第4	住民等への的確な情報伝達	408
第5	国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	409
第6	医療関係活動	410
第7	消防庁からの要請に基づく消防活動	410
第8	放射性物質による汚染の除去への協力	410
第9	飲料水・食品等の摂取制限等	410
第10	風評被害等の影響の軽減	410
第11	県外からの避難者の受入れ	410
第4章	災害復旧	412
第1	基本方針	412
第2	放射性物質による汚染の除去への協力	412
第3	心身の健康相談の実施	412
第4	風評被害等の影響の軽減	412
第5	災害地域に係る記録等の作成	412
	付録	413
第4編	附属資料	415
	〔防災関係組織等〕	413
	○防災関係機関及び窓口	413

○し尿・浄化槽汚泥処理施設.....	417
○し尿・浄化槽汚泥運搬車.....	417
○ごみ処理施設.....	417
○ごみ運搬車.....	417
○弥富市建設業者一覧.....	418
○海部南部水道企業団指定給水装置工事事業者一覧（弥富市内）.....	418
[災害・地盤等関係]	419
○東海地方に影響を及ぼした主な台風.....	419
○過去の主な風水害.....	422
○過去の主な地震.....	424
○水準点の累積沈下量と地下水位観測所の年平均地下水位（昭和31年～平成23年）..	425
○累積沈下量等量線図（単位：cm）（昭和36年2月～平成23年11月）.....	426
○東海三県における揚水規制地域.....	427
○県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水規制区域.....	428
○津波危険区域.....	429
[通信施設等関係]	430
○愛知県防災行政用無線局.....	430
○弥富市防災行政無線設備状況.....	430
○災害時優先電話設置状況.....	432
○事前設置型特設公衆電話.....	432
○アマチュア無線局.....	433
○同報無線一覧.....	434
[救護施設・医療関係等]	435
○弥富市避難所等一覧.....	435
○市内医療機関.....	442
○防疫用資機材の保有状況.....	442
[消防・水防等関係]	443
○海部南部消防組合所有の資機材一覧.....	443
○弥富市消防団保有の消防力.....	445
○弥富市消防団の構成.....	445
○防火水槽・耐震性貯水槽一覧.....	446
○弥富市及び海部南部消防組合保有の舟艇.....	446
○応急給水、処理施設・設備等の状況.....	447
○水位観測所.....	449
○愛知県水防テレメータシステム水位観測局.....	449
○水防警報を発する基準.....	449
○弥富市主要資機材保有状況.....	450

○水防事務組合の水防倉庫及び水防資機材備蓄状況.....	451
○弥富市水防倉庫及び水防資機材備蓄状況.....	452
○非常用土砂備蓄場所.....	452
○重要水防箇所.....	452
○水防上重要な水こう門.....	453
[拠点施設・輸送関係]	454
○防災用拠点施設屋上番号標示一覧.....	454
○ヘリポート可能箇所.....	454
○緊急通行車両等事前届出書.....	456
○緊急通行車両等確認申請書.....	457
○緊急通行車両等確認証明書.....	458
○緊急通行車両等の標章.....	458
○市有自動車保有状況.....	459
○緊急輸送道路一覧.....	459
○交通規制状況.....	460
[条例・協定等]	461
○弥富市防災会議条例.....	461
○弥富市災害対策本部条例.....	463
○弥富市自主防災組織補助金交付要綱.....	464
○弥富市地震災害警戒本部条例.....	468
○弥富市地震災害警戒本部要綱.....	470
○協定締結状況一覧表.....	479
○日光川流域排水調整要綱.....	482
○日光川流域排水対策調整連絡会議要綱.....	496
[そ の 他]	500
○文化財の現況.....	500
○災害対策本部の標識等.....	501
○災害救助法施行細則（抄）.....	502
○緊急消防援助隊の応援要請先.....	509

第 1 編 風水害等災害対策計画

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、弥富市防災会議が弥富市の地域にかかる防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務について総合的な運営を計画化したものであり、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動の円滑な実施を図り、もって市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 地域防災計画（地震・津波災害対策計画）

この計画は、風水害等災害、大規模地震及び危険物災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

また、この計画の実施に際しては、海部南部消防組合の「消防計画」、海部地区水防事務組合の「水防計画」、「弥富市総合計画」及び「愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画）」とも十分な調整を図るものとし、計画の内容は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行う。

また、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果において、必要が生じたときは修正を加え、逐次完備を図っていくものとする。

さらに、この計画を効果的に推進するため、県及び市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

第2 愛知県地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- 1 県民の生命を最大限守る
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する
- 3 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する

4 迅速な復旧復興を可能とする

第3 他の計画との関係

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

災害対策の基本は「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この3本の柱で本計画を構成する。

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧・復興計画

第4節 基本理念及び重点を置くべき事項

第1 防災の基本理念

「暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などといまっ、洪水、高潮などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市、県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組を進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施

策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本県の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な災証明書発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第5節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 災害予警報等情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。
- (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (6) 高齢者等避難又は避難指示を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の医療、清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 水防活動、浸水対策活動及び消防活動を行う。
- (10) 被災児童生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (13) 水防、浸水対策、消防、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (14) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (15) 交通整理、交通規制、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- (16) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (18) 被災建築物・宅地の応急危険度判定活動を行う。
- (19) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
- (20) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

2 県

- (1) 災害予警報等情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- (2) 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。
- (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。
- (4) 避難指示を代行することができる。
- (5) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (6) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。

- (7) 災害時の医療、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (8) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- (9) 被災児童生徒等に関する応急の教育を行う。
- (10) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧を行う。
- (11) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (12) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (13) 水防、浸水対策、消防、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (14) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。
- (15) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (16) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (17) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (18) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (19) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (20) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (21) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (22) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。
- (23) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。

3 蟹江警察署

- (1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。
- (4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- (5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (6) 人命救助を行う。
- (7) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- (8) 災害時等における交通秩序の保持を行う。
- (9) 警察広報を行う。
- (10) 災害時における犯罪の取締りを行う。
- (11) 他の機関の行う地震防災応急対策又は災害応急対策に対する協力を行う。
- (12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (13) 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条の規定による緊急通行車両の事前審査及び確認を行う。

4 指定地方行政機関

(1) 第四管区海上保安本部

- ア 情報の収集、伝達を行う。
- イ 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、災害の発生その他災害に関する情報の伝達及び周知を図る。
- ウ 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。
- エ 海上における船舶交通の安全の確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。
- オ 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等（港則法・海上交通安全法）移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。
- カ 海上火災の発生するおそれのある海域にある者に対し、火気の使用を制限し、又は、禁止する。
- キ 排出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置をとる。
- ク 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- ケ 海上における治安を維持する。

(2) 名古屋地方気象台

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信設備の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

(3) 中部地方整備局

- ア 災害予防
 - (ア) 降雨、河川水位などについて観測する。
 - (イ) 木曽川及び長良川に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔(木曽川中流・木曽川下流・長良川下流) 氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。
 - (ウ) 木曽川及び長良川の水防警報を行う。
 - (エ) 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
 - (オ) 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
 - (カ) 大規模災害による被災施設等の復旧等をより迅速、确实、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
 - (キ) 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
- イ 初動対応

- (ア) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (イ) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

ウ 応急復旧

- (ア) 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。
- (イ) 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。
- (ウ) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。
- (エ) 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。
- (オ) 災害発生後、体制を速やかに整え所管施設の緊急点検を実施する。
- (カ) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。
- (キ) 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。
- (ク) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・各災害対策用機械・油回収船・浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。

(4) 東海農政局

- ア 農地防災事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集を行う。
- ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。
- オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。
- カ 直接管理し又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等を行う。
- ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- ケ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売り業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。
- コ 食料品の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。

(5) 中部地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。

(6) 近畿中部防衛局東海防衛支局

- ア 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。

(7) 国土地理院中部地方測量部

ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

5 自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握を行う。
- (2) 避難の援助を行う。
- (3) 遭難者等の搜索救助を行う。
- (4) 水防活動を行う。
- (5) 消防活動を行う。
- (6) 道路又は水路の啓開を行う。
- (7) 応急医療、救護及び防疫を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 給食及び給水を行う。
- (10) 入浴支援を行う。
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
- (12) 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。
- (13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

6 指定公共機関

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

(2) 独立行政法人都市再生機構

ア 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。

イ 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

(3) 日本赤十字社愛知県支部

- ア 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。
- イ 避難所の設置に係る支援を行う。
- ウ 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。
- エ 血液製剤の確保と供給を行う。
- オ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。
- カ 義援金等の受け及び配分を行う。なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速・公正な配分に努める。

(4) 日本放送協会名古屋放送局

- ア 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。
- イ 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
- ウ 放送施設の保守を行う。

(5) 中日本高速道路株式会社

- ア 高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

(6) 東海旅客鉄道株式会社

- ア 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
- イ 災害により線路が不通となった場合、列車の運転、休止又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- ウ 死傷者の救護及び処置を行う。
- エ 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

(7) 日本郵便株式会社

- 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。
- また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。
- ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
 - ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
 - エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
 - オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用を充てる

ため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(8) 中部電力株式会社港営業所・津島営業所（※1）、株式会社 J E R A

ア 電力施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。

イ 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。

（※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。）

(9) 東邦瓦斯株式会社中村営業所（※）

ア ガス施設の災害予防措置を講ずる。

イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して早期供給再開を図る。

（※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）

(10) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

(11) 西日本電信電話株式会社東海支店

ア 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

エ 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

オ 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を行う。

カ 気象等警報を市町村へ連絡する。

キ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

(12) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

(13) KDD I 株式会社

ア 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。

イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。

ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

(14) 株式会社 N T T ドコモ

ア 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

- エ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - オ 携帯電話等サービス契約約款に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
- (15) ソフトバンク株式会社
- ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
 - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
 - ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (16) 楽天モバイル株式会社
- ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
 - ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- 7 指定地方公共機関
- (1) 一般社団法人愛知県病院協会
- 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 一般社団法人愛知県LPガス協会
- ア LPガス設備の災害予防措置を講ずる。
 - イ 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。
- (3) 名古屋港管理組合、各港湾施設の管理機関
- 港湾施設等（水門、閘門、護岸、堤防、防潮壁、貯木場等）の維持管理を行うとともに、災害予防・応急復旧のための措置を行う。
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- (1) 一般社団法人海部医師会
- ア 救護班を編成し、医療及び助産の業務を実施する。
 - イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。
 - ウ 会員のうち、いずれかの施設を臨時救護所又は委託助産機関として活用する。
- (2) 海部歯科医師会
- ア 歯科保健医療活動に協力する。
 - イ 身元確認活動に協力する。
- (3) 弥富市各土地改良区
- 土地改良区の管理するかんがい排水施設その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、廃止又は変更を行うとともに災害復旧を行う。
- (4) 海部南部消防組合
- ア 消防、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
 - イ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
 - ウ 建造物、車両等に火災が発生した場合、直ちに火災現場に出動し消防活動を実施する。
- (5) 海部地区水防事務組合
- ア 水防施設、資器材の整備と管理

- イ 水防計画の策定及びその推進を図る。
- (6) 独立行政法人水資源機構木曾川用水総合管理所弥富管理所
水資源開発施設等の保全及び同施設を通じて行われる流水の機能の維持に努める。
- (7) 海部地区環境事務組合
ア ごみ処理施設の維持管理
イ し尿処理施設の維持管理
ウ 災害の発生後は、被災施設の復旧を図るとともに、市の防災活動に協力する。
- (8) 海部南部水道企業団
ア 災害時における水道水の確保に関すること。
イ 水道施設の被災状況の調査及び災害復旧に関すること。
- (9) 産業経済団体
農業協同組合及び商工会等は、組合員又は会員の被害調査を行い、対策指導並びに必要な資器材及び融資のあっせんについて協力する。
- (10) 文化、厚生、社会団体
日本赤十字社奉仕団、社会福祉協議会等は、被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力する。
- (11) 企業等
企業（毒物劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は取扱う者を含む。）は、災害防止について第一次的責任を有する点に鑑み、防災上必要な施設の管理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資器材の整備等に努め、また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるなど、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施し、県、市その他防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。
- (12) 危険物施設の管理者
危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い防災活動について協力する。
- (13) その他重要な施設の管理者
その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い防災活動について協力する。

附属資料 ○防災関係機関及び窓口

P. 413

第6節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害の発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

1 想定した主な災害

この計画の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

(1) 台風による災害

- (2) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (3) 大規模な火災
- (4) 危険物の爆発等による災害
- (5) 可燃性ガスの拡散
- (6) 有毒性ガスの拡散
- (7) 航空機事故による災害
- (8) その他の特殊災害

2 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。

- (1) 水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された浸水想定区域

第1 災害想定の基準

災害の種類は、大別すると大雨、台風等を原因とする風水害のように予知し得るものと、地震、大火のように突発的に起こるものがあるが、当地方において最も被害のあった伊勢湾台風、昭和49年7月及び昭和51年9月の集中豪雨、木曾川、日光川、筏川の決壊した場合及び濃尾大地震程度の災害が生じた場合を想定し、過去のデータを参照し、災害の被害を想定する。

第2 弥富市の概要

1 自然的条件

(1) 位置

本市は、濃尾平野の南西端に位置し、北緯35度6分37秒・東経136度43分29秒を中心とした約48km²の面積を持っている。

東は飛島村に隣接し、西南は鍋田川（埋立）をはさんで三重県桑名郡木曾岬町と地続きになっており、西北は愛西市に隣接し、南東は鍋田干拓地及び名古屋港西部臨海工業地帯をへて、名古屋港の港湾海域に臨んでいる。

(2) 地勢及び地質

本市は、木曾川下流に開拓された水郷地帯で、濃尾平野の低地にあり、地形は市域のほとんどが海拔ゼロメートル地帯で西から南東へ緩やかな傾斜をもつ低湿地帯となっている。地質について、木曾川及びその支流の堆積土で形成された沖積層である。

(3) 気候

気候は、寒暑の差が少なく温暖であるが、夏季はかなり高温で多湿である。

2 社会的条件

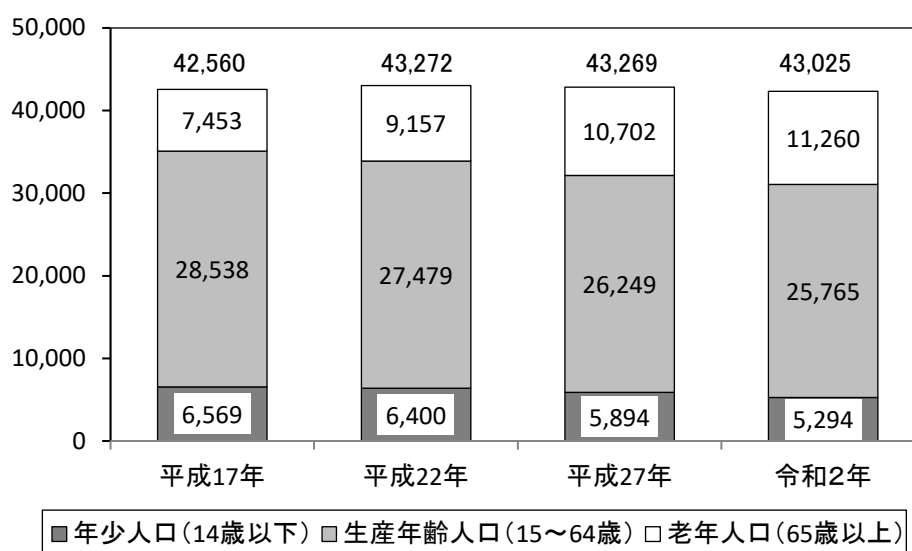
(1) 人口及び世帯数

人口推移では、平成17年から平成22年にかけて、名古屋市方面からの住宅需要を背景とした人口増加率が見られた。平成22年から人口は微減し、令和2年の総人口は43,025人となっている。

国勢調査人口・世帯数の推移（各年10月1日）

（単位：人、世帯、％）

項目	年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	年平均伸び率		
						H17～H22	H22～H27	H27～R2
総人口		42,560	43,272	43,269	43,025	0.33	0.00	△0.11
年少人口 （14歳以下）		6,569 (15.4%)	6,400 (14.8%)	5,894 (13.8%)	5,294 (12.3%)	△0.51	△1.58	△2.04
生産年齢人口 （15～64歳）		28,538 (67.1%)	27,479 (63.5%)	26,249 (61.3%)	25,765 (59.9%)	△0.74	△0.90	△0.37
老年人口 （65歳以上）		7,453 (17.5%)	9,157 (21.2%)	10,702 (25.0%)	11,260 (26.2%)	4.57	3.37	1.04
世帯数		13,924	15,041	16,050	17,066	1.60	1.34	1.27
一世帯あたり人数		3.06	2.88	2.70	2.52	—	—	—



（資料：国勢調査、単位：人）

注）総人口には、平成17年に15人、平成22年に236人、平成27年に424人、令和2年に706人の年齢不詳を含む。

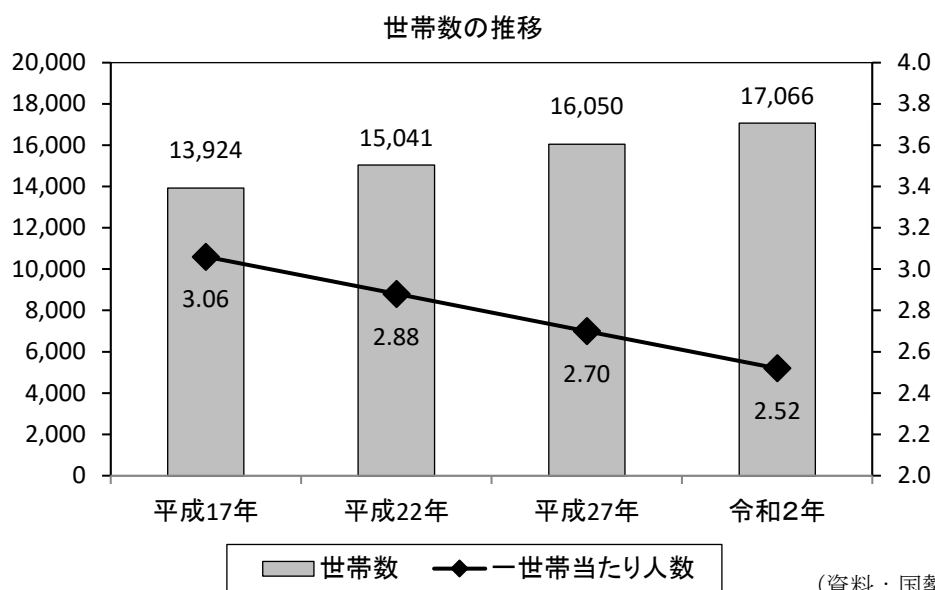
年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は平成17年の6,569人（15.4％）から令和2年には5,294人（12.3％）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にある。

生産年齢人口（15～64歳）は平成17年以降、28,538人（67.1％）から令和2年には25,765人（59.9％）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にある。

老年人口（65歳以上）は平成17年の7,453人（17.5％）から令和2年には11,260人（26.2％）へと人数、構成比率ともに増加傾向で推移し、令和2年の高齢化率は、全国平均（28.0％）を下回っているものの、県平均（24.7％）を上回っており、少子・高齢化は着実に進行している。

世帯数をみると、総人口の推移と同じような傾向を示しており、平成27年から令和2年にかけては1,016世帯の増加となっている。

一方、一世帯あたり人数については、平成17年から一貫して減少傾向にあり、令和2年は2.52人となっている。

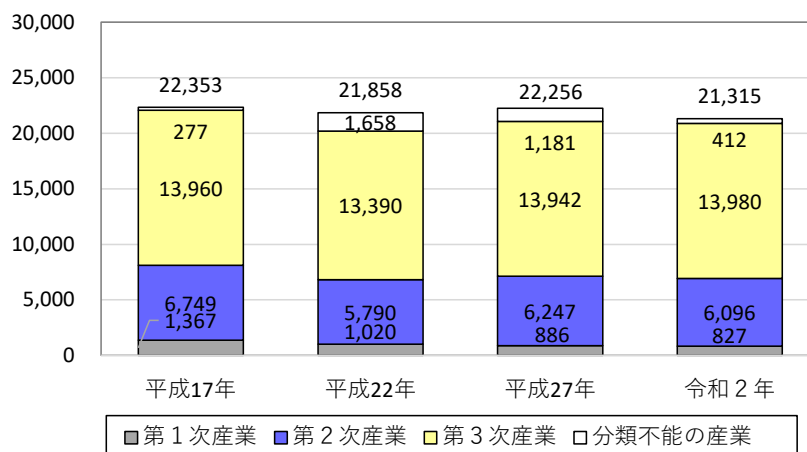


産業別就業人口は2,1315人（令和2年国勢調査）となっており、平成17年以降概ね減少傾向にある。産業別でみると、第1次産業が827人（3.9%）、第2次産業が6,096人（28.6%）、第3次産業が13,980人（65.6%）で、第1次産業及び第2次産業が概ね減少傾向にあり、第3次産業は平成22年以降増加傾向にある。

産業別就業人口の推移

(単位：人、%)

項目	年				年平均伸び率		
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	H17～H22	H22～H27	H27～R2
総人口	42,560	43,272	43,269	43,025	0.33	0.00	△0.11
就業人口総数	22,353	21,858	22,256	2,1315	△0.44	0.36	△0.85
第1次産業	1,367 (6.1%)	1,020 (4.7%)	886 (4.0%)	827 (3.9%)	△5.08	△2.63	△1.33
第2次産業	6,749 (30.2%)	5,790 (26.5%)	6,247 (28.1%)	6,096 (28.6%)	△2.84	1.58	△0.48
第3次産業	13,960 (62.5%)	13,390 (61.3%)	13,942 (62.6%)	13,980 (65.6%)	△0.82	0.82	0.05
分類不能の産業	277 (1.2%)	1,658 (7.6%)	1,181 (5.3%)	412 (1.9%)	99.71	△5.75	△13.0
就業率	52.52%	50.51%	51.44%	49.54%	—	—	—



(資料：国勢調査、単位：人)

(2) 産業

ア 農業

本市の基幹産業である農業は、木曾川水系の低湿地地帯と濃尾平野の肥沃な土壌に恵まれ、美しい田園風景が広がっており、米、野菜を中心とした農産物が生産されている。

経営耕地面積は1,394ha、農業従事者数は1,212人、農家数は1,319戸で、経営耕地面積のうち田が1,295haと全体の約93%を占めている（「2014年世界農林業センサス」）。また、平成19年の農業産出額は約385千万円となっている（「第54次愛知農林水産統計年報」）。

農業の状況

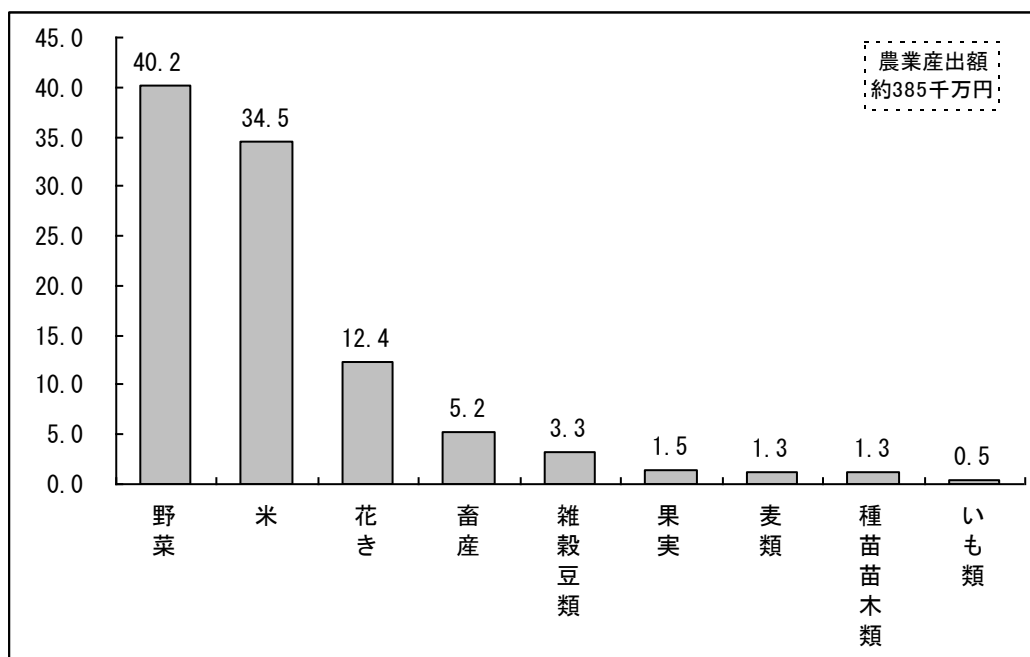
(単位：ha、人、戸)

経営 耕地面積	農業従事者数	総農家数	農家数			
			自給的 農家数	販売農家数	専業農家	兼業農家
1,394	1,212	1,319	415	904	155	719

(資料：2014年世界農林業センサス)

農業産出額の構成（平成18年）

（単位：％）



（資料：生産農業所得統計、東海農政局統計部「第54次愛知農林水産統計年報」）

注）百万円の位で四捨五入しているため、合計が100%にならない。

イ 工業

令和2年の工業の事業所数は142、従業者数は4,859人、製造品出荷額等は229,984百万円となっている（「経済産業省工業統計調査」）。製造品出荷額等の推移を見ると、概ね増減を繰り返すかたちで推移している。製造品出荷額等の業種別では輸送機械、金属製品、食料品、木材・木製品の4業種で約8割を占めている。

工業の推移

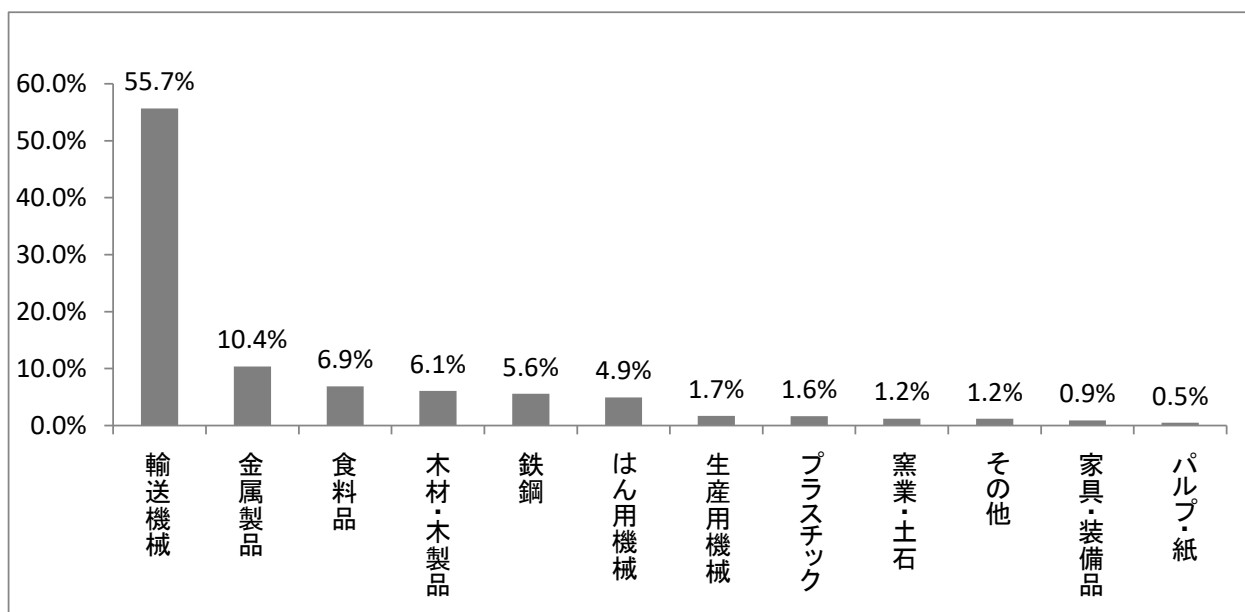
（単位：所、人、百万円）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
事業所数	150	138	142	142
従業者数	5,428	5,085	5,332	4,859
製造品出荷額等	254,586	225,905	239,148	229,984

※平成29年調査より調査時期の変更により、事業所数及び従業者数は各年6月1日現在、製造品出荷額等などの経理事項は前年1月～12月の実績。

（資料：愛知県「あいちの工業」、「経済産業省工業統計調査」）

製造品出荷額等の業種別構成（令和2年）



（資料：「経済産業省工業統計調査」）

注）秘密保護上公表しないものがあるため、合計が100%にならない。

ウ 商業

小売・卸売業は、事業所数が294、従業者数が2,478人、年間販売額が125,308百万円となっている（平成26年）。

年間販売額の推移を見ると、平成9年をピークに平成14年まで減少傾向で推移したものの、平成16年には増加に転じている。

商業の推移

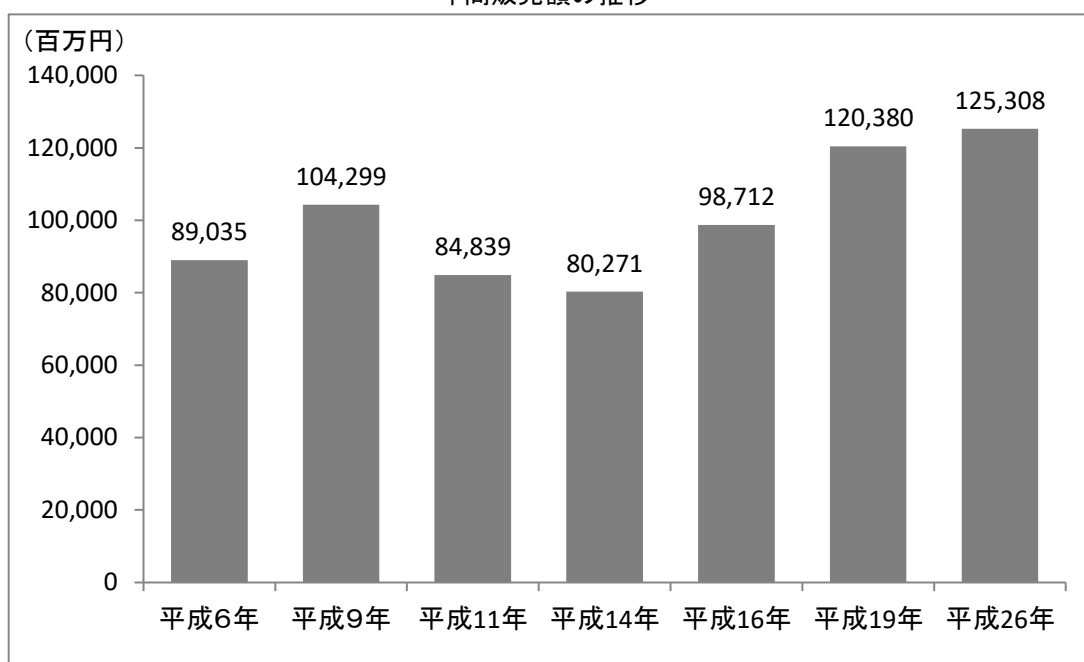
（単位：所、人、百万円）

	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成26年
商店数	473	510	479	425	432	425	294
従業者数	3,010	3,421	3,497	3,325	3,425	3,548	2,478
年間販売額	89,035	104,299	84,839	80,271	98,712	120,380	125,308

（資料：愛知県「あいちの商業」）

注）平成14年から「商店数」という項目の名称は「事業所数」に変更

年間販売額の推移



(資料：愛知県「あいちの商業」)

(3) 交通

ア 道路

本市における道路網は一般国道3路線、県道13路線、市道2,029路線によって形成されており、市道の整備状況については、舗装率では全国水準を上回っているものの改良率では全国水準には届いていない。高速道路については、市の北部を東名阪自動車道が、市の南部を第二名神高速道路（伊勢湾岸自動車道）が東西に横断している。

また、本市では、人口の増加や自動車の普及を背景に、交通混雑の激化が生じ、特に弥富駅周辺部や都市間を結ぶ幹線道路で交通環境が悪化している。

このような観点から防災上の対応を図る必要がある。

イ 交通

公共交通機関は、市の北部に集中しており、東西にJR関西本線、近鉄名古屋本線、南北に名鉄尾西線が走り、この3線は総合駅になっていないものの近接しているため、相互の連絡はとりやすくなっている。

市内には、国道1号線、23号線が通過し、東名阪自動車道弥富インターチェンジ、伊勢湾岸自動車道湾岸弥富インターチェンジ・弥富木曾岬インターチェンジがあるため、交通の便は優れている。

ウ 港湾の位置等

本市が面する港湾は、次のとおりである。

港湾名	種類	水域面積	管理者
名古屋港	特定重要港湾	8,184ha	名古屋港管理組合

第3 災害の記録

東海地方に被害を及ぼした主な風水害及び地震災害等の記録は、附属資料に示すとおりである。

附属資料	○東海地方に影響を及ぼした主な台風	P. 419
	○過去の主な風水害	P. 422
	○過去の主な地震	P. 424

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備計画

第1 弥富市防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心とし市の区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法第16条第1項の規定により市長の附属機関として弥富市防災会議を設置する。

弥富市防災会議は、市長を会長とし、弥富市防災会議条例（昭和38年条例第9号）第3条第5項に規定する委員をもって組織する。

弥富市防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 弥富市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- (2) 弥富市の地域に係る災害が発生した場合に、当該災害に関する情報を収集する。
- (3) その他法律又はこれに基づく政令によりその権利に属する事務を行う。

附属資料	○弥富市防災会議条例	P. 461
------	------------	--------

第2 弥富市災害対策本部

市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2及び弥富市災害対策本部条例（昭和38年条例第10号）の規定により弥富市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）を設置し、市における防災活動を強力に推進する。

なお、組織及び活動計画については第1編第3章第1節「災害対策本部計画」で定める。

附属資料	○弥富市災害対策本部条例	P. 463
------	--------------	--------

第3 消防及び水防機関

消防及び水防は、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び水防法（昭和24年法律第193号）に定めるところにより、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を水火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを目的とし、消防力及び水防力の強化・整備を図るものとする。

1 海部南部消防組合

弥富市及び飛島村で構成されている海部南部消防組合は、飛島村大宝に消防本部（本署）、弥富市鎌倉町に北分署、飛島村木場に南出張所があり、消防車両と救急車が配備され、迅速に対応できる体制となっているが、多様な火災に対処するため、消防装備の充実や消防職員の資質の向上等をさらに推進していく必要がある。また、消防組織法に基づき、愛知県内広域消防相互応援協定、海部津島地区消防相互応援協定、愛知県下高速道路における消防相互応援協定を結び、緊急時の出動も行っている。

附属資料	○協定締結状況一覧表	P. 479
------	------------	--------

2 海部地区水防事務組合

昭和48年に、津島市、旧七宝町、旧美和町、旧甚目寺町、大治町、蟹江町、旧十四山村、飛島村、旧弥富町、旧佐屋町、旧立田村、旧八開村及び旧佐織町の河川及び海岸の水防に関する事務を処理するために設立された。水防に必要な監視、水防、警戒、通信連絡、輸送等の事項を具体的に定め、水防力の強化に努めている。

3 弥富市消防団

非常備消防としての消防団は、16分団、372名の団員で構成されている。消防業務はもとより水防業務も兼ね、災害の警戒、救難、救護及び消防器具の保全を行っている。現在、実働可能な団員の確保が難しくなってきているので、団員の確保と組織の強化を図る必要がある。

第4 自主防災組織

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されたりする場合は予想されるが、このような事態において被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織を設けて出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う必要がある。市は、自治会への補助金交付等により、自治会単位での自主防災組織の整備促進を図っており、平成27年度時点で58の自主防災組織が整備されている。

今後も、市は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の整備を促進し、火災の初期消火に対応できる体制づくりに努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとともに、いざという時には、日頃から地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

1 設置推進機関

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、市は自主防災組織の育成を推進するものとする。

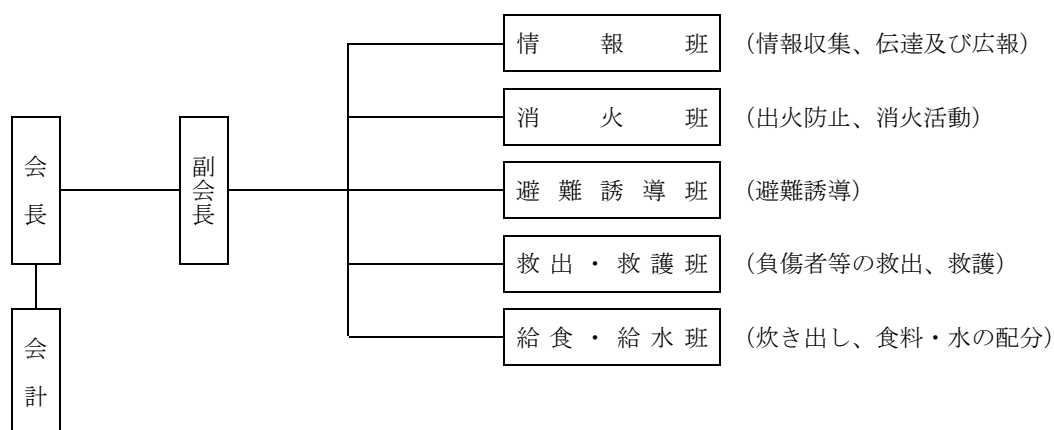
なお、防災関係機関は、相互に有機的連携のもとに市の推進活動に積極的に協力するものとする。

2 設置推進する自主防災組織

市は、地域住民による自主防災組織に対し適切な指導、援助を行うものとする。また、大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有する施設の自発的な防災組織の設置も推進するものとする。

なお、自主防災組織の一般的な編成例としては次のようなものがある。

自主防災組織の編成例



3 施設の自主防災組織の設置

多数の従業員がいる事務所等で組織的に防災活動を行うことが望ましい施設の自主防災組織の設置を指導していくものとする。ただし、法令により防火管理者等を置き、消防計画を作成し、自衛消防組織を設置している施設については、新たに自主防災組織の設置の必要はなく、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備するものとする。

4 自主防災組織の設置推進活動

(1) 広報活動

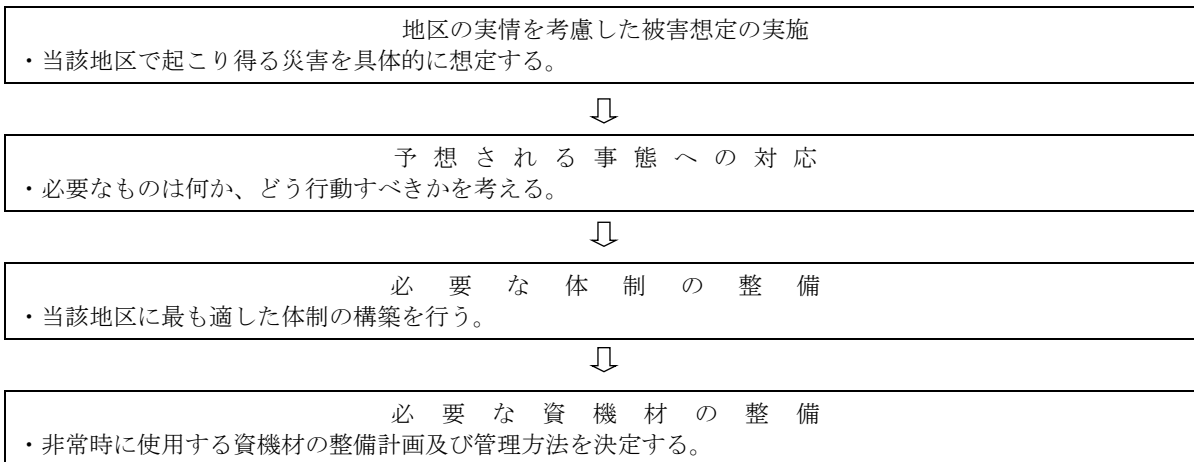
自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわせて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

(2) 防災教育

地域住民及び施設の管理者を対象に自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

5 防災マニュアルの作成

地区ごとに地区の実情に合った防災マニュアルの作成を図るものとし、作成については、地区内に消防団、医師、看護師等の専門家（若しくはOB）が在住しているかを確認の上、概ね次のような段階を重ね、協議を行う。



6 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

対 策	内 容
消 火 対 策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握
救 出 対 策	1 救出用資機材の整備計画の立案 2 建設業者などへの重機の事前協力要請
救 護 対 策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者搬送についての医療機関との協議
情 報 対 策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 市内防災関係機関や隣接自主防災組織との連絡方法の確立
避 難 対 策	1 避難対象地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 自力で避難困難な高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の把握
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊き出し、配分計画の立案
防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施 2 市が行う防災訓練への参加
備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検

(2) 災害時の活動

対 策	内 容
消 火 対 策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動
救 出 対 策	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請
救 護 対 策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 3 重傷者などの医療機関への搬送
情 報 対 策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と市等への報告 3 隣接自主防災組織との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 市への地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報提供
避 難 対 策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施） 3 自力で避難困難な要配慮者の安否確認、担架搬送、介添え
給食給水対策	1 飲料水の確保 2 炊き出しの実施 3 飲料水、食料などの公平配分

7 自主防災組織に対する指導、援助

自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導、援助を行うものとする。

8 要配慮者対策への協力

各自主防災組織は、要配慮者の安全避難のための指針となる「市要配慮者支援体制マニュアル」の運用に協力するものとする。

9 日赤奉仕団

女性の会により構成されている弥富市地区日赤奉仕団は、炊き出しその他の災害救助活動に参加するため指導と訓練を行う。

第5 ボランティア

市は、行政、住民、自主防災組織などが対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

このため、市は、NPO・ボランティア関係団体等と連携し、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制を推進するものとする。

1 ボランティアの受入体制の整備

(1) 市は、あらかじめ平常時において定期的に次のアからウ等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

ア 市は、弥富市総合福祉センター内にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、市は災害ボランティアセンターを設置する。

イ 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

ウ 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

(2) 市は、防災訓練等において、協力団体の協力を得て災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

2 ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識、技術の向上を図るため県等が開催するレベルアップ研修等を受講させるものとする。

なお、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させる。

3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

また、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

4 防災ボランティアの活動の普及啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で

災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第6 防災リーダーの養成及び活用

市は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 防災リーダーの養成

県及び市等は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

2 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

3 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災組織が消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

第2節 防災協働社会の形成推進

第1 方針

自然災害から安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

また、市、県、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めるものとする。

第2 対策

1 地域における防災活動の継続的な推進の枠組みづくり

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、住民、事業者、自主防災組織等が一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や住民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取組を推進する枠組みづくりに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

2 災害被害の軽減に向けた取組

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

3 住民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、市、国、公共機関、県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

第1 防災用拠点施設の整備促進

市は、その所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、市役所本庁舎は、災害対策本部としての活動拠点となることから非常用発電施設の確保、災害時の拠点・中枢機能など必要な施設・設備対策を講じるものとする。

また、防災上重要な施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

第2 公的機関の業務継続性の確保

- 1 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

2 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第3 応急活動のためのマニュアルの作成等

市は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

第4 人材の育成等

- 1 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。
- 2 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- 3 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

第5 防災中枢機能の充実

- 1 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。
- 2 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

第6 防災関係機関相互の連携

- 1 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。
- 2 市、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
- 3 市、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第7 気象観測施設、設備等

気象、水象等の自然現象の観測に必要な雨量観測、風向・風速観測、水位観測等の施設、設備を整備し、予報、警報等を速やかに住民及び関係機関へ連絡できるように、通信施設、設備等の整備とあわせて行うこととする。また、これらの施設、設備については、定期的に点検を行う。

(注) 気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合は検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合はこれを気象庁へ届けることを義務づけている。

附属資料	○水位観測所	P. 449
	○愛知県水防テレメータシステム水位観測局	P. 449

第8 消防施設、設備等

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善並びに性能調査を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプを重点とする。耐震性貯水槽については、コミュニティ単位で設置しているが、近年の人口増に伴い、順次設置箇所を増やしていく。

また、消防施設、設備等を定期的に点検し、災害の発生に備える。

附属資料	○海部南部消防組合所有の資機材一覧	P. 443
	○弥富市消防団保有の消防力	P. 445
	○防火水槽・耐震性貯水槽一覧	P. 446

第9 情報の収集・連絡体制の整備等

1 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ確かな災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

2 通信施設・設備等

(1) 通信施設の防災構造化等

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、各地区、市、県、関係機関相互間にお

ける情報連絡網の整備を図るとともに通信施設等の整備改善に努める。また、予備機等の設置に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

(2) 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

(3) 防災情報システムの整備

市は、県及び防災関係機関とオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

また、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 無線通信による災害予防体制の充実

無線通信による災害予防体制の基本的な考え方は、次のとおりである。

(1) 災害時に備え無線技師の養成と増員を図るとともに防災行政用無線の充実を図る。

(2) 本部基地局（基地局受信装置）は、自家発電設備により、常時受信回路の整備に備える。

(3) 移動局（車両登載用及び携帯用）は、常に車両を整備し、携帯用は常時充電に努める。

(4) 各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局の利用を図る。

(5) 平常時においては防災、交通安全、道路、給水、公害パトロール等災害予防対策に有効活用を図る。

(6) 無線の管理、運営、通話等については、定期的な点検、整備、研修に努める。

4 無線通信網の強化

(1) 県の新総合通信ネットワーク整備事業により防災通信網を充実する。

(2) 市の防災行政用無線の整備については、移動局など随時無線装置を設置し、通信網を強化する。

(3) アマチュア無線愛好家との協力体制を築く。

(4) 市指定避難場所等に無線施設の充実を図る。

(5) 本部基地局は市役所庁舎（防災課）に置き、関係部局には電話又は無線による連絡方法とし、そのための連絡網・施設の整備に努める。

(6) 非常時には、災害対策本部において全無線局を統制するものとし、そのための定期的な研修に努める。

5 同報系無線の整備

災害時において、的確な情報を迅速に関係機関及び住民に伝達するために、19・20年度で同報系無線の整備を行った。

6 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

附属資料	○愛知県防災行政用無線局	P. 430
	○弥富市防災行政無線設備状況	P. 430
	○アマチュア無線局	P. 433
	○同報無線一覧	P. 434

第10 水防施設、設備等

重要水防区域、危険箇所その他水防活動については、海部地区水防事務組合水防計画による。水防活動に必要な水防資機材については、市及び海部地区水防事務組合において充実が図られている。

附属資料	○水防事務組合の水防倉庫及び水防資機材備蓄状況	P. 451
	○弥富市水防倉庫及び水防資機材備蓄状況	P. 452
	○非常用土砂備蓄場所	P. 452

第11 救助・救急等に係る施設、設備等

人命救助に必要な救命ボート等の救助機械、発電機、救命胴衣等の救命用資機材及び乾パン、アルファ米等の救助用食料、生活必需品等の物資について災害発生時にその機能等が有効、適切に運用できるよう、整備、改善並びに点検する。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

附属資料	○海部南部消防組合所有の資機材一覧	P. 443
	○弥富市主要資機材保有状況	P. 450

第12 避難施設、設備等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命を災害から保護するための避難所を事前に指定する。避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに県、警察署等に報告する。また、避難路についても事前に選定しておく、避難所、避難路は、定期的に点検を行う。

附属資料	○弥富市避難所等一覧	P. 435
------	------------	--------

第13 物資の備蓄、調達供給体制の確保

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

備蓄を行うにあたっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

さらに、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

また、市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

第14 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定にあたっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮の危険性に配慮する。

第15 災害廃棄物処理に係る事前対策

市は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

また、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

さらに、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

第16 リ災証明書の発行体制の整備

市は、災害時にリ災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第4節 ライフライン関係施設対策計画

第1 市及び施設管理者における措置

1 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

2 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

第2 電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

1 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

2 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

3 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

4 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

5 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

(1) 応急復旧用資機材及び車両

(2) 食糧その他の物資

6 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

第3 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

1 風水害対策

ガス製造設備

(1) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の高上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(2) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

(3) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

2 ガス事故対策

(1) ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

(2) ガス供給設備

ア 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

イ 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

3 防災業務設備の整備

(1) 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

(2) 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

(3) 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

(4) 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

(5) 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

(6) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(7) 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

4 災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

(2) 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、重要なガス施設においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

(3) 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

5 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

第4 上水道

水道（用水供給）事業者は、次の対策を実施する。

1 主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

2 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

3 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

4 緊急遮断弁の設置

災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。

5 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

6 濁度上昇に対応できる体制整備

地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

7 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

第5 下水道

下水道管理者（市）は、次の対策を実施する。

1 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

2 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

3 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

4 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

第6 一般通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

1 施設の防災構造化

災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化をすすめる。

2 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化

主要区間、主要地域及び住民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。

3 施設・設備の構造改善

災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。

4 定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

5 応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

第5節 防災事業計画

第1 地域保全事業

洪水又は海水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良、海岸保全等の改修事業を実施し、維持管理の強化とあわせ、水系一貫した河川改修を推進する。また、水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

1 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度にとどめるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

2 河川改修事業の整備等

市内を流下する河川のうち、一級河川木曾川は国の直轄管理河川で国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所が担当し、二級河川筏川の鍋田大橋より下流は愛知県が管理するところである。河川改修事業のうち未改修の箇所については、その実態を的確に把握するとともに土地改良事業等との関連を考慮し、改修計画を立て、その実施に努めるものとする。

3 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、市・国・県、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

4 水路改修

現水路は、農業用水路として構築されているので、都市排水機能を満たすよう改修整備が必要である。また近年、環境の変化に伴い、雑草や水草により流水が阻害され、水路機能が低下してお

り、対策が必要である。

5 雨水出水対策

本市においては、都市化に伴い保水、遊水機能が低下し、また地盤沈下地帯であり、海拔0メートルと低く、排水不良の傾向が顕著であり、浸水被害が発生しやすい状況にある。そのため、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、排水路の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

また、集落内の排水能力向上のため、集落内の道路整備とあわせて側溝等の排水施設の整備に努める。

6 水災害連携の連絡会・協議会

(1) 洪水予報連絡会

県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、气象台、市等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。

また、県管理河川についても、それに準じた担当者会議を開催する。

(2) 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

(3) 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川水系流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

7 海岸保全対策

(1) 高潮、波浪、浸食対策事業

海水による浸食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、海岸堤防、既存施設の補強改修等の海岸保全事業を実施し、その保全を図るものとする。

(2) 走錨等に起因する事故対策

国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、対策を行う。また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、対策を行う。

8 農地防災対策

集中豪雨時あるいは木曾川流域の河川の決壊を想定し、農地、住宅地等への水害を防除するためにも、排水路、排水機場、樋門等土地改良区と協力し整備改善に努めるものとする。

たん水時間を短くし、農作物の被害を最少にするためには、機械排水によらなければならない。
(筏川排水機場)

ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

附属資料	○重要水防箇所	P. 452
	○水防上重要な水こう門	P. 453

9 流域水害対策

筏川については、鍋田川と併せて国の総合治水対策特定河川事業の一環として関係機関に対して整備の促進を要請していく。

10 浸水想定区域における措置

(1) 雨水出水浸水想定区域の指定

市は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 浸水被害軽減地区の指定

市は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

(3) 市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、(ウ)の施設については所有者又は管理者から申出があつた場合に限る。）

(ア) 地下道等（※）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

※ 地下道その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定され

ている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）

(イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(ウ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(4) ハザードマップ（防災マップ）の配布

市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下道等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(5) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(6) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

11 地下道等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下道等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下道等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速

な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下道等と連続する施設であって、当該地下道等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

(2) 訓練の実施

地下道等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施。

(3) 自衛水防組織の設置

地下道等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告。

12 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

(1) 計画の策定等

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

ア 計画の策定

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成

イ 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

ウ 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

(2) 実施状況の確認等

市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

13 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置（努力義務）

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市

への報告

第2 道路、橋梁の新設維持補修

災害時における道路、橋梁は、水防、避難、応急救助活動等の動脈として重要な役割をもった防災施設であり、したがって平素から風水害に備え道路、橋梁等の被害を未然に防止し、また被害の誘因となるものを排除する等、常に維持補修に努める。

- (1) 国や県の道路整備計画にあわせて市道の整備事業等の促進を図る。
- (2) 国道1号線及び23号線の横断地下道等の設置促進を図る。

第3 都市の防災性の向上

1 防災都市計画

土地区画整理事業、地区計画等を実施し、道路、公園及び下水道等を整備し、計画的な市街化を図り、災害に強い街づくりに努める。

また、都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、非常災害時には緊急輸送路及び避難路としての機能を確保する。

さらに、市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、その拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び非常災害時の避難場所、避難所として、災害の防止並びに復旧に対処する。

2 防災街区等整備対策

市街化が進んだ地域に対して、災害に強い街づくりを展開し、防災街区の整備を進める。

3 防災建造物整備対策

(1) 公共建造物の不燃化等

学校、病院等の公共建造物の不燃化、耐震化を図る。また、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。また、耐火建築物の建設を促進するための資金融資の活用を周知する。

(2) 防災拠点施設の屋上の番号標示

市は、災害発生時において、ヘリコプター等航空機による空からの情報収集活動が効率的に実施できるように、避難所となる公共施設等の屋上に番号標示を行うよう努めるものとする。

附属資料	○防災用拠点施設屋上番号標示一覧	P. 454
------	------------------	--------

(3) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。

(4) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

第4 その他の防災事業

1 地盤災害予防対策

(1) 地盤沈下対策

地盤沈下の主要原因と考えられる地下水の採取を規制し、地下水転換用の代替水の整備を図るとともに、既に沈下して被害の発生のおそれのある地域については、防災対策等必要な措置をとる。

ア 地下水採取規制

本市は、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）による地下水採取の第1規制区域及び工業用水法（昭和31年法律第146号）による揚水規制区域となっている。したがって、地盤沈下への影響を防ぐため、地下水採取の規制を実施する。

また、尾張地域の地盤沈下に対して、国において策定された「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、地盤沈下防止等対策を推進し、地盤沈下の防止を図り、海岸、河川等の防災対策に資する。

イ 代替水源の整備

地下水採取の規制に伴い、工業用水や農業用水の代替水源として、上水道及び用水路等の整備を図り、給水事業を促進する。

ウ 排水対策

（ア）警戒水位感知機の設置

警戒水位機を幹線排水路に設置し、深夜の増水にも敏速に対応できる体制づくりに努める。

（イ）自動排水ポンプの設置

警戒水位機の設置と連動させ、自動的に排水を開始することができるよう排水機の改善を行う。

（2）被災宅地危険度判定の体制整備

降雨等の災害で被災した宅地による二次災害を防止するため実施する被災宅地対策について定めるものとする。

ア 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、県と協力して、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

イ 愛知県建築物地震対策推進協議会による取組

市及び県等は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図るものとする。

附属資料	○水準点の累積沈下量と地下水位観測所の年平均地下水位（昭和31年～平成23年）	P. 425
	○累積沈下量等量線図（単位：cm）（昭和36年2月～平成23年11月）	P. 426
	○東海三県における揚水規制地域	P. 427
	○県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水規制区域	P. 428

2 交通施設防災事業

災害時における緊急輸送の確保を図るため、災害対策本部（市役所）、主要公共施設、避難所、集落等を結ぶ道路を重点的に整備する。

市道に関しては、幅員の狭い道路の拡幅工事等の整備を図る。

3 文化財保護対策

文化財を各種災害から保護するため、次のような対策を講ずるものとする。

- (1) 文化財の所有者、管理責任者等と文化財の保護措置について協議し、保護、管理に必要な指導、助言を行う。
- (2) 文化財の破損、腐朽箇所の修理を速やかに行い、又は所有者、管理責任者に修理の手続、方法等について適切な指導を行う。
- (3) 自動火災報知設備、避雷針、貯水槽、防火壁等の消防用設備の配備及び消防道路の整備を促進する。
- (4) 消防訓練の実施等により災害予防体制を整える。
- (5) 弥富市文化財保護条例（昭和47年条例第17号）の規定に基づき、市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない等の事情がある場合には、市の予算の範囲内で補助金を交付する。
- (6) 重要文化財の耐震対策

平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

- ア 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
- イ 対処方針の作成・提出
- ウ 耐震対策推進の周知徹底
- エ 補助事業における耐震予備診断の必須
- オ 耐震予備診断実施の徹底
- カ 県の指導・助言

附属資料	○文化財の現況	P. 499
------	---------	--------

第6節 文教対策計画

第1 基本方針

幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図り、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

第2 防災上必要な組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

第3 防災上必要な教育の実施

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

1 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

2 関係職員の専門的知識の醸成及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上を図る。

3 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

第4 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を定期的実施する。

1 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設、設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導、助言を受ける。

2 学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会、生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

3 訓練実施後は、十分な反省を行うとともに、必要に応じ計画の修正、整備を図る。

第5 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

1 通学路の設定

(1) 通学路については、市教育委員会、蟹江警察署、海部建設事務所、海部南部消防組合等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(2) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(3) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(4) 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

(5) 園児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

2 登下校の安全指導

(1) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(2) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(3) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

第6 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設、設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また、校地等の選定、造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

第7 文教施設、設備等の点検及び整備

文教施設、設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設、設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ、必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

また、公民館、集会所等の施設についても、災害時に避難所として利用される場合が多いので、今後の建築については鉄骨建築とするよう推進に努める。

第8 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第7節 防災教育計画

第1 基本方針

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 防災のための意識啓発・広報

1 防災意識の啓発

市は、住民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、県から災害に関するビデオなどを借り、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、住民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、市及び防災関係機関と協力して、次の事項の(1)、(5)～(7)について解説を行い、啓発を図る。

さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

(1) 災害に関する基礎知識

(2) 正確な情報の入手

- (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (4) 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- (5) 警報等や避難情報の意味と内容
- (6) 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (7) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- (10) 応急手当方法の紹介、平素から住民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容
- (11) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

2 防災に関する知識の普及

市は、防災週間、水防月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

加えて、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障がい福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

3 過去の災害教訓の伝承

市は、住民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3 職員に対する防災教育

防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対しても、機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災に関する事務又は業務などの知識及び実務等に関する講習会、研究会、研修会、映画会等を実施し、その指導を行う。

また、地域の防災力の充実を図る観点から、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携を図るなど、防災に関して専門的な知識や行動力を有する人材を育成するための仕組みの構築に努める。

職員に対する防災教育は、市の地域防災計画の内容を周知徹底させることを基本とし、次の項目について教育する。

- (1) 気象、災害についての一般的知識
- (2) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識
- (3) 災害対策本部の組織及び任務分担
- (4) 非常配備の基準及び連絡方法
- (5) 被害の調査方法及び報告要領

第4 自主防災組織等に対する教育

自主防災組織等に対して日常生活で使われる火器具の知識と適切な使用方法などを中心とする防火・防災思想の普及、消火方法などの初期消火さらに災害発生時の避難、通報要領、応急対策への協力等について自主防災活動の充実を図る。

第5 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第6 その他の教育

- 1 児童生徒等に対する防災教育は、市教育委員会の定めるところによる。
- 2 自動車運転者に対する防災教育は、県公安委員会の定めるところによる。

第8節 防災訓練計画

第1 基本方針

市地域防災計画は、災害時において十分活用され、防災活動が的確に遂行されなければならない。そのため、市が中心となり、防災関係機関の協力を得て、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化を図るとともに、予防並びに応急措置に関する技術の向上と活動の効率化を図り、あわせて住民の防災思想の普及を図るものとする。

第2 基礎訓練の実施

防災意識の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。

したがって、防災関係機関（市、消防団、学校等）は毎年、独自の訓練計画を立て、公共的団体、民間協力団体及び地域住民等の協力を得て、科学的かつ計画的な図上又は実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図るものとする。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者（以下「要配慮者」という。）に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

なお、実働訓練の実施にあたっては、過去の災害を教訓とし、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求め

られる内容を盛り込むなど、より実践的な内容とする。

様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

訓練内容としては、次のものが考えられるが、当該機関の性格に応じ、適宜選択する。

1 水防（水防工法）訓練

「海部地区水防事務組合水防計画」に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。実施時期は、出水期前の最も訓練の効果のある時期とし、河川の危険地域等洪水のおそれのある地域で実施する。

2 消防訓練

消防活動が円滑に実施できるよう、消防に関する訓練を実施する。

3 避難・救助訓練

市及び防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施するものとする。

また、学校、病院、社会福祉施設、工場、事務所等にあつては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。特に、自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行うとともに、要配慮者の避難誘導を含む避難誘導訓練や安全確保訓練を行う。

4 通信連絡訓練

市及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、愛知県地区非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

5 非常招集訓練

市及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外における職員、消防団、水防団等の円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じ非常招集訓練を実施する。

6 各種救助訓練

倒壊家屋、自動車等からの救出訓練等、必要に応じて実施する。

第3 総合防災訓練の実施

前記の各種基礎訓練を有機的に組み合わせ、地域との連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、防災関係機関及び住民が一体となって、又は連携して、総合防災訓練を実施し、市地域防災計画の内容を習熟するとともに、市及び防災関係機関相互の協力体制の緊密化を図る。

さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

1 風水害想定

実施時期は出水期前とし、河川危険箇所等、洪水が予想される場所を選定する。

訓練内容は以下の項目とする。

- (1) 水防工法
- (2) 樋門等の操作
- (3) 水位・雨量観測
- (4) 消防機関・水防団の動員

- (5) 一般住民の動員
- (6) 水防資機材の輸送
- (7) 情報の収集・伝達と災害広報
- (8) 避難・立退き・要配慮者の移送

2 火災想定

実施時期は防火週間とし、火災が発生しやすい市街化が進んだ地区を選定する。

訓練内容は、以下の項目とする。

- (1) 消防機関の出動
- (2) 隣接市町村の応援
- (3) 避難・立退き・要配慮者の移送
- (4) 救出救助
- (5) 情報の収集・伝達と災害広報

第4 広域応援訓練

市は、被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

第5 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、市は、自主防災組織等が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

第6 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果をとりまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第9節 避難対策計画

第1 基本方針

災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、市長は、あらかじめ緊急避難場所や避難所の選定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努めるものとする。

避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。

防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝

達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

市は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。

社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

県及び市は、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第2 実施内容

1 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下施設等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

2 緊急避難場所の確保

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

3 広域避難場所

市は、あらかじめ避難所を指定しているが、施設の老朽化、また人口動態の変化など地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに他市町村との相互応援協力体制のバックアップのもとに避難所の整備を図る。

また、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。選定に際しては、次の点などに留意する。

- (1) 住民にとって身近な施設にすること。
- (2) 二次災害などのおそれがないこと。
- (3) 立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること。
- (4) 主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること。
- (5) 環境衛生上問題のないこと。
- (6) 指定にあたっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設は、避けること。
- (7) 必要に応じ県と連携をとり、社会福祉施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努めること。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。
- (8) 災害発生時に複数の避難者がやむを得ず選定された避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録すること。

4 一時避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド(校庭を含む)、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者一人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

5 避難所として適切な施設

公立学校、公民館等であるが、適切な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握確認しておくものとする。

なお、必要に応じ町丁界や行政界を越えての避難を考慮し、整備していくものとする。

また、市では市指定避難所として、以下のとおり、1次開設避難所～3次開設避難所というかたちで各段階に沿った避難所を設置している。

(1) 1次開設避難所

自主避難時に開設する避難所として、学区ごとに6か所を指定している。

(2) 2次開設避難所

弥富市において震度5弱以上の地震が発生した場合、又は、避難情報の発令時に開設する。学区ごとに23か所を指定している。

(3) 3次開設避難所

避難所が足りない場合など、必要に応じて開設する避難所として、5か所を指定している。

6 避難所の整備

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。

カ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

7 福祉避難所の指定

市は、一般の避難所では生活に支障を来す要配慮者が、生活相談や必要な生活支援を受ける等何らかの特別な配慮がされた、安心して生活ができる体制を整備した施設として福祉避難所の指定を行っている。

このため、市では民間との協定締結などにより指定に取り組んでおり、平成23年度現在、社会福祉法人3か所、市の公共施設2か所の合計5か所が指定されている。

8 避難所における必要面積の確保

市は、避難所の避難状況に応じた最小限のスペースを次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースの確保も不可欠である。

一人あたりの必要占有面積

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

*介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積

一家族が、目安で3 m×3 mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2 m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

9 避難所が備えるべき設備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

- (1) 情報受発信手段の整備：防災行政用無線、携帯電話、FAX、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等
- (2) 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等
- (3) バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等
- (4) 要配慮者への配慮：スロープ、障がい者用トイレ、文字を表示できるラジオ等

10 避難路の選定

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難路は概ね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

11 避難経路の表示

市は、避難所及びその場所を住民に周知徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に標示・標札を立てておくものとする。

12 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

13 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

(1) 市における措置

ア マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

(ア) 豪雨、洪水等の災害事象の特性に留意すること

(イ) 収集できる情報として次の情報を踏まえること

- a 気象予警報及び気象情報
- b 河川の水位情報、指定河川洪水予報
- c 海岸の水位情報

(ウ) 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考にすること

(エ) 区域の設定にあたっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること

- a 河川氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)
- b 高潮氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)

(オ) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める

(カ) 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況〔警戒レベル5〕において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること

(キ) 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること

- a 避難指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報(大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等)、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促し

たい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

- b 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、[警戒レベル5]緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。

イ 判断基準の設定等に係る助言

判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（河川・海岸管理、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

ウ 事前準備

市は、避難情報を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

14 避難所の運営体制の整備

- (1) 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを活用して、平成28年3月に作成した「弥富市避難所運営マニュアル」を活用し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所の運営体制の整備を図るものとする。
- (2) 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。
- (3) 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。
- (4) 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。
- (5) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考

に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

15 避難に関する意識啓発

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報紙・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った場合、市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 緊急避難場所、避難所の名称

イ 緊急避難場所、避難所の所在位置

ウ 緊急避難場所、避難所への経路

エ 緊急避難場所、避難所の区分

オ その他必要な事項

- ・ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
- ・ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

(ア) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと

(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）

(ウ) 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと

(エ) 市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に

安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

16 避難誘導に係る計画の策定

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ市全体の避難計画を作成しておくものとする。その際、水害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。また、市全体避難計画をもとに市内を9地区にわけ、津波・高潮災害の被害想定を考慮し、広域的な避難計画との調整を図り、緊急避難路等の見直しを実施する。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難情報を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 緊急避難場所、避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

- (ア) 広報車による周知
- (イ) 同報無線による周知
- (ウ) 避難誘導員による現地広報
- (エ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び市教育委員会においては、緊急避難場所の選定、緊急避難場所、避難所の確保並びに保健・衛生及び給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、搬送施設の確保、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(3) 避難行動要支援者の避難対策

本章 第11節「要配慮者の安全確保対策計画」参照

17 浸水想定区域における措置

浸水想定区域（水防法に基づくもの）の指定を受けた区域は、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項の情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第10節 必需物資の確保対策計画

第1 基本方針

災害により、飲料水、食品、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資を供給するため、集中備蓄、分散備蓄などにより、必要な生活物資の確保に努める。

第2 実施内容

1 飲料水の確保体制の整備

市は、県と相互に協力して、発災後3日間は1人あたり1日3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう、被災後の経過日数ごとに、目標数量、給水方法などを定め、飲料水の確保体制の整備に努める。

(1) 給水車等の整備

(2) 給水用資機材の整備

(3) 相互応援体制の整備

市で対応できない大規模な災害を想定し、他市町村や他県と協定を締結するなど、相互応援体制の整備に努める。

2 食品及び生活必需品の確保

市、県を始め防災関係機関は、食品及び生活必需品の確保、備蓄倉庫の整備又は耐水性を考慮した保管場所の確保に努める。

(1) 米穀の確保

市は、県が策定した「応急用米穀取扱要領」9（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀販売業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。

(2) 主食及び副食の確保

市は、乾パンなどの主食とともに野菜などの副食を、自ら確保又は関係機関から調達する。

(3) 生活必需品の確保

必要量の確保が困難なときは、県へ援助の要請をする。

主な生活必需品は、次のとおりである。

ア 毛布

イ 被服（肌着等）

ウ 日用品（タオル、石けん、ちり紙等）

エ 炊事道具・食器類（鍋、やかん、茶碗、はし等）

オ 光熱用品（エルピーガス、懐中電灯、ローソク、乾電池等）

カ 医薬品等（救急セット等）

キ 衛生用品（生理用品、紙おむつ等）

ク 仮設トイレ

ケ 簡易トイレ

3 家庭内備蓄の推進

災害発生時には、ライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

第11節 要配慮者の安全確保対策計画

第1 基本方針

災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から要配慮者を守るための安全

対策の一層の充実を図るものとする。

特に、市にあつては、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。その際には、要配慮者の避難対策に関する検討会（内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省）作成の「要配慮者の避難支援ガイドライン」を踏まえ県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。

また、市及び施設管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

第2 実施内容

1 社会福祉施設等における対策

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、風水害等災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(4) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

(5) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

2 在宅者対策

(1) 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

(2) 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

3 避難行動要支援者対策

- (1) 市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、(2)に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意する。

(2) 避難行動要支援者名簿の整備等

ア 要配慮者の把握

市は、関係部署等で保有している災害時に配慮を必要とする要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を集約・把握するものとする。

なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障がい児や医療的ケア児は、障がい児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

イ 避難支援等関係者となる者

- (ア) 市内部組織
- (イ) 市社会福祉協議会
- (ウ) 民生委員・児童委員
- (エ) 海部南部消防組合
- (オ) 蟹江警察署
- (カ) 自治会・町内会
- (キ) 自主防災組織
- (ク) 近隣者

ウ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び関係団体の協力を得て集約・把握した要配慮者の中から避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件に当てはまらない者であっても要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には、柔軟に対応する。

(ア) 避難行動要支援者の要件

- a 高齢者のみの世帯
- b ひとり暮らしの高齢者
- c 要介護3以上の居宅者
- d 身体障がい者（1・2級）
- e 知的障がい者（A判定）
- f 精神障がい者（1級）
- g 難病患者
- h 上記の者のほか、避難に支援が必要と認められる者

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項

エ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(ア) 市内部での情報の集約

市は、避難行動要支援者の名簿を作成するのに必要な範囲で、市内部の個人情報を共有して名簿台帳を作成する（災害対策基本法第49条の10第4項）。

(イ) 都道府県等からの情報の取得

避難行動要支援者となる難病患者の情報については、都道府県と調整の上、これを取得するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(ア) 避難行動要支援者は、転出、死亡、転入、新たな認定により変化するため、関係部署等と連携して情報を更新し、毎年、名簿の更新を行い関係者間で共有を図る。

(イ) 市は、名簿に記載された事項に変更が生じたことを直接又は自主防災組織、避難支援等関係者若しくは民生委員・児童委員等の報告により知ったときは、名簿の原本にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する。

(ウ) 名簿に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員・児童委員を通じて市に報告するよう、市は避難行動要支援者又は避難支援等関係者に指導する。

カ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、登録に同意している避難行動要支援者名簿については、関係部署及び関係団体において、施錠可能な場所で厳重に保管・管理するとともに個人情報保護条例に基づき情報漏えいに対する措置を講じる。また、同意を得ていない避難行動要支援者名簿については、関係部署において保管・管理し、避難情報発令後、速やかに関係団体等に提供するとともに災害対応終了

後は、速やかに回収する。

また、市は、市の条例の定めにより、又は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

キ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

(ア) 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置

- a 名簿の提供を受けた者は、支援以外の目的で登録台帳を活用してはならない。
- b 名簿の提供を受けた者は、登録台帳に記載された個人情報及び支援上に知りえた個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。
- c 名簿の提供を受けた者は、登録台帳を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。
- d 名簿の提供を受けた者が登録台帳を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(イ) 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が講ずる措置

- a 市は避難支援等関係者に名簿台帳を提供する際に、名簿の提供を受けた者は法律上の守秘義務（災害対策基本法第49条の13）を負うことや、個人情報の適切な保管・取扱方法について十分に説明した上で、名簿台帳の管理について適宜指導を行う。
- b 市が避難行動要支援者に名簿を提供する際は、提供を受ける避難支援等関係者の支援活動に必要な範囲の名簿情報のみを提供する。
- c 災害時に緊急的に外部提供した名簿情報については、支援活動後にその情報の返還又は廃棄を求めるものとする。

(3) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、当該市の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(4) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(5) 避難支援体制の整備

市は、関係部署及び関係団体と協力して情報の伝達、安否確認、避難誘導等の支援体制の整備に努める。

(6) 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、住民への避難情報の伝達（防災行政無線、同報無線、CATV、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、エリアメール、広報車、消防団、サイレン、テレビ・ラジオ、携帯電話、インターネット等による方法）にあわせて避難情報の区域に該当する関係団体等に対しても速やかに情報を伝達する。

(7) 避難支援者等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、災害時に自らと家族の安全を確保した上で、関係団体等と連携して避難支援を行うものとする。

4 外国人等に対する防災対策

市、県をはじめ防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人住民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

(1) 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(2) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

(3) 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

(4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

(5) 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

5 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑

かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

6 洪水時の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

第3 帰宅困難者支援体制の整備

1 県（防災安全局）及び市における措置

県及び市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

県及び市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

2 都市再生緊急整備地域における都市再生安全確保計画の作成

県、市及び関係事業者等は、都市再生緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。

3 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第12節 特殊災害対策計画

危険物等の爆発、火災による災害及び石油類の流出、火災による災害を防止するための災害予防対策について定める。

第1 危険物等災害対策

危険物等の爆発、火災による災害を防止するため、市は、県、労働局、事業所等の関係機関と協議の上、災害予防対策を実施する。

1 防災計画作成の指導

市は、関係事業所に対し、災害防止計画書の作成を指導する。

2 自主保安体制の整備

関係事業所は、所有、管理又は占有する危険物等について、それぞれ消防法、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等危険物の保安に関する法令（以下「保安法令」という。）の定める基準により、その位置、構造及び取扱いが常に適合するよう点検整備するものとする。さらに、必要な防災用設備、資機材を整備する。

点検にあたっては、日常の点検事項及び点検方法をあらかじめ具体的に定めておくものとする。また、従業員、下請者に対し保安教育を徹底するとともに定期的に防災訓練を実施する。

3 立入検査の徹底

防災関係機関は、それぞれ保安法令の定めるところにより、危険物施設の立入検査を年1回以上実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の情報交換に努めるものとする。

4 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

第2 海上災害対策

海上における危険物の漏えい、流出、火災又は爆発の災害が発生した場合の流出油等の防除活動、災害拡大防止活動等に対処するため、名古屋海上保安部その他関係機関との連絡及び協力についての体制の整備を図るものとする。

1 市及び海部南部消防組合の対策

(1) オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の流出油防除資材並びに化学消火薬剤及び作業船艇等の整備・備蓄に努める。

なお、必要に応じて漂着油の除去等に必要な資機材及び消防用資機材等の整備に努める。

(2) 大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係機関と連携して防災体制の強化を図る。

第3 航空機事故による災害対策

民間の航空機又は自衛隊の航空機による航空機事故及び航空機事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整について、迅速な救難活動ができるよう、大阪航空局中部空港事務所・愛知県名古屋空港事務所及びその他の防災関係機関、周辺市町村との協力関係を確立する。

第4 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対して、鉄軌道事業者と連携して防災体制の整備を図るものとする。

1 市及び海部南部消防組合の対策

- (1) 大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

第13節 広域応援・受援体制の整備計画

第1 基本方針

市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第2 実施内容

1 応援要請手続きの整備

市は、国、県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

2 応援協定の締結等

(1) 相互応援協定の締結

市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、他市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

(2) 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 民間団体等との協定の締結等

市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努める。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく。また、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

また、大規模災害発生時に必要となる食料、飲料水、災害救助用資機材、輸送車両等を迅速に調達できるよう、市内関係団体・業者等との応援協定締結の推進を図る。

3 受援体制の整備

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

4 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

(1) 緊急消防援助隊

市は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援

市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

5 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や市、国、県、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

6 防災活動拠点の確保等

市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、市、国（国土交通省）、県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第14節 調査、研究計画

災害は、広範な分野にわたる複雑な現象であり、かつ、その実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連繫を図るとともに、地域の特性に応じた総合的かつ一体的調査研究を実施する。

第1 重点をおくべき調査研究事項

重点をおくべき調査研究事項は、次のとおりである。

1 危険地域の把握

次の事項について広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

- (1) 浸水危険区域
- (2) 河川注意箇所
- (3) 道路注意箇所
- (4) 液状化危険地域
- (5) 火災延焼危険地域

2 自然条件の調査

次の事項について調査を行う。

- (1) 地形
- (2) 地質
- (3) 地盤構造
- (4) 気象

3 危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている上記第1の1の危険地域について関係機関等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

第2 調査研究成果の活用

1 調査研究成果の活用

調査研究成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

2 防災アセスメントの実施、防災カルテ、防災マップ等の整備

市においては、地域の水害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状

に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。

また、市は、コミュニティレベル（地区単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな地区別防災カルテ・防災マップ等の作成を積極的に推進する。

さらに、災害危険区域及び避難場所、避難路等を具体的に示したハザードマップの作成、公表に努める。

3 地籍調査

市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第15節 企業防災の促進

第1 方針

1 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は住民の生活再建や市の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業の継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という））の策定に取組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 企業防災の促進

市は県及び商工団体等と協力し、企業の防災意識の向上を図り、災害時の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取組むことができる環境の整備に努める。

第2 対策

1 企業の取組

（1）事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にす意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(5) 洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の地下道等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

本章 第5節「防災事業計画」第1 9～12 参照

2 企業防災促進のための取組

市は、県及び商工団体等と協力し、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市は県及び商工団体等と連携し、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市が策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市は県及び商工団体等と連携し、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。また、市は、あらかじめ県及び商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部計画

市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、弥富市災害対策本部条例の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

第1 設置及び廃止

1 災害対策本部は、次の基準により設置するものとする。

(1) 次の警報のいずれかが市に発表され、市長が必要と認めるとき。

- ア 大雨特別警報
- イ 暴風特別警報
- ウ 高潮特別警報
- エ 波浪特別警報
- オ 暴風雪特別警報
- カ 大雪特別警報
- キ 大雨警報
- ク 暴風警報
- ケ 洪水警報
- コ 高潮警報
- サ 暴風雪警報
- シ 木曾川下流氾濫警戒情報

(2) 市の地域に災害が発生し、若しくは災害が発生するおそれがあると認められるとき、又は市若しくは隣接市町村に震度5弱以上の地震が発生したとき。

(3) 警戒宣言が発せられた場合

(4) 津波警報が発令された場合

(5) 上記以外で、地域内に小規模若しくは相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模若しくは相当規模の災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき。

2 災害対策本部の廃止の基準は、次のとおりとする。

予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるときに廃止する。

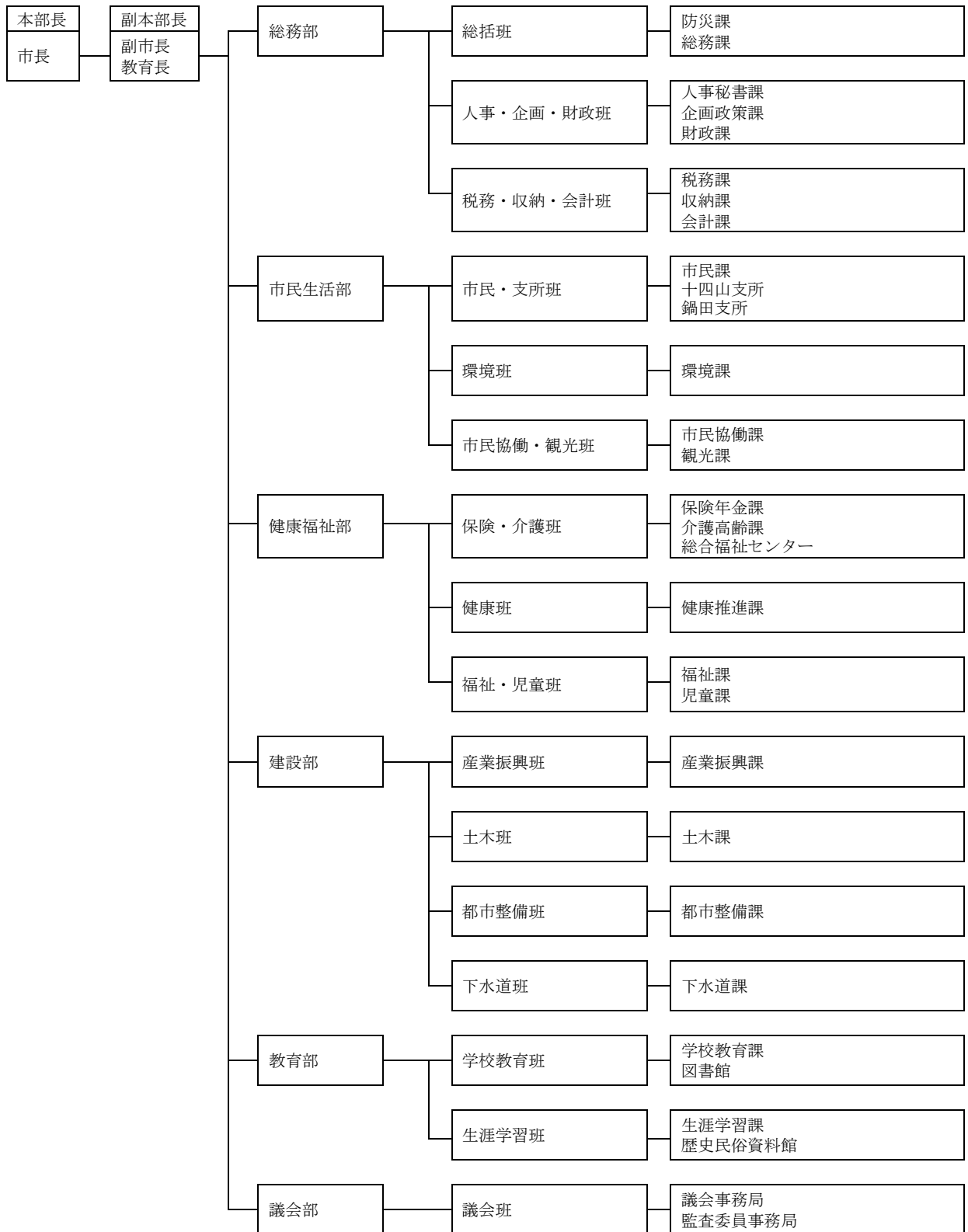
第2 組織、機構

1 市災害対策本部の組織

災害対策本部は、本部長、副本部長並びに総務部、市民生活部、健康福祉部、建設部、教育部及び議会部をもって構成し、市長を本部長とし、副本部長に副市長及び教育長をあてる。

災害対策本部に本部員会議を置き、災害応急対策の基本的事項について協議、決定する。

弥富市災害対策本部組織図



2 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、各部長、各班長及び各副班長をもって組織し、災害応急対策の基本的な事項について協議し、又は本部長の指示を受ける。

(1) 本部員会議の開催

- ア 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。
- イ 本部員会議は、特別の指示がない限り、市役所で開催する。
- ウ 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- エ 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- オ 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、本部長にその旨を申し出るものとする。
- カ 本部員が会議に出席できないときは、代理の職員を出席させなければならない。

(2) 本部員会議の協議（指示）事項

- ア 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- イ 災害情報及び被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ウ り災調査の方法及び基準に関すること。
- エ 救護物資等給与の基準に関すること。
- オ 避難情報に関すること。
- カ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- キ 国、県の機関、公共機関、他市町村又はその他の機関、団体等に対する応援の要請に関すること。
- ク 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ケ その他災害対策に関する重要な事項

(3) 決定又は指示事項の周知

会議の決定又は指示事項のうち職員又は一般住民に周知を要する事項については、総括班は、自主防災組織を通じて、速やかにその徹底を図るものとする。

第3 部の任務分担

各部の部長は、本部長の命を受けて、部内の事務又は業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。班長及び副班長は、部長の命を受けて、班の事務又は業務を掌握する。

なお、各部は、弥富市災害対策本部を設置する原因となった災害の種類、規模等を踏まえ、実施すべき災害応急対策の内容、程度等に応じて、臨機応変に相互応援協力するものとする。

各部及び各班の任務分担は、次の「災害対策本部任務分担表」とおりである。

第4 伝達（通知）

災害対策本部が設置又は廃止された場合、本部の総括班は、次の機関にその旨を伝達（通知）する。

伝 達 (通 知) 先	方 法
海部県民事務所 (県災害対策本部海部方面本部)	県防災行政用無線又は電話
蟹江警察署	電話又は防災行政用無線
市役所内	庁内放送
市出先機関及び学校	電話又は防災行政用無線

伝 達 (通 知) 先	方 法
海部南部消防本部	電話又は防災行政用無線
海部地区水防事務組合	電 話
弥富市消防団	電話又は防災行政用無線
海部南部水道企業団	電 話
住民・自主防災組織	防災行政用無線、同報無線、電話
中部電力株式会社 東邦瓦斯株式会社 西日本電信電話株式会社	港営業所、津島営業所 中村営業所 東海支店
	電 話

第5 標識等

1 災害対策本部の標識

災害対策本部が設置されたときは、その設置を示す標示板を市役所正面玄関に掲げるものとする。

2 標旗

災害応急対策に使用する車両及び舟艇には、指定の標旗を付けるものとする。

3 服装

災害応急対策に従事する職員の服装は、防災服（水防服、消防服を含む。）とするが、状況により活動に適した服装を着用することができる。

4 腕章

災害対策本部が設置されたときは、本部長、副本部長、部長、班長、副班長その他の職員は、それぞれ指定の腕章を着用するものとする。

5 身分証明書

職員の身分の証明は、災害対策基本法第83条第2項に規定する身分を示す証票とする。

附属資料 ○災害対策本部の標識等

P. 500

災害対策本部任務分担表

部 名 (部 長)	班 名 ◎班 長 ○副班長	課 名 等	所 掌 事 務
総 務 部 (総務部長)	総括班 ◎防災課長 ○総務課長	防災課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の庶務に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 市防災会議その他関係機関との連絡に関する事。 4 各部・各班の所掌業務把握の調整・統制に関する事。 5 非常配備の周知に関する事。 6 県、他市町村等への応援要請に関する事。 7 自衛隊派遣要請依頼に関する事。 8 防災行政無線の統制に関する事。 9 気象予警報、地震に関する情報の伝達に関する事。 10 各班からの被害報告のとりまとめに関する事。 11 災害情報の収集及び発表に関する事。 12 災害対策基本法第53条の規定による被害状況等の報告に関する事。 13 避難情報の伝達に関する事。 14 消防団との連絡調整に関する事。 15 自主防災組織との連携に関する事。
		総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係文書の受理、配布及び発送に関する事。 2 災害時におけるデータ保存に関する事。 3 災害時における電子計算システムの管理及び復旧対策に関する事。 4 市外到着物の受領、輸送に関する事。 5 各班の連絡、調整に関する事。 6 各部との連絡調整に関する事。 7 その他他の班に属さないことの調整に関する事。
	人事・企画・ 財政班 ◎人事秘書課 長 ○企画政策課 長 ○財政課長	人事秘書課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害・被害状況の広報に関する事。 2 防災功労者の褒賞及び表彰に関する事。 3 報道機関との連絡に関する事。 4 災害視察者の対応に関する事。 5 受援における人員調整に関する事。 6 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する事。 7 部内の応援協力に関する事。
		企画政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域行政に関する事。 2 土地利用の総合調整及び利用計画に関する事。[都市整備課と連携] 3 政策の推進に関する事。 4 災害復興計画に関する事。[都市整備課と連携] 5 班内の応援協力に関する事。

部 名 (部 長)	班 名 ◎班 長 ○副班長	課 名 等	所 掌 事 務
		財政課	1 災害対策の予算措置に関すること。 2 市有財産の被害状況調査の総括に関すること。 3 緊急通行車両の確認申請に関すること。 4 庁内電話の統制に関すること。 5 市有車輛の配車及び民間車両の借上げに関すること。 6 業務資源の管理に関すること。 7 寄付に関すること。[会計課と連携] 8 総括班の応援協力に関すること。
	税務・収納・ 会計班 ◎税務課長 ○収納課長 ○会計課長	税務課 収納課	1 災害による市税の軽減若しくは免税又は徴収猶予に関すること。 2 災害による市税の減収見込みに関すること。 3 罹災証明の調査、作成に関すること。 4 総括班の応援協力に関すること。
		会計課	1 物資記録に関すること。 2 寄付に関すること。[財政課と連携] 3 義援金の受付及び管理に関すること。 4 災害応急復旧に要する資金の調達に関すること。 5 被災職員又はその家族に対する見舞金の給付に関すること。 6 災害救助に要する経費の経理に関すること。 7 総括班の応援協力に関すること。
市民生活部 (市民生活部 長)	市民・支所班 ◎市民課長 ○十四山支所 長	市民課 十四山支所 鍋田支所	1 罹災台帳の作成に関すること。 2 罹災証明書の発行に関すること。 3 死亡者の戸籍処理に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。
	環境班 ◎環境課長	環境課	1 防疫活動に関すること。 2 災害時の環境衛生に関すること。 3 災害時における廃棄物の処理及び清掃に関すること。 4 災害時における飲料水の確保及び供給に関すること。 5 遺体処理及び埋葬に関すること。 6 部内の応援協力に関すること。
	市民協働・観 光班 ◎市民協働課 長 ○観光課長	市民協働課 観光課	1 区長との連絡調整に関すること。 2 被災住民への相談活動に関すること。 3 地域公共交通に関すること。 4 防犯・交通に関すること。 5 関連施設との連絡調整に関すること。 6 部内の応援協力に関すること。

部 名 (部 長)	班 名 ◎班 長 ○副班長	課 名 等	所 掌 事 務
健康福祉部 (健康福祉部 長)	保険・介護班 ◎保険年金課 長 ○介護高齢課 長	保険年金課 介護高齢課 総合福祉セン ター	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険の被保険者証の再発行に関する事。 2 介護保険料の減免に関する事。 3 総合福祉センター、十四山総合福祉センター、いこいの里との連絡調整に関する事。 4 国民健康保険の被保険者証の再交付に関する事。 5 後期高齢者医療被保険者証の再発行に関する事。 6 国民健康保険税の減免に関する事。 7 福祉・児童班の応援協力に関する事。
	健康班 ◎健康推進課 長	健康推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護班の編成に関する事。 2 医療助産活動に関する事。 3 医療品の確保及び配分に関する事。 4 災害時における医師会等の応援要請に関する事。 5 福祉・児童班の応援協力に関する事。
	福祉・児童班 ◎福祉課長 ○児童課長	福祉課 児童課	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉対策の総合的企画、調整及び救助の実施の総括に関する事。 2 災害救助法の適用申請に関する事。 3 避難所の開設、運営等に関する事。 4 避難者の誘導に関する事。 5 保育所児等の保護に関する事。 6 炊き出しに関する事。 7 ボランティアの受入れに関する事。 8 被服、寝具その他の生活必需品等の調達・あっせん・配分に関する事。 9 救助用物資及び義援物資の受入れ、配分に関する事。 10 救助用物資及び義援物資の輸送に関する事。 11 救助用物資の集積保管等に関する事。 12 社会福祉施設、児童福祉施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 13 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する事。 14 罹災者に対する生活福祉資金に関する事。 15 罹災保護世帯に関する事。 16 罹災母子等に対する母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付等に関する事。 17 被災者生活再建支援法に関する事。 18 罹災障がい者の更生援護に関する事。 19 災害に関連する行旅病人及び行旅死亡人に関する事。 20 保育所、のびのび園及び児童館等との連絡調整に関する事。 21 部内の連絡調整に関する事。

部 名 (部 長)	班 名 ◎班 長 ○副班長	課 名 等	所 掌 事 務
建 設 部 (建設部長)	産業振興班 ◎産業振興課 長	産業振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業水産対策の総合的企画、調整及び推進に関すること。 2 病虫害異常発生防除に関すること。 3 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 4 死亡獣畜の処理に関すること。 5 農業水産関係の被害調査のとりまとめ及び応急復旧に関すること。 6 農作物の応急技術対策に関すること。 7 農作物の種苗、生産資材、飼料、肥料等の調達及びあっせんに関すること。 8 畜産飼料の調達及びあっせんに関すること。 9 農業経営の復興対策に関すること。 10 農業金融に関すること。 11 用悪水路、樋門等農業用施設の復旧対策に関すること。 12 浸水農地等の応急排水に関すること。 13 農村環境改善センター等との連絡調整に関すること。 14 農業水産関係団体との連絡調整に関すること。 15 商工対策の総合的企画、調整及び推進に関すること。 16 商工業者の災害復旧融資対策に関すること。 17 物資等の輸送、供給に関すること。 18 企業防災対策に関すること。 19 商工団体との連絡調整に関すること。 20 部内の応援協力に関すること。
	土木班 ◎土木課長	土木課	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木対策の総合的企画、調整及び救助の実施に関すること。 2 道路情報の収集、伝達に関すること。 3 交通規制に関すること。 4 通行路線の決定に関すること。 5 応急復旧及び緊急措置に関する諸資材の調達及び供給に関すること。 6 障害物除去に関すること。 7 土木関係被害調査のとりまとめ及び応急復旧に関すること。 8 道路・河川等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 9 部内の応援協力に関すること。

部 名 (部 長)	班 名 ◎班 長 ○副班長	課 名 等	所 掌 事 務
	都市整備班 ◎都市整備課 長	都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理・診断の実施に関する事。 2 建物及び宅地の応急危険度判定に関する事。 3 建築資材の調達、あっせんに関する事。 4 住宅の障害物の除去に関する事。 5 災害復興計画に関する事。[企画政策課と連携] 6 災害復興住宅資金の融資に関する事。 7 土地利用の総合調整及び利用計画に関する事。[企画政策課と連携] 8 部内の応援協力に関する事。
	下水道班 ◎下水道課長	下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における下水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 農業集落排水施設等の被害調査、応急復旧対策に関する事。 3 部内の応援協力に関する事。
教 育 部 (教育部長)	学校教育班 ◎学校教育課 長 ○図書館長	学校教育課 図書館	<ol style="list-style-type: none"> 1 小中学校の応急教育に関する事。 2 災害時における教職員の確保に関する事。 3 児童生徒等の安全確保に関する事。 4 文教施設における避難所の開設及び運営に関する事。 5 文教関係の義援金の受領、配分に関する事。 6 被災学校の環境衛生に関する事。 7 被災児童生徒等の学用品の支給に関する事。 8 被災児童生徒等の保健管理に関する事。 9 被災児童生徒等の学校給食に関する事。 10 施設利用者の安全確保に関する事。 11 文教施設等の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。 12 部内の連絡調整に関する事。
	生涯学習班 ◎生涯学習課 長 ○歴史民俗資料館長	生涯学習課 歴史民俗資料館	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 2 社会教育関係団体との連絡調整に関する事。 3 施設利用者の安全確保に関する事。 4 総合社会教育センター、十四山スポーツセンター、十四山公民館、コミュニティセンター及び歴史民俗資料館との連絡調整に関する事。 5 文化財の保護に関する事。 6 学校教育班の応援協力に関する事。
議 会 部 (議会事務局 長)	議会班 ◎議事課長 ○監査委員事務局 長	議会事務局 監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡調整に関する事。 2 総括班からの要請による他班の応援協力に関する事。

消防団・所掌事務

消 防 団	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民への災害情報の伝達に関すること。 2 消防・水防に関すること。 3 避難情報の伝達に関すること。 4 避難誘導・救出に関すること。 5 要保護者の保護及び搬送に関すること。 6 被害情報の収集及び報告に関すること。 7 遺体及び行方不明者の捜索に関すること。 8 消防器具等の保管及び運営に関すること。 9 災害の警戒及び防衛活動に関すること。 10 その他災害出動に関すること。
-------	---

第2節 非常配備計画

第1 非常配備の区分

非常配備は、次の3段階に区分する。

1 第1非常配備

災害が発生するおそれがあり、災害の規模、状況の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき、又はごく小規模の災害が発生したときなどに必要最小限の組織による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。

(例えば、市に大雨注意報が発表されたとき等)

2 第2非常配備

相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したときなどに各部班の所要の組織による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。

(例えば、市に大雨警報が発表されたとき等)

3 第3非常配備

大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したときに各部班の全組織による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。

第2 非常配備基準

非常配備の各段階における指令の時期及び非常配備員等は、別表の非常配備基準のとおりとする。

なお、非常配備の指令は、非常配備基準に掲げる気象予警報等のいずれかが発表された場合、発表と同時に自動的になされたものとする。

また、学校教職員については、市教育委員会の指示による。

第3 非常配備体制下の活動

非常配備体制下の活動の重点は、概ね次のとおりである。

1 第1非常配備体制下の活動

(1) 名古屋地方気象台及びその他関係機関と連絡をとり気象情報等を収集する。

(2) 雨量、水位等に関する情報を収集する。

(3) 第1非常配備を行う各班の責任者は、関係機関からの情報又は連絡に即応して、随時待機職員

に対し必要な指示を行うものとする。

2 第2非常配備体制下の活動

- (1) 本部の機能を円滑ならしめるため、本部員会議室を開設する。
- (2) 各班の責任者は情報の収集を行い、伝達体制を強化する。
- (3) 各班の責任者は班員との連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、関係住民の避難立退きその他緊急措置について本部長に報告し、及び必要な運営を行うものとする。
- (4) 各班の責任者は、現在までの情報及び住民に対する指示事項をとりまとめ、必要に応じ周知するものとする。
- (5) 各班の責任者は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - ア 事態の重要性を職員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせる。
 - イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて、被害予想地へあらかじめ配置する。
 - ウ 関係各班及び関係機関との連絡を密にし活動体制を整備する。
- (6) 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。

3 第3非常配備体制下及び被害発生後の活動

第3非常配備が発令された後及び被害が発生した後は、各部長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を本部長に報告するものとする。

第4 伝達方法

災害応急対策を円滑に実施するため平常時において体制を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。

1 平常時の措置

各非常配備の編成については、「非常配備割当表」を別に定めるものとする。この割当表は、毎年見直しを図り、常に現状に適合したものとする。

2 非常配備の伝達等

(1) 非常連絡並びに動員

ア 勤務時間内

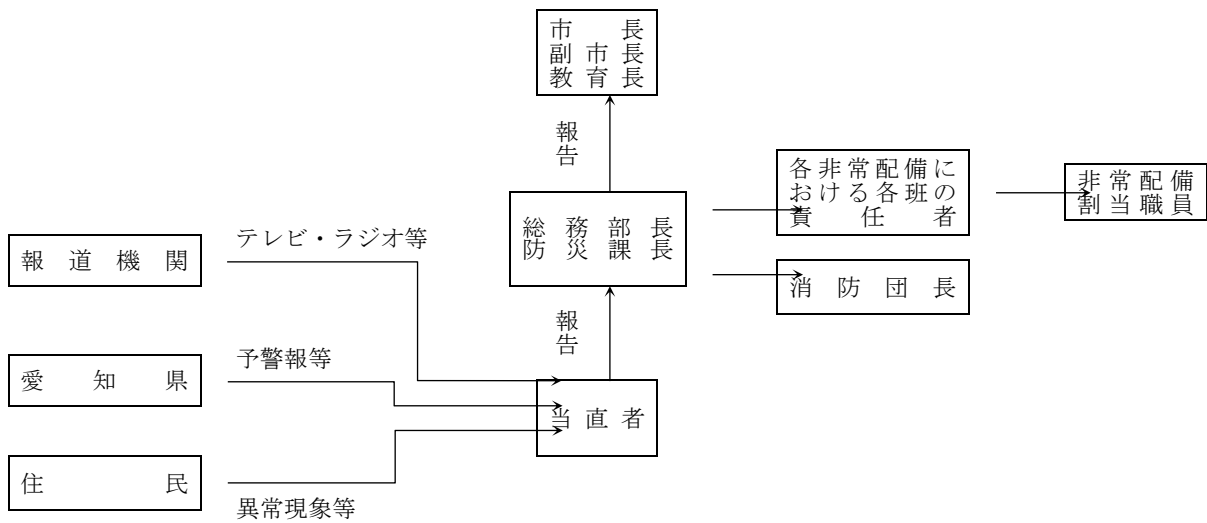
気象予警報の通知を受け、災害発生が予想される場合、各班の責任者は、非常配備割当職員にこれを伝達するとともに庁内放送により徹底させる。

イ 勤務時間外・休日における伝達

(ア) 当直者は非常配備に該当する気象予警報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに総務部長、防災課長に連絡するものとする。総務部長、防災課長は当直者から連絡を受けた場合は、本部長（市長）、副本部長（副市長及び教育長）に報告をし、各班の責任者に伝達する。

(イ) 各班の責任者は、あらかじめ職員の非常連絡の系統並びに動員計画を定め、所要の職員に対し周知徹底しておかなければならない。

非常連絡系統図



ウ 非常配備伝達先（関係機関）

非常配備体制をとった場合は、次表の関係機関にその内容等を伝達する。

伝達先関係機関
弥富市消防団
海部南部消防組合
海部地区水防事務組合
海部県民事務所
蟹江警察署

(2) 参集に際しての留意点

ア 職員は、勤務時間外又は休日において災害の発生又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、自主的に市役所又は所属班長又は副班長へ連絡をとり、あるいは自らの判断で登庁し、所要の配備につかなければならない。

イ 道路等の被災により、定められた非常配備につくことが不可能な場合においても、次によって災害応急対策に従事する。

(ア) 通信連絡により、所属班長、副班長又は災害対策本部の指令を受けること。

(イ) 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの市施設、指定避難所等に参集すること。

ウ 参集時の留意事項

(ア) 職員は、参集途上において火災あるいは人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとること。

(イ) 職員は、参集途上知り得た被害状況又は災害情報を参集場所の長へ報告すること。

(3) 職員の動員要請

各班の責任者は、災害対策活動を実施するにあたり、職員が不足し、他班の応援を必要とするときは、他班の責任者に動員を要請するものとする。

(4) 待機職員

災害に係る活動について特定の任務を与えられていない職員又は与えられた任務を終了した職

員は、それぞれの所属する班長又は副班長の指示に従い待機し、上司から出動命令のあったときは直ちに出勤できる態勢を整えておくものとする。

第5 惨事ストレス対策

- 1 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- 2 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第6 職員の派遣要請等

1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、市の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対して災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対して地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

4 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

非常配備基準

別表

種 別	配 備 時 期	配 備 時 期 に 関 す る 目 安	配 備 内 容	摘 要
第1非常配備	1 台風が東海地方に接近するおそれがあるとき、又は次の各注意報の1以上が尾張西部・愛知県西部地方、又は県全域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 強風注意報 (3) 洪水注意報 (4) 高潮注意報 (5) 木曽川下流氾濫注意情報	班長等の判断による。	情報連絡活動のため、少数の者で対応するが、状況によって上位の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	災害対策本部の設置準備体制とする。
	1 東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報が発表された場合 2 市内で震度4を観測した地震が発生したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	左記の基準のとおり。	部長、次長級職員、防災担当者（自主参集）	地震災害警戒本部開設準備室
第2非常配備	1 台風が東海地方に接近することが確実になったとき、又は次の各警報の1以上が尾張西部・愛知県西部地方、又は県全域に発表され、本市において、災害発生危険性が高い場合。また、災害対策本部設置準備体制下において市長等が必要と認めた場合 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 木曽川下流氾濫警戒情報 2 時間雨量20mm以上	下記のいずれかの状況に相当する場合を目安に配備される。 ①前日までの連続雨量が、100mm以上で、かつ当日の雨量が50mmを超えたとき。 ②前日までの連続雨量が40～100mmで、かつ当日雨量が80mmを超えたとき。 ③前日までの降雨がない場合で、当日の雨量が100mmを超えたとき。	災害対策本部事務局 1～6班のうち、当番班	災害対策本部の設置
	《増員の目安》 1 局地的に災害が発生し、その災害により避難等の必要性が生ずる可能性がある場合又は市長（本部長）等が必要と認めた場合 2 時間雨量30mm以上	1 避難の必要性が生じたとき。 2 増員する必要の活動が生じたとき。	災害対策本部事務局 当番班及び次の当番班若しくは配備表に記載されている職員	
	1 警戒宣言が発せられた場合 2 本市若しくは隣接市町村において震度5弱を観測した地震が発生したとき。 3 災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき。 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。	1 本市若しくは隣接市町村において震度5弱以上の地震が発生したときは、直ちに配備される。 2 震度4以下でも、一部で被害発生が確認された場合は本部長等の指示により招集され、情報収集等に当たる。	配備表に記載されている職員 (自主参集)	災害対策本部若しくは地震災害警戒本部
第3非常配備	1 台風、集中豪雨により市の全域にわたって風水害が発生すると予測される場合、又は全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合において市長（本部長）等が非常配備を指令したとき。 2 甚大な被害が発生したとき。	風水害の発生が予想され、避難指示又は緊急安全確保の必要性が認められるような場合は、直ちに配備される。	全職員	災害対策本部の設置
	1 本市若しくは隣接市町村において震度5強以上を観測した地震が発生したとき。 2 本市若しくは隣接市町村において地震による重大な災害が発生したとき。 3 津波警報が発令されたとき。 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。	地震により、多数の家屋の倒壊・死傷者の発生が確認された場合には直ちに配備される。	全職員 (自主参集)	

※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

第3節 災害情報の収集、伝達計画

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。

また、災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、災害に関する情報及び気象警報等の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう、活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。

市は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。

また、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。

さらに、被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

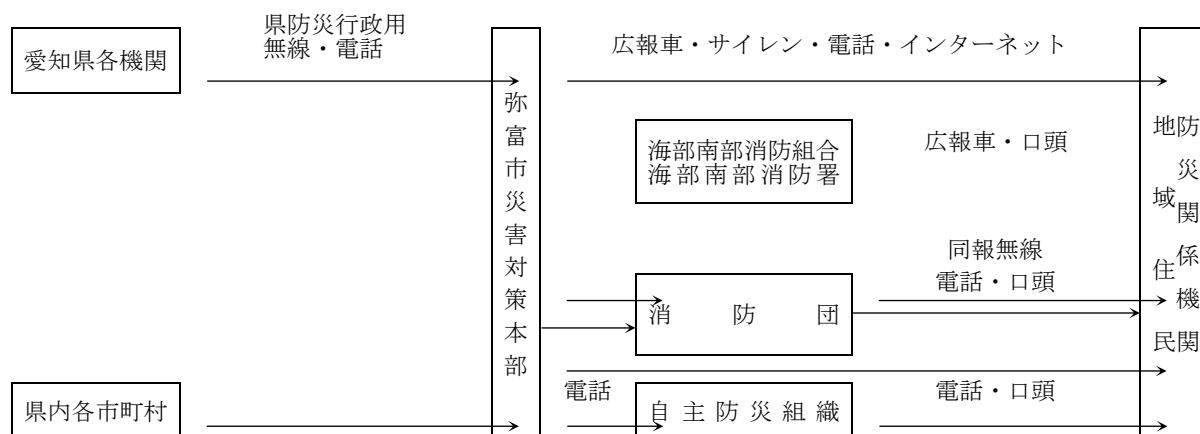
各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第1 災害に関する情報の収集及び伝達

気象予報警報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるため、情報の迅速かつ的確な収集、伝達の要領等について定めるものとする。

1 災害に関する情報の一般的伝達系統

市長は、災害に関する情報を愛知県防災行政用無線、防災関係機関の協力、職員の動員等により収集するとともに、電話、弥富市防災行政用無線、同報無線等により住民及び防災関係機関に伝達する。



2 孤立地区に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立地区については、早期解消の必要があることから、市は、国、

指定公共機関、県等と協力し、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、連絡をとるものとする。また、市は、備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

3 異常現象発見時の通報

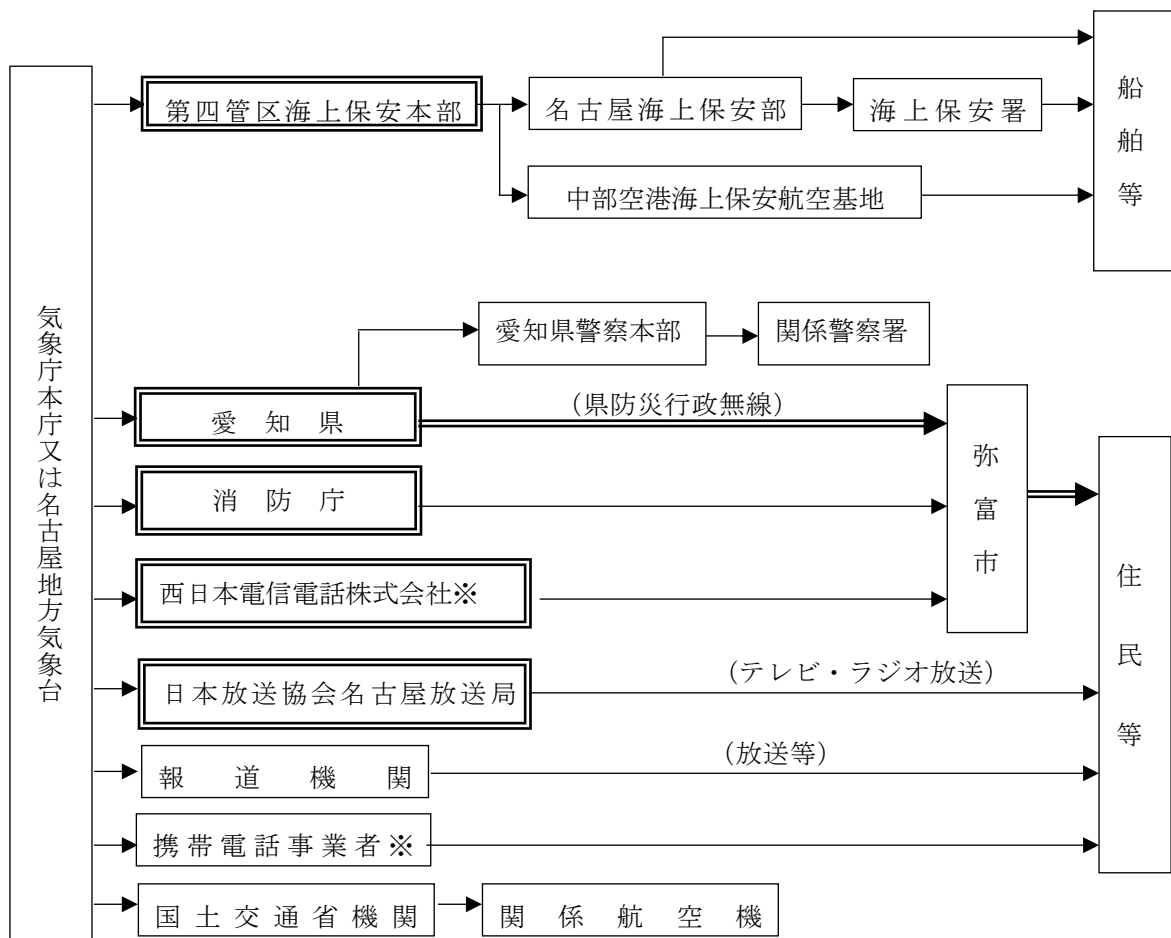
災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。また、異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

4 気象予報警報等の伝達系統

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく気象・水象に関する特別警報・警報、消防法に基づく火災予防のための気象通報並びにこれらに関連して必要とされる各種の情報及び対策通知を災害対策関係機関相互の間において迅速かつ的確に受領、伝達し、非常事態に対する適切な防災措置を図る。

(1) 気象警報等の伝達系統図



※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

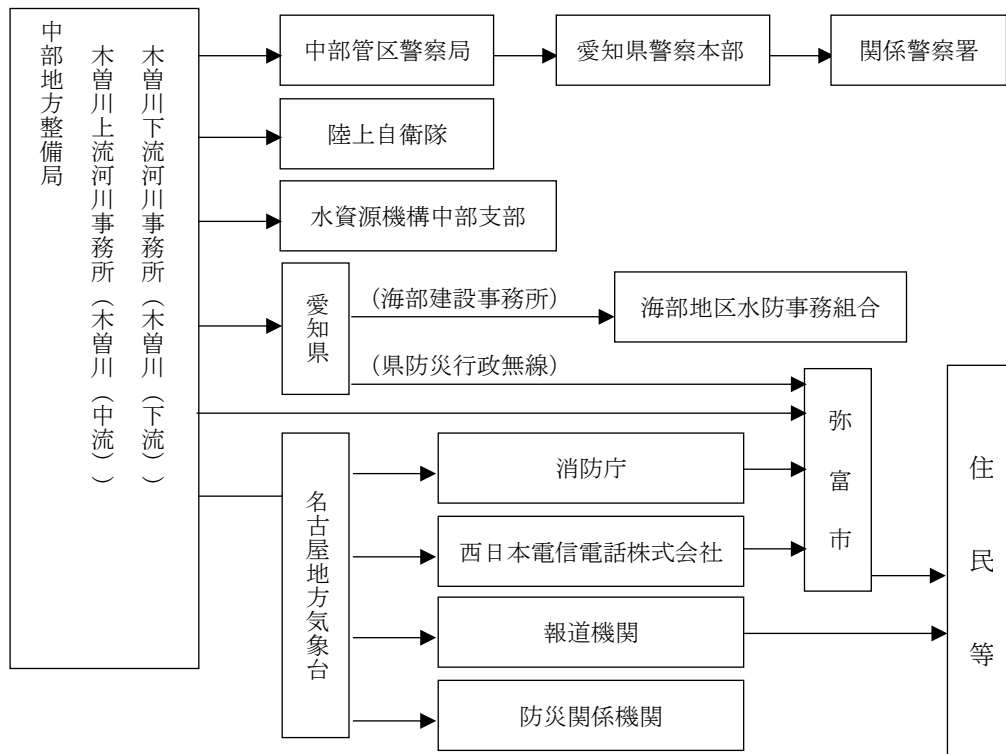
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけら

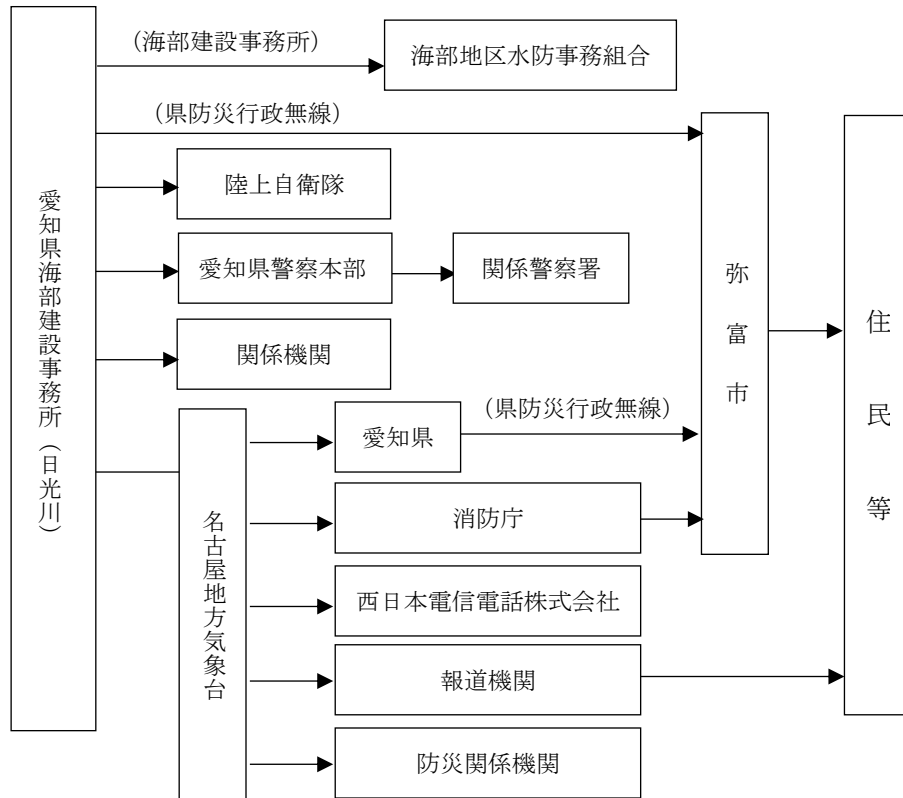
れている伝達経路。

(2) 洪水予報

ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報（木曾川（中流・下流）洪水予報）

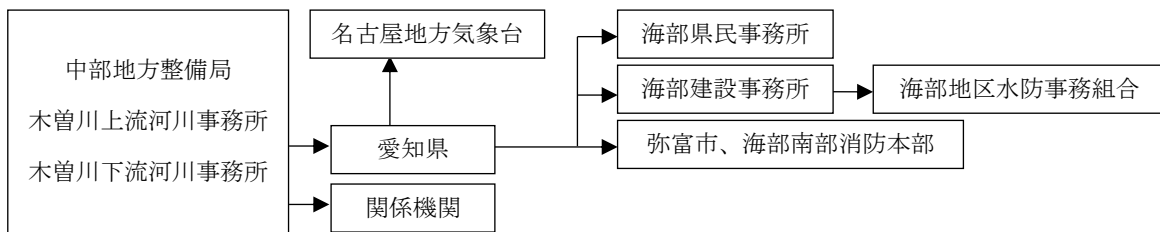


イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報（日光川洪水予報）

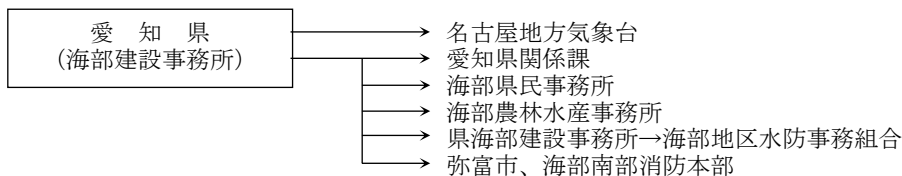


(3) 洪水警報

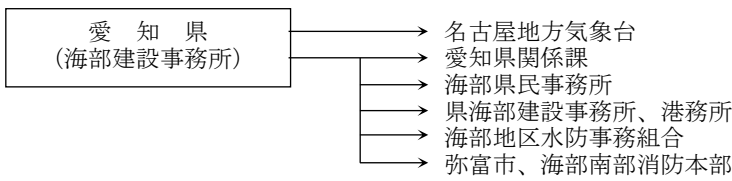
ア 国土交通大臣の発表する水防警報（木曾川水防警報）



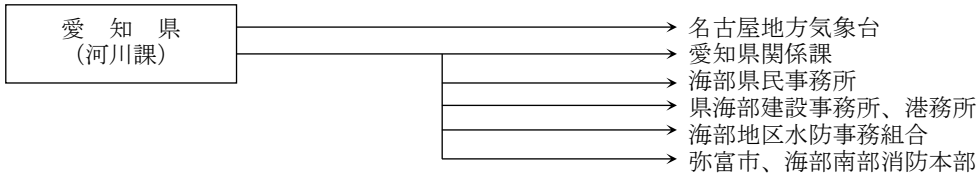
イ 知事の発表する水防警報（日光川水防警報）



ウ 知事の発表する水防警報（愛知県沿岸高潮水防警報）

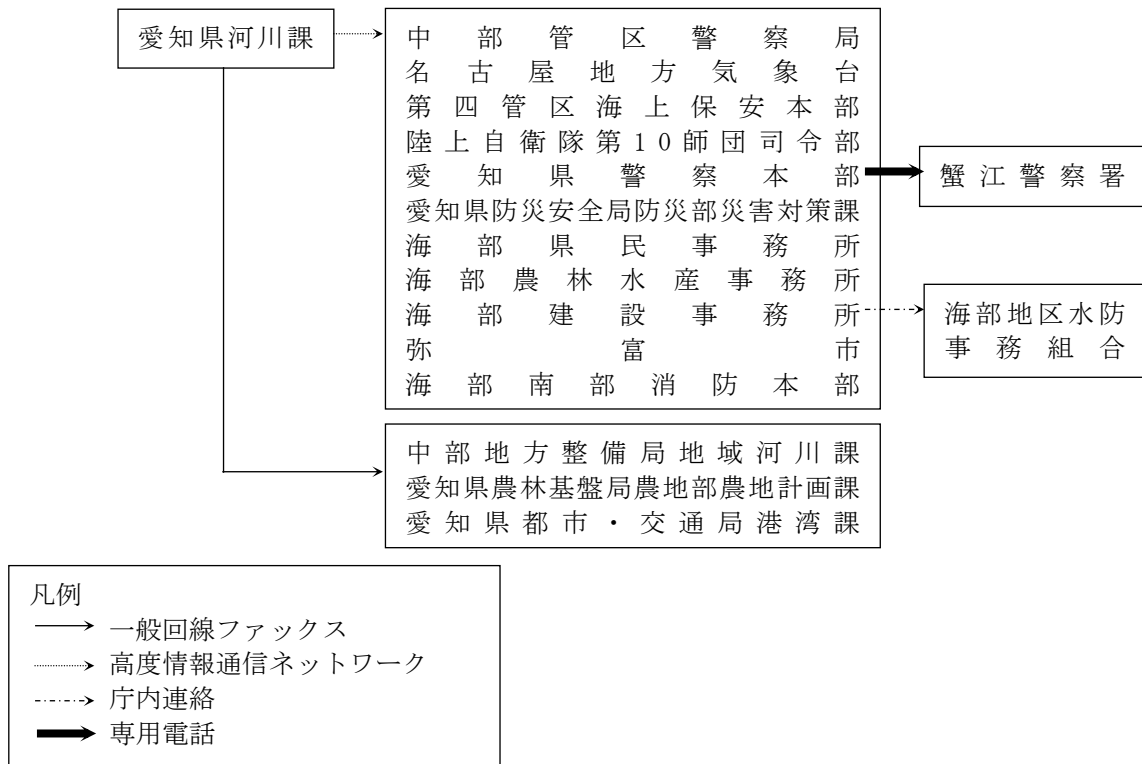


エ 知事の発表する水防警報（愛知県津波水防警報）

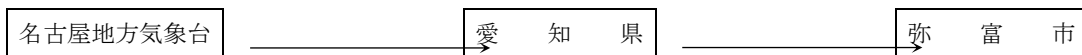


(4) 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）

ア 知事が通知する水位周知海岸（高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔高潮〕））



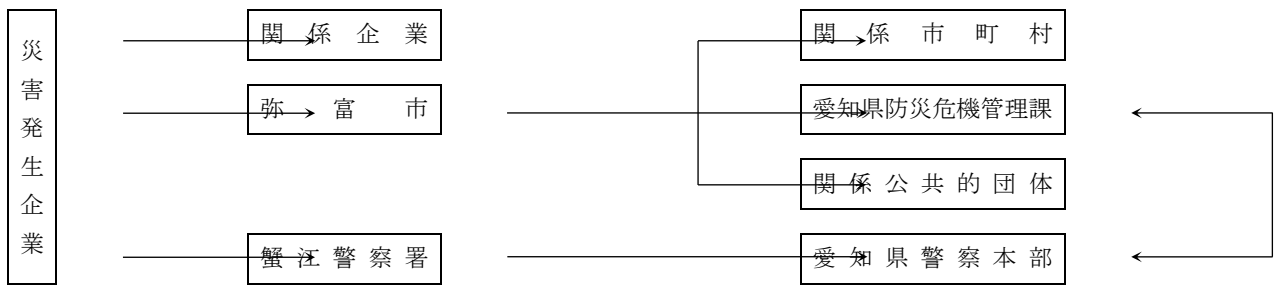
(5) 火災気象通報の伝達系統



(6) 火災警報の伝達系統



5 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統



6 気象特別警報・警報等の種類と発表基準

(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等（該当する警戒レベル相当情報含む。）

名古屋地方気象台が異常気象等によって県下に災害が起こるおそれがあると予想したとき発表する。

弥富市の発表の基準は、次のとおりである。

ア 特別警報

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 参考 雨に関する弥富市の50年に一度の値 48時間降水量：368mm 3時間降水量：165mm 土壌雨量指数：241 令和3年3月25日現在
高潮	数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※ 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

台風等を要因とする特別警報の指標は、「伊勢湾台風」級（中心気圧930hpa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

市の対応	市民の行動	気象警報等の種類					警戒レベル※	
		大雨 (浸水害)	暴風	暴風雪	大雪	高潮		波浪
<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の連絡体制確立 気象情報や雨量の状況を収集 注意呼びかけ 警戒すべき区域の巡回 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報に気をつける。 テレビ、ラジオ、気象庁Webサイトなどから最新の気象情報を入手 窓や雨戸など家の外の点検 避難場所の確認 非常持出品の点検 	大雨注意報	強風注意報	風雪注意報	大雪注意報	高潮注意報	波浪注意報	警戒レベル2
<ul style="list-style-type: none"> 警報の市民への周知 避難場所の準備、開設 必要地域に高齢者等避難 応急対応体制確立 必要地域に避難指示 避難の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 避難の準備をする。 危険な場所に近づかない。 日頃と異なったことがあれば、市役所などへ通報 暴風警報については、安全な場所に退避 	大雨警報(浸水害)	暴風警報	暴風雪警報	大雪警報	高潮警報	波浪警報	警戒レベル3〜4
<ul style="list-style-type: none"> 特別警報が発表され非常に危険な状況であることの市民への周知 必要地域に緊急安全確保 直ちに最善を尽くして身を守るよう市民に呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに命を守る行動をとる(避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる。) 	大雨特別警報(浸水害)	暴風特別警報	暴風雪特別警報	大雪特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報	警戒レベル5

イ 警報等

(令和4年5月26日現在 発表官署：名古屋地方気象台)

府県予報区	愛知県		
弥富市	一次細分区域	西部	
	市町村等をまとめた地域	尾張西部	
警報	大雨	表面雨量指数基準	23
		土壌雨量指数基準	—
	洪水	流域雨量指数基準	善太川流域=11、筏川流域=13.4
		複合基準※1	—
		指定河川洪水予報による基準	木曾川中流 [犬山・笠松]、木曾川下流 [木曾成戸]、愛知県日光川水系 日光川 [古瀬]
	暴風	平均風速	陸上 20m/s、海上 23m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 23m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	3.0m
高潮	潮位	3.3m※2	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12
		土壌雨量指数基準	140
	洪水	雨量基準	1時間雨量 30mm
		流域雨量指数基準	善太川流域=8.8、筏川流域=10.7
		複合基準※1	善太川流域=(6, 8.8)、筏川流域=(6, 10.7)、日光川流域=(10, 17.4)
指定河川洪水予報による基準	木曾川下流 [木曾成戸]、愛知県日光川水系 日光川 [古瀬]		
強風	平均風速	陸上 13m/s、海上 16m/s	

風雪	平均風速	陸上 13m/s 雪を伴う 海上 16m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm
波浪	有義波高	1. 5m
高潮	潮位	1. 7m
雷	落雷等により被害が予想される場合	
濃霧	視程	陸上 100m、海上 500m
乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
低温	冬期：最低気温 - 4℃以下	
霜	晩霜期に最低気温 3℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷（着雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

※2 愛知県が定める基準水位観測所（天白川河口）における高潮特別警戒水位（2.3m）への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合がある。

（参考）

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

（2）木曾川下流氾濫予報

中部地方整備局（木曾川下流河川事務所）と名古屋地方気象台が共同して、木曾川に洪水のおそれがあると予想したとき発表する（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報 [洪水]）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報 [洪水]）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報 [洪水]）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報 [洪水]））。

発表の基準は次のとおりである。

種 類	発 表 基 準	水 位
木曾川下流氾濫注意情報（洪水注意報）	木曾成戸水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。 （警戒レベル2相当情報 [洪水]）	氾濫注意水位：市長の高齢者等避難等の発令判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起、水防団の出動の目安。
木曾川下流氾濫警戒情報（洪水警報）	木曾成戸水位観測所の水位が氾濫危険水位（危険水位）を超えるおそれがあるとき、若しくは、避難判断水位を超え、なお、水位上昇が見込まれるとき。 （警戒レベル3相当情報 [洪水]）	避難判断水位：市長の避難情報の発令判断の目安、住民の避難判断の参考
木曾川下流氾濫危険情報（洪水警報）	木曾成戸水位観測所の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。 （警戒レベル4相当情報 [洪水]）	氾濫危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位
木曾川下流氾濫発生情報	堤防からの越水又は破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき。 （警戒レベル5相当情報 [洪水]）	水防団待機水位：水防団が出動のために待機する水位
解 除	木曾川氾濫注意情報の必要がなくなったと認められたとき。	

備考：洪水予報が継続しているときに、補足情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する。

（3）水防警報

知事が指定する河川において対象水位観測所の水位が警戒水位に達するか、若しくは警戒水位を超え、災害の発生が予想される場合において、水防を必要とする旨の報告を発表する。

水防警報の段階と内容は、次のとおりである。

段 階	内 容
準 備	氾濫注意水位に到達し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出 動	避難判断水位に到達したとき、あるいは、水位予測に基づき氾濫危険水位（従前の「危険水位」に対応）に達すると見込まれたとき、水防団員等の出動を通知するもの。
情 報	水防活動上必要とする水位その他河川の状況を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

附属資料	○水位観測所	P. 449
------	--------	--------

(4) 火災気象通報

名古屋地方気象台が気象の状況について火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を通報する。

ア 実施官署等

火災気象通報の実施官署、担当区域、通報先及び通報手段は、次のとおりとする。

実 施 官 署	担 当 区 域	通 報 先	通 報 手 段
名古屋地方気象台	愛知県	愛知県防災安全局防災災害対策課	専用FAX

イ 実施基準

火災気象通報実施基準値（基準値は、名古屋地方気象台の値）は、次のとおりとする。

- (ア) 実効湿度が60%以下になり、かつ、最小湿度が35%以下になる見込みのとき。
- (イ) 実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下になり、かつ、最大風速が10m/s以上になる見込みのとき。
- (ウ) 最大風速12m/s以上になる見込みのとき。ただし、降雨・降雪中は通報しないこともある。

ウ 通報時刻等

- (ア) 原則として、午前10時までに実施する。
- (イ) 通報事項の有効期間は、発表時から翌日午前10時までとする。

(5) 火災警報

知事より火災気象通報を受けた場合、市長が必要に応じて発する。

(6) 対策通報

水防活動、関係住民の避難、災害救助等各種の重要な防災措置に関して災害対策関係機関が行う。

7 受領、伝達要領

(1) 受理責任者

県及び関係機関からの気象予報警報等の受理責任者は、防災課長とする。

(2) 市長及び職員等への伝達

気象予報警報等を受領した防災課長は、気象の状況と通報の内容を検討し、必要と認めるものについては市長に報告するとともに、庁内放送により職員に伝達し、あるいは、その内容により関係部課長に伝達する。

(3) 住民及び関係機関等への伝達

各部課長は、庁内放送又は個々に防災課長より気象予報警報等の伝達を受けた場合は、速やかに、その内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、必要により住民、市内の官公署、学校その他関係機関へ所要の連絡を行うものとする。

伝 達 者	伝 達 先
防 災 課 長	海部県民事務所、市内の官公署及び支所、中部電力株式会社港営業所・津島営業所、西日本電信電話株式会社、消防団、住民
介 護 高 齢 課 長	総合福祉センター、十四山総合福祉センター、いこいの里
環 境 課 長	火葬場、海部地区環境事務組合、海部南部水道企業団
健 康 推 進 課 長	津島保健所
児 童 課 長	保育所、のびのび園、児童館、児童クラブ、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター
産 業 振 興 課 長	商工会、県海部農林水産事務所、農村環境改善センター、農村多目的センター、水門管理者
土 木 課 長	県海部建設事務所
学 校 教 育 課 長	小中学校、幼稚園
生 涯 学 習 課 長	図書館、十四山スポーツセンター、十四山公民館、白鳥コミュニティセンター、南部コミュニティセンター、歴史民俗資料館

(4) 気象予報警報等の市内伝達系統

気象予報警報等を住民、市内官公署、学校その他の関係機関に周知徹底を図る方法は、「1 災害に関する情報の一般的伝達系統」によるものとする。

(5) 書類の作成及び保存

防災課長は、気象予報警報等の受領伝達その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、書類を作成し、保存するものとする。

第2 被害情報

1 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集にあたっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等にあたる職員等の安全を最優先として情報収集にあたるものとする。

(1) 報告担当者

災害現地の実態を把握するため、市災害対策本部は、蟹江警察署、海部南部消防組合及び自主防災組織等の応援を得て、被害状況を調査し、防災課長に報告する。防災課長は、これらの被害状況等を収集・整理し、本部長、副本部長、総務部長に報告する。

(2) 報告の種類

防災課長に対する報告の種類は、災害情報と被害報告とする。

ア 災害情報

災害が発生し、又は災害の発生が予想される危険な状況に至った場合の災害の応急対策等に

ついて逐次現地の状況を報告する。報告は、様式第1号（P.102参照）のとおりとし、内容については、次のとおりとする。

- (ア) 被害の概況（原因、地区名、時刻）及び地域の気象状況
- (イ) 消防、水防機関等の出動状況
- (ウ) 応援要請の状況
- (エ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の状況
- (オ) 職員の派遣状況
- (カ) 救助事項の状況
- (キ) その他応援措置の状況
- (ク) 要望事項その他

イ 被害報告

災害により被害が発生した場合には、次により報告する。

(ア) 発生報告

被害発生直後報告するもので、この場合に限り、正確さより迅速を主とする。

(イ) 確定報告

被害状況が確定した直後に報告する。

この場合、各種経費の費用負担を決定する場合もあるので正確さを要する。

なお、復旧対策及び広報活動の資料として活用するため、被災地の状況を撮影し、写真は総括班へ提出する。

(3) 報告の順位

被害報告の順位は、原則として人的被害を最優先とし、次に住家の被害等を報告するものとする。

(4) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

3 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するもの

とする。

4 火災・災害等即報要領に基づく報告

(1) 市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）（以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式第2号（P.103参照）により、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

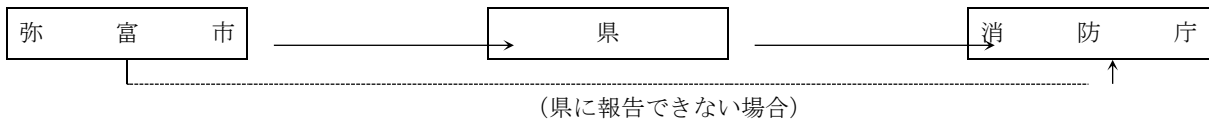
また、一定規模以上の災害（即報要領第3「直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。

この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

(2) 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(3) 県及び消防庁への連絡先



ア 海部県民事務所

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制) (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		海部総合庁舎2階 県民防災安全課			海部総合庁舎2階 災害対策センター	
勤務 時間 内	NTT	防災安全G 0567-24-2125 0567-24-2111 (代表) 内線217			0567-26-4866 0567-24-2111 (代表) 総括班 内線612・613・614 情報班 内線607・608・609・ 610・611 総務班 内線617 緊急物資チーム 内線601・602・603 604 支援班 内線615・616	
	NTT FAX	0567-26-0729			0567-26-0729	
	防災行政無線	603-1101 603-2-内線番号			603-1101 603-2-内線番号	
	防災行政無線 FAX	603-1150			603-1150	
職員 配備前	NTT	0567-24-2111 (代表) 宿直代務員				
外勤 務 時間	NTT	上記勤務時間内の欄と同じ			上記勤務時間内の欄と同じ	
	NTT FAX	同上			同上	
	防災行政無線	同上			同上	
	防災行政無線 FAX	同上			同上	
e-mail		ama@pref.aichi.lg.jp				

海部県民事務所に連絡できないときは、県（本庁）へ連絡する。

イ 県への連絡先

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制) (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階防災安全局内			本庁舎6階災害情報センター	
勤務 時間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課)			052-971-7104 (広報部 広報班) 052-971-7105 (総括部 総括班) 052-961-2111 (代表)	
		052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2548 (救急・救助)			内線 5302~5304 (総括部総括班) 内線 5306~5307 (総括部渉外班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部整理班) 内線 5313、5320~5322 (情報部局・公共機関班)	
		(直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救助・救急) 052-954-6144 (火災、危険物)			内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5339~5340 (情報部調査班) 内線 5323~5324 (運用部庶務班・財務会計班)	
					内線 5325~5327 (運用部運用班)	
	NTTFAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))			052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107	
	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2548、2549 (救急・救助)			600-1360~1362 (総務部総括班) 600-1363 (総務部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1368 (情報部調査班)	
	防災行政無線 (FAX)	600-1510			600-1514 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)	
勤務 時間 外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ	
	NTTFAX	052-964-6995 (宿日直室)			同上	
	防災行政無線	600-5250~5253 (宿日直室)			同上	
	防災行政無線 (FAX)	600-4694 (宿日直室)			同上	
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp					
防災webメール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワーク「防災webメール」参照)					

ウ 消防庁への連絡先

(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7527	92-9043422	9-048-500-9043422
03-5253-7553 (FAX)	92-9049033 (FAX)	9-048-500-9049033 (FAX)

夜間・休日時 (消防庁宿直室)

(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7777	92-90-102 (無線専用電話のみ)	9-048-500-9049102
03-5253-7553 (FAX)	92-9049036 (FAX)	9-048-500-9049036 (FAX)

(4) 伝達の対象となる被害と伝達内容

	伝達の対象となる被害	伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況 (全般)	様式第2号 (P.103) ~ 第4号 (P.105) によること。
人、住家被害等	人的被害	様式第5号 (P.106) によること。
	避難状況・救護所開設状況	様式第6号 (P.107) によること。
公共施設被害	河川被害	様式第7号 (P.108) によること。 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。
	道路被害	
	水道施設被害	

(5) 市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

様式第1号

第 号

災 害 情 報

部長	班長	班		
災 害 の 原 因				
災害の発生年月日	年	月	日	時
災害の発生場所	番地			
報告の期限	日	時現在	受信時刻	時 分
発信担当者			受信担当者	
内 容				

様式第2号

第 1 報

[災害概況速報]

消防庁受信者氏名

報告日時	
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の概況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の概況	防災対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認等」)を記入して報告すれば足りること。)

様式第3号

災害発生直後の状況

原 因				発 生 日 時					
発 生 場 所		市・郡		区・町・村					
受 発 信 時 刻		月 日		時 分					
発 信 機 関				発 信 者					
受 信 機 関				受 信 者					
区 分		被 害		区 分		被 害			
				被害程度及び応急対策状況(経過)					
人 的 被 害	死 者	人		そ の 他	鉄道不通	か所			
	行方不明者	人			水道	戸			
	負傷者	重傷者	人			電話	回線		
		軽傷者	人			電気	戸		
住 家 被 害	全 壊	棟		災害対策本部 設置状況	設置				
		世帯			廃止				
		人							
	半 壊	棟		避難情報の 状況	地区				
		世帯			人				
	一 部 損 壊	棟		要 請 事 項					
		世帯							
		人							
		床 上 浸 水	棟						
			世帯						
			人						
	床 下 浸 水	棟							
世帯									
人									
そ の 他	道 路	損 壊	か所						
		冠 水	か所						
		(通行不能)	か所						
	橋 り ょ う	か所							
	河 川	破 堤	か所						
		越 水	か所						
		そ の 他 法面崩壊等	か所						
	砂 防	か所							
	崖 く ず れ	か所							
	地 す べ り	か所							
土 石 流	か所								

様式第4号

災害発生状況等（速報・確定報告）

月 日

原 因				発 生 日 時									
発 信 場 所		市・郡		区・町・村									
発 信 機 関				発 信 者									
受 信 機 関				受 信 者									
区 分		被 害		区 分		被 害							
人的被害	死 者	1	人	そ の 他	橋 り よ う	31	か所	そ の 他	水 産 被 害	61	千円		
	行 方 不 明	2	人		河 破 堤	32	か所		商 工 被 害	62	千円		
	負 傷 者	重 傷 者	3		人	川 越 水	33		か所	そ の 他	63	千円	
		軽 傷 者	4		人	そ の 他 (法面崩壊等)	34		か所	被 害 総 額	64	千円	
住 家 被 害	全 壊	5	棟		港 湾 ・ 漁 港	35	か所	災 害 対 策 本 部	65	設置			
		6	世帯		砂 防	36	か所	設 置 状 況	66	廃止			
		7	人		清 掃 施 設	37	か所	避 難 情 報 の 状 況	67	地区			
	8	棟	崖 く ず れ		38	か所	68		人				
	半 壊	9	世帯		地 す べ り	39	か所	消 防 職 員 出 動 延 人 数	69	人			
		10	人		土 石 流	40	か所	消 防 団 員 出 動 延 人 数	70	人			
		11	棟		鉄 道 不 通	41	か所	避 難 所 数	71	所			
	一 部 損 壊	12	世帯		被 害 船 舶	42	隻	避 難 人 数	72	人			
		13	人		水 道	43	か所	避 難 人 数 (うち自主避難)	73	人			
	床 上 浸 水	14	棟		電 話	44	回線	避 難 世 帯 数	74	世帯			
			世帯		電 気	45	戸	避 難 世 帯 数 (うち自主避難)	75	世帯			
		15	世帯		ガ	ス	46	戸	避 害 程 度 及 び 応 急 対 策 状 況 (経 過)				
		16	人										
		17	棟										
		床 下 浸 水	18		世帯	ブ ロ ッ ク 塀 等	47	か所					
19	人		り 災 世 帯 数	48	世帯								
			り 災 者 数	49	人								
非 住 家	公 共 建 物	20	棟	火 災 発 生	建 物	50	件	要 請 事 項					
	そ の 他	21	棟		危 険 物	51	件						
そ の 他	田	流 失 ・ 埋 没	22	ha	そ の 他	52	件						
		冠 水	23	ha	公 立 文 教 施 設	53	千円						
	畑	流 失 ・ 埋 没	24	ha	農 林 水 産 業 施 設	54	千円						
		冠 水	25	ha	公 共 土 木 施 設	55	千円						
	文 教 施 設	26	か所	そ の 他 の 公 共 施 設	56	千円							
	病 院	27	か所	小 計	57	千円							
道 路	損 壊	28	か所	そ の 他	農 業 被 害	58	千円						
	冠 水 (通行不能)	29	か所		林 業 被 害	59	千円						
		30	か所		畜 産 被 害	60	千円						

(注) 速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

様式第5号

人 的 被 害 (第 報)

報 告 の 時 刻	日 時 分現在	受 信 時 刻	時 分
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者 名		受 信 者 名	
内 容			
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
人 的 被 害 の 状 況	被 害 程 度	1 死亡 2 行方不明 3 重傷 4 軽傷	
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) 性別 ()	
	住 所		
	避 難 先		
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)		

様式第6号

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時刻	日時分現在		受信時刻	時 分			
発信機関			受信機関				
発信者名			受信者名				
内 容							
避難 状 況	避難先	地区名	避難情報の種別 及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外の別	今後の見通し
			(指示、自主) 日時分	世帯	人	屋内 屋外	
			(指示、自主) 日時分			屋内 屋外	
			(指示、自主) 日時分			屋内 屋外	
			(指示、自主) 日時分			屋内 屋外	
			(指示、自主) 日時分			屋内 屋外	
救 護 所 開 設 状 況	救護所名	設置場所	避難者数		実施機関		
			重傷	軽傷			

様式第7号

公 共 施 設 被 害

(第 報)

報 告 の 時 刻	日 時 分現在	受 信 時 刻	時 分
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者 名		受 信 者 名	
内 容			
被 害 区 分	ア 河川 イ 海岸 ウ 貯水池・ため池等 エ 砂防 オ 港湾・漁港 カ 道路 キ 鉄道 ク 電信・電話 ケ 電力 コ ガス サ 水道 シ その他 ()		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
生	原 因		
状 況	被 害 区 域 区 間		
	管 理 者	(電話)	
	被 害 程 度 (概 要)		
	応 急 対 策 の 状 況		
	復 旧 見 込		
	そ の 他 参 考 事 項		

被害判定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。)
	全壊(全焼・全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊(半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものであるとする。
	非住家の被害	住宅以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
公共建物	市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供せる建物とする。	
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
田の流失・埋没	田の耕土の流失又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	

被害区分		判定基準	
そ の 他	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道 路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損 壊	道路の全部若しくは一部の損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
		冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路の損壊、冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
	河 川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		破 堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越 水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		そ の 他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港 漁 湾 港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設とする。	
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。		
地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。		
土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。		
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。		
鉄道不通	列車等の運行が不能となった程度の被害とする。		
船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		
通信被害	災害により通話不能となった電話の回線数とする。		
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。		
り 災 者	り災世帯の構成員とする。		
公立文教施設	公立の文教施設をいう。		
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。		

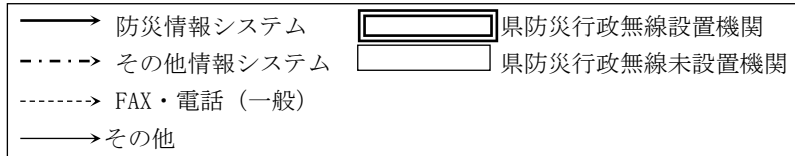
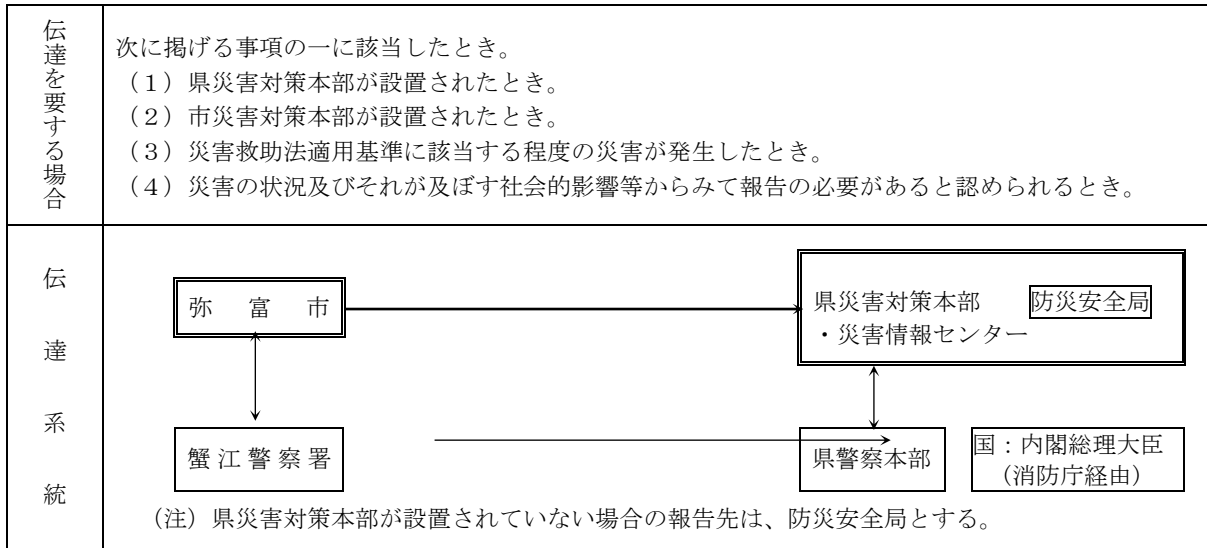
被害区分		判定基準
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

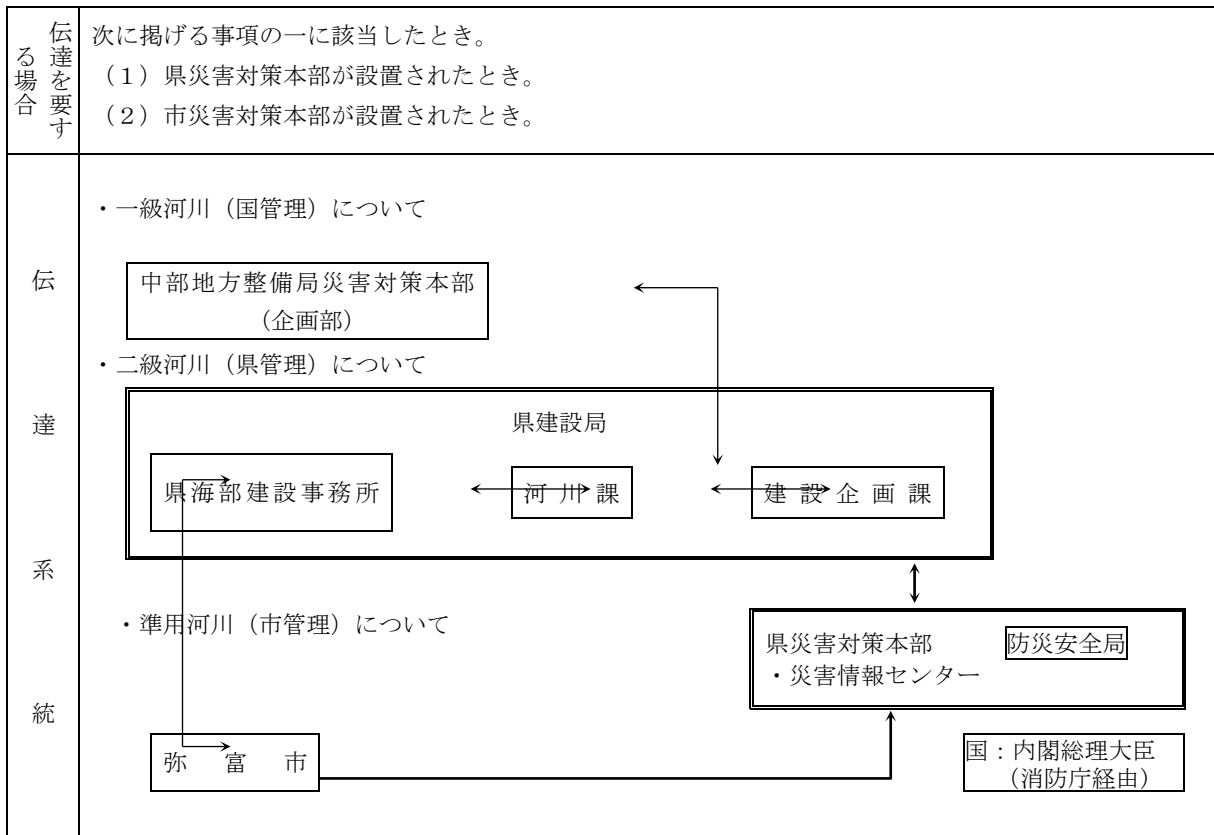
- ・ 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 応援要請又は職員派遣の状況

伝 達 要 領

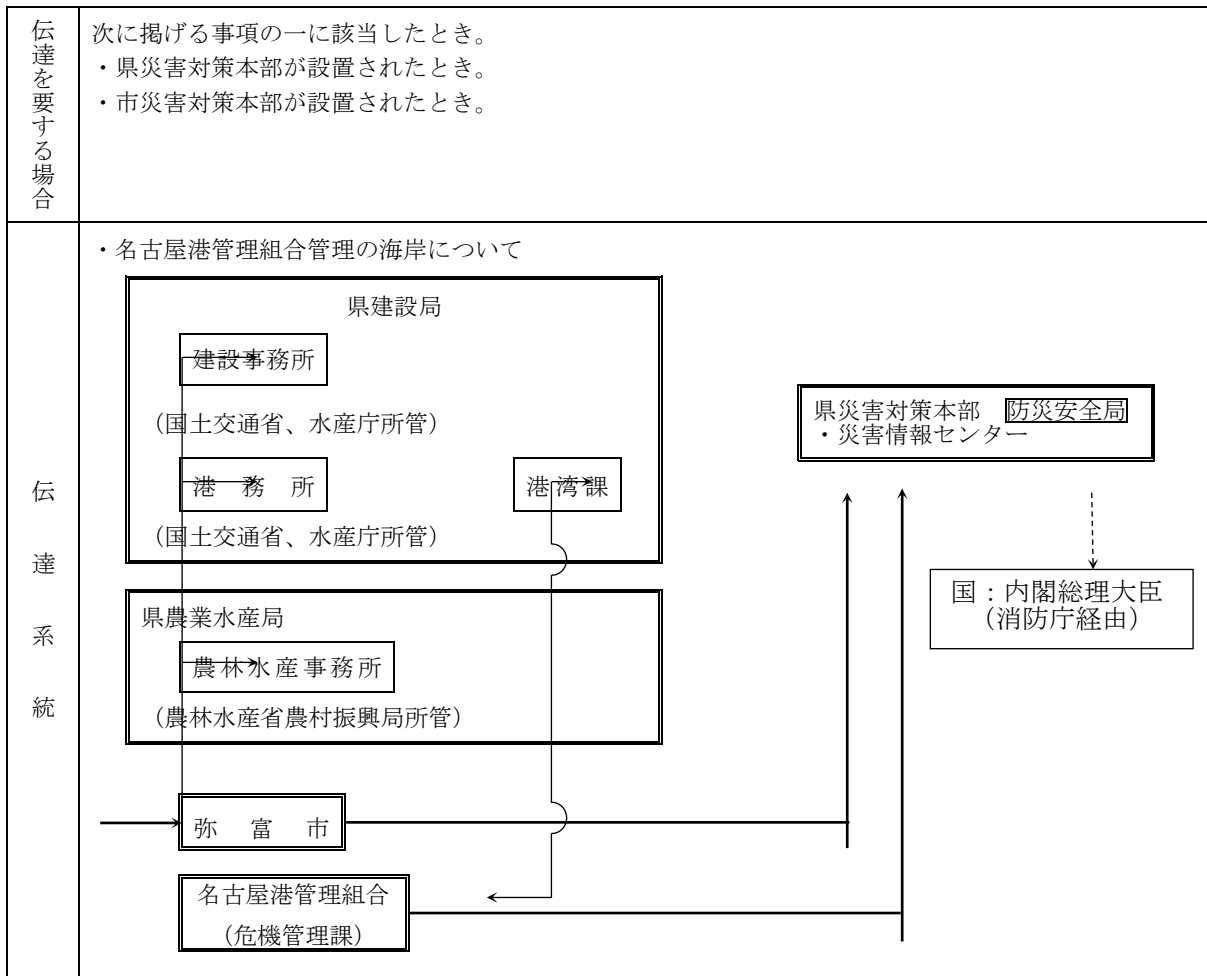
1 人、住家被害等



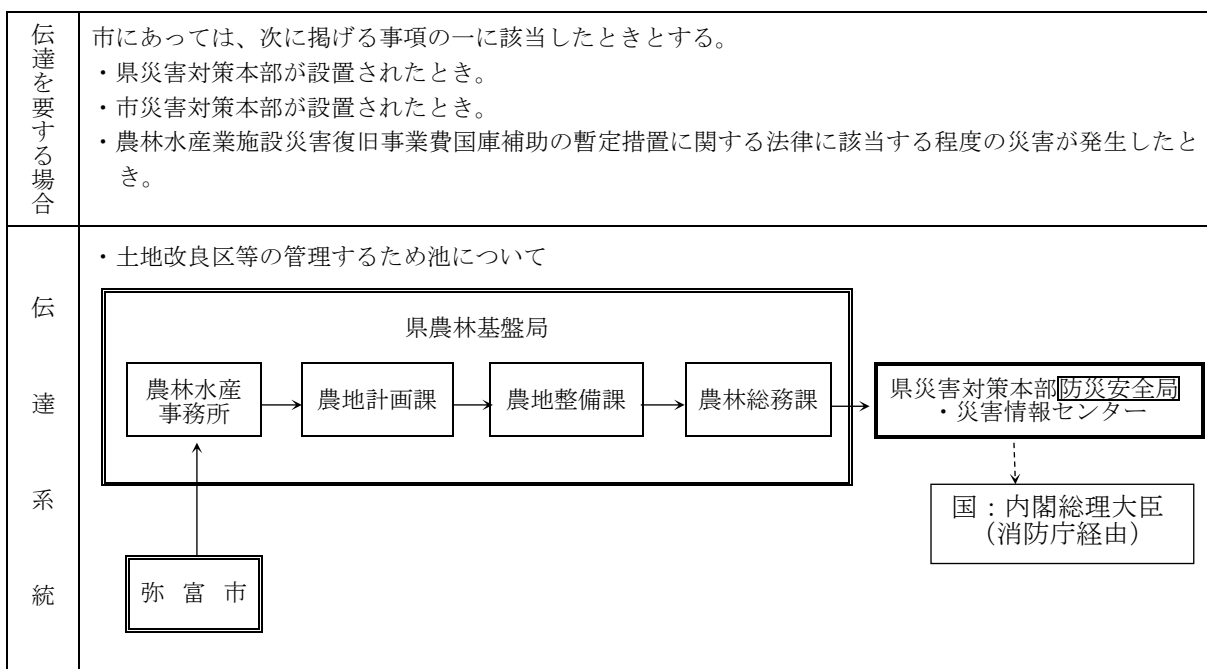
2 河川被害



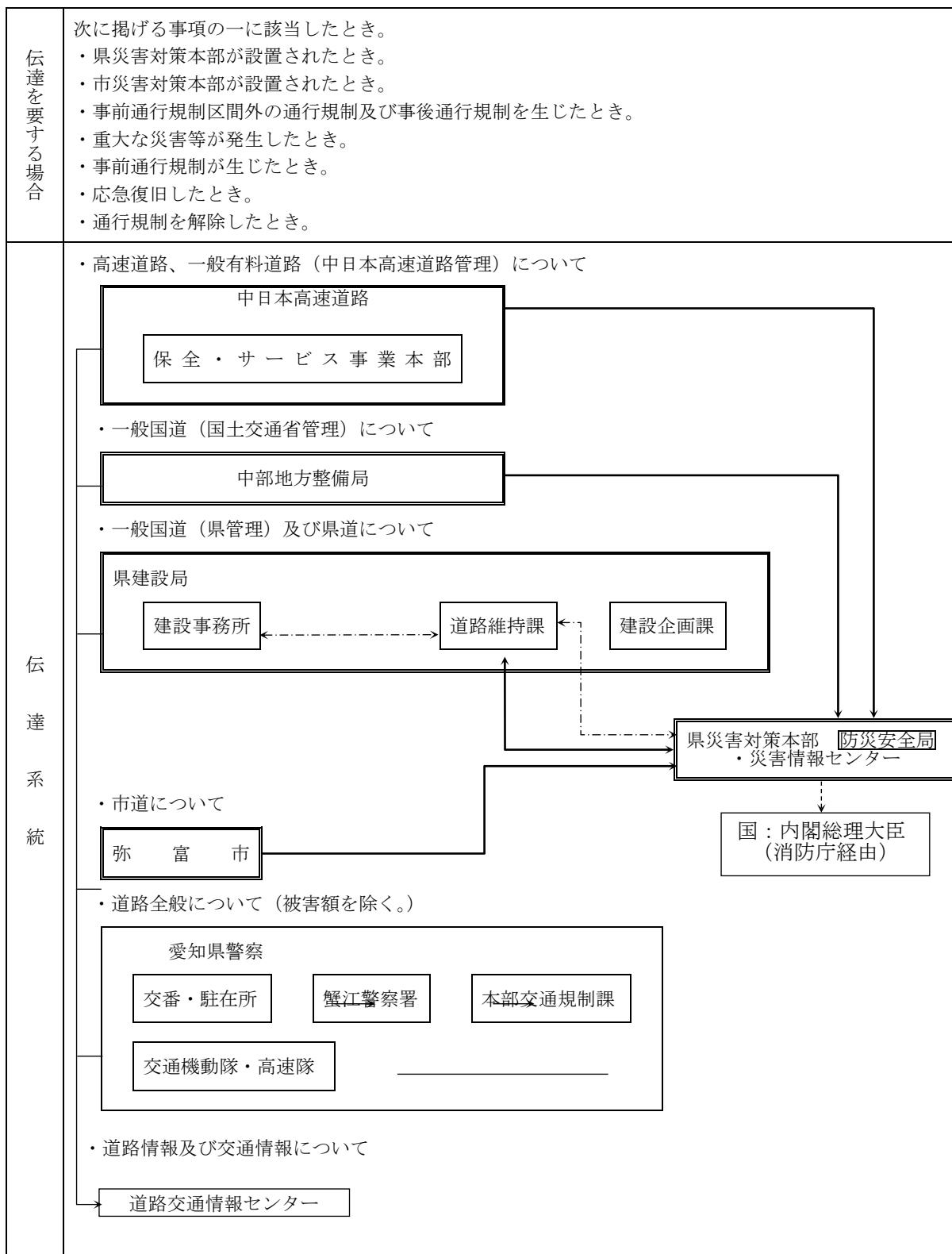
3 海岸被害



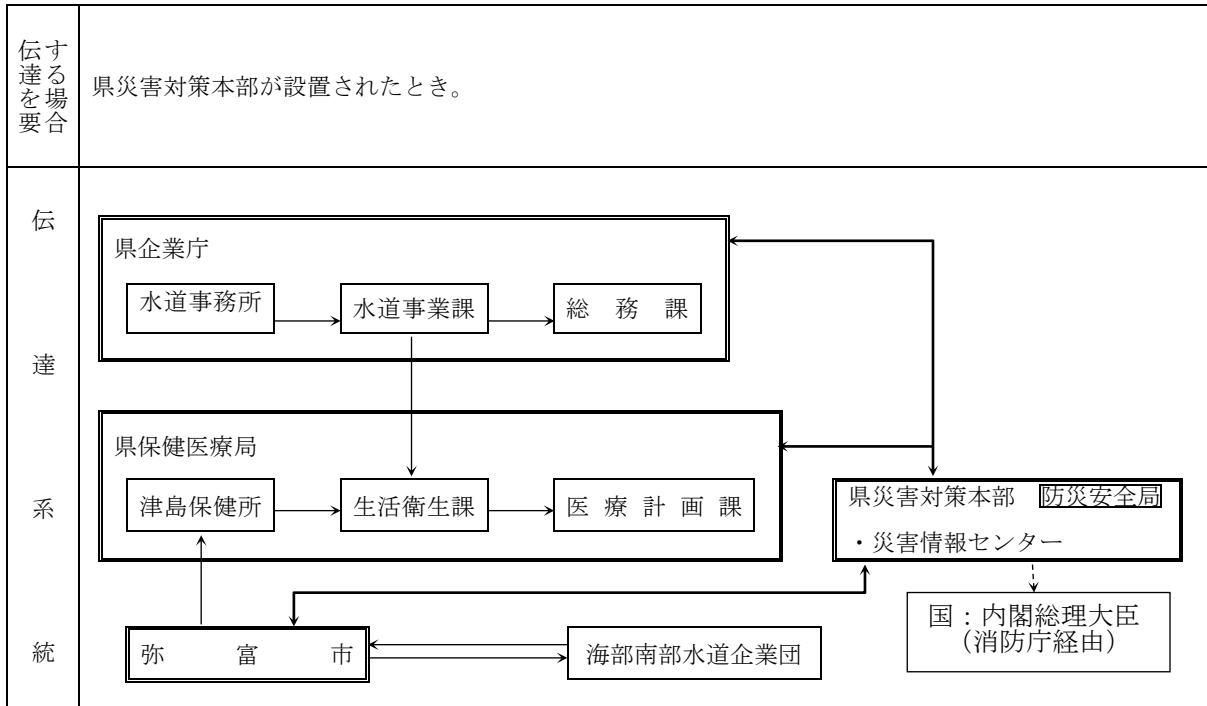
4 ため池等被害



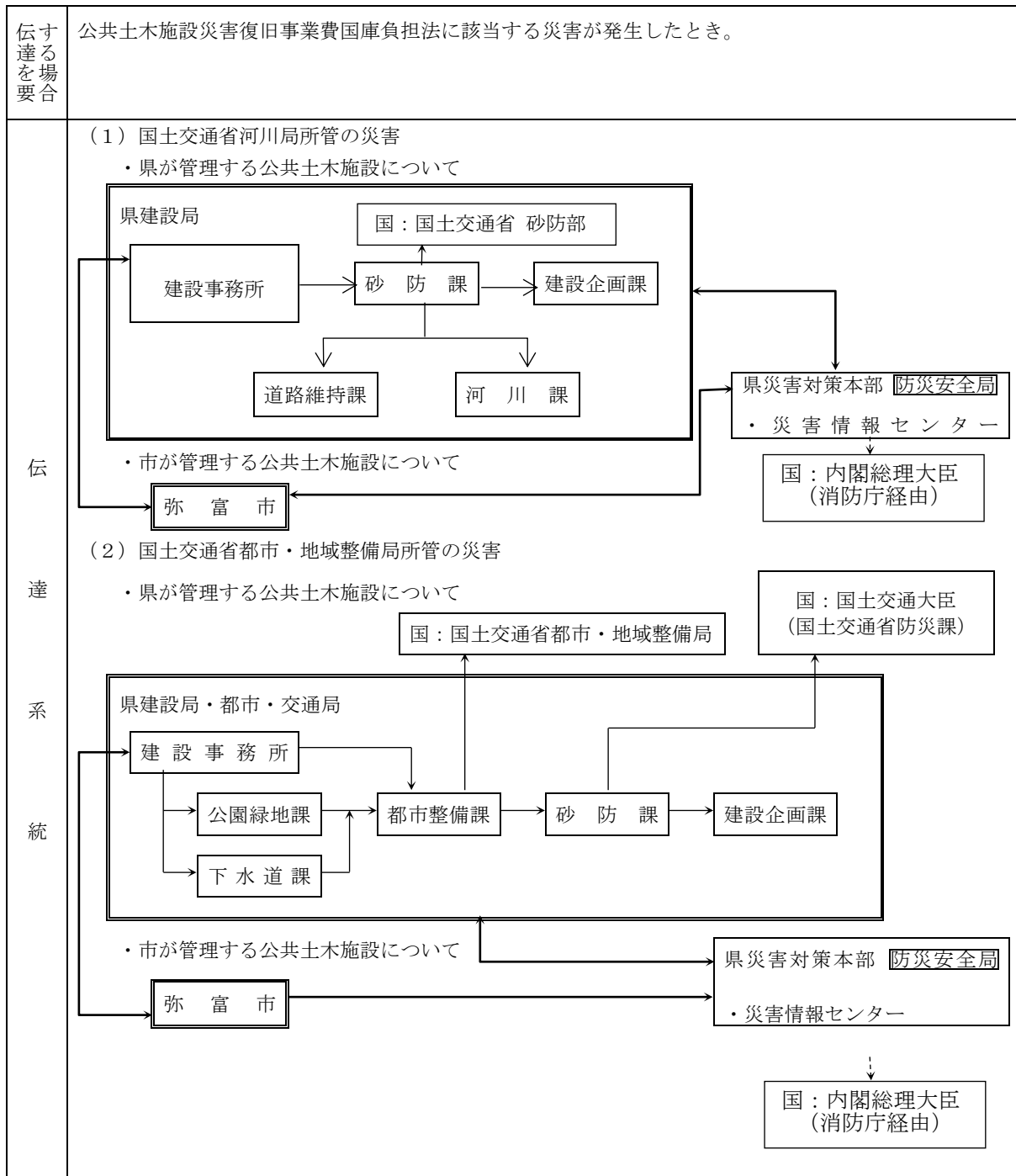
5 道路施設被害



6 水道施設被害



7 公共土木施設被害



第4節 災害広報計画

災害の発生するおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を行うことにより、災害についての正確な情報及び市の措置について住民に伝達して人身の安全を図るとともに、報道機関に対しても迅速、的確な情報の提供を行うものとする。

第1 実施内容

1 広報担当者

災害広報の担当者は、総務部人事・企画班とする。

2 広報内容

一般住民に対し、災害情報及び応急措置の状況をまとめて広報するものとし、災害発生前は、予想される災害の規模、動向、被害の防止等に必要な注意事項の広報を行うものとする。また災害発生後は、被害の推移、避難情報、応急措置の状況を広報するものとし、人心の安定と激励を含め沈着な行動を要請するなど、広報活動を迅速かつ的確に実施するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

(1) 事前情報の広報

- ア 気象に関する情報
- イ 河川の水位の情報
- ウ 公共交通機関の情報
- エ その他の情報

(2) 災害発生直後の広報

- ア 災害の発生状況
- イ 地域住民のとるべき措置
- ウ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
- エ 医療・救護所の開設状況
- オ 道路情報
- カ その他必要事項

(3) 応急復旧時の広報

- ア 公共交通機関の状況
- イ ライフライン施設の状況
- ウ 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
- エ 公共土木施設等の状況
- オ ボランティアに関する状況
- カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
- キ 被災者相談窓口の開設状況
- ク その他必要事項

3 一般住民に対する広報

防災行政無線、広報車、同報無線、ケーブルテレビ、エリアメール、自主防災組織を通じて、災害の情報を迅速に伝達するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等について周知する。なお、必要に応じ、ビラ、広告等を作成し、現地において配布又は掲示して住民に周知する。また、Webサイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディア等も活用する。

4 報道機関に対する発表

災害報道のための取材活動に関して、報道機関から被害状況、災害対策の実施状況等の資料の提供について依頼を受けた場合、積極的に協力する。特に避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

5 多様な情報手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Webサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

第2 広聴活動

混乱が収束したときは、市は、できる限り相談窓口等を開設し、また、状況によっては関係機関と連携して、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進にあたるものとする。

第5節 通信計画

市、県及び関係機関は、災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令等の伝達等の重要通信の疎通を確保するため、通信施設の適切な利用を図るものとする。

災害時における迅速、的確な情報の収集及び伝達を図るための通信手段の確保については、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、電話、電報施設の優先利用又は警察通信設備、非常無線等を利用し、防災関係機関相互の有機的な災害応急対策活動の円滑な遂行を図る。

第1 県防災行政用無線

県から発信される災害に関する情報は、愛知県防災行政用無線を利用して受信する。

また、電話回線に障害が生じた場合における県との通信連絡もこれを利用する。

なお、防災行政用無線は、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うにあたり緊急を要する場合は所定の手続きを経て、これを他人にも利用させることができる。

附属資料	○愛知県防災行政用無線局	P. 430
------	--------------	--------

第2 市防災行政用無線及び防災相互通信用無線局

市は、災害に関する情報の収集、災害に関する予報、警報又はその他災害応急対策に必要な指示、命令等の伝達に市防災行政用無線を利用し、緊急を要する市内の通信連絡を確保する。また、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局の利用を図る。

附属資料	○弥富市防災行政無線設備状況	P. 430
------	----------------	--------

第3 電話及び電報施設の優先利用

1 一般電話及び電報

(1) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

2 専用電話

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、電気事業電話等があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

第4 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

(1) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼するにあたっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(2) 非常通信の通信内容

ア 人命の救助に関するもの

イ 災害の予報警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの

ウ 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関するもの

エ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの

オ 遭難者救護に関するもの

カ 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの

キ 道路の修理、被災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要なもの

ク 中央防災会議、県、市の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの

ケ 電力設備の修理復旧に関するもの

(3) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人（市長）が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

第5 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

第6 その他の通信の利用

(1) 移動式通信設備の使用

災害時には、携帯電話等の移動式通信設備を緊急時や災害復旧活動における通信手段として有効に活用する。

(2) アマチュア無線の活用

災害時には、ボランティアのアマチュア無線により、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達など、被災地、避難所等における身近な連絡手段として有効に活用する。

(3) 全ての通信が途絶した場合

全ての有線及び無線通信が途絶した場合は、使者を派遣して行う。

第7 放送の依頼

知事及び市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

第6節 避難計画

高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

第1 避難情報

1 市における措置

(1) 避難情報

速やかに立退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] 避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア [警戒レベル5] 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ [警戒レベル4] 避難指示

気象警報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4]避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

津波警報等を覚知した場合、市長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示の発令対象とする全ての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。

ウ 地震に伴うその他の災害

地震等に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

また、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

エ [警戒レベル3] 高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。

オ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

カ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

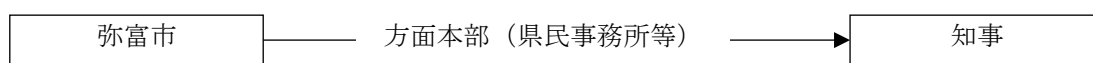
キ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しく危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。立退きを指示した場合、その旨を蟹江警察署長に通知する。

3 警察官における措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められる事態において、市長が立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長が要求したとき、警察官又は海上保安官は立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示するが、直ちに市長に連絡するものとする。

4 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

5 自衛官における措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難指示をすることができる。

6 市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により、市が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の指示を行う。

7 避難の区分及び基準の内容

(1) 避難行動

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等しておく必要がある。

ア 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

(ア) 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

(イ) 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

(ウ) 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

イ 避難行動の一覧表

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 安全とは限らない自宅・施設等 近隣の建物(適切な建物が近隣にあると限らない) 	<ul style="list-style-type: none"> 上階へ移動 上層階に留まる 崖から離れた部屋に移動 近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動等 	<ul style="list-style-type: none"> 急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認等 	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保(※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害※ 高潮 津波 (弥富市は土砂災害非該当)
~~~~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~						
立退き避難	安全な場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所(小中学校・公民館・高台・津波避難ビル・津波避難タワー等)</li> <li>安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル・旅館等)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路が安全かを確認</li> <li>自主避難先が安全かを確認</li> <li>避難先への持参品を確認</li> <li>地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認等</li> </ul>	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動(※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる)	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示(※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害※ 高潮 津波 (弥富市は土砂災害非該当)
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全な上階へ移動</li> <li>安全な上層階に留まる等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認</li> <li>孤立に備え備蓄等を準備等</li> </ul>	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮 (土砂災害と津波※は立退き避難が原則) (弥富市は土砂災害非該当)

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

(2) 避難情報等の種類

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>「今後気象状況悪化のおそれ」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。</li> <li>○早期注意情報は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。</li> </ul>	<p>「災害への心構えを高める」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul>
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水 注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>「気象状況悪化」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○それぞれ大雨・洪水の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。</li> <li>○これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。</li> </ul>	<p>「自らの避難行動を確認」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</li> </ul>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)</p>	<p>「災害のおそれあり」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。</li> <li>○避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。</li> </ul>	<p>「危険な場所から高齢者等は避難」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>○高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)</p>	<p>「災害のおそれ高い」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。</li> <li>○居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。</li> </ul>	<p>「危険な場所から全員避難」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)</p>	<p>「災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる</li> </ul>	<p>「命の危険 直ちに安全確保！」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安</li> </ul>

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
	<p>状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。</p> <p>○ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。</p> <p>※切迫：災害が発生直前、または未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況</p>	<p>全確保する。</p> <p>○ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

(3) 避難情報の判断基準

河川の氾濫に係る避難情報等の発令判断基準の目安（洪水予報河川・水位周知河川）

避難情報等	判断基準
<p><b>【警戒レベル3】 高齢者等避難</b></p>	<p>1～7のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。</p> <p>1：指定河川洪水予報により、以下の河川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木曽川の木曽成戸水位観測所：8.70m</li> <li>・日光川の古瀬水位観測所：1.80m</li> </ul> <p>2：指定河川洪水予報により、以下の河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木曽川の木曽成戸水位観測所：8.90m</li> <li>・日光川の古瀬水位観測所：2.00m</li> </ul> <p>3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>4：以下の河川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・領内川の祖父江水位観測所：1.60m</li> </ul> <p>5：以下の河川の水位観測所の水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①領内川の祖父江水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</li> <li>②領内川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</li> <li>③領内川の祖父江水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</li> </ul> <p>6：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>7：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点</p>

避難情報等	判断基準
	<p>で発令)                      ※発令基準例5については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1～9のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。</p> <p>1：指定河川洪水予報により、以下の河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合                      ・木曾川の木曾成戸水位観測所：8.90m                      ・日光川の古瀬水位観測所：2.00m</p> <p>2：以下の河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合                      （計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合）</p> <p>3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>4：以下の河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合                      ・領内川の祖父江水位観測所：2.10m</p> <p>5：以下の河川の水位観測所の水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合                      ①領内川の祖父江水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合                      ②領内川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）                      ③領内川の祖父江水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>6：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>7：ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>8：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>9：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～9に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。                      ※発令基準例5については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること                      ※発令基準例8については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～5のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。                      （災害が切迫）</p> <p>1：以下の河川の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）                      ・木曾川の木曾成戸水位観測所                      ・日光川の古瀬水位観測所                      ・領内川の祖父江水位観測所</p> <p>2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p>



避難情報等	判断基準
	<p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）（災害発生を確認）</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）</p> <p>※発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>

河川の氾濫に係る避難情報等の発令判断基準の目安（その他河川等）

避難情報等	判断基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。</p> <p>1：洪水警報が発表され、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>※発令基準例1については、河川の状況に応じて①～②のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。</p> <p>1：洪水警報が発表され、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]）</p> <p>②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準例1については、河川の状況に応じて①～②のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること。また、河川カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</p> <p>※発令基準例4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～5のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>（災害が切迫）</p> <p>1：上流の水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達した場合</p>

避難情報等	判断基準
	<p>2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認）</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p> <p>※発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>

高潮に係る避難情報等の発令判断基準の目安

避難情報等	判断基準
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難</p>	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。</p> <p>1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 （数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）</p> <p>2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合</p> <p>3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示</p>	<p>1～2のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。</p> <p>1：高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合</p> <p>2：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）</p> <p>注：高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される場合に暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して約3～6時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、警戒レベル4避難指示に先立ち警戒レベル3高齢者等避難を早めに発令することが考えられる。</p> <p>注：高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、高齢者等のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に警戒レベル4避難指示の発令を検討する。</p> <p>注：高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、警戒レベル4避難指示をより早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すべきである。</p> <p>注：潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど警戒レベル4避難指示の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。</p>

避難情報等	判断基準
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～6のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が切迫)</p> <p>1：水門、陸閘等の異常が確認された場合 2：潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合 3：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 ※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市が避難情報の対象区域毎に設定する潮位 (災害発生を確認)</p> <p>4：海岸堤防等が倒壊した場合 5：異常な越波・越流が発生した場合 6：水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合 ※発令基準例1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例4～6の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>

## 8 避難情報の時期

避難情報は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。

また、避難情報に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。

さらに、避難情報を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位（特別警戒水位）到達情報、水防警報の発表など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

## 9 避難指示の周知徹底

避難のための立退きを指示したときは、必要と認める地域の居住者等にこれを伝達し周知徹底を図るものとする。

### (1) 事前措置

市長は、避難所、避難路を定め、事前に市広報等で住民に周知徹底させておく。

### (2) 周知方法

ア 市長は、避難指示をしたときは防災行政無線による緊急放送を行い、あるいは海部県民事務所長にテレビ、ラジオの放送を依頼する。

イ 関係住民に対する避難指示の伝達は、その地域の自主防災組織等の協力を求めるとともに、同報無線、CATV、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、エリアメール、広報車、消防

団、サイレン等を利用して、速やかに周知徹底を図るものとする。

ウ 市長は、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

エ 市は、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

### (3) 伝達内容

避難指示を発令する場合の伝達内容は、次のとおりとし、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

ア 避難対象地域

イ 避難指示の理由

ウ 避難所の名称、所在地及び避難経路

エ 注意事項

### (4) 避難上の注意事項

ア 火の始末や戸締りを確実にする。電気は配電盤のサービスブレーカーを切り、ガスは元栓を閉める。

イ 消防、警察などの防災関係者の指示に従って、家族そろって避難する。

ウ 避難の際は、こわれそうな塀ぎわ、川べりなどはできるだけ避け、どうしてもその場所を通らなければならないときには十分注意して通行する。

エ 高齢者、幼児、病人などのいる家庭では早めに避難する。

オ 服装は行動しやすいものとし、特に風に飛ばされてくる物から身を守るために、頭には帽子、頭巾、ヘルメットなどを被り、露出部分の少ない服装で避難する。

カ 携帯品は必要品のみとして、背負うようにする。

キ 切れた電線や垂れ下がった電線には、絶対触れないようにする。

## 10 避難情報・警戒レベル相当情報と防災気象情報について

平成31年3月の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定により、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について明確化されたが、災害対策基本法が令和3年5月に改正されたことを受け、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考となる、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」については名称を含め改定され、「避難情報に関するガイドライン」として公表され、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」が「避難指示」に一本化されたほか、避難情報・警戒レベル相当情報と防災気象情報の関連についても、以下の表の通り整理された。

避難情報と防災気象情報の一覧表

警戒レベル	状況	市民がとるべき行動	行動を促す情報(避難情報等)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず発令される ものではない)
～～警戒レベル4までに必ず避難!～～			
4	災害のお それ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の災対 法改正以前の避難 勧告のタイミング で発令)
3	災害のお それあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況 悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、高潮 注意報
1	今後気象 状況悪化 のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報

警戒レベル 相当情報	市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報(下段:土砂災害の危険度分布)(弥富市は非該当)	高潮に関する情報
5相当	水位情報がある場合(下段:国管理河川の洪水の危険度分布※1)	水位情報がない場合(下段:洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	大雨特別警報(土砂災害)	高潮氾濫発生情報※3
5相当	<b>氾濫発生情報</b> 危険度分布:黒 (氾濫している可能性)	<b>大雨特別警報(浸水害)※2</b>			
4相当	<b>氾濫危険情報</b> 危険度分布:紫 (氾濫危険水位超過相当)	危険度分布:うす紫 (非常に危険)※4	<b>内水氾濫危険情報(水位周知下水道において発表される情報)</b>	<b>土砂災害警戒情報</b> 危険度分布:うす紫 (非常に危険)※4	<b>高潮特別警報※5</b> <b>高潮警報※5</b>
3相当	<b>氾濫警戒情報</b> 危険度分布:赤 (避難判断水位超過相当)	<b>洪水警報</b> 危険度分布:赤 (警戒)		<b>大雨警報(土砂災害)</b> 危険度分布:赤 (警戒)	<b>高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報</b>
2相当	<b>氾濫注意情報</b> 危険度分布:黄 (氾濫注意水位超過)	危険度分布:黄 (注意)		危険度分布:黄 (注意)	
1相当					

市は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

**上段太字:** 危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報)  
**下段細字:** 常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

- ※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
  - ※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
  - ※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
  - ※4) 「大雨警報(土砂災害)・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。
  - ※5) 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
- 注) 本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

## 11 広域一時滞在に係る協議

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

## 第2 避難誘導等

### 1 避難誘導等

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては、県警察及び市が各地区の消防団、地区役員等と協力して誘導を行う。誘導にあたってはできるだけ自主防災組織・各地区等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。県警察は、被災時における混乱を防止し、避難を容易にするため、広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。

また、避難所に誘導する場合は、万一の安全を考えその地域の実情に応じ、避難路を2か所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適當となった場合は別の避難所に移送する。

なお、避難誘導、安否確認の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮するよう努め、社会福祉施設等を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。

市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

### 2 避難所及び避難路の周知

避難所にはその旨を地域住民に周知させる標示を行う。また、市広報等を通じ、避難所及び避難路をあらかじめ周知させる。

### 3 避難の順位

避難の順位は、避難行動要支援者を優先する。

### 4 移送の方法

避難は、原則として避難者が各自で行うが、避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両、舟艇等により行うものとする。

### 5 避難の誘導、移送の応援要請

市長は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材について応援を要請する。

## 第3 避難所の開設

市は、災害のため、避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設する。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の

途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。避難所を開設するにあたっては、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児等に配慮して保護するものとする。

さらに、要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

なお、避難所が危険で不適當となった場合は、別の避難所へ移送する。

#### 1 実施責任者

市長は、避難指示等を行った場合は、避難所を開設を実施する。

市長が自ら避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

#### 2 実施方法

市長は、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに県に報告する。

また、避難所ごとに市職員を派遣、駐在させ、駐在した市職員は常に市災害対策本部と連絡をとりつつ、避難所の管理及び避難者保護にあたる。

駐在した市職員は、次の書類、帳簿等を整備し、保存する。

- (1) 避難所台帳
- (2) 避難者名簿
- (3) 避難所用物資受払簿
- (4) 避難所設置及び避難者状況

#### 3 避難所の周知

避難所にはその旨を地域住民に周知させる標示を行う。また、広報車等を通じ、避難所を周知させる。

#### 4 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営にあたっては、次の点に留意する。

##### (1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

県や市が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

##### (2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、避難所の規模からみて支障があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

一人あたりの必要占有面積

1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

(3) 避難者への情報提供

常に市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(7) 要配慮者へ支援

避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。

なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余



儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(11) ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(12) 公衆衛生の向上のための事業団体への要請

災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、県が締結する「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

(13) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に示される避難所開設の基準は、次のとおりである。

(1) 避難所開設の対象者

避難所には、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容受入れるものとする。

(2) 土地・建物の強制使用

避難所として使用すべき土地又は建物の所有者から承諾を得られず、かつ、どうしてもその土地又は建物を使用しなければならないときは、公用令書によって強制的に使用することができる。

(3) 避難所開設の期間

避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

(4) 避難所開設の費用

避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場及び仮設便所等の設置費とし、災害救助法施行細則別表第1に定める額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを搬送する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

6 知事への報告

次のことを知事に報告する。

- (1) 避難所開設の日時
- (2) 開設の場所・箇所数・避難者数
- (3) 開設期間の見込み

<b>附属資料</b>	○ 弥富市避難所等一覧	P. 435
	○ 災害救助法施行細則（抄）	P. 501

第4 要配慮者支援対策

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

2 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

(3) 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

#### (4) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

#### 3 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

#### 4 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

#### 5 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

#### 6 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

#### 7 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

#### 8 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

(1) 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

(2) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

(3) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

#### 9 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣については、県が実施する。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。

## 第5 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

### 1 県（防災安全局）及び市における措置

#### （1）「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行うものとする。

#### （2）災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

県及び市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

#### （3）その他帰宅困難者への広報

県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。

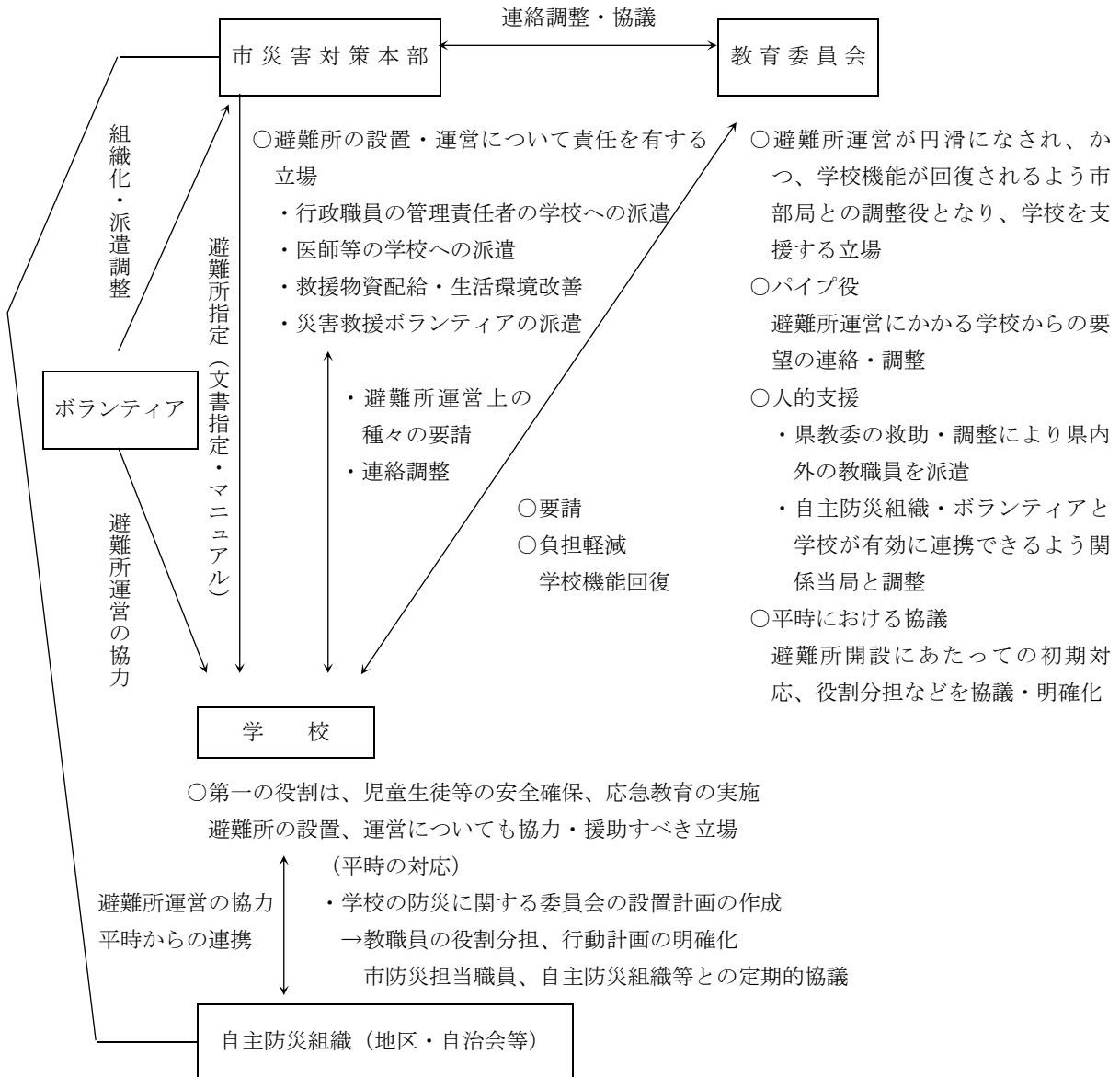
#### （4）帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

### 2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第6 市、教育委員会及び学校の責任、役割及び連携



## 第7節 応援要請計画

### 第1 自衛隊の災害派遣要請依頼

災害に際して必要な応急対策を実施するため、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の派遣を要請する場合における手続き等を定める。

#### 1 実施責任者

自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、市長は、知事にその旨文書で申し出て、知事から自衛隊に要請する。

この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じ通知する。

応援派遣に関する事務は、市災害対策本部総務部総括班がこれを実施する。

#### 2 自衛隊の活動態勢等

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

#### 3 派遣要請を依頼する災害

自衛隊の派遣要請を依頼する基準は、災害が発生し、若しくは発生しようとしているときで、人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が市において不可能又は困難であり、自衛隊による活動が必要であると認められるときとする。

#### 4 派遣要請依頼の手続き

(1) 市長は、自衛隊の派遣を要請する必要が生じたときは、災害派遣要請書（様式第1号（P.151参照））により、海部県民事務所長を通じ、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の迅速な方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

なお、市長は、前出の方法による要求ができない場合には、その旨を防衛大臣又はその指定する者に対して通知を行えば、要請を待たずに自衛隊は、自主派遣を行うことができる。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

さらに、大規模な地震等が発生し、通信の途絶等により、市、県、自衛隊間の連絡が不可能である場合、人命救助等の災害応急対策につき、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、要請がなくても独自の判断で部隊等を派遣することができる。

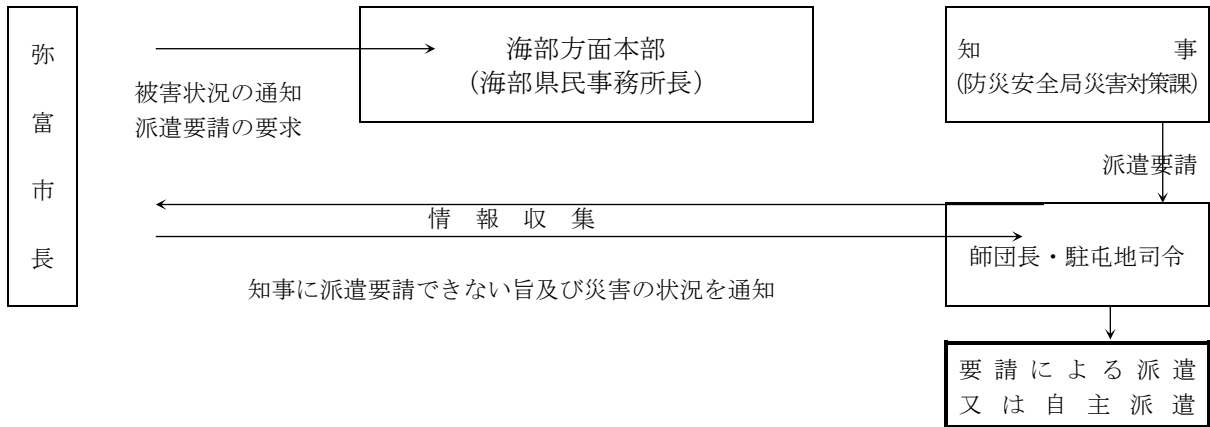
市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 各部長は、災害の状況を勘案し、派遣要請について市長に対して必要な進言をする。

(3) 市長は、各部長の進言を受けたときは、直ちにその適否を決定する。

(4) 市長が派遣要請を決定したときは、総務部長は直ちに派遣要請の手続きを進めるものとする。

5 災害派遣要請等手続系統



(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、海部方面本部（海部県民事務所）へも連絡すること。

(1) 海部県民事務所

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制) (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		海部総合庁舎2階 県民防災安全課			海部総合庁舎2階 災害対策センター	
勤務 時間 内	NTT	防災安全G 0567-24-2125 0567-24-2111 (代表) 内線217			0567-26-4866 0567-24-2111 (代表) 総括班 内線612・613・614 情報班 内線607・608・609・ 610・611 総務班 内線617 緊急物資チーム 内線601・602・603 604 支援班 内線615・616	
	NTT FAX	0567-26-0729			0567-26-0729	
	防災行政無線	603-1101 603-2-内線番号			603-1101 603-2-内線番号	
	防災行政無線 FAX	603-1150			603-1150	
職員 配備前	NTT	0567-24-2111 (代表) 宿直代務員				
勤務 時間 外	NTT	上記勤務時間内の欄と同じ			上記勤務時間内の欄と同じ	
	NTT FAX	同上			同上	
	防災行政無線	同上			同上	
	防災行政無線 FAX	同上			同上	
e-mail		ama@pref.aichi.lg.jp				

海部県民事務所に連絡できないときは、県（本庁）へ連絡する。

(2) 愛知県

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制) (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階防災安全局内			本庁舎6階災害情報センター	
勤務時間内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課)	052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2548 (救急・救助)	(直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救助・救急) 052-954-6144 (火災、危険物)	052-971-7104 (広報部 広報班) 052-971-7105 (総括部 総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総括部総括班) 内線 5306~5307 (総括部渉外班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部整理班) 内線 5313、5320~5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5339~5340 (情報部調査班) 内線 5323~5324 (運用部庶務班・財務会計班) 内線 5325~5327 (運用部運用班)	
	NTTFAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))		052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107		
	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2548、2549 (救急・救助)		600-1360~1362 (総務部総括班) 600-1363 (総務部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1368 (情報部調査班)		
	防災行政無線 (FAX)	600-1510		600-1514 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)		
勤務時間外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)		上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTTFAX	052-964-6995 (宿日直室)		同上		
	防災行政無線	600-5250~5253 (宿日直室)		同上		
	防災行政無線 (FAX)	600-4694 (宿日直室)		同上		
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp					
防災webメール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災webメール」参照)					

(3) 自衛隊

連絡先	電話番号
陸上自衛隊第10師団司令部	(加入電話) 052-791-2191 課業時間内：内線4239 (防衛班) 課業時間外：内線4301 (当直室) (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9-同上
陸上自衛隊第35普通科連隊	(加入電話) 052-791-2191 課業時間内：内線4831 (第3科) 課業時間外：内線4509 (当直室) (防災行政無線) 8-8230-34 (衛星電話) 9-同上
陸上自衛隊第10特科隊	(加入電話) 0533-86-3151 課業時間内：内線3234 (第3科) 課業時間外：内線4509 (当直室) (防災行政無線) 8-8240-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (第3科)



連 絡 先	電 話 番 号
	(衛星電話) 9-同上
航空自衛隊第1輸送航空隊	(加入電話) 0568-76-2191 課業時間内：内線4031 (防衛部) 課業時間外：内線4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室) 32 (当直) (衛星電話) 9-同上
海上自衛隊横須賀地方総監部	(加入電話) 046-822-3500 課業時間内：内線2543 (第3幕僚室) 課業時間外：内線2222 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721

## 6 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、概ね次のとおりである。

## (1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

## (2) 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

## (3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

## (4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積み込み等の水防活動を行う。

## (5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

## (6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合には、それらの啓開、除去にあたる。

## (7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して応急医療、救護及び防疫等を行うが薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

## (8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。

## (9) 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

## (10) 入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

## (11) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第

1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(13) その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

7 災害派遣部隊の受入れ

市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

(1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。

(2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業を開始できるようあらかじめ準備しておく。

(3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

(4) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

(5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について準備する。

ア 事前の準備

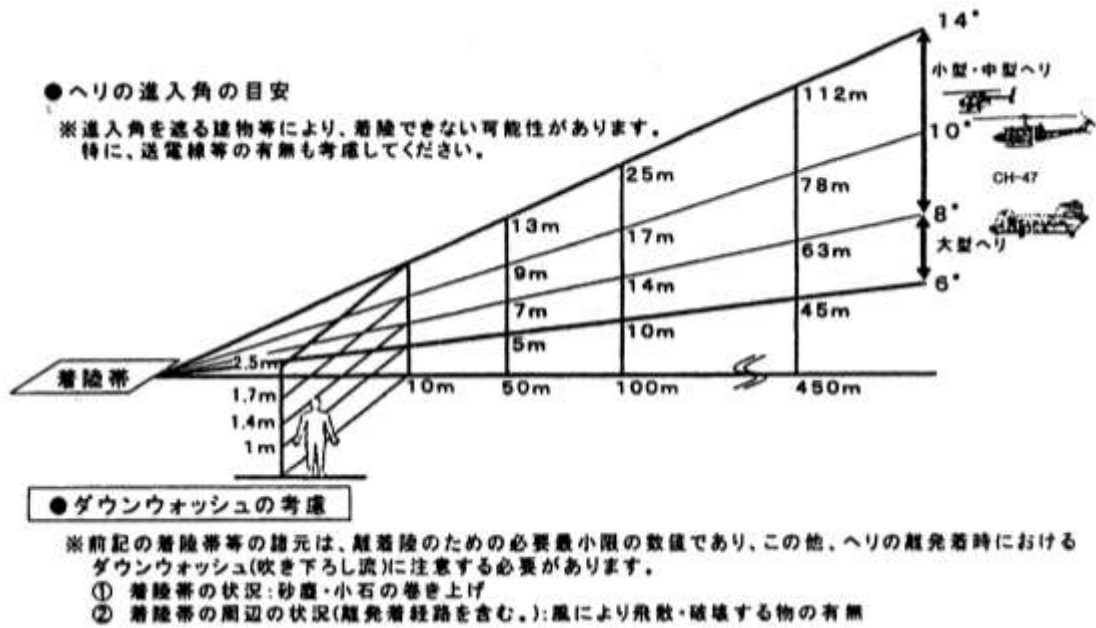
(ア) ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

(イ) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。

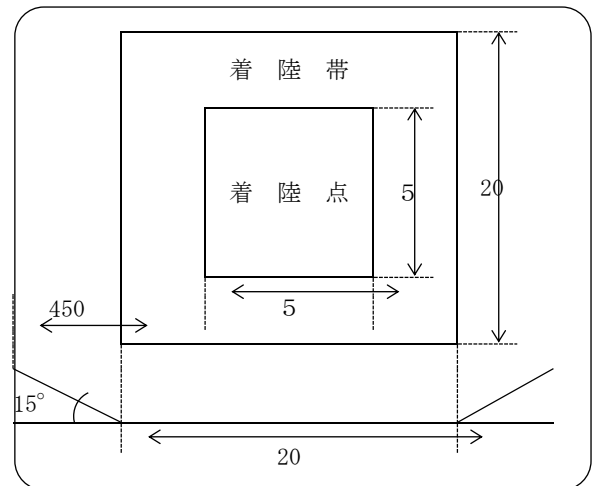
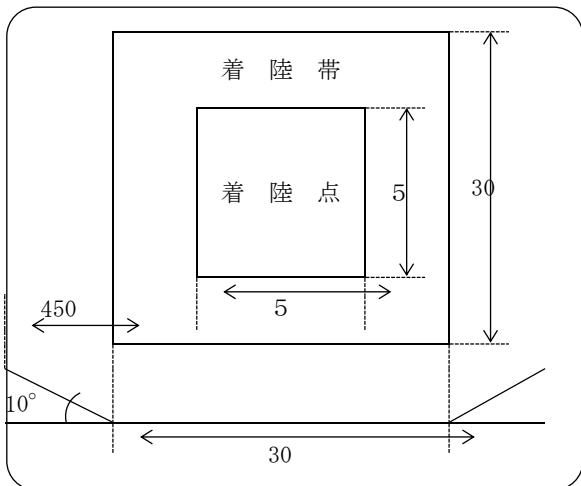
(ウ) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

(エ) 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

着陸帯設定時における留意事項

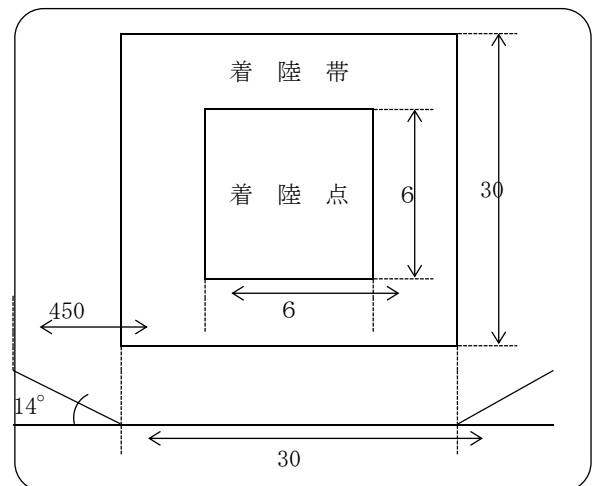
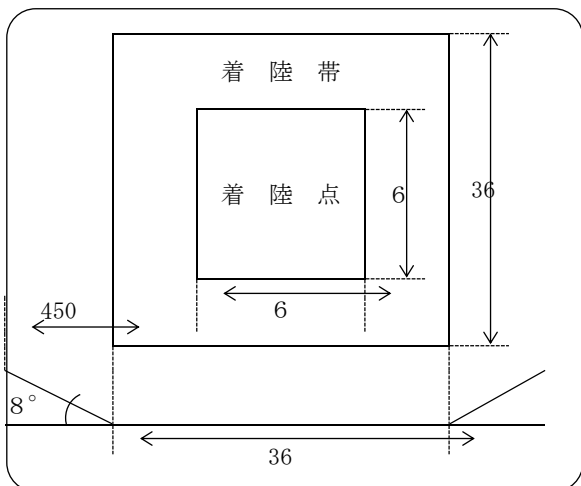


(a-1) 小型機 (OH-6) の場合《標準》 (a-2) 小型機 (OH-6) の場合《応急》

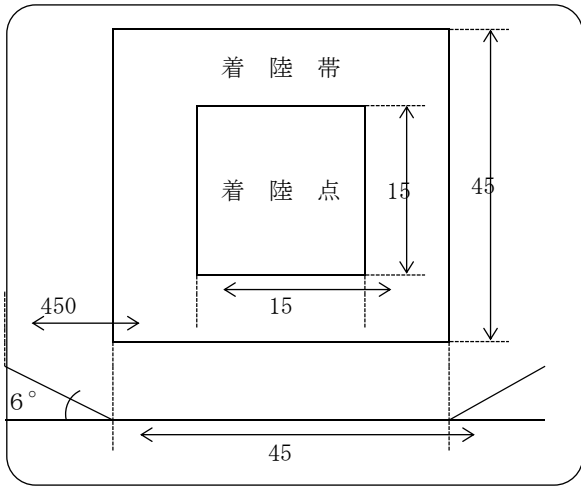


(b-1) 中小型機 (UH-1) の場合《標準》

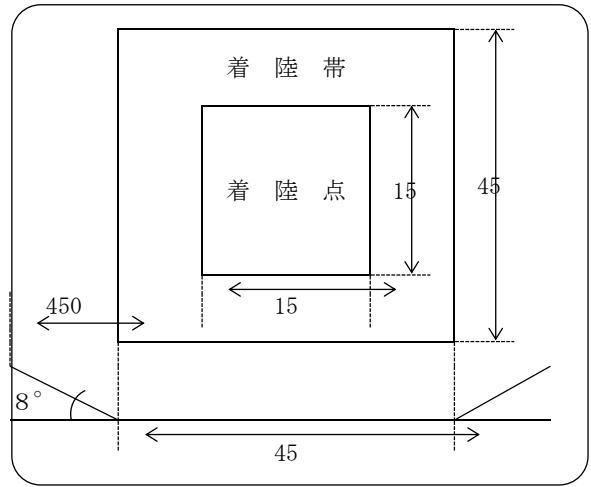
(b-2) 中小型機 (UH-1) の場合《応急》



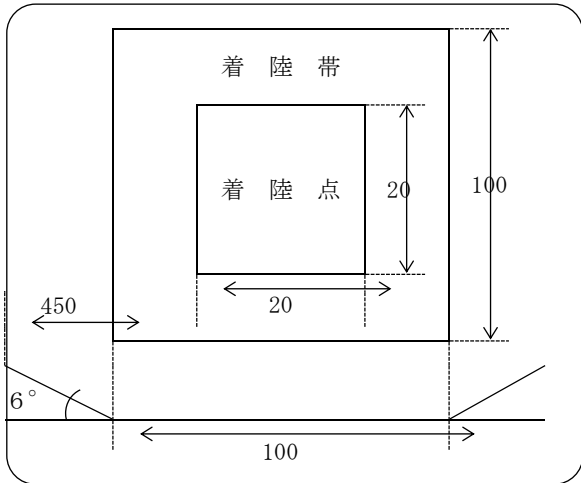
(c-1) 大型機 (V-107及びUH-60J) の場合《標準》



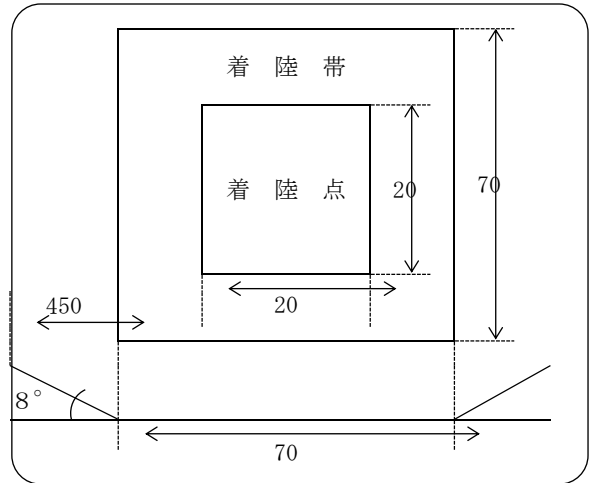
(c-2) 大型機 (V-107及びUH-60J) の場合《応急》



(d-1) 大型機 (CH-47) の場合《標準》



(d-2) 大型機 (CH-47) の場合《応急》

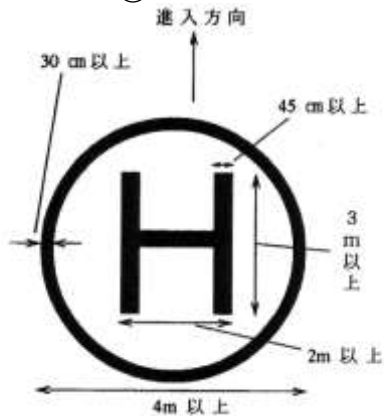


(単位：m)

イ 受入時の準備

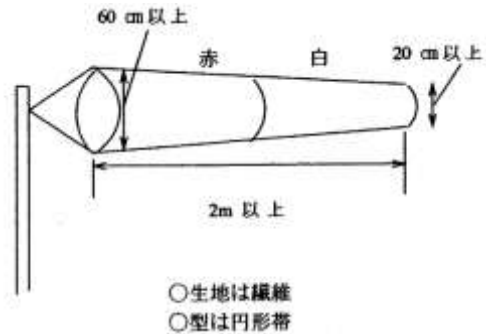
(ア) 離着陸地点には、下記基準(H)記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

a H(記)号の基準



○石灰で標示、積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示。

b 吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

- (イ) ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。
- (ウ) 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (エ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- (オ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (カ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

附属資料	○ヘリポート可能箇所	P. 454
------	------------	--------

#### 8 撤収要請依頼の手続

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したと認めるとき、又は必要がなくなった場合は、速やかに知事に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

災害派遣撤収要請書は、様式第2号（P.151参照）のとおりとする。

#### 9 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、次の基準によるものとする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬及び修理費

エ 県、市町村が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

### 第2 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

### 第3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

### 第4 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対して指定地方行政機関の職員又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は、知事に対し、指定地方行政機関の職員又は指定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 1 市長が直接派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第15条）

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 市長が、知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める場合は、次の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第16条)

- (1) 派遣のあつせんを求める理由
- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

## 第5 海上保安庁の応援要請の依頼

1 市長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。

2 依頼は、下記(1)の事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

(1) 要請は、次の事項を明らかにした要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

- ア 災害の状況及び応急措置を要請する理由
- イ 応急措置を希望する期間
- ウ 応急措置を希望する区域
- エ 活動内容
  - (ア) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
  - (イ) 巡視船を活用した医療活動場所の提供
  - (ウ) 巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
  - (エ) その他市及び県が行う災害応急対策の支援 等
- オ その他参考となるべき事項

## 第6 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

## 第7 資料の提供及び交換

防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換し、災害時の応急対策措置に

資するものとする。

#### 第8 応急措置等の要請要領

- 1 防災関係機関相互における応援要求又は応急措置の要請については、あらかじめ手続等を定める。
- 2 市長は、弥富市の地域にかかる災害について適切な応援措置を実施するため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村に対して応援を求める場合は、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、広範な地域に被害が及び、近隣市町村も被災し、迅速適切な応援体制がとれないことも予想されるので、距離的に離れた遠隔地の市町村等との食料供給等の応援協定締結も検討する。

#### 第9 経費の負担

国、県、他県及び他市町村から派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条に定める方法による。

#### 第10 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

様式第1号

災害派遣要請書

災害派遣命令者 殿	発簡番号 年 月 日
部隊等の派遣要請書	災害派遣要請権者
<p>災害を防止するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 災害の情况及び派遣を要請する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する事由</p> <p>2 派遣を希望する期間</p> <p>3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 区域 (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水路輸送、防疫等）</p> <p>4 その他参考となるべき事項 その他の細部については、〇〇〇〇において調整する。</p>	

2項に関しては、具体的に表現することが可能な場合には、「救援活動終了するまでの間」等の定性的な表現

様式第2号

災害派遣撤収要請書

災害派遣命令者 殿	発簡番号 年 月 日
災害派遣部隊撤収要請書	災害派遣要請権者
<p>自衛隊災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収されるよう要請します。</p>	



## 第8節 消防計画

### 第1 組織

常備消防として、弥富市・飛島村で設立された海部南部消防組合が設置されている。さらに、常備消防を支える消防団は、16分団372人が確保されている。

附属資料	○弥富市消防団の構成	P. 445
------	------------	--------

### 第2 消防活動計画

海部南部消防組合の定める消防計画により、効果的な消防活動を実施する。

附属資料	○海部南部消防組合所有の資機材一覧	P. 443
------	-------------------	--------

### 第3 報告

消防組織法第22条の規定に基づき、県知事を通じて消防庁へ消防統計及び消防情報に関する報告をする。

### 第4 消防団活動

弥富市消防団は、火災が発生した場合、海部南部消防組合と協力して消火活動を実施する。各区域を担当する分団は、地域住民等と協力して、初期消火活動にあたり、火災の拡大を防止する。

また、救助活動、負傷者の救護及び安全な場所への搬送を行う。

さらに、火災の拡大に伴い、付近住民に対して避難指示がなされた場合は、直ちにこれを住民に伝達し、市長、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な場所に誘導、避難させる。

なお、災害時における消防団員の非常の集合場所は、消防団長にあつては市役所とし、消防団員にあつては分団ポンプ格納庫と定めるものとする。

附属資料	○弥富市消防団保有の消防力	P. 445
------	---------------	--------

### 第5 消防相互応援

#### 1 応援協力依頼

市長は、弥富市消防団及び海部南部消防組合の消防力をもってしても火災の鎮圧が困難な場合、他市町村へ応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより海部南部消防組合を通じて消防広域応援を要請する。

市長は、化学消火剤等必要資機材の確保が困難である場合、知事（海部県民事務所を經由）へその確保につき要請する。

また、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づき、県に防災ヘリコプターによる消防活動の支援を要請する。

附属資料	○協定締結状況一覧表	P. 479
------	------------	--------

#### 2 緊急消防援助隊の応援要請

(1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請

及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

**附属資料 ○緊急消防援助隊の応援要請先 P. 508**

- (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- (3) 海部南部消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

3 消防相互応援協定

消防組織法第21条の規定により海部南部消防組合消防本部が締結している消防・救急に関する相互応援協定は、次のとおりである。

締 結 先	締 結 内 容	締 結 年 月 日
津島市・愛西市・蟹江町・海部東部消防組合	火災・救急業務	平成17年4月2日
名古屋屋市	〃	平成6年5月30日
桑名市・木曾岬町 (三重県)	(高速道路)	平成14年3月24日
名古屋海上保安部	火災業務	昭和50年12月10日
名古屋第一赤十字病院 ・名古屋掖済会病院	救急業務の向上等	平成17年4月1日
海南病院・津島市民病院 ・あま市民病院	救急業務の向上等	平成17年4月1日
県下高速道路	火災・救急救助業務	平成16年6月29日
桑名市(三重県)	〃	平成3年11月18日
県下広域(41団体)	〃	平成15年4月1日
愛知県	愛知県広域災害・救急医療情報システム	平成16年6月1日
愛知県	愛知県防災行政用無線の運用及び管理	平成14年12月1日
愛知県	消火薬剤の保管等	昭和54年3月27日
愛知県他100団体	県防災ヘリコプターの応援	平成8年10月1日
名古屋市他13団体	緊急通報に係る分散受信	平成15年4月1日
愛知県	夜間照明設備の保管	平成16年2月26日

* 締結年月日は、再締結した日付を記載

## 第9節 水防計画

災害対策基本法及び水防法の趣旨に基づき洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、地域内の河川に対し、水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送、水門及びこう門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用、避難・立退きに関し計画するが、詳細については、指定水防管理団体である海部地区水防事務組合の定める水防計画による。

### 第1 水防組織

1 水防管理責任者

市長及び海部地区水防事務組合

2 市の責任

管轄区域内における水防を十分果たすべき責任を有する。

3 通信連絡

第1編第2章第3節第9「情報の収集・連絡体制の整備等」に定めるもののほか、水位観測員に

より水位通報の的確を期し、その通報に基づく情報を各区長、各分団に連絡する。連絡方法は、無線、電話及び伝令等による。

## 第2 水防区域

市の管轄区域は、次のとおりである。

管 轄 区 域	水 防 区 域					水 防 (消防) 団 員 数	所 管 土 木 事 務 所
	堤 防 延 長				水 こ う 門		
	河 川	海 岸	た め 池	計			
海部地区水防事務組合の管 轄区域を除く区域	m 12,000	m 0	m 0	m 12,000	箇所 6	名 372	県海部建 設事務所

## 第3 水防計画

水防管理団体が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、愛知県水防計画を基礎として、地域的特性に応じて適宜増減したうえ、必要事項を網羅して定める。

## 第4 水防活動

### 1 水防団等の出動

水防管理者は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、県及び海部地区水防事務組合の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

### 2 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者及び県に連絡する。

河川管理者においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

### 3 水門、こう門等の操作

水門、こう門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

### 4 水防作業

河川、堤防等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、水防管理者はその応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料を考慮して、主として積土のう工、月の輪工、釜段工、折返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工等の水防工法を実施する。

### 5 水防情報

適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要となるのが河川の情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関は、それぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

### 6 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

また、決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

## 第5 日光川流域の排水対策調整

日光川流域排水対策調整連絡会議は、二級河川日光川流域において、河川の越水及び破堤による氾濫のおそれがあるときは、「日光川流域排水調整要綱」（平成22年7月1日制定）に基づき、河川及び内水の排水のために設置された排水機の運転調整（以下「排水調整」という。）を実施する。

## 第6 たん水排除

市又は土地改良区は、河川、堤防の決壊等によりたん水した場合は排水ポンプにより排水作業を実施する。

## 第7 水防パトロール体制の確立

集中豪雨時等の被害を最小限度に食い止めるために、勤務時間外・休日等の場合、非常招集を受けなくても、排水機場の点検・管理を行うものとする。また必要に応じて自主防災組織及び枅管理者等の協力を要請する。

- 1 排水機場を稼動する。
- 2 水害発生の危険がある場合には、産業振興課長の指導のもとに、市内の枅管理者に連絡する。

## 第8 応援協力関係

- 1 水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者若しくは市町村へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県に対して資機材の確保につき応援を求めるものとする。
- 2 水防管理者は、水防のための必要があると認めたとき、蟹江警察署に対して出動を要請するものとする。
- 3 市及び土地改良区は、たん水排除の実施が困難な場合、県へ移動用ポンプの貸与又は排水作業の実施につき応援を要求するものとする。

附属資料	○水防事務組合の水防倉庫及び水防資機材備蓄状況	P. 451
	○弥富市水防倉庫及び水防資機材備蓄状況	P. 452
	○重要水防箇所	P. 452
	○水防上重要な水こう門	P. 453
	○日光川流域排水調整要綱	P. 482
	○日光川流域排水対策調整連絡会議要綱	P. 496

# 第10節 災害救助法の適用計画

## 第1 災害救助法による救助

### 1 救助の実施

市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

### 2 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

## 第2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町村の区域を単位として知事が実施することとされており、弥富市の区域に同法が適用される基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条の規定により、次のとおりである。

- 1 市内の全壊、全焼、流出等による住家の滅失した世帯数が60世帯以上に達したとき。
- 2 被害世帯数が1の基準に達しないが、県内の被害世帯数が2,500世帯以上で、市内の被害世帯数が30世帯以上に達したとき。
- 3 被害世帯数が1又は2の基準に達しないが、県内の被害世帯数が12,000世帯以上で、市内の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- 4 市内の被害が1、2及び3に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合又は多数の者が生命及び身体の危害を受け、あるいは受けるおそれが生じたとき。

### 第3 被害世帯の算定

住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち全壊、全焼、流出等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については滅失世帯の2分の1、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能にあつては滅失世帯の3分の1とみなして適用基準上換算し、取扱う。

### 第4 救助の種類及び期間

災害救助法に基づく救助の種類及び期間は、次のとおりである。

1 避難所の供与	災害発生の日から	7日以内
2 要配慮者の輸送	救助開始日から、 救助の必要がなくなった日までの期間	
3 応急仮設住宅の設置	工事完了の日から	2年以内
4 炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から	7日以内
5 飲料水の供給	災害発生の日から	7日以内
6 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から	10日以内
7 医療及び助産		
医療	災害発生の日から	14日以内
助産	分べんした日から	7日以内
8 被災者の救出	災害発生の日から	3日以内
9 被災住宅の応急修理	災害発生の日から	1か月以内
10 学用品の給与		
教科書	災害発生の日から	1か月以内
文房具及び通学用品	災害発生の日から	15日以内
11 埋葬	災害発生の日から	10日以内
12 死体の捜索	災害発生の日から	10日以内
13 死体の処理	災害発生の日から	10日以内
14 土石・竹木等障害物の除去	災害発生の日から	10日以内

(注) 救助期間について、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て延長することができる。

### 第5 市長への事務処理の通知

災害救助法が適用された場合における同法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、県が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法第30条第1項及び同法施行令第23条第1項の規定により市長が行うこととする事務の内容及び市長が当該

事務を行うこととする期間を市長に通知することとし、この場合においては市長は当該期間において当該事務を行わなければならないこととなる。

## 第6 救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

なお、災害救助法の適用されない市独自の救助も、これに準じて実施する。

附属資料 ○災害救助法施行細則（抄）

P. 501

## 第7 り災者の記録

- 1 災害が発生したときは、市長は被害状況調査用紙によって、被害状況を調査し、これをり災台帳とする。
- 2 市長は、災害によるり災証明書の発行の必要があるときは、次の要領により早期交付を行う。
  - (1) 被害状況の確認ができないときは、とりあえず本人の申し出により仮り災証明書を発行する。
  - (2) り災者の被害状況の調査確認を終了した後は、り災台帳に記載されている者には申し出により、り災証明書、仮り災証明書を発行した者については、り災台帳に記載されている者に限り申し出により、り災証明書に切替え発行する。

# 第11節 救出計画

## 第1 実施責任者

市長は、災害により生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、又は捜索してその者を保護する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、救出にあたっては、要配慮者を優先する。

## 第2 実施方法

市は、災害により救出を必要とする事態が発生したときは、蟹江警察署、海部南部消防署及び名古屋海上保安部と緊急連絡をとり、速やかに救出作業を実施し、負傷者については、医療機関（救護所を含む）に搬送する。

作業は消防職員、消防団員、市職員によって行うものとする。

## 第3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委託を想定しているため、市が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- 1 災害救助法施行細則に示される救出の基準は、次のとおりである。

なお、(1) から (3) の基準により難しいときは、その旨を知事に申請し、知事が厚生労働大臣の同意を得たときは、それを超えて実施することができる。

### (1) 救出の対象、方法

り災者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出するものとする。

### (2) 救出の期間

り災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(3) 救出の費用

り災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(4) 整備保存すべき帳簿

- ア り災者救出状況記録簿
- イ り災者救出用機械器具燃料受払簿
- ウ り災者救出用機械器具修繕簿
- エ り災者救出用関係支払証拠書類

2 救出を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

- (1) 行方不明者数
- (2) 救出人員

## 第12節 食料供給計画

災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生ずるおそれのある場合は、被災者等を保護するため、備蓄食料、炊き出しその他による食料の給与を実施する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料の円滑な供給に十分配慮するものとする。

### 第1 実施責任者

- 1 米穀の応急供給  
知事又は市長
- 2 炊き出しその他による食料の給与  
市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市町村長）

### 第2 実施方法

災害のため、食料の配給、販売機構等が混乱し、あるいは自宅で炊飯ができない者に対し、備蓄食料の給与、応急的な炊き出しを行い、必要な食料を給与する。

なお、現在市は、市役所、総合福祉センター等に非常用食料を備蓄しているが、今後も、乾パン、アルファ米等の備蓄を図るとともに農協、民間業者も含めた調達の検討を行うものとする。

食料の供給は、市災害対策本部市民生活部市民協働・観光班がこれを実施する。

1 炊き出しその他による食品の供給

市は、炊き出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

- (1) 備蓄物資、自ら調達した食品、2の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。
- (2) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。
  - ・第1段階 乾パン、ビスケット等
  - ・第2段階 パン、おにぎり、弁当等

- (3) 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。
- (4) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。  
また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。
- (5) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

2 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

3 米穀の原料調達

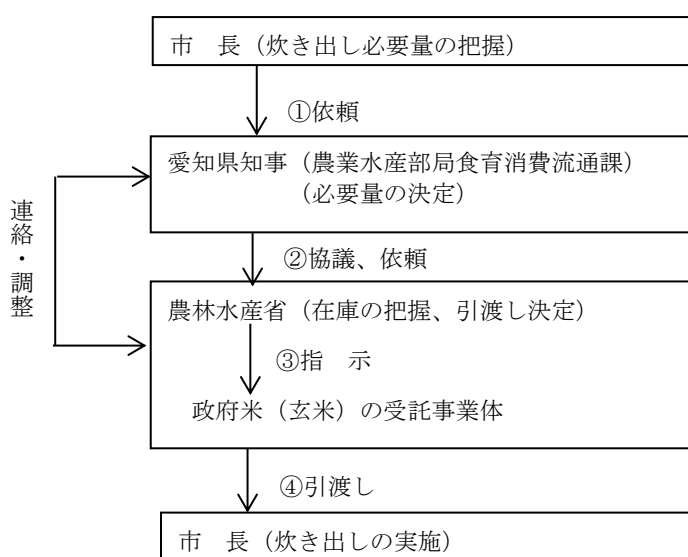
市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

市は、米穀届時事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第1編第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に関する手続き）」により調達を図る。

なお、市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後速やかに知事に報告するものとする。

市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により、県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀（精米）を確保する手続図（災害救助法適用時）



第3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実



施機関となる当該事務については市長への委託を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

#### 1 災害救助法施行細則に示される食料の給与の実施基準は、次のとおりである。

##### (1) 炊き出し対象者

炊き出しその他による食料の給与は、避難所に保護された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。

##### (2) 炊き出しの期間

炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の同意を得てこの期間を延長することができる。

また、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

##### (3) 炊き出しの費用

炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、災害救助法施行細則別表第1に定める額の範囲内とする。

##### (4) 整備保存すべき帳簿

ア 炊き出し受給者名簿

イ 炊き出し給与簿

ウ 炊き出しその他による食品給与用物品受払簿

エ 炊き出し用物品借用簿

オ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類

カ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

#### 2 炊き出しを必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

##### (1) 炊き出し場所又は箇所数

##### (2) 給食人員及び給食数

##### (3) 炊き出し予定期間

## 第13節 飲料水供給計画

災害により飲料水を確保することができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、飲料水の円滑な供給に十分配慮するものとする。

### 第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）。ただし、市で対応できないときは、水道事業者（海部南部水道企業団）、他市町村又は県にこれの実施又は要員、供給機材の応援を要請する。

## 第2 実施方法

飲料水の供給は、市災害対策本部市民生活部環境班が、これを実施する。

### 1 供給の対象及び供給量

供給の対象は、災害により飲料水が得られない被災者を対象とする。

供給量は、被災後の経過日数ごとに目標水量を定め、供給するように努める。

発生からの日数	発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～28日
目標水量（1／人／日）	3	20	100	被災前水量

### 2 非常用水源の確保

非常用水源として、あらかじめ次の施設を選定し、単位水量の把握を行うものとする。

- (1) 最寄利用可能水源の利用……最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。
- (2) 飲料水兼用耐震性貯水槽の利用……大藤小学校、白鳥コミュニティセンター等の飲料水兼用耐震性貯水槽より応急給水する。
- (3) 水道用貯留施設の利用……浄水池、ポンプ井、配水池、取水塔、圧力タンク
- (4) 受水槽の利用……公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。
- (5) プール、ため池、河川の利用……比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておく。飲料水等で清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で浄化して応急給水するとともに、あらかじめ公的機関による水質検査を受けること。
- (6) 井戸の利用……浅井戸あるいは深井戸は、災害により井戸の崩壊、水脈変化による水質、水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては特に水質に十分留意してから使用すること。

### 3 給水の方法

市長は、水道事業者（海部南部水道企業団）による応急給水の措置を補完するため必要がある場合には、水道事業者（海部南部水道企業団）と協力して、市内の被災していない水道施設等により飲料水を確保し、これによることが不可能な場合には、汚染の比較的少ない河川水等をろ水機によりろ過した後、塩素剤により滅菌し、ポリエチレン容器等の搬出容器に入れ、自動車により搬送し、給水する。

供水は、非常用水源からの応急配管仮設共用栓による「拠点供給（給水）」あるいは、海部南部消防組合の給水車に給水タンク等を積載し搬送する「搬送供給（給水）」を原則とするが、その選択は災害の程度、内容等により臨機に対応する。給水は公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

ただし、人命救助を担う病院等への重要施設への供給については最優先されるよう配慮する。また交通途絶等により、供給が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておく。

## 第3 資機材の確保

供給の早期実施体制確立のため供給に必要な資機材の確保に努める。

附属資料	○ 応急給水、処理施設・設備等の状況	P. 447
------	--------------------	--------

#### 第4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委託を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

1 災害救助法施行細則に示される飲料水供給の実施基準は、次のとおりである。

(1) 供給の対象者

飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

(2) 供給の期間

飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

(3) 供給の費用

飲料水の供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか、供給又は浄化に必要な機器又は器具の借上費、修繕費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。

(4) 整備保存すべき帳簿

ア 飲料水供給記録簿

イ 供給用機械器具、燃料及び浄水用薬品、資材受払簿

ウ 供給用機械器具修繕費

エ 飲料水供給のための支払証拠書類

2 供給を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

(1) 供給を必要とする人員

(2) 供給人員

(3) 供給予定期間

### 第14節 生活必需品供給計画

災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して被服、寝具その他の生活必需品を給与又は貸与する。生活必需品を自ら供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

## 第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は生活必需品の応援を要請する。

## 第2 実施方法

生活必需品の給与又は貸与は、市災害対策本部健康福祉部福祉・児童班がこれを実施する。

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

給与又は貸与する物資は、第一次的には備蓄物資を活用し、なお不足する場合には受入れた救援用物資、業者からの購入等により調達する。

なお、毛布については、本市においては12,400枚備蓄している。

- 1 寝具
- 2 外衣
- 3 肌着
- 4 身の回り品
- 5 炊事用具
- 6 食器
- 7 日用品
- 8 光熱材料

## 第3 義援物資の保管及び配分

市に送付されたり災者に対する義援物資は、県や市の責任において調達する物資とは実際上も書類上も区別して保管、配分するものとし、その方法について定めておく。

## 第4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委託を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- 1 災害救助法施行細則に示される供給の実施基準は、次のとおりである。

### (1) 供給の対象者

被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

### (2) 供給の期間

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

## (3) 供給の費用

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯あたり災害救助法施行細則別表第1に定める額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

## (4) 整備保存すべき帳簿

- ア 物資購入（配分）計画表
- イ 物資受払簿（配給段階ごとに送付書、受領書とともに作成する。）
- ウ 物資給与及び受領簿（世帯主の受領印を要す。）
- エ 物資購入関係支払証拠書類

2 供給を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

- (1) 主たる品目別給与点数
- (2) 給与世帯数（被害区分別）

附属資料 ○災害救助法施行細則（抄）

P. 501

## 第15節 医療及び助産計画

災害時には、医療施設自体も浸水被害を受け診療機能が低下する一方、多数の避難者の医療を確保することが緊急に求められる。

このため、災害により医療、助産機構が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、応急に医療を施し、また助産に関する処置を実施する。

### 第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社愛知県支部）。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は必要な要員及び資機材の応援を要請する。

### 第2 仮設救護所の設置

適当な医療機関がないときは、安全性を考慮して、避難所、小中学校等公共機関や、災害現場に仮設救護所を設置する。

なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

### 第3 実施方法

医療及び助産に関する事務は、市災害対策本部健康福祉部健康班がこれを実施する。

- 1 市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて地区医師会、郡市区歯科医師会、地区薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- 2 医療及び助産は、原則として公立病院、日本赤十字社愛知県支部、県医師会より編成される医療救護班により行われる。
- 3 急迫した事情がありやむを得ない場合には、医療病院等医療施設において医療を行うものとする。

4 重症患者等で設備、資材等の不足のため、医療救護班では医療を実施できない場合には、後方医療機関である災害拠点病院へ移送する等の措置をとる。

#### 5 救急搬送の実施

患者の搬送は、原則として海部南部消防組合の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、市、県、災害拠点病院等で確保した車両により搬送を実施する。

なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び広域搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）へ重症患者を搬送する場合には、ドクターヘリ等を活用する。

#### 6 医薬品その他衛生材料の確保

医療救護活動に必要な医薬品は、最寄りの医薬品等販売業者等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市等は2次医療圏ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。

7 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

附属資料	○市内医療機関	P. 442
------	---------	--------

### 第4 医療救護活動の範囲

#### 1 内容

##### (1) 医療

- ア 診療
- イ 薬剤及び治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への搬送
- オ 看護

##### (2) 助産

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

#### 2 具体的な活動

- (1) 傷病者の重症度の判定（患者の振り分け業務（トリアージ））
- (2) 重症患者に対する救急蘇生術の施行
- (3) 後方医療施設への移送の要否及び順位の判定
- (4) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (5) 死亡の確認

### 第5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定している

ため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

1 災害救助法施行細則に示される医療及び助産の実施基準は、次のとおりである。

(1) 医療及び助産の対象者

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のための助産の途を失った者に対して行うものとする。

(2) 医療及び助産の期間

医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内、助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

(3) 医療及び助産の経費

ア 医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

(ア) 医療救護班による場合

使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費

(イ) 病院又は診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

(ウ) 施術者による場合

協定料金の額以内

イ 助産のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

(ア) 医療救護班による場合

使用した衛生材料等の実費

(イ) 助産師による場合

慣行料金の8割以内の額

2 記録

医療を実施した場合に整理保存すべき記録等は、次のとおりである。

(1) 県から派遣された医療救護班に関するもの

ア 診療記録

イ 医薬品衛生材料使用簿

(2) 市に関するもの

ア 医療救護班の編成及び活動記録

イ 医薬品衛生材料受払簿

ウ 病院、診療所医療実施状況

エ 診療報酬に関する証拠書類

オ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

3 医療及び助産の実施後、次の事項を知事に報告する。

(1) 医療を行った人員

(2) 助産を行った人員

## 第16節 遺体の搜索、処理、埋火葬計画

行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から判断して既に死亡していると思われる者を搜索、安置し、所要の処理をした後、埋火葬する。遺体の取扱いにあたっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

### 第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）。

### 第2 実施方法

遺体の搜索、処理、埋火葬についての事務は、市災害対策本部市民生活部環境班がこれを実施する。

#### 1 遺体の搜索

##### (1) 遺体の搜索

市は、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から判断して既に死亡していると推定される者について、蟹江警察署、名古屋海上保安部と緊密な連絡をとりながら、搜索を実施する。

##### (2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

##### (3) 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

#### 2 遺体の処理

##### (1) 遺体の安置及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

##### (2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

##### (3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで



相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

### 3 遺体の埋火葬

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあつては、当該協定によるものとする。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

### 第3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

#### 1 災害救助法施行細則に示される遺体の搜索、安置、埋火葬の実施基準は、次のとおりである。

(1) 遺体の搜索

ア 搜索の対象、方法

遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各搬の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものである。

イ 搜索の期間

遺体の搜索は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

ウ 搜索の費用

遺体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(2) 遺体の処理

ア 処理の対象、方法

遺体の処理は、災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

イ 処理の期間

遺体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

ウ 処理の費用

遺体の処理のため支出する費用は、災害救助法施行細則別表第1に定める額の範囲内とする。

(3) 遺体の埋葬

ア 埋葬の対象、方法

埋葬は、災害の際死亡した者について、遺体の応急的な処理程度のものを行うものとする。

イ 埋葬の期間

埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

ウ 埋葬の費用

埋葬のために支出できる費用は、災害救助法施行細則別表第1に定める額の範囲内とする。

(4) 整備保存すべき帳簿

ア 遺体搜索状況記録簿

イ 遺体搜索用機械、器具、燃料受払簿

ウ 遺体搜索用機械、器具修繕簿

エ 遺体搜索関係支出証拠書類

オ 遺体処理台帳

カ 遺体処理費支出関係証拠書類

キ 埋火葬台帳

ク 埋火葬費支出関係証拠書類

2 遺体の搜索等を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

(1) 搜索を必要とする数

(2) 遺体の処理数

(3) 埋火葬数

## 第17節 防疫・保健衛生計画

被災地において、水道の断水、家屋の浸水等の被害により環境衛生条件が悪化し、感染症の発生が予想される場合、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動を実施する。

### 第1 実施責任者

市長。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

### 第2 防疫・保健活動

防疫・保健活動は、市災害対策本部市民生活部環境班が、これを実施する。

また、その他必要により防疫班を編成し、関係衛生機関の協力を得て、防疫・保健活動を実施する。衛生指導にあたる。

### 第3 実施方法

#### 1 感染症の病原体に汚染された場所の消毒等

(1) 市は、町内会、自主防災組織等の協力を得て、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃を行う。

(2) 市は、被災の直後に衛生委員等の協力を得て、家屋その他の消毒を実施する。

#### 2 ねずみ族、昆虫等の駆除

市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

#### 3 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による生活の用に供される水の供給

本章 第13節「飲料水供給計画」に準じて実施する。

#### 4 避難所の生活環境管理

市は、避難所の生活衛生を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

#### 5 臨時予防接種

市は、知事から臨時予防接種を命ぜられた場合には、その指示に従い的確に実施する。

#### 6 広報の実施

市は、県と連携して、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための広報を行う。

#### 7 栄養指導等

市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄

養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

#### 8 健康管理

市は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行うものとする。

とくに、要配慮者の健康状態には特段の配慮をするとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。

また、市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。

#### 9 被災地域における動物の保護

市は、被災動物を保護するとともに、危険動物及び犬による危害を防止する。

また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

附属資料 ○防疫用資機材の保有状況

P. 442

## 第18節 環境汚染防止及び地域安全計画

### 1 環境汚染防止

市は、被災後、県等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため県等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。

被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。

### 2 地域安全対策

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、市は、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。また、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

## 第19節 応急住宅計画

災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅

の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。

応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

なお、応急仮設住宅や公営賃貸住宅等への入居対象者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

## 第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合は、知事）。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、建築資機材について応援を要請する。

## 第2 応急仮設住宅の設置及び管理運営

### 1 市における措置

#### (1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

#### (2) 建設用地の確保

ア 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の私有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の私有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

イ 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

#### (3) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

##### ア 入居対象者

風水害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

##### イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に充分配慮する。

##### ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・

安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用等

災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営、住宅の応急修理は、市が行う。

3 被災住宅の応急修理

市は、半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、住宅の応急修理を行う。

また、市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定とあっせん等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

(1) 応急修理住宅の選定

ア 住宅の応急修理を希望する者は、住宅応急修理申請書に工事請負者又は大工による工事見積書を添付して市災害対策本部建設部都市整備班に提出するものとする。

イ 工事請負者又は大工から見積書を徴し得ない者については申し出により建築あっせんする。

ウ 住宅応急修理申請書は、市災害対策本部建設部都市整備班において受理し、適格かどうかの選考及び費用について審査する。

選考の結果、不適格の者に対しては、直ちに理由を付してその旨を申請者に通知する。

適格の者については、申請者にその旨を通知するとともに次の措置をとるものとする。

(ア) 工事請負者に対し工事命令を発する。

(イ) 適格者名簿に基づき、工事完了時に竣工検査を行う。

(2) 応急修理の範囲

住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要最小限の部分とする。

(3) 応急修理の方法

応急修理の方法は、現物給付、すなわち修理材料により修理し、住み得る状態にすることとする。

市は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて、応急修理を実施する。

工事請負者は、工事が完了したときには、工事費の請求書に竣工届を添えて市災害対策本部建設部都市整備班に提出するものとする。なお、請求書並びに竣工届の書式は、市における規格の用紙とする。

(4) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

#### 4 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

##### (1) 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

##### (2) 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

##### (3) 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

##### (4) 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

### 第3 被災住宅等の調査

市は災害のため住家に被害が生じた場合、り災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

#### (1) 住家の被害状況

#### (2) 被災地における住民の動向

#### (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等

#### (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

### 第4 公共賃貸住宅等への一時入居計画

市は、災害により自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして県、地方住宅供給公社が管理している公共賃貸住宅等の空家の提供を依頼し、暫定的な住生活の安定に努める。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

#### 1 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

#### 2 受入れ体制

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

### 3 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

### 4 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

## 第5 被災宅地の応急危険度判定

降雨等の災害により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した宅地により二次災害の発生のおそれがあるが、災害直後に、被災した宅地の安全性はどうかなどの判断は専門的知識を持たない被災者には困難である。そこで、あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して被災宅地危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図る。

### 1 被災建築物危険度判定実施本部等の設置

- (1) 市は、市域で被災宅地危険度判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
- (2) 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部へ支援要請を行う。
- (3) 実施本部は、判定士及び判定のための資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

## 第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委託を想定しているため、市が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

### 1 災害救助法施行細則に示される応急仮設住宅及び応急修理の実施基準は、次のとおりである。

#### (1) 応急仮設住宅の建設

##### ア 保護対象者

災害により住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものを保護するものとする。

##### イ 建物の規模及び費用

一戸あたりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則に定める基準とする。

##### ウ 建設の時期



災害発生の日から原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

(2) 被災住宅の応急修理

ア 修理対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

イ 修理の範囲

居室、炊事場、便所など日常生活に必要な最小限度の部分とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

2 整備保存すべき帳簿

(1) 住宅応急修理記録簿

(2) 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等

(3) 住宅の応急修理関係支払証拠書類

(4) 応急仮設住宅入居者台帳

(5) 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書

(6) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等

(7) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

3 応急仮設住宅を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

(1) 設置希望戸数

(2) 対象世帯の状況

(3) 設置予定場所

(4) 着工、完工の予定年月日

4 応急修理を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

(1) 応急修理を必要とする世帯数

(2) 応急修理完了世帯数

## 第20節 文教対策計画

災害が発生し、又はそのおそれがあり、児童生徒等に対して平常の学校教育を実施することが困難となった場合、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。

### 第1 実施責任者

#### 1 市教育委員会

教育施設、教職員の確保を行う。

#### 2 市長

教科書、学用品等を給与する。ただし、市、市教育委員会に対処できないときは他市町村、市町村教育委員会又は県教育委員会に応援を要請する。

### 第2 実施方法

文教対策については、市災害対策本部教育部学校教育班がこれを実施する。

#### 1 災害に関する予報、警報及び警告等の把握、伝達

災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

なお、学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、本章第3節「災害情報の収集、伝達計画」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

#### 2 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して第1編第2章第6節第4「防災上必要な計画及び訓練」に基づいて各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

#### 3 教育施設・設備等の確保及び応急教育の実施

市教育委員会は、教育施設の被災若しくは校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより授業等が長時間にわたって中断することを避けるため、次の措置を講ずる。

##### (1) 校舎の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

また、施設が浸水した場合等にあつては直ちに清掃を行い、衛生管理と施設の保全の万全を期するものとする。

##### (2) 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

##### (3) 校舎が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

## (4) 市内の教育施設の確保が困難な場合

他市町村の公民館等公共施設あるいは校舎等を借用し、授業等を実施する。

## (5) 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、(2) から (4) までの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

## (6) 応急な教育活動についての広報

応急な教育活動の開始にあたっては、開始時期及び方法等について児童生徒等及び保護者等への周知を図る。

## 4 臨時休業等の措置

被害の発生が予想され、授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、市教育委員会又は各学校長は臨時休業等の措置を行うものとする。ただし、各学校長が決定し、行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

## 5 教職員の確保

市教育委員会は、校舎が全面的な被害を受け復旧に長時間を要するため、児童生徒等を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保の万全を図る。

## 6 教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童生徒等に対して、学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

なお、本市のみでは教科書・学用品等の給与が困難な場合は、他市町村又は県へ学用品等の給与等の実施調達につき応援を求める。

## 7 児童生徒等に対する支援

## (1) 児童生徒等の保護

各学校長等は、児童生徒等の被災状況の把握に努める。また、洪水等の災害時にあつては児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努めるものとする。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、市、県、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫・保健措置に万全を期するものとする。防疫・保健活動の実施は、本章第17節「防疫・保健衛生計画」の定めるところによる。

## (2) 心の健康管理

市教育委員会は、被災した児童生徒等に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業等を実施する。

(3) 転出、転入の手続

市教育委員会は、被災した生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け問い合わせに対応することとする。

第3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委託を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

災害救助法施行細則に示される学用品の給与の実施基準は、次のとおりである。

1 学用品給与の対象者

学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積などにより一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。）に対して行うものとする。

2 学用品給与の期間

学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

3 学用品給与の費用

学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 教科書代

教科書の実費

(2) 文房具費及び通学用品費

災害救助法施行細則別表第1に定める額

4 整備保存すべき帳簿

(1) 学用品購入（配分）計画表

(2) 学用品交付簿（親権者の受領印を徴すること。）

(3) 学用品出納に関する帳簿（受払関係）

(4) 学用品購入関係支払証拠書類

5 学用品等給与を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

(1) 教科書の給与を必要とする児童生徒数

(2) 通学用品の給与を必要とする児童生徒数

(3) 給与状況（小中学校別人員、給与品目等）

## 第21節 障害物除去計画

災害により土石、竹木等の障害物が住宅又はその周辺に運び込まれた場合において、自らそれを除去することができない者に対して必要最小限の日常生活を可能ならしめるよう、障害物の除去の措置をとる。

### 第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）。ただし、障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

また、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員及び資機材の応援を要請する。

### 第2 実施方法

障害物除去の事務は、市災害対策本部建設部土木班が担当し、建設業者等にこれを請負わせて実施する。障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営めるようにするものとし、除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

### 第3 災害救助法による実施基準

災害救助法施行細則に示される障害物除去の実施基準は、次のとおりである。

#### 1 障害物除去の対象者

障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運びこまれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。

#### 2 障害物除去の期間

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

#### 3 障害物除去の費用

障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯あたり災害救助法施行細則別表第1に定める額以内とする。

#### 4 整備保存すべき帳簿

- (1) 障害物除去の状況記録簿
- (2) 障害物除去費支出関係証拠書類

#### 5 障害物の除去を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

- (1) 障害物の除去を必要とする世帯数
- (2) 除去完了世帯数

## 第22節 交通及び道路災害対策計画

災害時において交通が途絶又はそのおそれがあるときは、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うため、その状態を速やかに回復して、交通秩序を確立し、交通の安全と円滑を図る。

また、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について定めるものとする。

### 第1 実施責任者

- 1 市長は、市の管理する道路、橋梁の応急措置を行い、蟹江警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。
- 2 交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	知 事 市 長	1 道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項
警	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止又は制限をすることができる。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	災害対策基本法第76条  道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
察	警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第2項、第4項

### 第2 実施方法

道路交通対策は、市災害対策本部建設部土木班がこれを実施する。

- 1 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
  - (1) 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
  - (2) 道路情報システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- 2 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
  - (1) 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
  - (2) 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
  - (3) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

- (4) 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要請する。

### 3 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、う回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

### 4 被害箇所等の通報連絡体制

- (1) 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見したものは、速やかに警察官又は市長に通報するものとする。

通報を受けた市長は、当該路線の管理者又は警察官に速やかに通報するものとする。

- (2) 道路管理者及び上水道、電気、ガス（LPガス）、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

### 5 交通対策

- (1) 道路管理者及び県公安委員会（県警察）は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、交通の安全を確保し、又は災害応急対策を的確かつ円滑に実施する必要があると認められたときは、通行の禁止・制限、う回路の設定及び情報の提供を実施する。

#### (2) 交通規制の方法

災害発生時の交通規制は、災害対策基本法第76条及び道路交通法第4条、第5条及び第6条により行うこととし、災害対策基本法による場合は、同法施行令第32条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

#### (3) 交通安全施設及び交通管制機器の確保

緊急交通路の信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源付加装置により信号機能を保持させる。

#### (4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、緊急交通路の確保等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

- (5) 道路管理者及び県警察は、通行の禁止・制限又はう回路の設定等の規制を行うにあたっては、相互に連絡協議する。

- (6) 道路管理者及び県警察は、通行の禁止・制限の規制を行った場合、関係法令に基づき規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

また、これらの規制を行ったときは、適当なう回路を設定し、あるいは交通輻輳を避けるため代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

## 6 路上放置車両等に対する措置

### (1) 運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車を次の場所に移動させること。

(ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所

(イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官又は道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車を移動等すること。

### (2) 警察官の措置

ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

### (3) 自衛官及び消防吏員の措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において同法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する蟹江警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

### (4) 港湾管理者の措置

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

### (5) その他

県警察は緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じて必要な処置をとる。

県警察は交通規制を実施した場合は、交通管制システムを有効に活用した広域交通管制及び交



通情報の提供を行う。

### 第3 道路災害対策

道路、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、市は次のような措置をとるものとする。

- 1 大規模道路災害が発生した場合は、巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。
- 2 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。  
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- 3 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- 4 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
- 5 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- 6 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- 7 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を要請する。  
また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市及び海部南部消防組合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

## 第23節 輸送計画

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、各機関の保有する車両、舟艇、ヘリコプター等を動員するとともに、各輸送機関等の保有する車両等を調達するなど、緊急輸送体制を確保する。

### 第1 実施責任者

市長は、被災者、災害応急対策や救助活動に従事する者、災害対策物資、資材又は生活必需品の輸送を行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は自動車、舟艇等の確保につき、応援を要請する。

### 第2 実施方法

輸送に関する事務は、市災害対策本部総務部税務・会計班がこれを実施する。

#### 1 輸送の方法

輸送は、次の種別のうちもっとも適切な方法による。

- (1) 自動車による輸送
- (2) 舟艇による輸送
- (3) ヘリコプター等による空中輸送
- (4) 労務者等による輸送

2 輸送力の確保

輸送のための車両は、概ね次の順序により確保し、常にその活動状況を把握し、効果的かつ円滑な運用を図る。

- (1) 市所有の車両
- (2) 農業協同組合等公共的団体所属の車両
- (3) 事業所・建設業者所有の車両
- (4) その他自家用車両

<b>附属資料</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弥富市及び海部南部消防組合保有の舟艇</li> <li>○ 市有自動車保有状況</li> </ul>	P. 446 P. 459
---------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------

3 配車措置

(1) 災害対策本部各班は、車両による輸送が必要となったときは、次の事項を明示して企画・管財班に要請するものとする。

- ア 輸送の目的
- イ 輸送の区間及び期間
- ウ 輸送量、輸送品目及び必要車両台数
- エ 集合の場所及び日時
- オ その他車両の使用についての必要事項

(2) 人事・企画・財政班は、常に車両の活動状況を把握し、市所有の車両（消防用車両については消防署、消防団と協議し）の効果的な使用を図るものとし、その輸送力でなお不足する場合には、営業用等の車両借上げの措置をとるものとする。

なお、市内輸送業者に対しては、あらかじめ災害時の車両借上げについて協議しておくものとする。

4 輸送の対象

災害輸送のうち、応急援助のための輸送費を支出する場合は、次のとおりである。

(1) 被災者の避難の場合

- ア 被災者自身を避難させるための輸送
- イ 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

(2) 救済用物資の整理及び配分の場合

- ア 被服、寝具その他生活必需品の輸送
- イ 学用品の輸送
- ウ 炊き出し用食料品、調味料、燃料の輸送
- エ 医薬品、衛生材料の輸送

(3) 飲料水の供給の場合

- ア 飲料水の輸送
- イ 飲料水を確保するための人員、給水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送

(4) 医療及び助産の場合

- ア 医療救護班によることができない場合において患者を病院、診療所へ運ぶときの輸送
- イ 医療救護班に属する医師、助産師、看護師等の輸送
- ウ 重病ではあるが今後は自宅療養によることになった患者の輸送
- (5) 被災者の救出の場合
  - ア 救出された被災者の輸送
  - イ 救出のための必要な人員、資材等の輸送
- (6) 遺体の捜索の場合
  - 遺体の捜索に必要な人員及び資材の輸送
- (7) 遺体の処理の場合
  - ア 遺体の処理等のための必要な人員、資材等の輸送
  - イ 遺体の移送
- 5 県に対する輸送車両等の調達あっせんの要請
 

県に対し、輸送のための車両等の調達あっせんを要請する場合は、次の事項を明示した文書を提出する。

  - (1) 輸送区間及び借上期間
  - (2) 輸送人員又は輸送量
  - (3) 車両等の種類及び台数
  - (4) 集結場所及び日時
  - (5) その他必要事項
- 6 緊急通行車両等の確認及び事前申請制度
 

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両等以外の通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令第33条に規定する緊急通行車両等の確認は、県（県本庁、海部県民事務所等）又は公安委員会（県警察本部、蟹江警察署）において行う。

このため、次の要領により必要な手続きを行い、緊急通行車両の確保を図るものとする。

  - (1) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続
    - ア 申請者
      - 市長又は職務代行者
    - イ 申請先
      - 蟹江警察署 交通課
    - ウ 申請書類等
 

緊急通行車両等事前届出書を2通作成し、その内1通に当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書又は指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し及び緊急通行車両等事前届出一覧表を添付の上申請する。

以上の手続により緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける。
  - (2) 確認に関する手続
    - ア 事前届出済証の交付を受けている車両

警察本部、警察署、交通検問所において他に優先して確認が行われる。

イ 事前届出済証の交付を受けていない車両

警察本部、警察署、交通検問所において、緊急通行車両等確認申請書と当該車両を使用して行う事務又は業務の内容を証明する書類を添付の上、当該車両の使用者による提出により確認が行われる。

(3) 緊急通行車両等の標章及び確認証明書の交付

ア 前項において緊急通行車両等であると認定されたものには、緊急通行車両確認証明書及び標章が交付される。

イ 規制地域においては、標章を前面ガラスの内側に貼付し、確認証明書を携帯して通行する。

附属資料	○緊急通行車両等事前届出書	P. 456
	○緊急通行車両等確認申請書	P. 457
	○緊急通行車両等確認証明書	P. 458
	○緊急通行車両等の標章	P. 458

第3 災害救助法による実施基準

災害救助法施行細則に示される輸送の実施基準は、次のとおりである。

1 輸送の期間

応急救助のための輸送を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。

(1) 被災者の避難

災害発生前後の一両日間である。

(2) 救済用物資の整理及び配分

ア 被服、寝具その他生活必需品の輸送

災害発生の日から10日以内

イ 学用品の輸送

教科書については1箇月以内

その他の学用品については15日以内

ウ 炊き出し用食料、調味料及び薪炭等の輸送

災害発生の日から7日以内

エ 医薬品及び衛生材料の輸送

災害発生の日から14日以内

(3) 飲料水の供給

災害発生の日から7日以内

(4) 医療及び助産

ア 医療

災害発生の日から14日以内（この場合の移送も同じ。）

イ 助産

災害発生の日前後7日以内に分娩した者について7日以内

(5) 被災者の救出

災害発生の日から3日以内

(6) 遺体の捜索

災害発生の日から10日以内

(7) 遺体の処理

災害発生の日から10日以内

2 輸送の費用

応急救助のため支出する輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

(1) 包括的に運送業者に輸送を委任する場合

狭義の運賃のほかに倉庫料、保管料、庫出料、労務賃を含めた輸送料を払うこととなるが、このような契約は応急救助の建前から、なるべく避けること。

(2) 個々の物資をある地点に輸送する場合

重量料と積載料又はこれら両者の併用により計算される。

危険地域の割増料金については事情によって考慮される。

(3) 車両そのものを借りる場合

使用時間と走行距離により料金が決定される。

夜間走行、危険地域走行の割増料金も必要となるが、このような借上げの場合、特に運行計画を正確に立てなければならない。

(4) 燃料、運転手の乗り込み食事代、宿泊料等

これらの他に修繕費も含めて全て輸送費の中に織り込まれるべきものである。

(5) 輸送業者以外から車両を借りる場合

個人、会社の所有する自動車を借上げた場合は1日何円と定めて借上げる。ただし、この場合の料金は、輸送業者の料金より安く定めるものとする。

(6) 官公署その他公共的性質を持った団体から借りる場合

原則として使用貸借であって、特に定めない限り無償である。

3 整備保存すべき帳簿

(1) 輸送記録簿

(2) 燃料及び消耗品受払簿（輸送関係）

(3) 車両、機械類借上記録簿

(4) 修繕費受払簿

(5) 輸送関係支払証拠書類

## 第24節 電力、ガス、水道の供給計画

電力、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を要するので、これらの供給を円滑にするための応急工事をはじめとする緊急措置を行う。

### 第1 実施責任者

1 電力

電気事業者（中部電力株式会社、株式会社JERA）

2 ガス

LPガス販売業者

3 水道

水道事業者（海部南部水道企業団）

第2 実施方法

災害時における電力、ガス、水道各施設及び設備の防護並びに供給の確保に関する対策は、災害対策基本法第39条の規定に基づき、各事業者の作成する防災業務計画により実施するが、主な実施内容は次のとおりとする。

1 電力

(1) 災害時における応急工事

電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

(2) 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危険防止に必要な措置を講ずる。

(3) 電気事業者は、災害により一定規模以上の供給を停止したとき、又は応急復旧をしたときは、県災害対策本部に情報伝達するとともに、必要に応じて連絡要員を派遣する。

(4) 応援協力関係

ア 電気事業者は、被害発生に伴い自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の確保を図る。

イ 電気事業者は、自社及び請負会社等による対応が困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。

ウ 電気事業者は、イによる応援を得ることができない場合、資機材の確保については中部経済産業局へ、また要員の確保については県へそれぞれ応援を要請する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

エ 電気事業者は、路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 電源車等の配備

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

2 LPガス（プロパンガス）

(1) 災害時における復旧対策

LPガス販売事業者は、災害が発生した場合、LPガス施設の被害状況を調査、情報収集し緊急対応措置を講ずる。

二次災害防止のための緊急対応措置がなされた後は、供給再開に向けて安全点検を実施し、早期供給再開を図る。

#### (2) 災害時におけるLPガス（プロパンガス）の保安

LPガス施設が火災等により危険な状態になった場合、又は容器、配管等の折損によりガス漏洩の危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。

ア LPガス供給設備が危険な状態になったときは、直ちに容器を撤去し、安全措置を講ずる。

イ LPガス配管の折損等によって漏洩の危険がある場合は、バルブを閉止するなど危険防止に必要な措置を講ずる。

ウ 中部経済産業局、愛知県防災安全局、県警、消防等へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

#### (3) 応援協力関係

LPガス販売事業者は、応急復旧の実施が困難な場合は、一般社団法人愛知県LPガス協会に応援を要請する。

### 3 水道施設

被害施設を短期間に復旧するため、取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

#### (1) 応急復旧活動の実施

##### ア 配管設備破損の場合

(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

##### イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ施設を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

#### (2) 応援の要請

水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

### 4 応急復旧

#### (1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、関係する省庁、県、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

#### (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場

等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

## 第25節 下水道対策計画

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

### 第1 応急復旧活動の実施

#### 1 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

#### 2 ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかに対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

#### 3 現地作業調整会議の開催

下水道施設の速やかな応急復旧を図るため、市、関係する省庁、県、下水道事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地の下水道事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

#### 4 下水道施設の復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、下水道施設の復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

### 第2 応援の要請

弥富市独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部9県1市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック応援本部へ応援要請する。



## 第26節 一般通信施設等対策計画

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該施設を災害から防御し、一般通信サービスを確保するため、通信事業者は、電気通信施設等の災害応急対策を実施する。

### 第1 実施責任者

通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社ウィルコム）

### 第2 実施方法

#### 1 応急・復旧体制の確保

災害が発生した場合は、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、迅速に災害の規模、状況等を把握し、災害応急対策及び復旧対策を実施するとともに、必要な情報を地方自治体の災害対策機関に連絡する。

#### 2 通信の優先確保

災害が発生し、又は災害の発生が予想され、通信がふくそうするときは、災害対策上必要な通信を優先的に確保する。

#### 3 通信途絶時の優先措置

災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、利用の制限（必要最小限の通話にとどめる）について、一般利用者等に対する広報活動を実施する。

#### 4 応急対策の実施

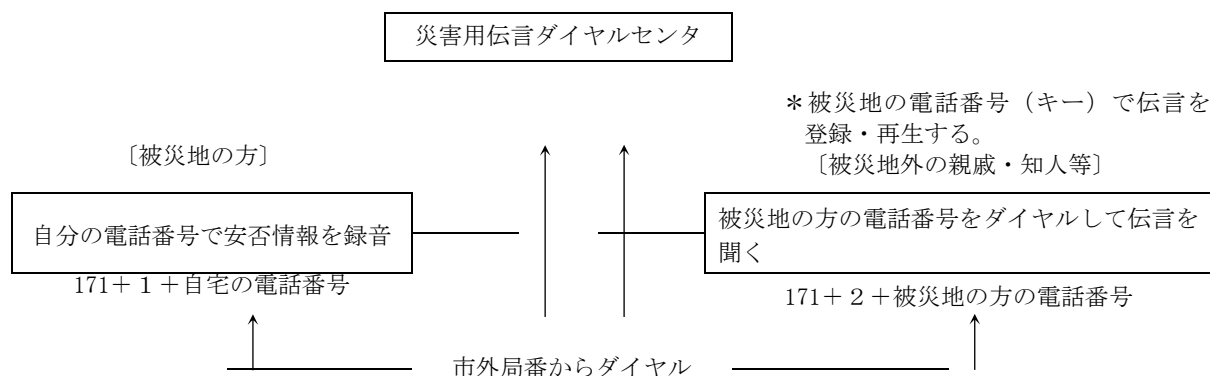
災害が発生した場合には、あらかじめ定められた応急対策計画に基づき、代替機能設備、応急対策用資機材により対策を実施する。

#### 5 災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社）

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社は、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板を運用する。

- (1) 災害用伝言ダイヤルとは、災害時に被災者の安否確認による電話のふくそうを避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のネットワーク上に配置した伝言蓄積装置に伝言を蓄積・再生することにより、被災者の安否確認を行うものである。

### 災害用伝言ダイヤルのシステム



項目	内容
伝言の録音、再生が可能な電話番号(キー)	被災地を中心とした生活圏のNTT一般電話番号(市外局番を含む。また、災害発生時にNTTが県単位に指定する。)
利用可能電話	NTTの一般電話(プッシュ式、ダイヤル式) 公衆電話、INSネット64、INSネット1500 メンバーズネット(オフネット通話利用時) 携帯電話、PHS(一部事業者を除く)
伝言蓄積数	1電話番号あたり1~10伝言
伝言録音時間	1伝言30秒以内
伝言の保存期間	登録後2日間(48時間)
伝言の消去	保存期間経過時に自動消去
利用料金	発信地~被災地電話番号間の通話料(登録、再生とも必要)
暗証番号付き伝言	4桁の暗証番号(録音:171+3+暗証番号、再生:171+4+暗証番号)

(2) 災害用ブロードバンド伝言板とは、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用し、インターネットを利用して安否確認を行うものである。

#### 6 iモード災害用伝言板サービス(株式会社NTTドコモ)

株式会社NTTドコモは、被災地域への通信の疎通確保対策として、iモード災害用伝言板サービスを運用する。

iモード災害用伝言板サービスとは、災害時に被災者の安否確認等による携帯電話のふくそうを避けるため、被災者の親戚・知人が直接被災者へ電話せず、iモードセンタを通して、メール通信により被災者等の安否確認を行うものである。(利用料金は無料)

項目	内容
運用条件	震度6弱以上の地震などの災害が発生した場合
メッセージ登録可能エリア	災害が発生した地域を管轄している営業エリア全域及びその周辺
メッセージ登録可能件数	1携帯電話番号あたり10件
メッセージ登録内容	・状態(日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択) 日本語版:「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」 英語版:「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」 ・コメント(全角100(半角200)文字以内)
メッセージ確認可能エリア	全国のiモードサービス利用可能エリア

項 目	内 容
メッセージ登録方法	① i Menuのトップに表示される「災害用伝言板」を選択 ② 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択 ③ 現在の状態について「無事です」等の4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入れる。 ④ 「登録」を押す。
メッセージ確認方法	① i Menuのトップに表示される「災害用伝言板」を選択 ② 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択 ③ 安否を確認したい人の携帯電話番号を入力し、「検索」を押す。 ④ メッセージを選択し、登録されている状態を確認する。
そ の 他	docomo携帯電話番号以外からは「a u災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示する。

### 7 「災害用伝言板」サービス（KDDI株式会社）

KDDI株式会社では、震度6弱程度以上の地震など災害時に、家族・親類・知人などとの安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供する。（利用料金は無料）

機 能		内 容	
伝 言 板	基 本	安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問合せなど）	
伝 言 板	安 否 情 報 の 登 録	登録方法	Ezweb→トップメニュー→災害用伝言板→登録
		被災状況	「無事です。」「被害があります。」「自宅にいます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択（英語版の利用も可能）
		コメント入力	全角100文字まで
		保存期間	最大72時間
		登録可能件数	10件／1電話番号
安 否 情 報 登 録 利 用 地 域		被災地域を担当している営業エリア及びその周辺（登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。）	
お 知 ら せ メ ー ル		伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能	
		設定あて先件数	5件
		送信者アドレス	安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス
		メール内容	安否情報を登録した携帯電話の電話番号 安否情報が登録された旨をお知らせする内容 伝言板へアクセスするためのリンク
安 否 情 報 確 認		地域制限なく、a u携帯電話番号で検索可能 Ezweb→トップメニュー→災害用伝言板→確認→安否情報を確認したい相手の携帯電話番号を入力し「検索する」を押す。 a u携帯電話番号以外からは「iモード災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示	

### 8 「災害用伝言板」サービス（ソフトバンク株式会社、株式会社ウィルコム）

上記の株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社のほか、ソフトバンク株式会社、株式会社ウィルコムにおいても、それぞれ「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」が提供さ

れている。(利用料金は無料)

9 エリアメール(株式会社NTTドコモ)、緊急速報メール(KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社)

株式会社NTTドコモは、気象庁が配信する緊急地震速報や地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができる携帯電話向けサービスを提供し、対象エリアにいる利用者限定して配信する。

気象庁から配信された一般向け緊急地震速報を利用して最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ(震度4以上)の地域(全国を約200の地域に区分)の携帯電話に一斉配信する。2007年12月21日からサービスを拡充し、これまで配信対象としてきた気象庁の緊急地震速報に加えて、地方公共団体による災害情報や避難情報などの緊急情報を配信可能とした。弥富市においても、緊急地震速報のほか、災害・避難情報の受信が可能になっている。(利用料金は無料)

KDDI株式会社も同様に緊急速報メールとして、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国や地方公共団体が配信する災害・避難情報を、特定エリアのau電話に一斉にお知らせするサービスを提供している。

また、ソフトバンク株式会社も同様に緊急速報メールとして、気象庁が配信する「緊急地震速報」や「津波警報」、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」などを、対象エリアにいる利用者にブロードキャスト(同報)配信するサービスを提供している。

10 災害対策本部への連絡等

通信事業者は、災害により通信不通区間を生じたとき又は応急復旧したときは、県及び市災害対策本部に情報伝達するとともに、必要に応じて連絡要員を派遣する。

**第3 市、県(防災安全局、総務局)及び防災関係機関における措置**

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

一般通信施設の速やかな応急復旧を図るため、市、関係する省庁、県、通信事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地の通信事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、一般通信施設の復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

## 第27節 防災営農計画

災害による農業関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜に対してなすべき措置を実施する。

### 第1 実施責任者

- 1 農地及び農業用施設に対する応急措置  
市及び土地改良区
- 2 農作物に対する応急措置  
市及び農業協同組合
- 3 家畜に対する応急措置  
市並びに農業協同組合及び畜産関係団体

### 第2 実施方法

防災営農に関する事務は、市災害対策本部建設部農政班がこれを実施する。

#### 1 農地及び農業用施設に対する応急措置

##### (1) 農地

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水によるたん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状況を十分把握する。また、県は、一方の実施するたん水作業が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を行う。

##### (2) 排水機

市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）によりたん水の排除に努める。

##### (3) 用排水路

市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

#### 2 農作物に対する応急措置

##### (1) 災害対策技術の指導

被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

##### (2) 種子粕の確保

市は、種子粕を確保するため、県に依頼する。

県は、愛知県米麦振興協会等において種子粕の供給が困難である場合、東海農政局に対し、種子粕を愛知県米麦振興協会等へ売却するよう依頼する。

##### (3) 病虫害の防除

ア 防除指導等

市は、農業協同組合と協力し、病虫害の調査を実施し、発生状況を的確に判断して、農家に通報する。

また、県と一体となって、病虫害の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、具体的な防除の実施を指示、指導する。

#### イ 農薬の確保

市は、農業協同組合等農業団体において農薬の供給が困難である場合、県に対して県経済農業協同組合連合会又は県農薬卸商業協同組合への農薬売却依頼を要求し、農薬を確保する。

#### ウ 防除器具の貸与

病虫害の防除は、農業団体等の依頼に応じて市保有の防除器具を貸し出して行うものとするが、なお不足する場合市は、防除器具の確保を図るため、県に貸与の申し出を行う。

### (4) 凍霜害防除

市及び農業協同組合は、農家に対して凍霜害に関する注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。霜に関する注意報は、名古屋地方気象台から発表され、県を通じて市に伝達されるが、注意喚起期間は原則として毎年3月10日から5月31日までとする。

## 3 家畜に対する応急措置

### (1) 家畜の管理指導

市は、畜産関係団体とともに県に協力して、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

### (2) 家畜の防疫

各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、県は畜舎等の消毒を行い、必要があると認めるときは緊急予防注射を実施し、また家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとるので、市は家畜防疫員とともに県に協力する。

### (3) 飼料の確保

農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合、市は県に連絡し、愛知県飼料工業会等に対し飼料を売却するよう依頼し、飼料を確保する。

## 4 応援協力関係

### (1) 農業用施設に対する応急措置

ア 市及び土地改良区は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、単独で排水作業を行うことが困難な場合には県へ応援を要請する。

イ 市及び土地改良区は、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村及び土地改良区へ応急工事実施のための要員、資機材の確保につき、又は県に資機材の確保につき応援を要請する。

### (2) 農作物に対する応急措置

被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があると認めるときは、県に対し農薬の空中散布の実施を依頼する。

## 第28節 労務供給計画

災害に対して、市災害対策本部のみでは、対応が不十分となる場合には、災害応急対策を迅速、的確に実施するため災害対策基本法に基づき関係機関や団体に対して職員の派遣を要請し、又はこれに必要な要員を確保し、労務の供給を実施する。

### 第1 実施責任者

市長

### 第2 実施方法

労務の供給に関する事務は、市災害対策本部総務部総括班がこれを実施する。

#### 1 賃金職員等の雇上げ

##### (1) 災害救助法における実施基準

##### ア 賃金職員等の雇上げの範囲

賃金職員等の雇上げの範囲は、災害応急対策並びに救助の実施に必要な労務者とする。

##### イ 賃金職員等の雇上げ期間

賃金職員等の雇上げ期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、各救助の期間が、厚生労働大臣の同意を得て延長された場合は、その救助に伴う賃金職員等の雇上げの期間も自動的に延長されることになる。

##### ウ 賃金職員等の雇上げ費用

賃金職員等に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、賃金職員等を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

以上アからウまでの災害救助法における実施基準は、次のとおりである。

種 別	期 間	費 用
1 被災者の避難のための賃金職員等 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等	被害が現に発生し、又はそのおそれのある日1日の程度	賃金職員等に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、賃金職員等を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。
2 医療及び助産における移送のための労務者 (1) 救護班では処理できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に医療措置を必要とする患者を病院、診療所に運ぶための賃金職員等 (2) 救護班によって、医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に必要な賃金職員等 (3) 傷痍疾病が治癒せず、しかも重症ではあるが、今後自宅療養をすることとなった患者を移送するための賃金職員等	(1) 医療における移送 災害発生の日から14日以内 (2) 助産における移送 分べんした日から7日以内。ただし、災害発生の日以後7日以内に分べんした者にあつては、災害発生の日から13日以内	
3 被災者救出のための機械器具の操作及び資材の運搬のための賃金職員等	災害発生の日から3日以内	
4 飲料水の供給のための機械器具の運搬及び操作、浄化用薬品の配布等のための賃金職員等	災害発生の日から7日以内	

種 別	期 間	費 用
5 救助用物資の支給のための賃金職員等 被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊き出し用の食料品、調味料、燃料、医薬品、衛生材料を整理し、輸送及び配分するための賃金職員等	(1) 被服、寝具その他生活必需品 災害発生の日から10日以内 (2) 学用品 ア 教科書 災害発生の日から1ヵ月以内 イ その他のもの 災害発生の日から15日以内 (3) 炊き出し用食料品等 災害発生の日から7日以内 (4) 医薬品、衛生材料 災害発生の日から14日以内	
6 遺体の捜索のための賃金職員等 遺体を捜索する行為そのものに必要な労務者及び遺体捜索に必要な機械器具等の操作、回収に要する賃金職員等	災害発生の日から10日以内	
7 遺体の処理（埋火葬を除く。）のための賃金職員等 遺体の洗浄、消毒等の処置をする労務者及び仮安置所等まで輸送するための賃金職員等	災害発生の日から10日以内	
8 その他 以上のほか、埋火葬、炊き出しその他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合には、知事の承認を受けるものとする。		

(2) 整備保存すべき帳簿

市は、賃金職員等を雇上げた場合は、次の帳簿及び関係書類を整備して、これを保存するものとする。

- ア 臨時雇用賃金職員等勤務状況表
- イ 労務賃支払関係証拠書類

(3) 賃金職員等の確保

市は、必要があると認めるときは、県を通じて公共職業安定所に対して次の事項を明らかにすることにより、必要な賃金職員等の供給あっせんを依頼する。

- ア 必要賃金職員等数
- イ 男女別内訳
- ウ 作業の内容
- エ 作業実施期間
- オ 賃金の額
- カ 労働時間
- キ 作業場所の所在
- ク 残業の有無
- ケ 労務者の輸送方法
- コ その他必要な事項

2 従事命令等による賃金職員等の強制動員

(1) 災害応急対策のための緊急に必要な場合には、各法律に基づく強制命令により賃金職員等



の確保を図るものとする。

各法律に基づく命令の種類、執行者等は、次のとおりである。

命令区分	執行者	根拠法律	対象作業	対象者
従事命令	知事	災害対策基本法第71条第1項	災害応急対策事業 (災害救助法に基づく救助を除く) 応急措置	1 災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策及び救助作業） （1）医師、歯科医師又は薬剤師 （2）保健師、助産師又は看護師 （3）土木技術者又は建築技術者 （4）大工、左官、とび職 （5）土木業者、建築業者及びこれらの従業者 （6）自動車運送業者及びその従事者
協力命令	市長	第2項		
協力命令	知事	第1項		
協力命令	市長	第2項		
従事命令	知事	災害救助法第24条	災害救助作業	2 災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策及び救助作業） （1）医療、土木建築工事又は輸送関係者 （2）救助を要する者及び近隣の者
協力命令	市長	第25条	(災害救助法に基づく救助)	
従事命令	市長	災害対策基本法第65条第1項	災害応急対策事業 (全般)	市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
協力命令	警察官又は海上保安官	第2項		
協力命令	自衛官	第3項		
協力命令	消防吏員	消防法第29条第5項	消防作業	火災の現場付近にある者
協力命令	消防団員			
協力命令	水防管理者	水防法第24条	水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
協力命令	水防団長			
協力命令	消防機関の長			

### (2) 従事命令等の執行

ア 従事命令等の執行に際しては必要最小限度によるものとする。

イ 従事命令等の執行に際しては、法令等に定める令書を交付するものとする。

### (3) 損害補償

従事命令又は協力命令によって災害応急対策に従事し、そのことによって死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者又はその遺族等に対しては、次の各法律に基づき損害補償を行うものとする。

ア 消防法 第36条の3

イ 災害救助法 第29条

ウ 水防法 第45条

エ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）

オ 災害対策基本法に基づく「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年愛知県条例第35号）

## 第29節 ボランティアの受入れ計画

### 第1 基本方針

市内に大きな災害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政システムや処理能力を質・量ともに超えることが予想される。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応をとることができるボランティアとが、相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。

そこで、被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

### 第2 実施内容

#### 1 災害ボランティアセンターの開設

- (1) 市は、弥富市総合福祉センター内に机、椅子及び電話等必要な資機材を確保して、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。
- (2) 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

#### 2 ボランティアの受入れ

- (1) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) コーディネーターは、市、県、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

#### 3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、市内及び市外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

#### 4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

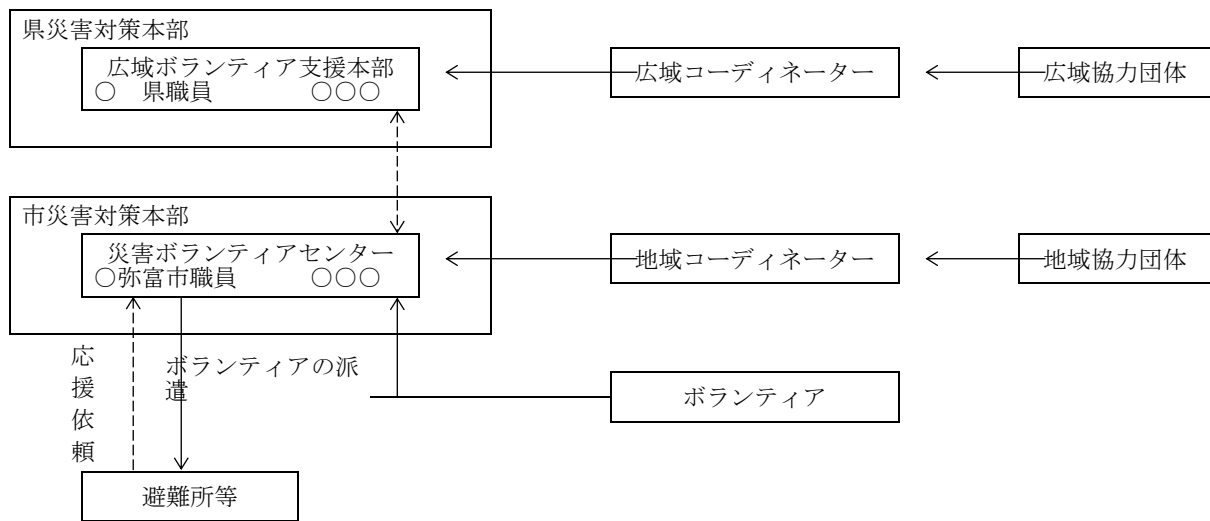
ボランティアは、概ね次の団体等が予想される。

- (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体

日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード（協定締結時：震災から学ぶボランティアネットワークの会）、公益財団法人名古屋YMCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会

- (2) 赤十字奉仕団
- (3) 愛知県防災ボランティアグループ
- (4) 各種団体
- (5) 学校教職員
- (6) その他有志者

ボランティアの受入れの流れ



### 第30節 義援金受付、配分計画

各方面から被災者に対して、寄託される義援金の募集、受付、配分等について定めるものとする。

#### 第1 実施責任者

市、県、日本赤十字社及びその他の機関

#### 第2 実施方法

義援金の受付は、市災害対策本部総務部税務・会計班、義援物資の受付は健康福祉部福祉・児童班がこれを実施する。

##### 1 義援金の受付

- (1) 日本赤十字社愛知県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、市の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集することがある。
- (2) 市は、義援金の受付窓口を開設して、寄託される義援金を受け付ける。また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

##### 2 義援金の配分

- (1) 県及び市は、義援金について、支援関係団体で構成する義援金配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。
- (2) 日本赤十字社愛知県支部に寄託された義援金は、速やかに地方公共団体が組織する義援金配分委員会に送付する。なお、義援金配分委員会が設置されない場合は、支部と市等と協議の上、配分する。
- (3) 報道機関、各種団体等は、募集した義援金を被災者に配分し、又は必要により県、市に寄託する。

## 第31節 特殊災害対策計画

### 第1 石油類及び化学薬品類等災害対策

火薬類、高圧ガス、石油類及び化学薬品（以下「危険物」という。）の爆発、火災等による災害が発生した場合は、地域住民の生命、身体、財産に多大な危害を加えるおそれがあるため、これらの危害を防止するための応急的保安措置について定めるものとする。

#### 1 実施責任者

石油類等施設の所有者、管理者、占有者

石油類等輸送機関

蟹江警察署

県（防災安全局）

市及び海部南部消防組合

#### 2 実施内容

##### (1) 市及び海部南部消防組合の措置

ア 県へ災害発生について直ちに通報する。

イ 石油類、毒物劇物等化学薬品類等の所有者、管理者、占有者に対し、危険防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を行う。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川、農地等への流出被害の防止について、十分留意して行うものとする。

エ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合には、他の市町村等に対し応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

オ エによってもさらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認められる場合には、指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

なお、詳しい内容は、本章第7節「応援要請計画」によるものとする。

カ 市は、危険物積載車両について、上記アからオまでに準じた措置をとる。

## (2) 他の機関の措置

その他実施責任機関の措置については、「愛知県地域防災計画」に定めるところによる。

## 3 応援協力関係

その他の防災関係機関及び企業等は、市又は災害発生企業からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を行う。

## 第2 大規模な火事災害対策

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対して、市は、上記第1の2「実施内容」のほかに次の措置をとるものとする。

- 1 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
- 2 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- 3 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

## 第3 流木の防止対策

貯木場内の木材や内陸の樹木は、洪水、高潮等によりいったん流出するとその危害は大きく、特に海上交通や海面環境に極めて大きな被害をもたらすおそれがあることから、貯木場における措置及び流木に対する措置について管理者、所有者等と連携して防災体制の整備を図り、危害回避に努めるものとする。

### 1 市等の対策

- (1) 港湾区域内及び付近海上に流出した流木について、第四管区海上保安本部、名古屋海上保安部、港湾管理者、及び市は、緊密に連絡をとり、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去を命じ、所有者が不明な場合には、港湾管理者等が船舶の航行や港湾施設の利用上支障とならないよう措置し、直ちに除去できない場合は、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。
- (2) 河川区域内に漂流する流木については、市及び河川管理者は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。
- (3) たん水又は浸水地域に漂流する流木については、市及び蟹江警察署は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去して早急に復旧を図る。

## 第4 海上災害対策

市は、船舶の衝突、乗場、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油排出等の災害が発生した場合における排出油等の防除活動、災害拡大防止活動等の応急措置を迅速に実施するために、名古屋海上保安部、港湾、県その他関係機関等と連携して防災体制の強化を図るものとする。

### 1 市の措置

(1) 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(2) 沿岸漂着油の防除措置を必要に応じ講ずるとともに、地元海面の浮流油を巡視、警戒する。

(3) 事業所の事故にあつては、事故貯油施設の所有者に対し、海上への油等排出防止措置について指導する。

(4) 消防計画等により消防隊を出動させ、名古屋海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び排出した危険物の拡散防止活動を実施する。

消火活動等を実施するにあたっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。

なお、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」により、①ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに②河川湖沼における船舶の消火活動は主として消防機関が担任し、①及び②以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、それぞれ相互に協力して消火活動を行うことになっているので、これに基づき相互に緊密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。

(5) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

また、市は、市の勢力をもってしても、排出油防除活動等の実施が困難な場合、他市町村へ要員、資機材の確保につき応援を要求する。

## 第5 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する対策について定めるものとする。

### 1 市の措置

(1) 鉄軌道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の安置、捜索、処理活動等を実施する。

(5) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

(6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(7) 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市及び南部消防組合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(8) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

## 第32節 航空機事故による災害対策計画

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

### 第1 実施責任者

大阪航空局中部空港事務所

自衛隊（航空自衛隊小牧基地）

県警察

県（名古屋空港事務所）

中部国際空港株式会社

市

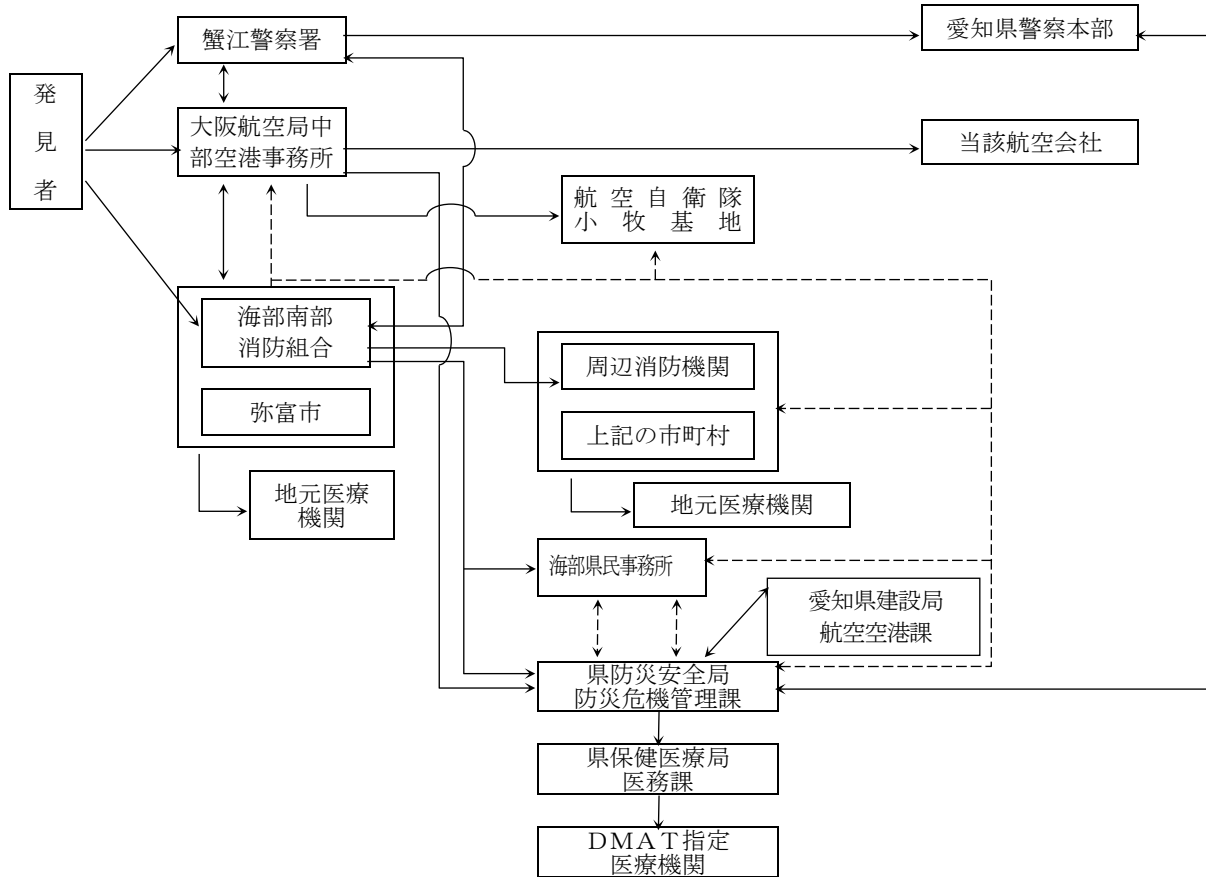
海部南部消防組合

### 第2 実施方法

#### 1 情報の伝達系統

災害が発生した場合の通報連絡系統は、次のとおりである。

(1) 民間航空機の場合

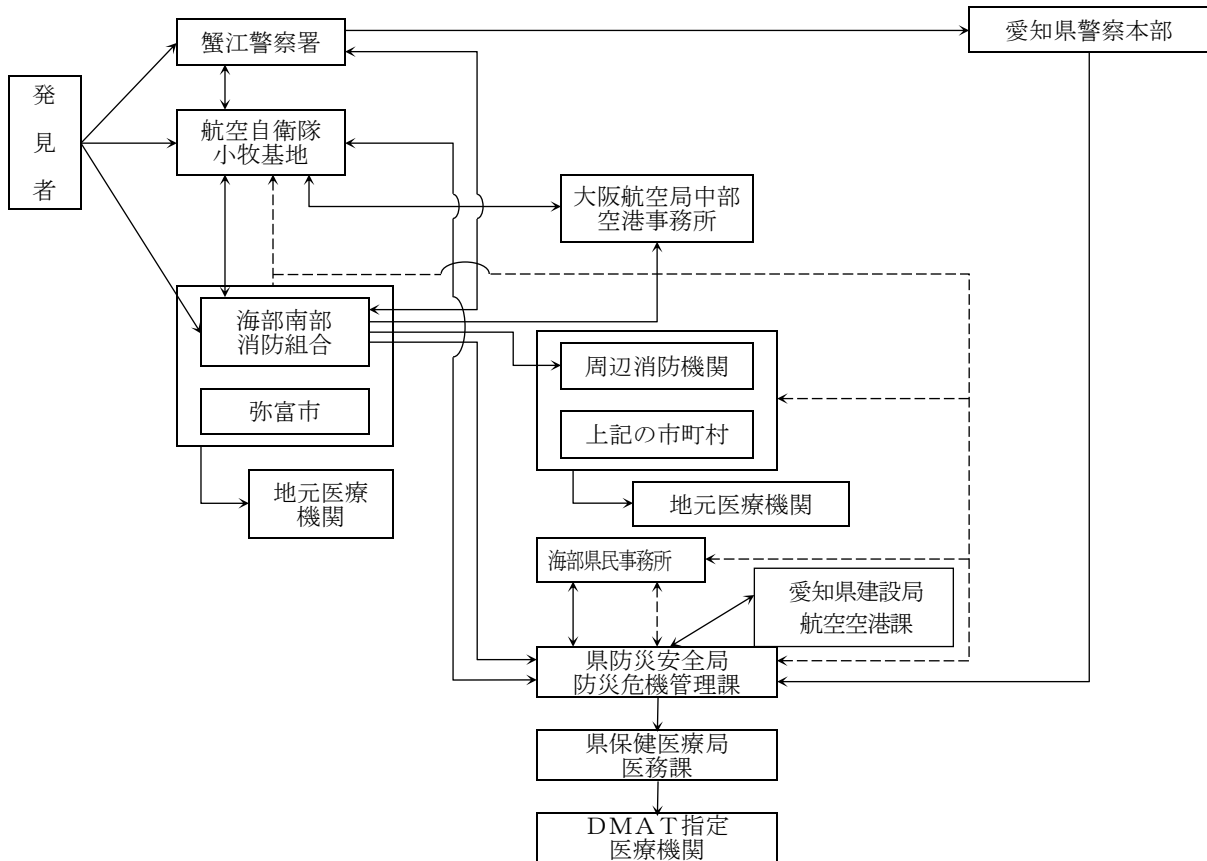


(注) 伝達手段

- 一般加入電話
- <副次ルート>
- 県防災行政無線



(2) 自衛隊機の場合



- (注) 伝達手段  
 _____ 一般加入電話  
 <副次ルート>  
 ----- 県防災行政無線

2 市の措置

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等から通報を受けたときは、前記1の(1)、(2)の系統図により県及び関係機関に通報する。
- (2) 中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。  
 また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。
- (4) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、死者が発生した場合の遺体の安置、捜索、処理活動等は、本章第16節「遺体の捜索、処理、埋火葬計画」の定めにより実施する。
- (5) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (7) 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を

要請する。なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

- (8) 被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

### 3 他の機関の措置

他の機関の措置は、「愛知県地域防災計画」に定めるところによる。

## 第33節 防災活動拠点の確保

市は、大規模な災害が発生し、他市町村等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防をはじめとする応援隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。

また、当該拠点は、市が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

### 第1 防災活動拠点の指定

市は、受援及び応援のための集結・集積活動の拠点を次のとおり指定する。

施設名	面積ha	付帯施設	備考	連絡先	施設管理者	施設電話番号
文化広場市民グランド	1.3	—	ヘリ可能	生涯学習課	市	0567-65-0002
子宝グランド	1.6	—	駐車場50台、野球場	十四山スポーツセンター	〃	0567-52-2110
上野グランド	5.0	—	—	生涯学習課	〃	0567-65-0002

また、県は広域圏単位の活動を図るために市内の次の箇所を地域防災活動の拠点としている。

施設名	面積ha	付帯施設	備考	連絡先	施設管理者	施設電話番号
海南こどもの国	11.1	—	駐車場1,100台、ヘリ可能	子育て支援課	県	0567-52-1515

### 第2 防災活動拠点施設の整備

- 市は、災害対策活動拠点等に計画的に防火水槽、耐震性貯水槽、備蓄倉庫の設置を図るとともに、避難所としての整備を推進していく。
- 災害時における関係機関との連絡体制の確立を図るため、防災拠点への移動系無線など連絡手段の整備を推進する。

## 第34節 航空機隊の活用計画

### 第1 基本方針

市は、災害の状況等により必要と認める場合には、名古屋市消防長に航空機隊の出動を要請し、迅速かつ円滑な災害応急活動等の実施に資するものとする。

### 第2 実施方法

#### 1 活動類型、支援要件等

##### (1) 活動類型

名古屋市消防航空隊活動内容は次航空機隊支援要請基準のとおりとする。

- ア 火災防御活動、情報収集活動
- イ 救助活動、情報収集活動
- ウ 救急活動、情報収集活動
- エ アからウに掲げる類型を除く情報収集活動
- オ 資器材及び人員等の輸送、警戒等

##### (2) 支援要請の要件

名古屋市消防航空隊の支援要請の要件は名古屋市航空機隊支援出動要請要領のとおりとする。

- ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき。
- イ 市の消防力によっては、防御が著しく困難な場合
- ウ その他救急救助活動等において、航空機を用いた活動が最も有効な場合

#### 2 支援要請

##### (1) 支援の要請

市長は、出動の要件のいずれかに該当し、名古屋市消防航空隊の活動が必要と判断した場合には、名古屋市消防長に対して出動を要請する。

##### (2) 要請手続き

市長は、名古屋市消防航空隊の支援を要請するときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊、名古屋市防災指令センターに電話等により次の事項について速報を行ってから航空機隊支援出場要請書を名古屋市消防長に提出する。

- ア 災害の種別
- イ 航空機隊に求める活動内容
- ウ 災害の発生場所
- エ 災害発生場所の気象及び地形の状況
- オ 離着陸場所の所在地
- カ 指揮本部の無線の呼出名称
- キ その他必要な事項

##### (3) 緊急時応援要請連絡先

8時45分～17時15分

名古屋市消防航空隊

電話 0568-54-1190

F A X 0568-28-0721

17時45分～8時45分

名古屋市防災指令センター

電 話 052-961-0119

F A X 052-953-0119

附属資料 ○協定締結状況一覧表

P. 479

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 復興体制

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。

大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

#### 第1 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする場合、市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

#### 第2 職員の派遣要請

##### 1 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

##### 2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

##### 3 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

### 第2節 公共施設災害復旧事業

公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。

したがって、各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

## 第1 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業
  - (1) 河川災害復旧事業
  - (2) 道路災害復旧事業
  - (3) 下水道災害復旧事業
  - (4) 公園災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

## 第2 重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。

## 第3節 災害廃棄物処理対策

市は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

### 第1 実施責任者

市長。ただし、市で対処できないときは、一般廃棄物処理に係る災害応援に関する協定に基づいて、他市町村、関係団体又は県にこれの実施又は必要な要員及び資機材について応援を要請する。

### 第2 実施方法

廃棄物処理に関する事務は、市災害対策本部市民生活部環境班がこれを実施する。

#### 1 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

#### 2 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

(1) 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

(2) 災害廃棄物処理にあたっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量

化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

- (3) 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- (4) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

### 3 し尿・ごみの収集・運搬、処分

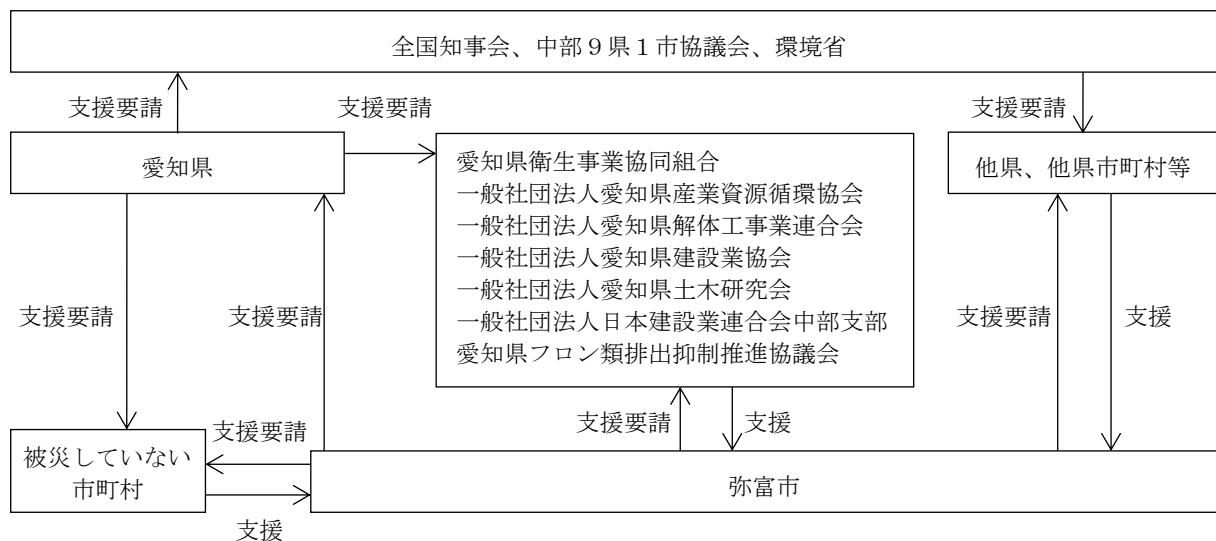
し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破砕処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

### 4 周辺市町村及び県への応援要請

市は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

#### 災害時の支援体制



附属資料	○し尿・浄化槽汚泥処理施設	P. 417
	○し尿・浄化槽汚泥運搬車	P. 417
	○ごみ処理施設	P. 417
	○ごみ運搬車	P. 417
	○協定締結状況一覧表	P. 479

## 第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づい

て決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

## 第1 法律により国が一部負担又は補助するもの

### 1 法律

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (9) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）
- (10) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）

### 2 要綱等

- (1) 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の $2/3$ 又は $4/5$ を国庫補助する。
- (2) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の $2/3$ 又は $1/2$ を国庫補助する。
- (3) 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の $1/2$ を国庫補助する。

## 第2 激甚災害の指定

### 1 指定の手続き等

大規模な災害が発生した場合において、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等は、以下のとおりとする。

#### (1) 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

#### (2) 特別財政援助額の交付手続

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部に提出しなければならない。

### 2 激甚災害に係る財政援助措置

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業



- エ 公営住宅等災害復旧事業
  - オ 生活保護施設災害復旧事業
  - カ 児童福祉施設災害復旧事業
  - キ 老人福祉施設災害復旧事業
  - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
  - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
  - コ 婦人保護施設災害復旧事業
  - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
  - シ 感染症予防事業
  - ス 堆積土砂排除事業  $\left\{ \begin{array}{l} \text{(公共的施設区域内)} \\ \text{(公共的施設区域外)} \end{array} \right.$
  - セ たん水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
  - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - エ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
  - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間等の特例
  - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
  - オ 水防資器材費の補助の特例
  - カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
  - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
  - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - ケ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による求職者給付の支給に関する特例

## 第5節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

被災者等の生活再建に向けて、生活資金等の支給に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

災害を受けた個人や団体に対して融資される資金は、次のとおりである。

## 第1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

### 1 天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

### 2 株式会社日本政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。

## 第2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備導入資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

## 第3 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対して、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

また、独立行政法人住宅金融支援機構は、県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるため、住宅相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。また、独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

## 第4 更生資金

### 1 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

### 2 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

#### (1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。(費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4)

#### (2) 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障がいを受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。(費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4)

#### (3) 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯あたり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担：国2/3、県1/3)

### 3 り災証明書の交付等

#### (1) り災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、り災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

#### (2) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

### 4 被災者生活再建支援金

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

### 5 生活福祉資金

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯あたり150万円を貸付上限額の目安として災害援護資金の貸付けを行う。

ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わないものとする。

実施主体は、県社会福祉協議会となっている。

### 6 災害見舞金の支給

県は、災害により死亡（行方不明を含む。）又は重傷を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

### 7 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

## 第5 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持資金を労働金庫各店を通じて貸付ける。

## 第6節 被災者等の生活再建等の支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、コミュニ

ティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

## 第1 義援金の受付、配分

第1編第3章第30節「義援金受付、配分計画」に定めるところによる。

## 第2 がれき・震災廃棄物対策

### 1 がれき等の処理

市は被災状況を調査し、震災廃棄物の発生量を推定するとともに、震災廃棄物処理実施計画を策定して、迅速に処理を進める。

なお、市による処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行い、県は必要な情報を収集・整理し、調整を行う。

### 2 分別・リサイクルの徹底

解体現場から分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努める。

## 第3 健康支援と心のケア

### 1 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。また、県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。

### 2 長期避難者等への健康支援

避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすい。そのため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

### 3 子どもたちへの健康支援活動

学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

### 4 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

## 第4 要支援者支援対策

### 1 被害状況、福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は、被災した要援護者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、サービ

スチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。

## 2 緊急一時入所

施設や自宅の被災により福祉施設入所者や在宅介護者等の被災を免れた施設への緊急一時入所の便宜を図る。

## 3 外国人への情報提供

国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティアを避難所等に派遣するとともに、災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図る。

## 第5 住宅対策等

### 1 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市町村は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

### 2 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

## 第6 暴力団等への対策

### 1 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

### 2 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

## 第7節 商工業・農林水産業の再建支援

被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

### 第1 商工業の再建支援

#### 1 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

### 第2 農林水産業の再建支援

#### 1 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

#### 2 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。詳細は、本章第5節第1「農林漁業災害資金」に定めるところによる。

### 3 施設復旧

本章第2節「公共施設災害復旧事業」に定めるところによる。



## 第2編 地震・津波災害対策計画







# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、住民の生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、住民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から守ることを最大の目的とするものである。

そこで、この計画の目的を遂行するため、市、防災関係機関の実施すべき地震災害の予防、応急対策及び復旧に関する計画を定めるものとする。

## 第2節 計画の性格及び基本方針

### 第1 地域防災計画（地震・津波災害対策計画）

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成されている「弥富市地域防災計画」の「地震・津波災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。

- 1 住民の生命、身体及び財産を守るため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- 2 市を取り巻く諸条件の変化、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果を踏まえて、また本市を取り巻く諸条件の変化を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図っていくものとする。

### 第2 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

- 1 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- 2 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- 3 東海地震に係る防災訓練に関する事項
- 4 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、本市の計画においては計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるものとする。

### 第3 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海

トラフ地震等特別措置法」という。)第5条第1項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の地方公共団体は地域防災計画において、

- 1 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- 2 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- 3 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- 4 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- 5 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では、南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、本市の計画においては第2章「災害予防計画」、第3章「災害応急対策計画」及び第5章「南海トラフ地震防災対策推進計画」で定めるものとする。なお、本市は、南海トラフ地震等特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として平成15年12月17日に指定された。

#### 第4 愛知県地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- 1 県民の生命を最大限守る
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する
- 3 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- 4 迅速な復旧復興を可能とする

#### 第5 他の計画との関係

水防法(昭和24年法律第193号)に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。

### 第3節 計画の構成

この計画は、次の5章をもって構成する。

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧・復興計画

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

別紙 東海地震に関する事前対策

## 第4節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

第1編第1章第5節第1「実施責任」に定めるところによる。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 市

第1編第1章第5節第2「処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

#### 2 県・蟹江警察署

第1編第1章第5節第2「処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

#### 3 海部南部消防組合・海部地区水防事務組合

第1編第1章第5節第2「処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

#### 4 指定地方行政機関

##### (1) 第四管区海上保安本部

第1編第1章第5節第2「処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

##### (2) 名古屋地方気象台

ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。

イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。

ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。

エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

##### (3) 中部地方整備局

##### ア 災害予防

(ア) 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。

(イ) 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。

(ウ) 防災訓練は、簡易画像伝送システム等による被災調査報告等の機動力を生かした実践的な方法をもって実施する。

(エ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。

(オ) 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。

(カ) 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。

(キ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

イ 初動対応

(ア) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

(イ) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

(ウ) 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。

ウ 応急復旧

(ア) 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。

(イ) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。

(ウ) 航路啓開に関する計画に基づき、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保を実施する。

(エ) 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。

(オ) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。

(カ) 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。

(キ) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。

(4) 東海農政局

第1編第1章第5節第2「処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

(5) 中部地方環境事務所

ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。

イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。

(6) 近畿中部防衛局東海防衛支局

ア 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。

イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。

(7) 国土地理院中部地方測量部

ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

オ 関係する地域の防災地理情報の県への提供を行う。

## 5 自衛隊

### (1) 災害派遣の準備

ア 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。

イ 災害派遣計画を作成する。

ウ 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

### (2) 発災後の対処

#### ア 初期救護活動

人命救助を最優先して救援活動を実施する。

#### イ 応急救援活動

方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。

#### ウ 方面隊による本格対処

方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

## 6 指定公共機関

### (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

### (2) 独立行政法人都市再生機構

ア 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。

イ 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

### (3) 日本赤十字社愛知県支部

ア 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。

イ 避難所の設置に係る支援を行う。

ウ 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。

エ 血液製剤の確保と供給を行う。

オ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。

なお、配分にあたっては、地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。

カ 義援金等の受付と配分を行う。

なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。

### (4) 日本放送協会名古屋放送局

ア 激甚な大規模災害が発生した場合には、非常組織を設置し、万全の体制を整える。

- イ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。
  - ウ 平常時から防災知識の普及に関する放送を行う。
  - エ 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報（警報）、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。
  - オ 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。
- (5) 中日本高速道路株式会社
- 高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。
- (6) 東海旅客鉄道株式会社
- ア 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
  - イ 旅客の避難、救護を実施する。
  - ウ 列車の運転規制を行う。
  - エ 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。
  - オ 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。
  - カ 死傷者の救護及び処置を行う。
  - キ 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
- (7) 日本郵便株式会社
- 第1編第1章第5節第2「処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。
- (8) 中部電力株式会社港営業所・津島営業所（※1）、株式会社JERA
- ア 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。
  - イ 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
  - ウ 自社の供給力に不足が生じた場合は、他電力会社から電力の融通を受け、供給力の確保を図る。
- （※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。）
- (9) 東邦瓦斯株式会社中村営業所（※）
- ア ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。
  - イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止の需要家に対して、早期供給再開を図る。
- （※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）
- (10) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
- 国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。
- (11) 西日本電信電話株式会社東海支店
- ア 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。



- イ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
  - ウ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
  - エ 気象等警報を市町村へ連絡する。
  - オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
- (12) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
  - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
  - ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
  - エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
  - オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
- (13) KDD I 株式会社
- ア 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。
  - イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
  - ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- (14) 株式会社NTTドコモ
- ア 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
  - イ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
  - ウ 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
- (15) ソフトバンク株式会社
- ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
  - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
  - ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (15) 楽天モバイル株式会社
- ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
  - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
  - ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- 7 指定地方公共機関
- 第1編第1章第5節第2「処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- 第1編第1章第5節第2「処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

### 第3 住民等の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、全ての住民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。

#### 1 住民の責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に

対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

## 2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

# 第5節 弥富市の特質と災害要因

## 第1 自然的条件

### 1 地形、地質

濃尾平野の西縁には養老断層が南北に走っており、この養老断層を西縁として、濃尾平野から猿投山にかけての地盤は、東が高まり西が低下する東高西低の濃尾傾動地塊運動が進行している。そして、濃尾平野の西側部分では、沖積層、洪積層が厚く分布し、軟弱地盤地帯を形成しており、地表部は低湿地となっている。

地質を見てみると、名古屋東部の尾張丘陵から知多半島にかけては、第一瀬戸内期あるいは第二瀬戸内期など南西日本の内帯に展開した造瀬戸内海運動に際し、県の中央部が内湾ないし湖水化した時に堆積した第三紀の地層が丘陵を形成している。これらの地域は、主に傾動地塊の隆起部にあたり、一方沈降部にあたる地域には、洪積層及び沖積層などの第四紀の地層が台地や低地を形成している。

### 2 地盤分類

地盤とは、地表面下のある深さまでの地質のうち、特に構造物などの支持力に関する性質を総合したものを言うが、地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の地震災害から明らかとなっている。

一般的に軟弱な沖積層の地盤では、地盤が軟らかいほど地震動が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられる。また、軟弱地盤と硬い地盤との境界でも、揺れの相違から大きな被害を受けることが分かっている。

## 第2 既往の地震とその被害

愛知県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。

ちなみに、過去約100年間の日本における死者1,000人以上の大地震（津波も含む。）は11回である

が、そのうち3回が愛知県を主要な被害地域として発生している。

愛知県防災会議地震部会は、昭和51年以降、愛知県における既往の地震についての精密で体系的な調査研究を行ってきた。その結果、過去に愛知県に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震（遠方大地震、直下地震）のタイプに分けることができる。

#### 1 海溝型地震……南海トラフ沿いに発生する大地震

##### (1) 1707年 宝永地震 M8.6

愛知県では、渥美郡、吉田（現豊橋）で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長9,000m。震度7～6。津波も来襲し、渥美表浜で6～7mにもなった。

##### (2) 1854年 安政地震 M8.4

愛知県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。津波も来襲し、渥美表浜通りで8～10m、知多半島西岸で2～4mとなり被害が出た。震度6～5。

##### (3) 1944年 東南海地震 M7.9 死者、行方不明1,223人

愛知県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者438人、負傷者1,148人、家屋全壊16,532棟、同半壊35,298棟。震度6～5、一部7。小津波あり（波高1m内外）、名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。

#### 2 内陸型地震……陸地の断層の破壊によって発生する大地震

##### (1) 1586年 天正地震 M7.8 死者5,500人以上

この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度7、尾張部6、三河部6～5。津波波高2～4m。

##### (2) 1891年 濃尾地震 M8.0 死者7,885人

愛知県の被害は、死者2,638人、負傷者7,705人、全壊85,511棟、半壊55,655棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度7～6。

##### (3) 1945年 三河地震 M6.8 死者2,306人

三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害は全て県のもので、死者2,306人、負傷者3,866人、全壊16,408棟、半壊31,679棟。震度は、西三河南部を中心に7～6、県域の大部分が5以上。津波も発生し、蒲郡で1mほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。

### 第3 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

第1は、高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化や地下街の拡大が進み、居住地域自体も拡大している。このため、主に都市部では人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。

また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、要配慮者の増大も懸念されている。

第2に、電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなってお

り、ライフライン施設が災害により被害を受けると、その復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念される。

第3は、自動車、鉄道等の高速交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。

また、大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。

第4に、地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念されている。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。

以上の諸条件は、日本全体に共通する事項ではあるが、ひとたび災害が起きれば日本経済全体への影響は計りしれない。こうしたことから、災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。

## 第6節 予想される地震災害

### 第1 基本的な考え方

本県に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震（遠方型、直下型）があるが、それらの発生危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査、研究を行い、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。

### 第2 東日本大震災を踏まえた津波対策の推進

愛知県が新たに作成する大津波等による被害想定と整合を図り、災害予防対策として、物資等の備蓄・輸送のほか、県の区域を超えた災害時の相互応援協定の締結、住民の防災意識向上のための普及啓発を図っていく。

また、初期応急体制を確保するため、市災害対策本部機能の喪失若しくは低下等への対応、津波に関する避難指示等の住民への伝達体制の確立（携帯電話のエリアメールを活用した津波警報の情報提供を含む。）、沿岸部の地形や都市整備状況など地域の特性も考慮した津波避難場所・避難所、避難路等の整備・確保、防災事務に従事する者の安全確保、住民の安否情報の確認等について推進していく。

#### 1 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の被害予測及び減災効果

##### (1) 被害予測

###### ア 調査の目的

県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

## イ 調査結果の概要

### (ア) 調査対象とした地震・津波

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、本県としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。（「過去地震最大モデル」による想定）

#### a 「過去地震最大モデル」

- 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。
- 本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

#### b 【補足】「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。（「理論上最大想定モデル」による想定）

- 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

（※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）

- 本県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

### (イ) 弥富市の結果

#### a 「過去地震最大モデル」

##### 揺れ、液状化

- 平野部や半島部において、広い範囲に渡り震度6強以上の強い揺れが想定される。一部の地域で、震度7の非常に強い揺れが想定されるところもある。
- 尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。  
震度7：7市町、6強：21市町村、6弱：22市町村、5強4市町

浸水・津波

- 弥富市では、最短で約84分後に津波（30cm）が到達すると想定される。
- 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。
- 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。

津波高（最大）	津波到達時間（最短）	津波想定域（浸水深1cm以上）
2.8m	84分 ※津波高30cm	約3,599ha

被害量の想定結果

建物被害 ※1	揺れによる全壊	約200棟
	液状化による全壊	約400棟
	津波・浸水による全壊	約1,400棟
	急傾斜地崩壊等による全壊	わずか
	地震火災による焼失	約20棟
	合計	約2,100棟
人的被害 ※2	建物倒壊等による死者	約10人
	浸水・津波による死者	約400人
	急傾斜地崩壊等による死者	わずか
	地震火災による死者	わずか
	死者数合計	約410人
ライフライン被害	上水道（断水人口）	約43,000人
	下水道（機能支障人口）※3	約5,300人
	電力（停電軒数）	約22,000軒
	固定電話（不通回線数）	約9,000回線
	携帯電話（低波基地局率）※3	約84%
	LPガス（機能支障世帯）	約7,800世帯
生活への影響	避難者数 ※4	避難所
	帰宅困難者数 ※5	約37,000人
		約3,400～3,800人

※1 市全体の全壊・焼失等数の合計が最大となる冬夕方18時の場合

※2 市全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5時の場合

※3 発災1日後の想定 ※4 発災1週間後の想定 ※5 平日12時

b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定

揺れ、液状化

- 平野部や半島部において、非常に広い範囲に渡り震度6弱以上の強い揺れが想定される。また、広い範囲で震度7の非常に強い揺れが想定される。
- 震度7が想定される地域は、陸側ケースでは、知多、西三河、東三河に広がっており、東側ケースでは、東三河の非常に広い範囲に広がっている。
- 尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。

陸側ケース 震度7：32市町村、6強：14市町、6弱：8市町村

東側ケース 震度7：17市町、6強：27市町村、6弱：5市町、5強：4市町、5弱：1村

浸水・津波

- 弥富市では、最短で約81分後に津波（津波高30cm）が到達すると想定される。
- 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において非常に広い範囲が浸水する結果となっている。
- 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。

津波ケース	津波高（最大）	津波到達時間（最短）	津波想定域（浸水深1cm以上）
①	3.3m	81分 ※津波高30cm	約3,931ha

被害量の想定結果

建物被害 ※1	揺れによる全壊	約2,600棟
	液状化による全壊	約400棟
	津波・浸水による全壊	約5,400棟
	急傾斜地崩壊等による全壊	わずか
	地震火災による焼失	約200棟
	合計	約7,900棟
人的被害 ※2	建物倒壊等による死者	約200人
	浸水・津波による死者	約1,100人
	急傾斜地崩壊等による死者	わずか
	地震火災による死者	わずか
	死者数合計	約1,200人

※1 市全体の全壊・焼失等数の合計が最大となる冬夕方18時の場合（地震：陸側ケース、津波ケース①）

※2 市全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5時の場合（地震：陸側ケース、津波ケース①）

(2) 減災効果

ア 減災効果の想定で前提とした対策項目

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の4点である。

- 建物の耐震化率100%の達成（現状：約85%）
- 家具等の転倒・落下防止対策実施率100%の達成（現状：50%）
- 全員が発災後すぐに避難開始
- 既存の津波避難ビルの有効活用（津波避難ビル：659棟）

イ 減災効果

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の4点である。

- 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約6割減少し、死者数は約8割減少すると想定される。
- 建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約2割減少すると想定される
- 【補足】「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約6割減少すると想定される。

(ア) 建物被害

項目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊棟数	約200棟	約80棟 (約6割減)	約2,600棟	約1,100棟 (約6割減)

※ 全壊・焼失棟数のうち、減災効果を試算した揺れによる全壊棟数のみを記載している。

## (イ) 人的被害

項目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
死者数	約300人	約60人 (約8割減)	約1,200人	約480人 (約6割減)
うち建物倒壊等による死者	約10人	約3人 (約7割減)	約200人	約75人 (約7割減)
うち浸水・津波による死者	約300人	約30人 (約9割減)	約1,100人	約130人 (約7割減)
自力脱出困難	約20人	約4人 (約8割減)	約300人	約90人 (約7割減)
津波からの逃げ遅れ	約300人	約30人 (約9割減)	約700人	約210人 (約7割減)

※1 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

※2 対策効果を試算した項目のみを記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。

## 2 東海地震、東南海地震等の被害予測

## (1) 目的

東海地震を想定した被害予測調査については、県は平成4年度から平成6年度までの3年間で実施しており、その調査結果は各方面で地震防災対策の基礎資料として活用されてきた。

また、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災以降、地震による被害の特徴等についての研究がなされ、新たな被害予測についての知見が得られている。

さらに、県が実施した活断層調査や地下構造調査を通じて新しいデータが蓄積されるとともに、平成13年度においては国の中央防災会議による東海地震に係る想定震源域の見直しや震度分布、あるいは地震調査研究推進本部による東南海地震についての発生確率や震度分布が公表されるなど、地震に関する最新の知見が示されている。

以上のような状況を踏まえ、県は、海洋型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老—桑名—四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を平成14年度及び平成15年度の2年間で実施している。

平成14年度は、自然条件の調査、自然現象の予測、社会条件の調査及び被害の予測を行っている。

## (2) 前提条件

## ア 想定地震

地震動については、愛知県に大きな被害を及ぼす可能性のある以下の地震を想定している。

- ①～④については広域に大きな影響を与える可能性があることから被害想定まで実施し、⑤～⑦は比較的局地的な影響であるが、県民の意識啓発の観点から地震動予測のみ実施している。

## 想定地震

地震種類	想定地震
海溝型地震	①想定東海地震 ②想定東南海地震



	③想定東海・東南海地震連動
内陸型地震	④養老—桑名—四日市断層帯 ⑤伊勢湾断層帯主部と白子—野間断層 ⑥猿投山北断層 ⑦猿投—境川断層と大高一高浜断層

津波については、上記のうち海溝型地震である①～③及び海域に活断層が存在する⑤について検討を行っている。

#### イ 想定ケース

##### (ア) 想定時間帯

想定時間帯は、県民の生活行動が顕著に反映できるよう次の3ケースを想定した。想定東海地震については予知なし（突発的に地震が発生する場合）と予知あり（警戒宣言発令後に地震が発生する場合）を想定している。

①冬早朝5時（阪神・淡路大震災と同様の時間帯：多くの人が自宅で就寝中）
②春秋昼12時（特に市街地部で人口の多い平日の時間帯）
③冬夕刻18時（帰宅ラッシュと重なる、また、出火危険性の高い時間帯）

##### (イ) 弥富市現況データ

弥富市の場合は、各想定地震とも次のように人口、建物棟数を想定している。なお、図表中の現状データは、平成14年度に県が実施した被害予測調査から旧弥富町と旧十四山村のものを合算したものである。（以下同じ。）

人 口 (人)			建 物
5時	12時	18時	建物棟数 (棟)
約41,600	約37,500	約40,000	約18,300

#### ウ 調査単位

解析・評価を行う単位は、市町村並びに500mメッシュ（津波は最小50mメッシュ）を併用している。

#### エ 調査の内容

被害予測調査では次のような内容を調査しているが、弥富市の場合は、このうち主要なものを取り上げている。

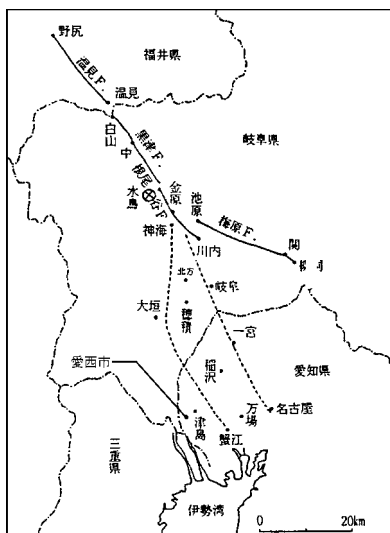
- (ア) 地震動・液状化・山崖崩れの想定
- (イ) 津波の想定
- (ウ) 建物関係の想定（建物・倒壊物・落下物）
- (エ) 地震火災の想定
- (オ) 交通施設被害の想定
- (カ) ライフライン施設被害の想定
- (キ) 危険性物質被害の想定
- (ク) 人的被害及び社会機能支障の想定

### 3 濃尾地震の再来に係る被害予測結果

#### (1) 再来地震の内容

明治24年10月28日、岐阜県本巣郡旧根尾村を震源として発生した濃尾地震が、今日再び発生したと仮定したもの

想定地震	規模	震源地	震源の深さ	食い違い量	推定地震断層
濃尾地震の再来	マグニチュード 8.0	岐阜県本巣郡 旧根尾村	30km	約6m	岐阜—名古屋線 大垣—蟹江線



実線は、地震断層  
波線は、推定断層  
×は、震央

(2) 自然現象の予測結果

ア 地震動の予測結果

地震基盤（第四紀洪積層上面）上での最大加速度は、断層線上で約450ガルを示すが、断層から遠ざかるに従って急速に減衰している。愛知県内における地表面最大加速度は、断層から約10km以内では、400ガルを超える地震動と予測される。

イ 液状化の予測結果

濃尾平野北西部から南部に達する地区及びその周辺部では、かなり激しい液状化が発生すると予測される。

(3) 物的被害の予測結果

ア 振動による木造家屋の被害予測結果

愛知県の全壊・半壊棟数は、約43万8,000棟で、県全体の木造家屋約231万棟の19%が被害を受けると予測される。

全壊被害は、尾張地方の、特に最大加速度400ガル以上になる地域に集中すると予測され、半壊被害の大半は、尾張地方の天白川以西に集中すると予測される。

イ 地震火災による木造家屋の被害予測結果

愛知県の被害は、約1,400棟が焼失すると予測されているが、被害の多くは、名古屋市西部に集中している。

木造家屋の被害予測結果

要	因	振	動	火	災
---	---	---	---	---	---

区分	全壊	半壊	計	焼失
被害棟数	132,817 (5.8)	305,207 (13.2)	439,522 (19.1)	1,498 (0.065)

注 1 木造建物棟総数：2,305,593棟（平成2年1月1日を基準として各市町村から入手したもの）

2 ( ) 内は、被害率 (%) を示す。

#### (4) 人的被害の予測結果

地震動や建築物の被害予測結果を基に算定すると、愛知県全体で、死者数は約9,600人、負傷者数は約4万9,000人と予測される。

#### 人的被害者数

区分	死者数	負傷者数	計
被害者数	9,604 (0.15)	48,810 (0.76)	58,414 (0.90)

注 1 人口：6,455,172人（昭和60年国勢調査報告書による。）

2 ( ) 内は、被害率 (%) を示す。

## 第7節 基本理念及び重点を置くべき事項

### 第1 防災の基本理念

「暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市、県を始めとする各防災関係機関は、本章第6節「予想される地震災害」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組を進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

#### 1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

#### 2 災害応急対策段階

(1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収

集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

### 3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

## 第2 重点を置くべき事項

防災基本計画及び本章第6節「予想される地震災害」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

### 1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から住民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、港湾、漁港、空港、河川、海岸、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

### 2 津波及び浸水対策の充実に関する事項

津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

### 3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

### 4 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

### 5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

#### 6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要なり災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

#### 7 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、本計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

#### 8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災協働社会の形成推進

#### 第1 方針

自然災害から安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

また、市、県、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めるものとする。

#### 第2 対策

##### 1 地域における防災活動の継続的な推進の枠組みづくり

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、住民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や住民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取組を推進する枠組みづくりに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

##### 2 災害被害の軽減に向けた取組

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

##### 3 住民の基本的責務

(1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

(2) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、市、国、公共機関、県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

##### 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力

の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第2節 震災に関する調査研究

地震災害では、様々な災害が同時に、広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化や軟弱地盤地帯における宅地化、さらにはライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、次のような科学的な調査研究や、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。

- 1 地勢、地質、地盤の構造等の自然的条件及び社会的条件に関する調査
- 2 被害想定に関する調査研究
- 3 災害の防止、市の防災化に関する調査
- 4 防災アセスメントの実施に基づく防災カルテ等の整備
- 5 地籍調査

特に市は、防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（地区単位、自治会単位、学校区などの単位）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。防災カルテ等に記載すべき事項は、

- ①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴などである。

また、県や防災関係機関が行う地震災害に関する調査研究の成果を収集し、市の地震災害対策に活用していくとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

## 第3節 都市の防災性の向上

地震時における住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市の防災対策に関する総合的な対策を推進しなければならない。

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、防火地域及び準防火地域を指定し、必要な規制を行う。

本市も人口の増加に伴い、都市的機能の拡大、都市基盤の整備、危険物施設の増大、交通量の増加等、

震災拡大につながる社会的要因が増大し、特に阪神・淡路大震災のような都市直下型の大地震がひとたび発生すると、かつてない大被害をこうむるおそれがある。

これに対して、道路等の公共施設の耐震化や公的建築物・民間の特殊建築物等あるいは特定の地区を対象とした耐震化、不燃化を図っていくことが重要であるが、個々の安全性の確保だけでは限界があり、震災時における広域的な対応としては市全体の防災構造化を図る必要がある。

そのための施策として、公共施設等の耐震不燃化に加えて、防火空間の確保が重要である。特に、広幅員の道路、公園、緑地等は、火災の延焼阻止効果があるばかりでなく、住民の一時避難場所として利用されたり、都市基幹公園などが救急活動拠点やヘリポート等の復旧、復興活動拠点として大きな役割を果たすことから、これらの都市施設の整備を一層推進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、あらかじめオープンスペースの活用方法について調整しておく。

## 第4節 液状化対策等予防計画

本市の地盤は、沖積層が厚く軟弱で、海拔も低く、大規模地震時には、地震動により地盤の亀裂、沈下、液状化現象などの地盤破壊が発生する可能性が高い。さらに、農地の住宅用地への転用などの土地利用の変化は、地盤災害対策上からも極めて注目すべき事項である。こうした土地利用の変化は、地盤災害対策上からも極めて注目すべき事項である。

したがって、特に地震による液状化による被害が発生すると思われる造成地、地盤沈下地域、軟弱地盤地帯（沖積層地帯）等については、土地利用の適正な規制や指導を行うとともに、必要な施策を積極的に実施していくものとする。

液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。

### 第1 土地利用の適正誘導

液状化による被害の予防対策としては、基本的には、土地基本法（平成元年法律第84号）の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

また、地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施し、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討するとともに、地域住民に対して防災カルテや防災マップ等により正しい知識の普及に努め、周知徹底を図る。

### 第2 液状化対策の推進

地震時に砂地盤が液状化し、構造物に被害を及ぼすことは、昭和39年の新潟地震を契機に問題となってきたが、これに対して愛知県では、昭和53年度・昭和54年度に県内の「沖積層の分布と液状化



危険度調査」を実施するとともに、昭和55年度・昭和56年度には「愛知県の地質・地盤」をとりまとめ、液状化対策をはじめとする各種地震対策の基礎資料として県民に公表してきたところである。

また、近年、液状化に関する研究や対策工法の開発については、かなりの進展をみているものの、小規模な住宅や事務所等の建築物など対策が義務づけられていない場合には、十分な液状化対策がなされていないのが実情である。

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法が実施されることが必要である。平成23年度から25年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の中で、250mメッシュ単位における液状化の危険度判定でも、弥富市における液状化の危険度は高いと想定されている。市としては、今後、関係機関が発表する研究成果の収集に努め、住民や建築物の施工主等に周知を図るとともに、対策工法の普及を行う。

また、国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」等に基づき、液状化危険度の調査の実施を検討し、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図っていく。

### 第3 被災宅地危険度判定の体制整備

被災宅地危険度判定の体制整備は、第1編第2章第5節第4「その他の防災事業」に定めるところによる。

## 第5節 公共施設安全確保整備計画

道路、河川、上下水道、電力、ガス、電信電話等各種公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

これら公共施設の地震による被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、その破壊による機能麻痺が人心に与える影響は大きく、災害の拡大を招くことが十分想定される。

したがって、これら公共施設について、震災後、直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事後の応急復旧よりも、事前の予防措置を講じることの方がはるかに重要かつ有効なものである。

このため、各施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずるものとする。

### 第1 市及び施設管理者における措置

#### 1 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

#### 2 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協

力に努める。

## 第2 道路施設

### 1 耐震施設の確保

地震により道路、橋梁等が被災することは、震災時における住民の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送活動等に困難をもたらす。

市は、市道の管理者として、日常から施設の危険箇所の調査と、これに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

また、新たに道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。特にゼロメートル地帯等橋梁取付部の沈下のおそれがある地域においては、耐震補強に加えて段差対策を推進する。

### 2 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	その他の道路（※）
（参考） 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 （第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する）

（※）「その他の道路」とは、愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は市防災計画で定めた緊急輸送道路で、第1次、第2次緊急輸送道路以外の道路。

### 3 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

### 4 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ巨大地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

### 5 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づ

く応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

具体的には、次の事前措置を講ずる。

#### (1) 道路啓開計画の検討・共有

津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順（中部版くしの歯作戦）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。

附属資料	○緊急輸送道路一覧	P. 459
------	-----------	--------

### 第3 海岸及び河川

#### 1 海岸

津波、波浪等から住民を守るため、保全施設を整備するとともに地震時に機能が保持できるよう、地盤の液状化対策、耐震性護岸の整備を港湾管理者に要請する。

#### 2 河川

河川堤防は、地盤沈下により堤防の機能及び強度の低下をきたしている部分もある。これらの堤防に関しては、嵩上げ、補強、護岸等の整備を県に要請する。

また、地震による堤防の損傷に起因する浸水を防止できるよう対策を図るとともに、感潮区域に設けられている水門、樋門等についても地震時にその機能が保持できるよう対策を図る。

### 第4 上水道

震災による水道の断水を最小限にとどめ、被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するため、海部南部水道企業団と協議して、次の対策を講じる。

- 1 施設の耐震性の強化
- 2 応急給水用資機材・施設等の整備拡充
- 3 防災協力体制の確立

### 第5 下水道

下水道管理者は、住民の安全で衛生的な生活環境を確保するために、災害時における下水道処理施設の機能を最低限保持するよう、地震による破損が想定される箇所及び老朽化の著しい施設の補強、整備に努めるとともに、今後新設する施設については、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、地質、構造等の状況を配慮して、耐震性の強化等耐震対策に努める。また、下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するために、下水道排水設備事業者との緊急連絡体制の確立及び協定締結、復旧用資機材の確保及び復旧体制の確立を図るものとする。

### 第6 電力施設

中部電力株式会社は、災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図るため電力設備の防災対策に努める。また、日頃から設備の巡視、点検を行い、災害時に備え資機材確保の体制を確立する。

### 第7 ガス施設

ガスは、住民生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する施設に被害を受け、ガス供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を与えるので、地震による被害発生を軽減するとともに、

万一の被害発生時には、二次災害を防止するとともに、早期復旧を図るため、ガス供給事業者は、次の対策を講じる。

- 1 ガス工作物の耐震性の向上
- 2 津波浸水対策

津波浸水が想定される設備については、その重要度に応じて、必要な対策を講ずる。

- 3 緊急操作設備の強化
- 4 復旧体制の整備

また、プロパンガスについては、ガス漏れ安全装置や点検の整備を図る。

## 第8 鉄道事業者

新しい構造物は十分耐震性のあるものとしているが、従来の構造物も補修、改良を図って耐震性の強化及び整備を図るために鉄道事業者は次の対策を講じる。また、運転規制、巡回、点検等によって予防対策を講ずる。

- 1 構造物の耐震性
- 2 鉄道施設等の点検巡回
- 3 地震計の整備充実
- 4 情報連絡体制の強化
- 5 利用客の安全確保
- 6 運転規制による災害の防止

## 第9 通信施設

東海地震のような予知・海溝型地震はもとより、阪神・淡路大震災のような内陸直下型の大規模災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要な問題であり、防災関係機関は、電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力をあげて取り組む必要がある。

また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図るとともに、平常時より無線設備の総点検を定期的実施するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある場所に設置する。

なお、建物の倒壊や地盤の揺れ等に伴う通信施設の損壊や架空・埋設ケーブルが寸断される等、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための、緊急対策及び抜本的対策を策定するとともに、各種通信対策を図ることが必要である。

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のための体制及び通信施設、設備の充実を図るとともに、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を活用し、各種情報伝達手段の自動化及び一元化を可能とするシステムを構築し、地震、津波、高潮などの情報をリアルタイムで伝達する。

### 1 電気通信

- (1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

## (2) KDDI株式会社

KDDI株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。

## (3) 株式会社NTTドコモ

株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

## (4) ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。

## ア 設備の耐震対策

(ア) 建物、鉄塔の耐震対策

(イ) 通信機械設備の固定・補強等

## イ 防火・防潮対策

(ア) 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備

(イ) 防水扉・防潮板の設置

## ウ 通信網の整備

(ア) 伝送路の多ルート化

(イ) 主要な中継交換機の分散設置

(ウ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

## エ 防災に関する訓練

(ア) 災害予報及び警報伝達

(イ) 非常招集

(ウ) 災害時における通信疎通確保

(エ) 各種災害対策用機器の操作

(オ) 電気通信設備等の災害応急復旧

(カ) 消防

(キ) 避難と救護

## オ 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

衛星回線により基地局伝送路の検討

## カ 緊急輸送対策

委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備

## (5) 楽天モバイル株式会社

楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

## ア 設備の耐震対策

(ア) 建物、鉄塔の耐震対策

(イ) 通信機械設備の固定・補強等

イ 防火対策

(ア) 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備

ウ 通信網の整備

(ア) 伝送路の多ルート化

(イ) 主要な中継交換機の分散設置

(ウ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

エ 防災に関する訓練

(ア) 災害予報及び警報伝達

(イ) 非常招集

(ウ) 災害時における通信疎通確保

(エ) 各種災害対策用機器の操作

(オ) 電気通信設備等の災害応急復旧

(カ) 消防

(キ) 避難と救護

オ 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討

カ 緊急連絡手段確保対策

コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備

カ 緊急輸送対策

関係機関との連携による輸送手段の確保の検討

2 専用通信

無線又は有線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時における通信手段としては、最も重要な役割を果たしている。現在、県、市町村、警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、私鉄等において設置されている、これら専用通信の確保については、各機関において具体的な計画を作成する。

3 弥富市防災行政用無線

市は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、無線局の効果的活用に努めるものとする。また、同報系無線の情報ツールのひとつとして、全国瞬時警報システム（J-ALER T）を活用する。

4 防災相互通信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達手段として、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局に依存することが大であるため、次の措置を講じ、災害の未然防止を図る。

(1) 防災相互通信用無線局の整備促進

(2) 防災相互通信用無線局の訓練実施

## 5 放送

放送は、非常災害時における住民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するよう努めるものとする。

## 6 非常通信

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常無線通信を実施することができるが、この事態に備えて、次の措置を講じ、災害の未然防止を図る。

- (1) 非常通信協議会の拡充強化
- (2) 非常通信訓練の実施
- (3) 非常通信訓練の総点検

## 7 携帯電話の配備

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように努める。

## 第10 農地及び農業用施設

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

## 第6節 建築物耐震推進計画

公共建築物は、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる等、防災上重要な機能を有している。そのため、これら防災上重要な公共建築物の耐震性を確保することは極めて重要である。そこで、新たに公共建築物を建設する場合は、耐震設計・施工とし、既設の建築物については、耐震性を調査し、耐震性に疑問のある建築物については、耐震改修を促進するものとする。

また、大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進するものとする。

### 第1 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

### 第2 公共建築物の耐震診断等

避難所に指定されている公共建築物について、特に昭和56年の建築基準法施行令改正前に建築されたものについては、随時耐震診断の実施を検討するとともに、耐震診断にて必要と思われる改修は、随時実施する。特に、災害時の拠点となる市庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

### 第3 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

一般建築物については、建築基準法及び同法施行令により種々の構造基準が規定されているが、小規模な建築物については、構造計算による地震に対する安全性の確認まで義務づけされていない。また、老朽化や地盤沈下等により地震の被害を受けやすい建築物は、早急に補強する必要がある。

これら一般建築物の耐震性に関する意識を高めるとともに、地震対策知識を広く住民に普及啓発する。

#### 1 民間木造住宅の耐震診断・耐震改修等促進

昭和56年5月以前に着工されたいわゆる旧基準木造住宅については、大規模地震により人命に関わる倒壊の危険性が高いため、県は、旧基準木造住宅を対象に耐震診断を実施する市町村に対する耐震診断費補助事業を実施し、平成19年度からは、非木造住宅へ耐震診断費の補助を行う市町村に対する耐震診断費補助事業を実施している。また、県・市町村及び建築関係団体で構成する愛知建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努めるものとする。

県内の国立3大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及する。このため、市は、広報紙等を通じて住民にこれを周知し、耐震診断の積極的な普及啓発を図る。

耐震改修・除却についても、旧基準木造住宅の耐震化の促進を図るため、県は市町村の実施する耐震改修費・除却費補助事業に助成している。

#### 2 住宅等地震対策普及啓発の推進

市は、県が作成したパンフレット・リーフレットの配布や市広報紙等を通じて、地震対策知識の普及に努める。

#### 3 その他の安全対策

住宅・建築物に関連して地震による人的被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を強化するだけでは充分とはいえない。過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死のほか、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しており、それらについての対策を推進する。

### 第4 応急危険度判定士の養成等

市は、県や愛知県建築物地震対策推進協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。



## 第7節 危険物施設防災計画

地震時において、危険物施設の火災や危険物の排出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を生じるおそれがある。

危険物施設の所有者等は、危険物施設の保全に努めるとともに、耐震性、耐火性の強化に努める。

また、自衛消防隊の充実を図り、自主防災体制の確立に努めるとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努め、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図る。

さらに、市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

また、毒物劇物施設であって、消防法又は高圧ガス取締法によって規制を受けている施設については、その法令により災害予防対策が指導されているので、これらにより規制を受けない施設について、立入指導の強化により災害予防対策を推進する。

## 第8節 火災予防対策計画

地震災害の中でもとりわけ大きな被害をもたらしているのが火災である。地震火災は、通常の火災と異なり、同時多発的に発生するのがその特徴である。また、危険物等の爆発、漏洩により延焼が拡大し、その上、建築物の倒壊、道路の損壊等により、交通、通信が混乱若しくは途絶し、適切な消防活動が阻害される。

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及ぶ大問題である。このため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

### 第1 火災予防策に関する指導

#### 1 一般家庭に対する指導

市は、地区、自主防災組織、消防団等を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

#### 2 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きい。このため市は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

#### 3 立入検査の強化

市は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況をは握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の

万全な指導を行うものとする。

#### 4 危険物等の保安確保の指導

第1編第2章第12節「特殊災害対策計画」及び本章第7節「危険物施設防災計画」に定めるところによる。

#### 5 震災時の出火防止対策の推進

市及び県は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等とともに、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

### 第2 建築同意制度の活用

市は、建築物を新築、増築計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

### 第3 消防力の整備強化

第1編第2章第1節第3「消防及び水防機関」及び第1編第2章第3節第8「消防施設、設備等」に定めるところによる。

## 第9節 津波予防計画

### 第1 基本方針

海域で起こる大きな地震は津波を発生させ、大きな災害をもたらすことが多く、東海地震、南海トラフ地震においても津波が襲来するとされている。本市の沿岸域については、堤防・護岸施設等が整備されているので、津波による越水被害の可能性は少ないと考えられるものの、地盤沈下や老朽化した施設の嵩上げ、補強、補修等の対策が必要である。

また、ハード面での対策だけでなく、堤防・護岸施設外の区域などから住民、観光客、漁船等を避難させる必要があるほか、地震の外力や地盤の液状化により、堤防・護岸施設等に被害が生じたり、水門、水路等の決壊などによる不測の事態も想定されるため、予防対策を講ずるものとする。

津波災害対策については、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本として検討を進めていくものとする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
  - ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、総合的な対策を講じるものとする。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

### 第2 予防対策

#### 1 津波危険地域等の指定

県（防災安全局）は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表している。（平成26年5月30日公表）

本市は、本調査結果の理論上最大想定モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家等に危険が予想される地域を「津波危険地域」として指定するものとする。

<b>附属資料</b>	<b>○津波危険区域</b>	<b>P. 429</b>
-------------	----------------	---------------

## 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定

県（建設局）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定を設定する。（平成26年11月26日公表）

また、同法第53条第1項及び第2項に基づき、次の26市町村について津波災害警戒区域を指定し、基準水位の公示を行う。（令和元年7月30日指定）

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、**弥富市**、あま市、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

## 3 津波防災体制の充実

市は、想定される津波等に対して、あらかじめ対策計画等を策定する。

市は、津波警報等、避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整えるものとする。

市は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

市は、津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域・津波災害警戒区域の監視・巡回体制、さらには避難誘導計画や津波ハザードマップなどを具体的に定めておくものとする。

なお、愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査において本市稻荷崎地区及び境地区の一部が津波による浸水想定区域として示されたが、これは鍋田川下水門が常時開放状態であり、浸水想定区域内の堤防が嵩上げ以前の高さで想定したため、鍋田川を河川遡上した津波により浸水することであるが、本市の調査では、鍋田川下水門は開閉可能であり、堤防についても既に嵩上げ措置が済んでいるため浸水は無いものと判断し、避難誘導計画策定にあたっては、避難対象地区を特に明示しないものとする。

市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

また、避難誘導計画の策定にあたっては、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。また、避難場所や避難経路について統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置したり、電柱等に標高を表示して、日頃から周知する。場合によっては、耐震性を有する高層建物や民間建物などいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める。

さらに、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図るものとする。

津波の避難計画の策定にあたっては、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水想定区域図」や、「愛知県 市町村津波避難計画策定指針」等を基礎資料とする。

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。また、避難手段として、愛知県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する。

#### 4 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置

駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

#### 5 津波災害警戒区域の指定に係る事項

(1) 津波災害警戒区域の指定があった市町村は次の事項を市地域防災計画に定めるものとする。またこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。

ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。

イ 津波災害警戒区域内にある地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で市地域防災計画に定める施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。

(2) 市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を市長に報告する。

(3) 市長は、市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

## 6 津波防災知識の普及

一般及び船舶に対しては、津波警報等及び避難情報の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。また、市にあっては、地域の実情に応じて外からの観光客等を含めた津波危険地域・津波災害警戒区域の周知や防災訓練として津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める。

### (1) 住民等への周知

#### ア 避難行動に関する知識

(ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。

(イ) 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。

(ウ) 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。

(オ) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。

(カ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。

(キ) 正しい情報をラジオ、テレビ、同報無線、広報車などを通じて入手する。

#### イ 津波の特性に関する情報

(ア) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。

(イ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。

(ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生可能性があること。

#### ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

(ア) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。

(イ) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

(ウ) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

### (2) 船舶への周知

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）へ退避する。

- イ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたら、すぐ港外退避する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- エ 港外退避できない小型船は、直ちに高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
  - ※港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

## 7 津波防災事業の推進

- (1) 市は、津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- (2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
- (3) 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。
- (4) 内水排除施設等の管理者は、堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水に備え、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。また、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

ア 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

(ア) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

(イ) 防潮堤、堤防等の補強、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画

(ウ) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

イ 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

なお、伊勢湾、名古屋港、衣浦港、三河港については、港湾の業務継続計画が策定されており、豊浜漁港、師崎漁港、篠島漁港、一色漁港についても漁港の業務継続計画が策定されている。

## 8 地盤沈下の防止

地盤沈下対策は、第1編第2章第5節第4「その他の防災事業」に定めるところによる。

## 第10節 要配慮者・帰宅困難者対策

近年の急速な高齢化や国際化、さらには住民のライフスタイルの変化等に伴い、災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、地震災害から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。

特に、市にあつては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。

また、市及び施設等管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備の推進や教育・広報活動などの体制づくりに努めるものとする。

社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

県及び市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

### 第1 社会福祉施設等における対策

#### 1 組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、利用者の実態に応じた体制づくりに努める。

#### 2 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

#### 3 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

#### 4 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

#### 5 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、避難設備等）の整備及び食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

#### 6 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

※なお、津波災害警戒区域内の施設に係る対策については、第2編第2章第9節「津波予防計画」参照のこと。

### 第2 在宅の要配慮者対策

#### 1 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

#### 2 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

#### 3 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

### 第3 避難行動要支援者対策

1 市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、2に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意する。

#### 2 避難行動要支援者名簿の整備等

##### (1) 要配慮者の把握



市は、関係部署等で保有している災害時に配慮を必要とする要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を集約・把握するものとする。

なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障がい児や医療的ケア児は、障がい児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

### (2) 避難支援等関係者となる者

- ア 市内部組織
- イ 市社会福祉協議会
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 海部南部消防組合
- オ 蟹江警察署
- カ 自治会・町内会
- キ 自主防災組織
- ク 近隣者

### (3) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び関係団体の協力を得て集約・把握した要配慮者の中から避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件に当てはまらない者であっても要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には、柔軟に対応する。

#### ア 避難行動要支援者の要件

- a 高齢者のみの世帯
- b ひとり暮らしの高齢者
- c 要介護3以上の居宅者
- d 身体障がい者（1・2級）
- e 知的障がい者（A判定）
- f 精神障がい者（1級）
- g 難病患者
- h 上記の者のほか、避難に支援が必要と認められる者

#### イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項

### (4) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ア 市内部での情報の集約

市は、避難行動要支援者の名簿を作成するのに必要な範囲で、市内部の個人情報を共有して名簿台帳を作成する（災害対策基本法第49条の10第4項）。

イ 都道府県等からの情報の取得

避難行動要支援者となる難病患者の情報については、都道府県と調整の上、これを取得するものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

ア 避難行動要支援者は、転出、死亡、転入、新たな認定により変化するため、関係部署等と連携して情報を更新し、毎年、名簿の更新を行い関係者間で共有を図る。

イ 市は、名簿に記載された事項に変更が生じたことを直接又は自主防災組織、避難支援等関係者若しくは民生委員・児童委員等の報告により知ったときは、名簿の原本にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する。

ウ 名簿に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員・児童委員を通じて市に報告するよう、市は避難行動要支援者又は避難支援等関係者に指導する。

(6) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、登録に同意している避難行動要支援者名簿については、関係部署及び関係団体において、施錠可能な場所で厳重に保管・管理するとともに個人情報保護条例に基づき情報漏えいに対する措置を講じる。また、同意を得ていない避難行動要支援者名簿については、関係部署において保管・管理し、避難情報発令後、速やかに関係団体等に提供するとともに災害対応終了後は、速やかに回収する。

また、市は、市の条例の定めにより、又は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(7) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

ア 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置

(ア) 名簿の提供を名簿の提供を受けた者は、支援以外の目的で登録台帳を活用してはならない。

(イ) 名簿の提供を受けた者は、登録台帳に記載された個人情報及び支援上に知りえた個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。

(ウ) 名簿の提供を受けた者は、登録台帳を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。

(エ) 名簿の提供を受けた者が登録台帳を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

イ 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が講ずる措置

(ア) 市は避難支援等関係者に名簿台帳を提供する際に、名簿の提供を受けた者は法律上の守秘義務（災害対策基本法第49条の13）を負うことや、個人情報の適切な保管・取扱方法について十分に説明した上で、名簿台帳の管理について適宜指導を行う。

(イ) 市が避難行動要支援者に名簿を提供する際は、提供を受ける避難支援等関係者の支援活動

に必要な範囲の名簿情報のみを提供する。

(ウ) 災害時に緊急的に外部提供した名簿情報については、支援活動後にその情報の返還又は廃棄を求めるものとする。

### 3 個別避難計画の作成等

#### (1) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

#### (2) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求め等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用には支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、市の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

#### (3) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

4 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

### 5 避難支援体制の整備

市は、関係部署及び関係団体と協力して情報の伝達、安否確認、避難誘導等の支援体制の整備に努める。

### 6 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、住民への避難情報の伝達（防災行政無線、同報無線、CATV、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、エリアメール、広報車、消防団、サイレン、テレビ・ラジオ、携帯電話、インターネット等による方法）にあわせて避難情報の区域に該当する関係団体等に対しても速やかに情報を伝達する。

#### 7 避難支援者等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、災害時に自らと家族の安全を確保した上で、関係団体等と連携して避難支援を行うものとする。

### 第4 外国人等に対する防災対策

県、市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- 1 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- 2 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。
- 3 県作成のパンフレットなどを通じ、多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- 4 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- 5 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

### 第5 帰宅困難者対策

#### 1 県（防災安全局）及び市における措置

県及び市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

##### (1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

##### (2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

##### (3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

県及び市は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

#### 2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

## 第11節 自主防災組織・ボランティアに関する計画

### 第1 自主防災組織

大地震が発生した場合は、防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想されるが、このような事態において被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが効果的である。

また、自主防災組織の活動は、警戒宣言が発せられた場合における地震予知情報の正確な伝達、混乱の発生防止等についても大きな役割を果たすものと考えられる。

このため、市は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。

今後とも、実践的な消火活動や定期的な訓練、災害時の活動マニュアルの整備、自主防災組織リーダーの育成などを行い、自主防災組織の育成により一層努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるとともに、いざという時には、日頃から地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

なお、自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、警戒宣言発令時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

#### 1 平常時の活動

- (1) 情報の収集伝達体制の確立
- (2) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (3) 火気使用設備器具等の点検
- (4) 防災用資機材等の備蓄及び管理
- (5) 地域内の要配慮者の把握

#### 2 災害発生時の活動

- (1) 初期消火の実施
- (2) 地域内の被害状況等の情報の収集
- (3) 救出救護の実施及び協力
- (4) 住民に対する避難命令の伝達
- (5) 集団避難の実施
- (6) 炊き出しや救助物資の配分に対する協力

詳細については、第1編第2章第1節第4「自主防災組織」に定めるところによる。

### 第2 防災リーダーの養成及び活用

市は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 防災リーダーの養成

県及び市等は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

2 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

3 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災組織が消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

第3 ボランティア

第1編第2章第1節第5「ボランティア」に定めるところによる。

## 第12節 企業防災の促進

第1 方針

1 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は、住民の生活再建や市の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という））の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 企業防災の促進

市は県及び商工団体等と協力し、企業の防災意識の向上を図り、災害時の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第2 対策

1 企業の取組

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

## （2）生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

## （3）二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

## （4）緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

## （5）地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

## 2 企業防災促進のための取組

市は、県及び商工団体等と協力し、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

### （1）事業継続計画（BCP）等の策定促進

#### ア 普及啓発活動

市は県及び商工団体等と連携し、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努

めるものとする。

#### イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市が策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

#### (2) 相談体制等の整備

市は県及び商工団体等と連携し、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。また、市は、あらかじめ県及び商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

## 第13節 避難に関する計画

大地震の発生時には、火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域内の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切である。

また、激甚な災害時には、建物の倒壊、火災の同時多発による延焼拡大等が発生し、多数の住民等が死傷したり、住居を奪われるなどにより、迅速な避難行動が行えなかったり、結果的に長期の避難生活を余儀なくされる事態が予測される。

避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。

防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

市長は、このような場合に備えて、あらかじめ避難場所や避難所の選定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努めるものとする。

### 第1 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備

市は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

### 第2 緊急避難場所及び避難路の指定等



## 1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

## 2 広域避難場所

大震災の場合、消火活動に阻害要素が考えられる密集市街地では火災の延焼が心配されるので、市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、公園、緑地などの整備に努め、必要に応じ広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

広域避難場所の選定基準は、概ね次のとおりである。

- (1) 広域避難場所は、大火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。
- (2) 広域避難場所における避難住民一人あたりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。
- (3) 広域避難場所は、要避難地区の全ての住民（昼間人口も考慮する。）を保護できるよう配置するものとする。
- (4) 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- (5) 広域避難場所は、浸水などの危険のないところ及び付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- (6) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。
- (7) 地区分けをする場合においては、区単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

## 3 一時避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者一人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

## 4 緊急時避難場所等の指定等

東日本大震災を踏まえ、市のほぼ全域が海拔0mという当地域では、過去には市全体が水没した伊勢湾台風の経験も踏まえ、国・県の想定を待たずに、市全域において官民間問わず高く強固な建物を対象に、津波・高潮からの緊急時避難場所の指定を開始するに至った。

このような経緯を踏まえ、民間施設も含めた、緊急時避難場所の指定作業を開始した。

震後急速に來襲する津波から避難者の生命を一時的に確保するため緊急避難する場所である、緊急時避難場所等について、津波危険予想区域の避難時における緊急性を考慮し、避難場所の対象となるのは、昭和56年以降（新耐震基準に適合）に建設されたもののうち、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、3階建以上の建物で、安全な場所の確保に努める。また、地形等、津波による安全性と生活機能を確保し、避難所として利用可能な施設及び場所とする。なお、暫定的な想定としては、市全域が津波等により海拔4m程度浸水するものと想定している。

このため、市では民間との協定締結などにより指定に取り組んでおり、平成23年度中に、公共施設と民間施設合わせて36棟を緊急時避難場所として指定している。また、市内において緊急時の避難場所が不足している地域内の公共施設（小学校及び保育所）に屋外階段や屋上フェンス等を整備することによって、建物の屋上に新たな避難場所を確保し、津波、高潮等の被害からの避難場所の充足を図る。

## 5 避難所として適切な施設

公立学校、公民館等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握確認しておくものとする。

なお、必要に応じ町丁界や行政界を越えての避難を考慮し、整備していくものとする。

また、市では市指定避難所として、以下のとおり、1次開設避難所～3次開設避難所というかたちで各段階に沿った避難所を設置している。

### (1) 1次開設避難所

自主避難時に開設する避難所として、学区ごとに6か所を指定している。

### (2) 2次開設避難所

弥富市において震度5弱以上の地震が発生した場合、又は、避難指示の発令時に開設する。学区ごとに23か所を指定している。

### (3) 3次開設避難所

避難所が足りない場合など、必要に応じて開設する避難所として、5か所を指定している。

## 6 避難所の整備

### (1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

### (2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指

定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。

カ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

## 7 福祉避難所の指定

公立学校、公民館等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握確認しておくものとする。

市は、一般の避難所では生活に支障を来す要配慮者が、生活相談や必要な生活支援を受ける等何らかの特別な配慮がされた、安心して生活ができる体制を整備した施設として福祉避難所の指定を行っている。

このため、市では民間との協定締結などにより指定に取り組んでおり、平成23年度現在、社会福祉法人3か所、市の公共施設2か所の合計5か所が指定されている。

## 8 避難所における必要面積の確保

市は、避難所の避難状況に応じた最小限のスペースを次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースの確保も不可欠である。

### 一人あたりの必要占有面積

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

*介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

### 新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積

一 가족が、目安で3 m×3 mの1区画を使用し、各区画(一 가족)の距離は1～2 m以上空ける(※人数に応じて区画の広さは調整する。)
----------------------------------------------------------------------

## 9 避難所が備えるべき設備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏

まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

- (1) 情報受発信手段の整備：防災行政用無線、携帯電話、FAX、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等
- (2) 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等
- (3) バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等
- (4) 要配慮者への配慮：スロープ、障がい者用トイレ、文字を表示できるラジオ等

#### 10 避難路の選定

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難路は、概ね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

#### 11 避難経路の表示

市は、避難所及びその場所を住民に周知徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に標示・標札を立てておくものとする。

#### 12 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

### 第3 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

#### 1 市における措置

##### (1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 津波災害事象の特性に留意すること

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること

(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報

ウ 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考にすること。

エ 区域の設定にあたっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること

- (ア) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日愛知県防災安全局公表）の浸水想定区域
  - (イ) 津波浸水想定（平成26年11月26日愛知県建設局公表）における浸水想定区域
  - (ウ) 津波災害警戒区域（令和元年7月30日愛知県建設局指定）における浸水想定区域
- オ 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること
- カ 避難情報の発令基準については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令すること
- キ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討すること
- (2) 判断基準の設定に係る助言
- 判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。
- (3) 事前準備
- 市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

#### 第4 避難所の運営体制の整備

- 1 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを活用して、平成28年3月に作成した「弥富市避難所運営マニュアル」を活用し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所の運営体制の整備を図るものとする。
- 2 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。
- 3 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。
- 4 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。
- 5 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- 6 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を

め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

- 7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

## 第5 避難に関する意識啓発

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップや広報紙・PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。

### 1 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った場合、市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (1) 緊急避難場所、避難所の名称
- (2) 緊急避難場所、避難所の所在位置
- (3) 緊急避難場所、避難所への経路
- (4) 緊急避難場所、避難所の区分
- (5) その他必要な事項
  - ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
  - イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

### 2 避難のための知識の普及

市及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- (1) 平常時における避難のための知識
- (2) 避難時における知識
  - ア 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと
  - イ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）
  - ウ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自信が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと
  - エ 市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な

場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと

(3) 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

### 3 その他

(1) 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(2) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

(3) 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

## 第6 避難誘導に係る計画の策定

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ市全体の避難計画を作成しておくものとする。その際、水害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。また、市全体避難計画をもとに市内を9地区にわけ、津波・高潮災害の被害想定を考慮し、広域的な避難計画との調整を図り、緊急避難路等の見直しを実施する。

### 1 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

(1) 避難指示を行う基準及び伝達方法

(2) 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(3) 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

(4) 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

ア 給水措置

イ 給食措置

ウ 毛布、寝具等の支給

エ 衣料、日用必需品の支給

オ 負傷者に対する応急救護

(5) 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

ア 緊急避難場所、避難所の秩序保持

イ 避難者に対する災害情報の伝達

ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

エ 避難者に対する各種相談業務

(6) 災害時における広報

ア 広報車による周知

- イ 同報無線による周知
- ウ 避難誘導員による現地広報
- エ 住民組織を通ずる広報

## 2 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
- (2) 義務教育の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び市教育委員会においては、緊急避難場所の選定、緊急避難場所、避難所の確保並びに保健・衛生及び給食等の実施方法について定める。
- (3) 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、搬送施設の確保、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

## 3 避難行動要支援者の避難対策

本章第10節「要配慮者・帰宅困難者対策」参照

## 第7 激甚な大規模災害に備えた対策

激甚な大規模災害によりライフラインが途絶した場合、その復旧には時間を要することが予想されるため、市は、避難所施設等における避難住民の生活を確保するため、最低限必要な資機材等を整備するよう努める。

## 第14節 応急対策活動等の施設、資機材、体制等整備計画

第1編第2章第3節「応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備」に定めるところによる。  
なお、市は、震度観測点の減少等により、震度分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

## 第15節 防災訓練及び防災知識普及計画

地震災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民の一人ひとりが日頃から地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は、防災訓練、学校教育、広報、地震相談、地震展等を通じて防災意識の向上を図る。

市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、住民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。



なお、防災訓練、教育等の実施にあたっては要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

また、自らが災害を免れた場合に、被災地のために救援奉仕活動を行う意思のあるグループをあらかじめ登録しておき、災害時の活動に必要な情報等を提供する。

さらに、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

## 第1 防災訓練の実施

### 1 総合防災訓練

毎年9月1日の防災の日を中心に弥富市及び防災関係機関並びに民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の参加を得て、強化計画の具体的な運用等を目的とする大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。

訓練では、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、実働訓練の夜間等における実施や、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容とし、次のとおり実施する。

#### (1) 直下型大規模地震を想定した発災対応型訓練

阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、現場指揮本部訓練、広域消防応援体制訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制及び活用訓練などを実施する。

#### (2) 南海トラフ巨大地震等の大規模地震を想定した訓練

地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報等の伝達など、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した訓練を実施する。

### 2 具体的な実施内容

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| (1) 警戒宣言時の広報      | (9) たん水排除     |
| (2) 避難及び避難誘導      | (10) 救助物資輸送活動 |
| (3) 災害対策本部の設置     | (11) 救出救助活動   |
| (4) 無線通信及び情報の収集伝達 | (12) 給食活動     |
| (5) 交通規制          | (13) 水防活動     |
| (6) 初期消火          | (14) 地震体験車実演  |
| (7) 給水活動          | (15) 応急措置     |
| (8) 舟艇操作          | (16) その他      |

### 3 通信連絡訓練

地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が潰滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからぬ被害を被ることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓

練を繰り返し行う必要がある。なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

また、災害が激甚な場合には、速やかな情報収集と応急対策が不可欠であり、自衛隊の出動要請も極めて重要な要素のひとつとなる。

災害対策本部長（市長）、災害対策副本部長（副市長及び教育長）が登庁困難な場合も含め、自衛隊の出動要請の決定、連絡方法等を県と協議し、訓練の中に含めるよう検討を行う。

#### 4 津波防災訓練

市は、東海地震・南海トラフ地震等の大規模地震による津波災害の危険性が切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて、津波防災訓練を次のとおり実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

(1) 津波警報等の情報伝達訓練

(2) 津波避難訓練

(3) 水門、陸閘等の操作訓練

#### 5 動員訓練

市は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

#### 6 広域応援訓練

市は、被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

#### 7 防災組織等の実施する防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、市は、自主防災組織等が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

#### 8 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果をとりまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

## 第2 防災知識普及計画

### 1 防災意識の啓発

市は、地震発生時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、県から地震体験車や地震災害に関するビデオなどを借り、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、住民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に

関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。)を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、市、県及び防災関係機関と協力して、次の事項の内(1)～(4)、(8)、(15)～(18)について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- (3) 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- (4) 警報等や避難情報の意味と内容
- (5) 正確な情報の入手
- (6) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (7) 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- (8) 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (9) 様々な条件下(建物内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動
- (10) 避難生活に関する知識
- (11) 家庭における防災の話し合い(災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと)
- (12) 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (13) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (14) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (15) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (16) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (17) 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- (18) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

## 2 防災に関する知識の普及

市は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、地震発生時又は警戒宣言発令時に、住民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって迅速かつ適切な行動がとれるよう、パンフレット、チラシ、ガイドブック等を作成し、各種防災行事等を通じて配布し、防災知識の普及の徹底を図る。さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

広報を行うにあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 平常時の心得に関する事項
- (2) 地震発生時の心得に関する事項
- (3) 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

さらに、市は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

### 3 自動車運転者に対する広報

市、県及び県警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

### 4 家庭内備蓄の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

### 5 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、県、市等は、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、その制度の普及及び住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

### 6 学校教育における地震防災教育

- (1) 学校関係者は、地震の原因等について科学的知識の普及並びに地震予知措置、避難の方法及び地震予知情報等の理解など自主防災思想の醸成を図るため、児童生徒等の発達段階及び地域の実態等に応じて、学校教育活動全体を通じて地震防災教育の徹底を図る。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子どもに対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。
- (2) 学校関係者は、防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、情報の伝達、児童生徒等の避難・誘導等防災上必要な計画と訓練を実施するものとする。

なお、訓練計画の樹立及び実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

#### ア 地震指導

震災知識の指導は、学校における教育課程に位置づけて実施すること。特に、特別活動を中心に避難訓練、消防訓練、野外活動等不測の事態に備えて、事前の指導に努めること。また、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

#### イ 震災訓練

(ア) 訓練は学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と児童生徒等の自主的活動とあい

まって十分な効果をおさめるように努めること。

(イ) 訓練は毎年1回以上実施し、学校種別・学校規模・施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じて、具体的かつ適切なものとする。

(ウ) 訓練にあたっては、事前に施設設備の状況、器具用具等について安全点検し、常に使用できるようチェックするとともに、訓練による事故防止に努めること。

(エ) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員並びに児童生徒等の活動組織を確立し各自の任務を周知徹底しておくこと。

(オ) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図ること。

#### ウ 学校行事における指導

学校行事等で震災訓練の実施や防災関係機関、防災施設及び地震展等の見学会を行い、学校、家庭、地域における地震時の実践活動、避難行動等について習得させる。

### 7 職員に対する地震教育

地震災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策用資機材を事前に整備しておくとともに、防災に携わる者に高度な知識、技能を修得させることが肝要である。

そこで、日常から防災関係者に対して地震に関する深い知識と防災用資機材を自由に駆使し得る知識、技能を習得させ、大地震に的確に対処し得る人材の養成を図る。教育方法並びにその内容は次のとおりとする。

#### (1) 講習会

学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、地震の原因、対策等の科学的、専門的知識や南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の高揚を図る。

#### (2) 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係条項の説明、研究を行い、主旨の徹底と円滑なる運営を図るとともに、土木、建築、その他地震対策に必要な技術の習得を図る。

#### (3) 検討会

震災訓練と併せて検討会を開催し、地震時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

#### (4) 見学・現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

### 8 住民に対する地震教育

住民の防災に対する意識高揚を図るため、市は、県の協力を得て、地震防災に関する広報、教育を実施する。

(1) 防災関係機関と有機的な連携のもとに、地震展、講演会などを開催して、地震防災に関する正しい知識の普及と防災思想の高揚を図る。

(2) 県から起震車の貸出しを受け、住民に実際の地震動の衝撃を体感してもらい、地震のおそろし

さを認識してもらおう。

(3) 地震災害に関する映画フィルム、写真等の収集に努め、学校等へ貸出し活用する。

#### 9 自動車運転者に対する地震教育

地震が発生した場合において運転者として適切な行動がとれるよう、事前に教育し、広報紙等を通じて徹底するものとする。

#### 10 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

#### 11 過去の災害教訓の伝承

県及び市は、住民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

## 第16節 広域応援・受援体制の整備計画

第1編第2章第13節「広域応援・受援体制の整備計画」に定めるところによる。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 活動体制（組織動員配備計画）

#### 第1 災害対策本部

第1編第3章第1節「災害対策本部計画」に定めるところによるが、災害対策本部長の職務代理者及び災害対策本部の代替場所について次のとおり定めるものとする。

##### 1 災害対策本部長の職務代理者

災害対策本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務代理者は、次のとおり定めるものとする。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

第3順位 総務部長

##### 2 災害対策本部の代替場所

災害対策本部は弥富市役所に設置するものとするが、庁舎が被災した場合は、十四山支所等を候補に二次被害を受けない場所に設置するものとする。

#### 第2 非常配備

第1編第3章第2節「非常配備計画」に定めるところによるが、勤務時間外又は休日に尾張西部の震度が5強以上の大規模な地震が発生し、通信、交通機関の途絶等により災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、次の要領で非常参集した職員により本部を編成し、初動態勢をとるものとする。

1	参集準備	職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2	人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。
3	参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集する。 (2) 災害その他により、災害対策本部に参集できない職員は、最寄りの市機関に参集の上、自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4	被害状況の収集	職員は、参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については、事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5	被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を各部長に報告する。 (2) 各部長（又は各班長、副班長）は、被害状況を災害対策本部長に集約する。
6	緊急対策班の編成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務（※）にあたる。
7	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

※ 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- 1 被害状況調査
- 2 地震等情報調査
- 3 関係機関等への情報伝達
- 4 災害対策本部の設置
- 5 防災用資機材の調達・手配
- 6 広報車等による住民への情報伝達
- 7 支援物資調達準備計画の策定
- 8 安全な避難場所への誘導
- 9 避難所の開設
- 10 広域応援要請の検討

## 第2節 通信計画

第1編第3章第5節「通信計画」に定めるところによる。

## 第3節 津波警報等、地震情報等の伝達計画

地震・津波情報及び津波警報等を各機関の有機的連携のもとに、迅速かつ的確に伝達するために、その方法及び組織、情報の発表基準等について定めるものとする。

### 第1 情報等の種類、内容等

#### 1 津波警報等

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。（大津波警報は特別警報に位置づけられる。）

##### (1) 種類

種類	内容
津波警報	担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
津波注意報	担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

なお、予想される津波の到達時間や高さなどの補足事項等を津波情報として発表する。

##### (2) 発表基準等

種類	発表基準	解説
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3 m以上である場合 高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。
	津波	予想される津波の高さが高いところで1 m以上3 m未満である場合 高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。



種類	発表基準	解 説
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配はありません。
	津波の心配はありません。 0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応は必要ありません。

(注) 1 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、「津波警報」又は「津波注意」の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

### (3) 津波情報

津波情報の種類は、次のとおりである。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の情報を発表

#### 2 津波予報区

愛知県が属する津波予報区（9区）は、次のとおりである。

津波予報区の名 称	津 波 予 報 区 域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。）	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。） 三重県（伊勢市以南を除く。）	田原市、豊橋市、蒲郡市、西尾市、碧南市、高浜市、刈谷市、東浦町、半田市、豊川市、武豊町、美浜町、南知多町、常滑市、知多市、東海市、名古屋市の飛島村、弥富市

#### 3 地震に関する情報等

##### (1) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上を予想した場合、又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、又は長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上又は長周期地震動階級4を特別警報に位置付けている。

##### (2) 地震に関する情報の種類

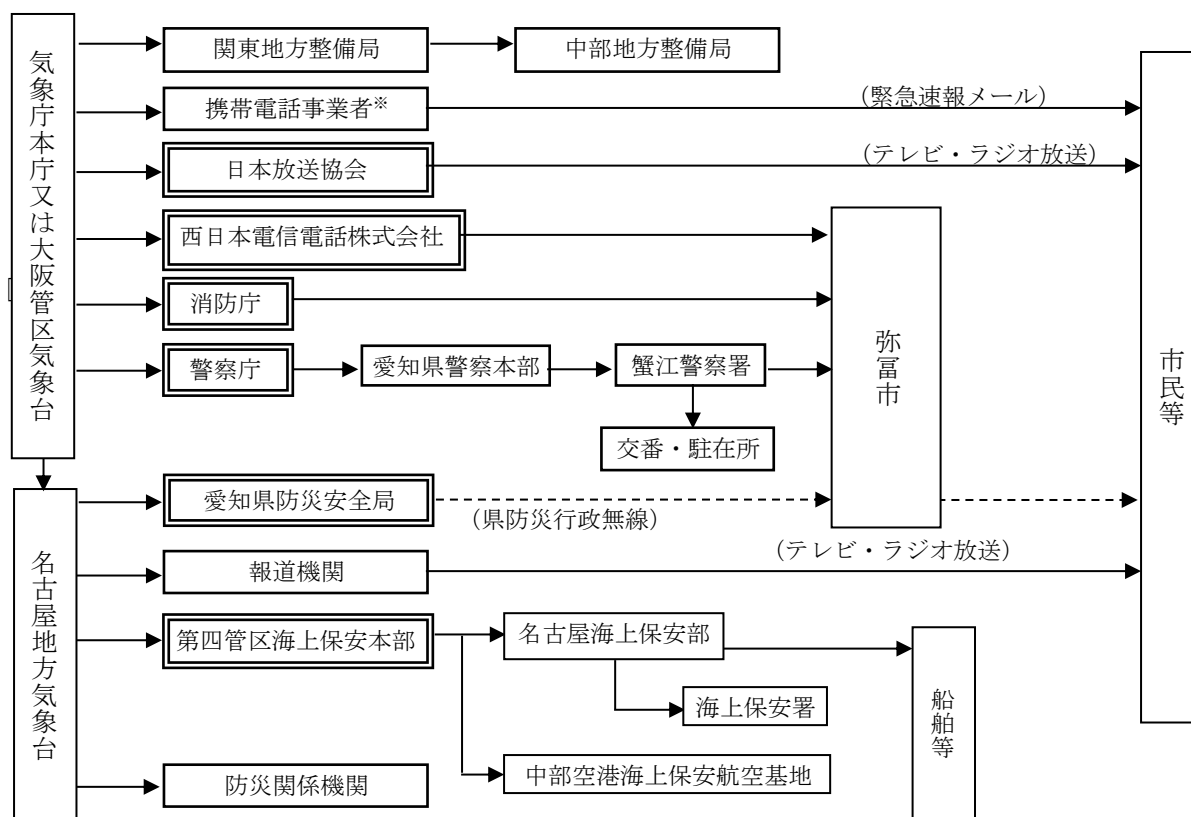
種 類	内 容
震 度 速 報	国内で震度3以上となる地震が観測されたときに、各地域の震度を地震発生の2分後に速報（気象庁本庁から愛知県への伝達は、緊急情報衛星同報受信システムによる。）
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表。
震源・地震に関する情報	国内で震度3以上となる地震が観測されたときに、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震源の位置、地震の規模、各地域・市町村の震度を地震発生の5分後をめどに発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、震源の位置、地震の規模、愛知県及び隣接県（静岡・長野・岐阜・三重の各県）内の各観測点の震度を地震発生の10分後をめどに発表。
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震回数に関する情報（以下に示す地域で地震が多発したときに、震度1以上を観測した地震の回数を発表） （長野県北部、長野県中部、長野県南部、岐阜県飛騨地方、岐阜県美濃東部、岐阜県美濃中西部、静岡県伊豆地方、静岡県東部、静岡県中部、静岡県西部、愛知県東部、愛知県西部、三重県北部、三重県中部、三重県南部、伊豆半島東方沖、駿河湾、駿河湾南方沖、遠州灘、三河湾、伊勢湾、三重県南東沖、和歌山県南方沖、東海道南方沖、南海道南方沖）</li> <li>この他、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表</li> </ul>

注 上記の基準のほか、名古屋地方気象台が必要と認めた場合は、情報を発表することがある。

## 第2 津波警報等情報の伝達

(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。

津波警報等の伝達系統図



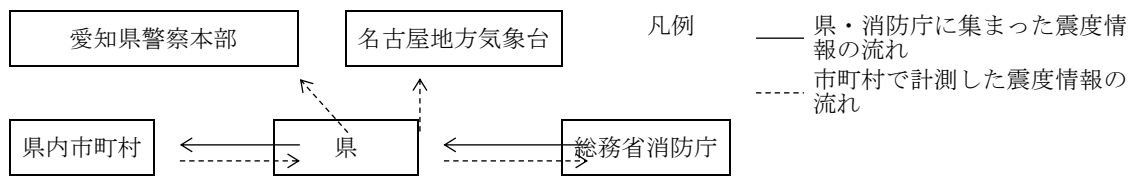
※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 波線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。

(3) 県防災安全局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。



### 第3 市における措置

市長は、情報等の受領にあたっては、災害に関する情報の一般的伝達系統（第1編第3章第3節第1の1参照）により関係部課及び住民その他関係のある公私の団体に速やかに周知徹底させるものとする。また、市は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

## 第4節 災害情報の収集、伝達計画

第1編第3章第3節「災害情報の収集、伝達計画」に定めるところによるが、地震災害に関する情報及び情報の伝達、また災害情報の収集伝達について、次のとおり定めるものとする。

### 第1 被害状況等の収集・伝達

#### 1 情報の収集、伝達

市は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取扱い、あるいは携帯電話を利用し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等にあたる職員等の安全を最優先として情報収集にあたるものとし、特に津波警報の発表中など、津波災害のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内に立ち入らないこと。

同時多発的に災害が発生した場合には、電話がふくそうするので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

なお、通信連絡用機器の設置にあたっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

#### 2 被害状況等の収集・伝達

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集にあたっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災、災害即報要領に基づく報告

市は、火災、災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

3 報告の方法

(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、原則として、県防災行政無線により報告するものとする。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話の使用や、警察等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

(2) 全ての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。

#### 4 重要な災害情報の報告

(1) 国に対する逐次の情報伝達

火災、災害即報要領に基づく報告に準ずる。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

市及び県は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(4) 孤立地区に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立地区については、早期解消の必要があることから、市、国、指定公共機関、県は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

#### 5 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

#### 6 連絡先及び様式

県及び消防庁への連絡先、また各報告の様式については、第1編第3章第3節第2の4「火災・災害等即報要領に基づく報告」及び同節の様式に定めるところによる。

## 第5節 広報計画

第1編第3章第4節「災害広報計画」に定めるところによるが、次の事項について広報を実施する。

(1) 災害発生状況

- (2) 気象予警報に関する情報
- (3) 災害応急対策の状況
- (4) 交通状況
- (5) 給食・給水実施状況
- (6) 衣料・生活必需品等供給状況
- (7) 地域住民のとるべき措置
- (8) 避難の指示
- (9) その他必要事項

また、震災時には、被災者の不安感を取り除くため、必要な情報を的確に住民へ提供し続けることが大切である。そのため、次のような情報伝達手段によって震災時の情報・通信の確保に努めるものとする。

伝達手段	情報内容	効果
広報車	被害、生活情報	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
同報無線	被害、生活情報	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
掲示板	安否、生活情報	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	〃	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段
パソコン通信Webサイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディア	被害、生活、安否情報	市からの情報以外に、被災者、その家族及び友人等間での情報交換も可能

## 第6節 災害救助法の適用計画

第1編第3章第10節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

## 第7節 浸水対策計画

沖積層の軟弱地盤地帯に建設されている堤防、護岸では地震による外力や地盤の液状化により、崩壊、沈下、亀裂、傾斜等の被害が生じ、また、水門、樋門、樋管等については、主に沖積層の厚いところに構築されているので、地盤の不等沈下により門扉の操作不能、樋管の折損等が想定される。

このため、海面以下（TP1メートル）の土地、特に海部地方南部の地盤沈下地帯である本市では2.0メートルを超える浸水被害が生じることが想定される。また、ため池、高圧又は高位部の水路等の決壊は、農地、農業用施設のみにとどまらず、個人の財産や公共施設等に大きな被害を与えることが予想される。

### 第1 大規模災害が発生した場合の対策

#### 1 監視、警戒活動

地震、津波の警報が発令されたとき、又はこれに起因する災害が発生した場合は、直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたるものとする。

#### 2 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者（操作責任者を含む。）は、津波警報が発令された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

### 3 浸水対策用資機材

(1) 市は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防等浸水対策用倉庫等の設備及び浸水対策用資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。

(2) 市は、資機材が不足の場合、県へ支援要請する。

### 4 漏、溢水防止応急復旧活動

各施設管理者は、堤防、水門、樋門、ため池、高圧又は高位部の水路等の被害状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

市は、必要に応じて、可搬式ポンプの借受を要請する。

## 第2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

### 1 漏、溢水防止応急復旧活動

#### (1) 河川

激甚な被害が生じた場合、堤防の崩壊が広範囲にわたって起こるおそれがあり、大量の土砂が必要となる。よって、河川区域において活用可能な土地を利用した緊急用土砂の確保に努めるものとする。

#### (2) 農業用施設

各施設管理者は、堤防、水門、樋門、ため池、高圧又は高位部の水路等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため関係機関へ応援協力を要請するとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

市は必要に応じて、排水ポンプの借受を要請する。

## 第8節 津波応急対策計画

津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客、漁民等あるいは漁船、漁具、ヨットなどを避難させることが重要となる。このため、情報伝達、避難誘導を始めとする津波災害に対する応急対策を講ずるものとする。

さらに、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。

### 第1 津波対策

#### 1 情報の伝達等

市は地震発生後の地震・津波情報等の伝達を受けたときは、市防災行政無線、同報無線、サイレン、半鐘等様々な手段を活用して、直ちに住民等への津波災害に備えた情報伝達・広報を行う。

## 2 避難指示情報の発令、海岸線の監視、巡回等

- (1) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、災害対策本部の設置等の措置を講ずる。
- (2) 市は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、市防災行政無線、同報無線、広報車等により避難指示情報を発令するとともに、避難所の開設を行う。
- (3) 市は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人等への避難の指示、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。

## 3 津波の自衛措置

津波は、場合によっては津波警報等が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、津波による被害が想定される本市においては、強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとるものとする。

- (1) 市長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行う。
- (2) 津波警報等の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行う。

## 4 河川、海岸、港湾及び漁港管理者の措置

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波警報の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知した場合は、水門及び閘門の閉鎖（工事中の場合は中断等）措置を講じる。

なお、施設の操作は、現場作業員の安全を優先した上で行わなければならない。

## 5 県への連絡

市は、避難対策について、津波からの避難について住民に対し広報を行うとともに、県に対し状況を連絡する。

## 6 津波からの防護に関する措置

- (1) 水防管理団体は次のような措置をとる。
  - ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
  - イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
  - ウ 水防資機材の点検、整備、配備
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波警報との伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

## 7 市が管理又は運営する施設に関する対策

市が管理する庁舎、施設など、不特定かつ多数の者が出入りする施設において、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、津波警報等の伝達に努めるとともに、安全確保のため、庁舎、施設等から退避するよう誘導する。

また、その他の措置として、次の対策を講じるものとする。



- (1) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (2) 出火防止措置
- (3) 受水槽等への緊急貯水
- (4) 消防用設備の点検、整備
- (5) 非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

## 第9節 消防活動に関する計画

大地震による同時多発の火災から住民の生命、身体及び財産を保護するため、市及び海部南部消防組合は、発災時において住民、事業所等に対し、出火防止と初期消火の徹底をあらゆる手段をもって呼びかけるとともに、弥富市消防団を含め、その全機能を挙げて避難の安全確保及び延焼拡大防止を行う。

また、激甚な大規模災害が発生した場合、地域によっては早期に消防力が投入できないことも考えられるため、地域住民が容易に使用できる消火、救急救助資機材等の整備を検討する。

なお、この計画に定めのない事項は、第1編第3章第8節「消防計画」に定めるところによる。

### 第1 大震火災防御計画の推進

#### 1 防御方針

- (1) 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
- (2) 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- (3) 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の保護と最重要地域の確保のための防御にあたる。
- (4) 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御にあたる。
- (5) 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- (6) 工場、危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に前記の要領により防御する。
- (7) 火災及び水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。

#### 2 重要対象物の指定

消防署長は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

#### 3 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので、地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25m以上の道路)

#### 4 避難所・避難路

避難地は、市で定めた「避難所」とするが、他の機関が定める一時避難場所についても熟知して

おくものとする。また、避難所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は、河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

## 5 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路などを調査し、海部南部消防組合、市とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。

## 6 部隊運用要領

### (1) 消防の組織

#### ア 消防本部等の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防本部に消防部又は消防班を、消防署に消防隊を設置し、災害の活動に専念する。

#### イ 消防団本部の設置

消防団長は、消防隊設置とともに消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動にあたる。

### (2) 消防隊の部隊運用要領

ア 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

イ 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして、防御にあたる部隊運用を図る。

## 7 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定にあたっては、隣接署（本部）に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真などにより検討し、隣接署（本部）との調整を図る。

## 第2 消防団活動

消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止を始めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御にあたるものとする。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

### 1 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

### 2 消火活動

消防隊出場不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

### 3 消防隊の応援

消防隊の予備軍の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導にあたる。

### 4 救助救急

要救助者の救助救出と負傷者に対しては、止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

#### 5 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

## 第10節 避難・救出計画

第1編第3章第6節「避難計画」及び第1編第3章第11節「救出計画」に定めるところによる。

## 第11節 医療及び助産計画

第1編第3章第15節「医療及び助産計画」に定めるところによる。

## 第12節 食料供給計画

第1編第3章第12節「食料供給計画」に定めるところによる。

## 第13節 飲料水供給計画

第1編第3章第13節「飲料水供給計画」に定めるところによる。

## 第14節 生活必需品供給計画

第1編第3章第14節「生活必需品供給計画」に定めるところによる。

## 第15節 文教対策計画

第1編第3章第20節「文教対策計画」に定めるところによるほか、津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置についての措置を講じる。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、学校の校舎等が長期間避難所として利用されることから、今後は次の事項について検討を行うものとする。

- 1 避難所の運営における教師の役割
- 2 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童生徒等とで共有する部分と、それぞれが占有する部分とに区分けする。
- 3 学校を各地域の防災拠点とするため、防災上必要な施設、設備、食料等の整備、備蓄を図る。

### 第1 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

### 1 津波警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

#### (1) 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

#### (2) 市立学校

津波警報等は、市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

#### (3) 国立・私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

### 2 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

#### (1) 県立学校等

学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

#### (2) 市立学校等

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校（園）長が行うものとする。

ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

#### (3) 国立及び私立学校等

学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

### 3 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

## 第16節 防疫・保健衛生計画

第1編第3章第17節「防疫・保健衛生計画」に定めるところによる。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、衛生害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に支障がないよう、十分に留意するものとする。

## 第17節 環境汚染防止及び地域安全計画

### 第1 環境汚染防止計画

工場・事業所の損壊等に伴い、有害物質が環境中に漏出し、二次的な災害及び環境汚染が発生することが予想される。

また、倒壊建築物等の解体に伴い、粉じんの飛散等による環境汚染が発生することが予想される。そのため市は、被災後、県等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため県等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。

被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。

### 第2 地域安全対策

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。また、市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

## 第18節 交通及び道路災害対策計画

第1編第3章第22節「交通及び道路災害対策計画」に定めるところによるほか、激甚な大規模災害が発生した場合の交通規制に関し、次のとおり定めるものとする。

### 1 交通規制の実施

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

#### (1) 道路交通法に基づく警察署長等による交通規制

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、交通規制路線を含む被災地周辺の幹線道路及び避難路について被災地への流入抑制を図るほか、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

#### (2) 災害対策基本法に基づく交通規制

公安委員会は、道路交通の実態を把握した後、交通規制路線の中から緊急交通路（区域又は区間を含む。以下同じ。）を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

この場合においては、災害対策基本法第76条第2項の規定に基づき周知させる措置をとる。

#### (3) 道路交通法に基づく公安委員会による交通規制

前記(2)の交通規制を実施後、被災の状況、通行実態等からみて、さらに交通規制を行う必要があると認めるときは、前記(2)の交通規制を解除し、改めて公安委員会の権限に基づき車

種、時間等を指定して車両の通行を禁止し、又は制限する。

(4) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

2 エリア交通規制

県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアの境界及び県境において、一般車両を対象とした交通の抑制・制限及び広報活動等を交通の状況に応じてエリア規制を行う。

<b>附属資料</b> <b>○交通規制状況</b>	<b>P. 460</b>
----------------------------	---------------

3 広域交通規制の要請

激甚な大規模被害が発生した場合には、隣接県に対し、必要な広域交通規制の実施を要請する。

4 その他の交通規制

道路のき裂、損壊、橋の落下その他交通に支障のある箇所については、被災現場で活動する警察官又は道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等という。）が発見の都度、危険防止のための交通規制を実施する。

5 自動車運転者の措置

(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。

イ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

(3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

- ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
- (ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所
  - (イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。
- 6 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
- 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。また、道路情報システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- 7 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送路の機能の確保
- 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート of 道路啓開を他の道路に優先する。
- なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。
- また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
- 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。
- 8 緊急通行車両の確認等
- (1) 緊急通行車両の確認
- 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- (2) 緊急通行車両の届出
- 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。
- (3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付
- 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。
- (4) 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。
- 9 相互協力
- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、市は、できるだけ県、他の道路管理者等及び関係機関と緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

- (2) 交通規則のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、市は、県及び関係機関と協力し、必要な対策を講ずるものとする。

## 第19節 電力、ガス、水道の供給計画

第1編第3章第24節「電力、ガス、水道の供給計画」に定めるところによるほか、激甚な大規模災害が発生したことにより交通・通信網の途絶を考慮し、初動体制並びに情報の早期収集等の対策を講ずるものとする。

### 第1 電力

- 1 初動体制の確立  
自動出社を制度化し、任務・運営方法等の明確化を図る。
- 2 情報の早期収集と伝達  
早期情報収集のため、ヘリコプターの自動出動の制度化及び収集した情報の早期伝達方法を整備する。
- 3 広域応援体制の整備  
他地域からの応援要員が、その機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。
- 4 資機材等の多面的輸送手段の整備  
海上輸送を含めた輸送手段のより一層の充実を図る。

### 第2 ガス

- 1 緊急対応措置  
被害状況の確認と二次災害の発生防止に努める。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行う。  
安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。
- 2 広域応援体制の整備  
一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。
- 3 応急復旧  
応急復旧は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ実施し、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

### 第3 水道

第1編第3章第24節「電力、ガス、水道の供給計画」に定めるところによるほか、災害時における緊急措置として次の対策を講ずる。

- 1 支援体制  
施設復旧の支援が円滑に行えるように、県下をブロック分けした支援体制を整備する。県は、被害状況により、必要があると認めるときはブロックの長へ応援するよう指示する。さらに県は、市町村への応援事項について、自らその実施が困難な場合には自衛隊あるいは他府県への応援を要請する。特に、近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実



効性を確保するものとする。

## 2 水源破壊の場合

復旧困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

## 3 配管設備破損の場合

大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

附属資料 ○海部南部水道企業団指定給水装置工事事業者一覧（弥富市内）

P. 418

## 第20節 一般通信施設等対策計画

第1編第3章第26節「一般通信施設等対策計画」に定めるところによる。

## 第21節 特殊災害対策計画

第1編第3章第31節「特殊災害対策計画」に定めるところによる。

## 第22節 帰宅困難者対策計画

市内には、通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人がおおり、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が多数発生することが想定される。したがって、市は関係事業者等と発生抑制や帰宅支援の方策を検討し、対策を講じるものとする。

帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

また、市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。

### 第1 帰宅困難者への対応

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

このため、まず、事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、順次帰宅させるものとする。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

### 第2 帰宅対策

1 住民、事業所等の啓発

市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。

2 避難所及び救援対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への保護が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行うものとする。

3 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、県、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

4 その他帰宅困難者への広報

県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

5 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

6 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

## 第23節 輸送計画

第1編第3章第23節「輸送計画」に定めるところによる。

## 第24節 応急住宅計画

第1編第3章第19節「応急住宅計画」に定めるところによる。

## 第25節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定計画

地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうかの応急的な判断

は、専門知識を持たない被災者には困難である。そこで、あらかじめ登録された応急危険度判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をすることにより、余震等による倒壊・落下物に伴う二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図るものとする。

#### 第1 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

- (1) 市は、市域で応急危険度判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
- (2) 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部へ支援要請を行う。
- (3) 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、応急危険度判定活動を実施する。
- (4) 判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

#### 第2 県との連携

市は、県の協力により応急危険度判定士を派遣し、判定士が建築物の被災状況を現地調査して、建築物の危険度を判定し、建築物に判定結果を表示することにより、建物の所有者等に注意を喚起するものとする。

## 第26節 ボランティアの受入れ計画

第1編第3章第29節「ボランティアの受入れ計画」に定めるところによる。

## 第27節 広域協力及び応援要請に関する計画

第1編第3章第7節「応援要請計画」に定めるところによるほか、南海トラフ地震の発生時における広域受援についての措置を講じる。

なお、大地震時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動にあたって支障を来すので、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時にあたっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

#### 第1 南海トラフ地震の発生時における広域受援

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

市、県、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

##### 1 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ル

一トの確保のための活動

2 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受入れるための活動

3 災害医療活動

全国から派遣されたDMAT等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

4 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

5 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

## 第28節 防災活動拠点の確保に関する計画

第1編第3章第33節「防災活動拠点の確保」に定めるところによる。

## 第29節 航空機隊の活用計画

第1編第3章第34節「航空機隊の活用計画」に定めるところによる。

## 第30節 遺体の搜索、処理、埋火葬計画

第1編第3章第16節「遺体の搜索、処理、埋火葬計画」に定めるところによる。

## 第31節 下水道対策計画

東海地震のような大規模地震では、軟弱地盤に古くから埋設されている小口径の下水管渠については、地盤の変動、不等沈下、き裂等により損傷を生ずることが想定される。しかし、終末処理場においては、損傷は比較的少ないものと考えられる。

なお、電源が停止したときには非常用発電機により応急的に運転も可能であるが、送電が遅れるとその機能を十分に発揮し得ない状態となることが想定される。

また、直下型等の地震動が大きな地震においては、特に地盤の液状化や側方流動により、終末処理場も被害を受け、下水処理機能に影響する可能性も考えられるが、特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招く。

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

### 第1 大規模災害が発生した場合の対策

#### 1 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

#### 2 終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかに対応ができるように努める。

復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

#### 3 現地作業調整会議の開催

下水道施設の速やかな応急復旧を図るため、市、関係する省庁、県、下水道事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地の下水道事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

#### 4 下水道施設の復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、下水道施設の復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

### 第2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

終末処理場等が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合、下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

下水道施設の速やかな応急復旧を図るため、市、関係する省庁、県、下水道事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地の下水道事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、下水道施設の復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

また、弥富市独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部9県1市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック応援本部へ応援要請する。

## 第32節 鉄道施設対策計画

### 第1 東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社

大規模地震等が発生した場合、必要に応じて以下の措置を行うこととする。

- (1) 非常参集要員の参集
- (2) 対策本部及び復旧本部の設置
- (3) 被災状況、運転状況等に関する情報の収集・伝達

- (4) 関係行政機関等への発災後の状況報告
- (5) 情報の提供
  - ア 報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供
  - イ 旅客等への列車運行情報の提供
  - ウ 地方防災会議、関係地方自治体への情報提供
- (6) 情報伝達手段の確保
- (7) 応急復旧資機材の手配
- (8) 旅客の避難誘導
- (9) 自衛隊への救援要請

## 第2 その他の鉄道事業者

### 1 基本方針

非常災害に際してその被害状況を的確に把握し、旅客等の救護・誘導及び被害箇所の早期復旧を図り、輸送機能の確保に努める。

### 2 対策

#### (1) 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

#### (2) 応急措置

##### ア 乗務員関係

(ア) 地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。

(イ) 異状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。

(ウ) 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。

(エ) 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

##### イ 駅関係

(ア) 地震等による異状を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。

(イ) 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。

(ウ) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。

(エ) 旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。

(オ) 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ、救護誘導を行って混乱の防止に努める。

##### ウ 諸施設関係

(ア) 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。

(イ) 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。

(ウ) 応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。

#### エ 通信連絡体制

鉄道電話を第一優先とし、ほかに西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

## 第33節 港湾施設対策計画

### 第1 予想される被害・状況等

港湾施設は、水際線に近接し、一般的に軟弱な地盤上に建設されている場合が多いので、予想される被害としては、地震による直接被害及び二次災害として津波による被害が想定される。

#### 1 地震による被害

- (1) 岸壁、物揚場等のすべり出し、沈下及びき裂、栈橋の損壊等
- (2) 防波堤、護岸、防潮壁、水門等の沈下、すべり出し、き裂等
- (3) 臨港道路、橋梁、船舶給水施設、港務通信施設等の陥没、き裂等

#### 2 津波による被害

- (1) 船舶の陸上への乗上げによる施設の損壊
- (2) 航路標識、けい留浮標、浮栈橋の流出、流移等
- (3) 木材の流出等による航路、泊地等の機能障害

### 第2 方針

背後地住民の生命、身体及び財産の保護に係る港湾施設の機能保持を最重点に、関係機関との緊密な連携のもと情報の収集、伝達等迅速かつ的確に防災活動を推進し、被害を最小限に食い止めるよう努力する。

また、救援物資や応急復旧資材の海上からの大量輸送及び人員輸送に対処するため、航路や岸壁等の機能復旧や物資輸送経路、広場等の確保に努める。

名古屋港管理組合及び市は、港湾施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

さらに、名古屋港管理組合及び市は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国（国土交通省、農林水産省）等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。

### 第3 大規模災害が発生した場合の対策

#### 1 住民の生命、身体及び財産の保護に係る施設

防潮壁・防潮水門は、津波から背後地住民を守る重大な役割を持っており、き裂倒壊等が生じた場合、土のう積等当該施設の機能保持に万全を期す。

#### 2 緊急物資の海上輸送に係る施設

港湾管理者は、耐震強化岸壁等が緊急時に十分機能を発揮できるよう関係機関と調整の上、海上漂流物等障害物の除去を実施し、輸送船舶の安全航行の確保を図るとともに、広場等の確保及び背後地の陸上輸送網との接続を図る。

### 3 その他の港湾施設

その他の港湾施設も経済流通の場としての重大な役割を果たすため、早期に復旧を図る。

特に、局部的な被害を受け、応急復旧の遅延がさらに次の被害を誘発し、重要な機能障害を生ずるおそれのある場合は、被害の局限化を図る措置を速やかに講ずる。

## 第4 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

### 1 輸送経路の機能回復

耐震強化岸壁から背後地の緊急輸送道路へアクセスする臨港道路については、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低一車線を確保する。

### 2 ヘリコプターの受入れ

港湾において、ヘリコプターによる緊急物資や人員等の輸送を受入れるため、輸送経路との連携を考慮したヘリポートとして利用可能な土地を確保する。

### 3 車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

### 4 施設の応急復旧

施設の被害状況に応じて応急措置を講ずるため、港湾建設に係る民間事業者団体等との協力体制の確保に努め、港湾機能の速やかな回復を図る。

## 第5 木材等の航路障害物の除去

第四管区海上保安本部、名古屋港管理組合及び市は、緊密に連携し、海上に流出した木材等の航路障害物について、その所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

## 第34節 電力施設対策計画

### 第1 予想される被害・状況等

#### 1 発電設備

地震動等により電力設備破損の被害が予想される。

#### 2 送配電設備

架空送電線は、地盤沈下などによる支持物の傾斜や電線の振動による断混線などの被害が予想される。配電線は、網状に施設してあるので地盤変形あるいは一般家屋の倒壊火災等による被害が予想される。

### 第2 方針

被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。



### 第3 大規模災害が発生した場合の対策

#### 1 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合には各電力会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

#### 2 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は、通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は、社内電話・N T T加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

#### 3 災害時における危険防止措置

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

#### 4 復旧方法

##### (1) 優先的に復旧する設備、施設

###### ア 電力会社側

###### (ア) 火力設備

###### (イ) 超高圧系統に関連する送変電設備

###### イ 利用者側

###### (ア) 人命にかかわる病院

###### (イ) 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信などの機関

###### (ウ) 民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

##### (2) 復旧方法

###### ア 発電設備

発電所は、供給力確保を重点に地震発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また変電所は、重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

###### イ 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

###### ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

#### 5 要員、資機材等の確保

##### (1) 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じ請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

##### (2) 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。

#### 6 広報体制

##### (1) 利用者に対する広報

ア 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

イ 移動相談所の開設

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため速やかに移動相談所を開設する。

(2) 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

7 広域運営による応援

「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会）及び「資材及び役務の相互融通に関する協定書」（中地域電力協議会）に基づき、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

8 応急復旧

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、関係する省庁、県、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

**第4 激甚な大規模災害が発生した場合の対策**

大規模災害が発生した場合の対策に加えて、交通・通信網の途絶を考慮し、初動体制、情報の早期収集等の対策を講ずる。

1 初動体制の確立

自動出社を制度化し、任務・運営方法等の明確化を図る。

2 情報の早期収集と伝達

早期情報収集のため、ヘリコプターの自動出動の制度化及び収集した情報の早期伝達方法の整備を図る。

3 広域応援体制の整備

他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう、受入体制を整備する。

4 資機材等の多面的輸送手段の整備

海上輸送を含めた輸送手段のより一層の充実を図る。

5 応急復旧

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、関係する省庁、県、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

## (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

## 第35節 LPガス（プロパンガス）施設対策計画

### 第1 予想される被害・状況等

LPガス（プロパンガス）は、個別供給方式であるため、広範かつ大規模な災害の発生は考えられない。消費設備については、配管のねじ部の亀裂発生、折損等が危惧されるが、マイコンメーターが設置されているので、大量のガス漏洩は考えられないし、供給設備についても、容器は、鎖による固定及び高圧ホースに接続されているので、転倒の心配はほとんどない。また、配管ホースが離脱、折損した場合も、ガス放出防止器が設置されているものは、ガス漏洩はない。

しかしながら、被害の状況によっては、建物の倒壊、火災の発生等に伴い、ガス漏洩、引火等のおそれもある。

### 第2 方針

緊急対応措置として、一般社団法人愛知県LPガス協会作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認及び二次災害の発生防止措置を講じる。

その後、供給設備・消費設備の安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

### 第3 大規模災害が発生した場合の対策

#### 1 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。

#### 2 情報収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

#### 3 緊急動員

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

#### 4 応援要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

#### 5 緊急対応措置

「愛知県LPガス災害対策マニュアル」に基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。

#### 6 応急復旧作業

「愛知県LPガス災害対策マニュアル」に基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

また、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、関係する省庁、県、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

さらに、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

#### 7 広報活動

地震後のLPガスによる二次災害防止の措置、使用再開にあたっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

### 第4 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

#### 1 緊急対応措置

被害状況の確認と二次災害の発生防止に努める。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行う。

安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

#### 2 広域応援体制の整備

一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

#### 3 応急復旧

応急復旧は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ実施し、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、関係する省庁、県、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

さらに、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 復興体制

第1編第4章第1節「復興体制」に定めるところによる。

### 第2節 公共施設災害復旧事業

第1編第4章第2節「公共施設災害復旧事業」に定めるところによる。

### 第3節 災害廃棄物処理対策

激甚な大規模災害が発生した場合、建物の倒壊等により大量の災害廃棄物の発生が予想される。また、下水施設、ごみ処理施設、し尿処理施設の損壊により、ごみ、し尿の処理が停滞することも予想される。このため、市は被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

#### 1 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

#### 2 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

(1) 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

(2) 災害廃棄物処理にあたっては、作業現場においてできる限り選別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(3) 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

(4) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

#### 3 し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。な

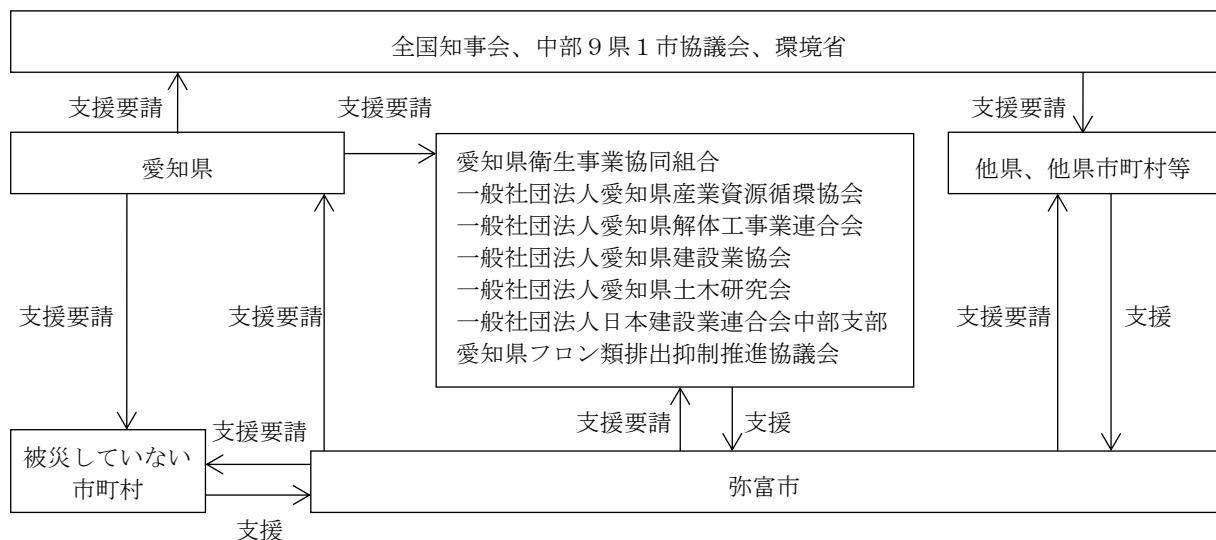
お、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

4 周辺市町村及び県への応援要請

市及び県は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

災害時の支援体制



第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

第1編第4章第4節「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成」に定めるところによる。

第5節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

第1編第4章第5節「災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金」に定めるところによる。

第6節 被災者等の生活再建等の支援

第1編第4章第6節「被災者等の生活再建等の支援」に定めるところによる。

第7節 商工業・農林水産業の再建支援

第1編第4章第7節「商工業・農林水産業の再建支援」に定めるところによる。

## 第8節 震災復興都市計画の決定手続き

市は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

### 第1 第一次建築制限

#### 1 市における措置

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に、県（建築指導課）に申出を行う。
- (3) 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興にあたっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

#### 2 指定基準

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらとあわせて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

### 第2 第二次建築制限

#### 1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

市は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

#### 2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区画指定の後、市が都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

### 第3 復興都市計画事業の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定にあたっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行うこととする。



## 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第1節 総則

#### 第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策及び広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

#### 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第2編第1章第4節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」による。

#### 第3 基本的な考え方

国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされている。

本計画は、南海トラフ地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、住民一人ひとりができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組を推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取組を促進し、市及び県による「公助」との連携・協働を図るため、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

### 第2節 南海トラフ地震に関する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に、「南海トラフ地震に関する情報」を発表する。

従前の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に替わり、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表を、令和元年5月31日より開始している。

#### 第1 南海トラフ地震に関連する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関

の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を公表する（この2つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ。）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

### 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

## 第2 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

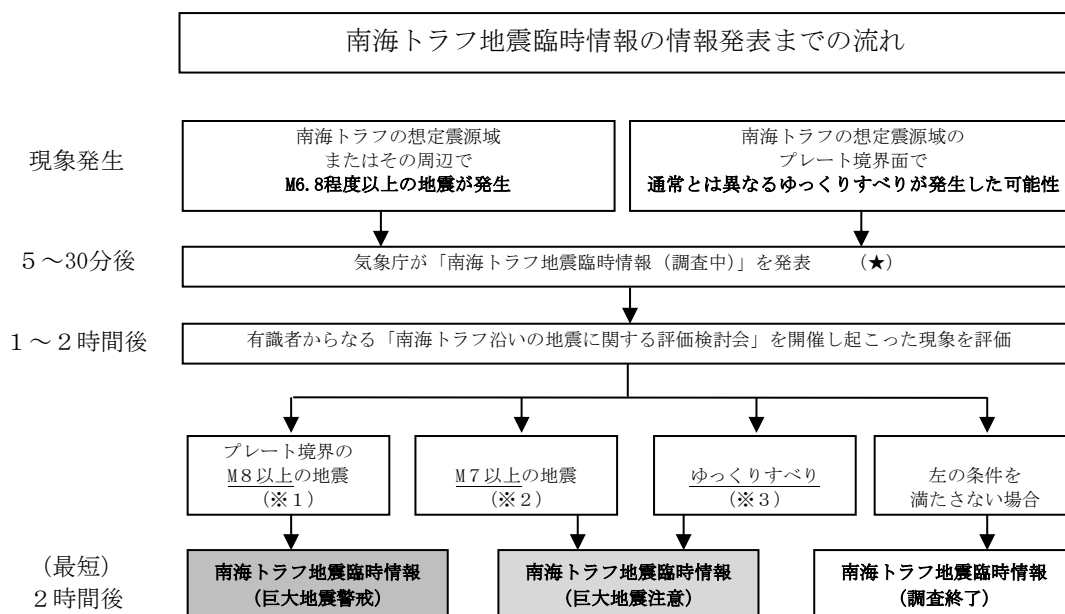
「南海トラフ地震臨時情報」は、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記して発表される。

### 付記するキーワードとその条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{※1} でマグニチュード6.8以上 ^{※2} の地震 ^{※3} が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



- (★) 調査が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」により複数回発表することがある。
- ※ 内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正
- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応等

#### 第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

##### 1 情報収集・連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第2編第3章第3節の第2「津波警報等情報の伝達」を参照。）

#### 第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

##### 1 情報収集・連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の

伝達方法は、第2編第3章第3節の第2「津波警報等情報の伝達」を参照。）

## 2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保する。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保する。

## 3 住民への周知・呼びかけ

市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知する。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。（参考：第2編第2章第15節「防災訓練及び防災知識普及計画」及び第2編第3章第5節「広報計画」）

## 4 避難対策等

(1) 市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。

(2) 市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(3) 事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。（第1編第3章第6節「避難計画」及び本節内「第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合の対応」参照。）

## 5 消防機関等の活動

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発せられた場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発せられた場合に、次の事項を

重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保する。

ア 所管区域内の監視及び警戒

イ ため池・水門・閘門等の操作

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

各事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

7 交通

(1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

(2) 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

(3) 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

8 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 市が管理する庁舎、学校等の不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・ 来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

上記の（ア）～（ク）における実施体制（（ク）においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定める。

イ 個別事項

(ア) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

(イ) 小中学校にあつては、次に掲げる事項

- ・児童・生徒等に対する保護の方法
- ・事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(ウ) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

- ・所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
  - ・事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 公共土木施設等

ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等

イ 河川施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、不特定かつ多数の者が出入りする施設のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(4) 工事中の建築物等の施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

9 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

10 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和2年5月改訂）に基づき活動するものとする。

### 第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第2編第3章第3節の第2「津波警報等情報の伝達」を参照。）

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保する。

### 3 住民への周知・呼びかけ

市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知する。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。（参考：第2編第2章第15節「防災訓練及び防災知識普及計画」及び第2編第3章第5節「広報計画」）

### 4 （参考）南海トラフ地震に関連する情報

- (1) 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- (2) 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- (3) 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

## 第4節 南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、内閣府が国民に対して今後の備えについて呼びかけを行うこととしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行われる。

### 第1 市の体制

南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の市の体制は、以下の体制とするほか、第2編第3章第1節「活動体制（組織動員配備計画）」による。

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

市は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合には、第1非常配備をとるものとし、発表された情報の共有、情報収集や連絡体制の確認等の所要の準備を始める。

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表された場合

市は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合には、第2非常配備をとるものとし、応急対策の確認など、地震への備えを徹底するものとする。第2非常配備

要員は、速やかに自己の所属又はあらかじめ指定された場所に参集する。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、第3非常配備（全職員配備）とし、市災害対策本部を設置する。

## 第2 住民への広報

市は県と連携して、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたときは、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけ等を行う。

（呼びかける今後の備えの例）

- ・家具の固定・避難場所、避難経路の確認・家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認

## 第5節 地域防災力の向上に関する計画

南海トラフ地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外から県への早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、住民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

### 第1 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ地震のような大規模地震が発生した場合、県においても活断層による内陸型地震と同じく多数の死者・負傷者の発生も想定される。

さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域に及び極めて甚大となるため他地域からの県への援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ地震の特性を踏まえ、市は、第2編第2章第11節「自主防災組織・ボランティアに関する計画」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- 1 南海トラフ地震の特性及びその対策についての知識の普及
- 2 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援  
（特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援）
- 3 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認  
（ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等）
- 4 自主防災組織同士の連携の促進

### 第2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ地震による事業所等の被害を最小限にするため、南海トラフ地震防災対策計画の策定、



事業継続計画（BCP）の作成、各種防災関係資機材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅困難化対策等、災害対応能力の向上が一層重要となる。

また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立も一層重要である。

市においては、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。さらに、市は、市内に立地する企業・事業所が、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努めるよう促すとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等を支援する。

#### 1 企業・事業所の役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、市、国及び県が実施する施策に協力して各事業所等において防災活動の推進に努めなければならない。

#### 2 市の役割

市は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける。

#### 3 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

#### 4 南海トラフ地震防災対策計画の策定

令和元年5月31日の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正に伴い、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の防災対応が追加され、南海トラフ巨大地震の津波により30cm以上の浸水が想定される区域内で、一定の施設を管理・運営する者（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づく対策計画を作成すべき施設管理者等）においては、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」の作成が義務付けされた。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づく対策計画を作成すべき施設管理者等に対しては、「南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引」（令和元年7月31日消防庁国民保護・防災部防災課長通知）を活用して、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合における防災対応を検討のうえ、必要事項を計画に明示するよう、県及び市から働きかける。

## 第6節 関係者との連携協力の確保

### 第1 資機材、人員等の配備手配

#### 1 物資等の調達手配

(1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておく。

(2) 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

#### 2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

#### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。

### 第2 他機関に対する応援要請

市は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、応援協定に基づき、応援を要請する。

附属資料 ○協定締結状況一覧表

P. 479

### 第3 帰宅困難者への対応

1 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

2 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

## 第7節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 第1 避難情報の発令基準

地域住民に対する避難情報の発令基準は、原則として次のとおりとする。

また、避難情報は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令する。

種別	基準
高齢者等避難	1 強い地震（震度5弱程度）を体感した又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき。
避難指示	1 強い地震（震度5強以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 非常に強い地震（震度6弱以上）を体感した又は長い時間ゆっくりとした強い揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。

## 第2 避難対策等

避難対策については、第2編第2章第13節「避難に関する計画」及び第1編第3章第6節「避難計画」に基づいた対策をとる。

### 第8節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設

- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 6 通信施設の整備
  - (1) 市防災行政無線
  - (2) その他の防災機関等の無線

(整備計画の作成にあたって配慮すべき事項)

計画作成にあたっては、具体的な目標及びその達成期間を定め、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

### 第9節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- 3 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 4 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
  - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
  - (2) 要配慮者に対する避難誘導訓練
  - (3) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

## 第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

### 第1 市職員に対する防災知識の普及

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災知識の普及を図る。防災知識の例は次のとおり。

- 1 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- 2 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 5 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
  - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
  - (2) 膨大な数の避難者の発生
  - (3) 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
  - (4) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
  - (5) 電力・燃料等のエネルギー不足
  - (6) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
  - (7) 復旧・復興の長期化
- 6 地震及び津波に関する一般的な知識
- 7 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 8 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 9 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 10 今後地震対策として取組む必要のある課題

### 第2 地域住民等に対する防災知識の普及

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する防災知識の普及を図る。

防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位や事業所・職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含む。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震

臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

- 2 地震発生時における地域の災害危険箇所
- 3 過去の地震災害の事例及びその教訓
- 4 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難情報の発令基準など避難に関する知識
- 5 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- 6 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- 7 緊急地震速報の受信及び対応
- 8 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む。）
- 9 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
  - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
  - (2) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
  - (3) 電力・燃料等のエネルギー不足
  - (4) 帰宅困難者や孤立集落の発生 等

### 第3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

市及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- 1 教育・指導（防災訓練の実施を含む。）の内容
  - (1) 南海トラフ巨大地震等に関する知識
  - (2) 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般知識
  - (3) 地震発生時の緊急行動
  - (4) 応急処置の方法
  - (5) 教職員の業務分担
  - (6) 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
  - (7) 学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法
  - (8) ボランティア活動
  - (9) その他
- 2 教育・指導の方法
  - (1) 教育活動全体を通じた児童生徒等への地震防災教育
  - (2) 研修等を通じた教職員への地震防災教育
  - (3) P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
- 3 その他
 

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

### 第4 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図

る。

## 第11節 支援・受援体制の整備

### 第1 相互応援体制の整備

常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。このほか、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、支援計画や受援計画を策定し、それぞれ地域防災計画等に位置づけるよう努める。

- 1 市は、県や他の市町村への応援要求を迅速に実施できるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、県や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、応援体制を整える。
- 2 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。
- 3 市は、相互応援協定の締結に当たって、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。
- 4 市は、広域防災体制の確立を図るために、県が行う広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討について、必要な協議を行う。

### 第2 支援体制の整備

#### 1 人的支援体制の整備

市は、保健師、土木等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握するなど、災害時に被災地へ迅速に職員を派遣できる体制を整備する。

#### 2 被災者受入体制の整備

市は、大規模災害の発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受入れる体制・整備を県と連携して進める。

### 第3 受援体制の整備

市は、市内において災害が発生し、市又は県では応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けられるよう整備する。

#### 1 災害時に要請する応援業務

市は県と連携し、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくようにする。

#### 2 受援環境の確保

市は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

### 第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については、第2編第2章第11節「自主防災組織・ボランティアに関する計画」に基づき行う。

## 第12節 広域避難対策

市は、市における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣県等からの避難者の受入及び生活支援を行う。

### 第1 広域避難者の受入体制の整備

市は、市における被害が軽微な場合、甚大な被害を受けた近隣県等からの避難者の受入及び生活支援を行う。

南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受入れるための体制整備を県、関係市町村と連携して進める。

また、大量の被災者を長期間受入れる場合、賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進める。

### 第2 広域避難者への対応

市への避難者に対しては、市は、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について「とことん親切に対応」する。

また、避難所における避難自治体が被災者の所在地等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。

## 別紙 東海地震に関する事前対策

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

### 第1節 対策の意義及び東海地震に関連する情報

#### 第1 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

[地震発生後は、第2編第3章「災害応急対策計画」に定めるところにより対処する。]

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災応急対策も併せて定める。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

#### 1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第2編第2章第5節「公共施設安全確保整備計画」、第2編第2章第6節「建築物耐震推進計画」に定めるところによる。

#### 2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第2編第2章第15節「防災訓練及び防災知識普及計画」に定めるところによる。

#### 3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2編第2章第15節「防災訓練及び防災知識普及計画」に定めるところによる。

加えて、次の措置を実施するものとする。

#### (1) 広報に関する事項

##### ア 防災に関する知識の普及

市は、第2編第3章第5節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

##### イ 自動車運転者に対する広報

市及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

##### ウ 家庭内備蓄等の推進

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがある



ため、第2編第2章第15節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

## 第2節 地震災害警戒本部の設置等

### 第1 地震災害警戒本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに弥富市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。なお、気象庁が東海地震注意情報を発表した場合、市長は、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。

### 第2 地震災害警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、大震法、大震法施行令、弥富市地震災害警戒本部条例及び弥富市地震災害警戒本部要綱に定めるところによる。

附属資料	○弥富市地震災害警戒本部条例	P. 468
	○弥富市地震災害警戒本部要綱	P. 470

## 第3節 地震防災応急対策要員の参集

### 第1 配備基準

市長は、次の場合に職員の参集を命じ、所定の配備体制をとるものとする。

指令の時期	配備体制	非常配備要員
○東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報発表を受けた場合 ○東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報発表の報道に接した場合	第1非常配備（警戒本部開設準備室を設置）	部長級職員・防災課長及び防災課防災グループ
○警戒宣言が発せられた場合	第2非常配備（警戒本部設置）	配備表に記載されている職員とするが、速やかに第3非常配備（全職員）に移行できる体制

### 第2 東海地震注意情報発表時の情報伝達

#### 1 職員等への周知

市は、気象庁が東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報を発表したとき、又は県から地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知を受けたときは、庁内放送等により職員に対して周知徹底を図るとともに、市の管理する施設等に対して速やかにその旨を伝達するものとする。

#### 2 住民等への伝達

市は、住民等が東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報発表の報道に接した場合に予想される混乱の発生を防止するため、関係機関と連携して次の事項を周知するとともに、住民等の照会に対し必要な応答を行うものとする。

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表及び警戒宣言発令の意義

- (2) テレビ等による正確な情報収集に関する事項
- (3) 地震に対する警戒及び火気等の自粛に関する事項
- (4) 警戒宣言時にとるべき行動及びその準備に関する事項

### 第3 職員の参集時の義務

職員は、東海地震に関連する情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表及び警戒宣言発令を知り得たときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

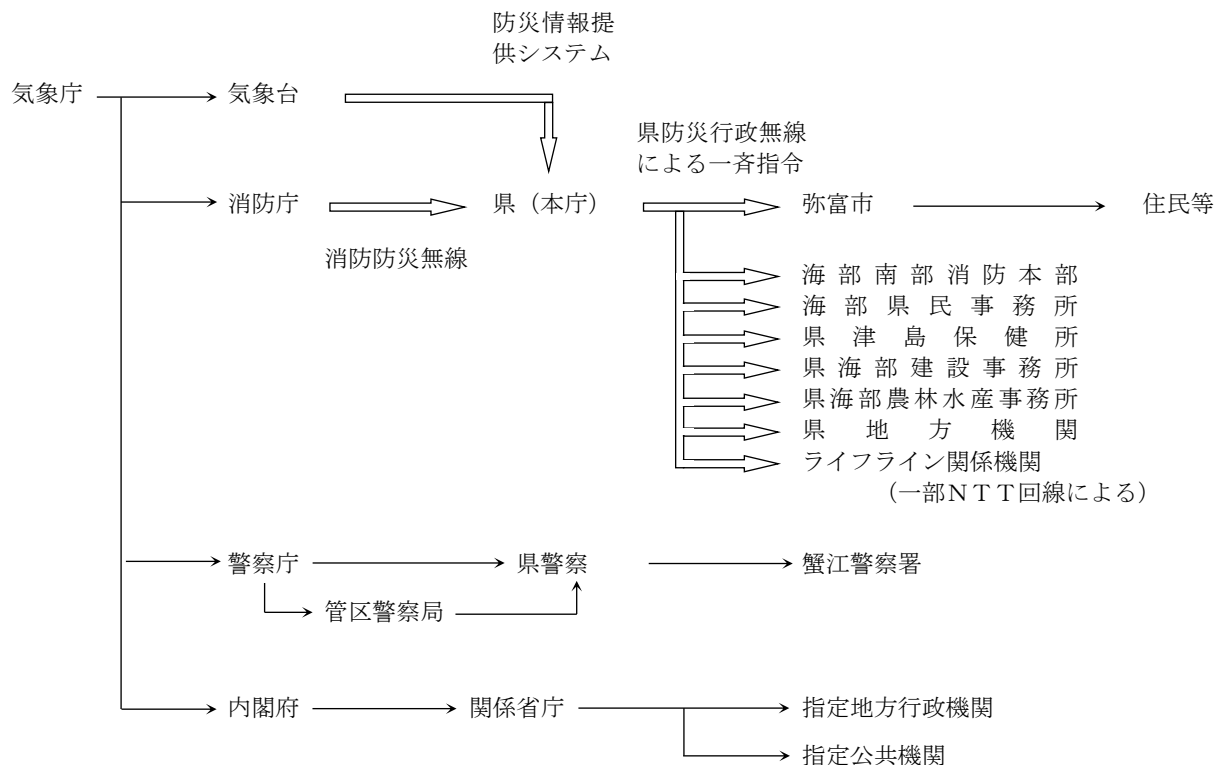
## 第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

### 第1 東海地震に関連する情報等の伝達等

警戒態勢をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報等あるいは避難状況等に関する情報については、次の系統図により、確実に住民等に伝達するものとする。

また、東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、市は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

- 1 東海地震に関連する情報等（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））の伝達系統



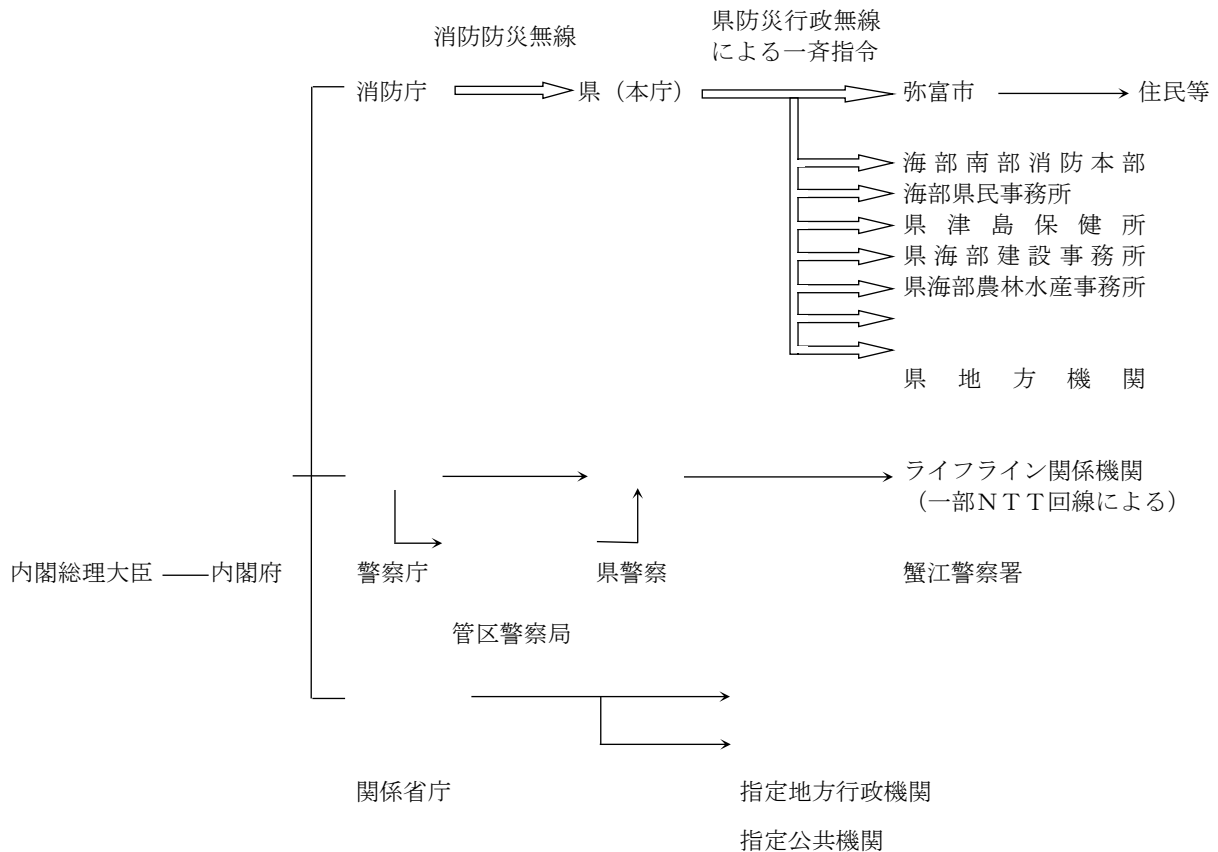
東海地震に関連する情報

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内 容 等		防災対応
東海地震予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		警戒宣言 地震防災警戒本部設置 地震防災応急対策
東海地震注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		準備行動の実施 住民への広報
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。	

2 警戒宣言の伝達等



東海地震注意情報が発表されたときの住民に対する呼びかけ例文

住民の皆さま 弥富市〇〇〇の〇〇〇〇です。

本日、〇時〇分に、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。これは、東海地域で観測している地殻変動データに変化が現れており、この変化が、想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。

これに伴い、市においては、職員の緊急参集と地震災害警戒本部開設準備室の設置を行うとともに、地震発生に備えた準備行動に取り組んでまいります。

住民の皆さまにあつては、今後の情報に十分注意しつつ、市や県からの呼びかけに基づいて、落ち着いて行動してください。

当面、鉄道、バス等の公共交通機関は通常どおり運行し、道路についても平常どおりとなります。また、金融機関や小売店舗についても、ほぼ平常どおりの営業となりますので、あわてずに対応していただきますようお願いいたします。

また、不要不急の旅行を控えていただきますようご協力をお願いします。

今後の地殻変動の状況によっては、東海地震の予知及び警戒宣言が発せられることがあります。警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の鉄道、バス等公共交通機関は運行を停止することになりますので、注意情報の間に、お早めに帰宅していただきますようお願いいたします。

また、警戒宣言が発せられると、弥富市では、津波のおそれのある危険地域からの避難や、耐震性を有するもの以外の小売店舗の営業停止が実施されますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意していただきますよう、くれぐれもお願いします。

内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ（例文）

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5程度程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。

地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。

なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。

東海地震に関連する情報等の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ・ラジオに注意してください。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

3 職員への伝達方法

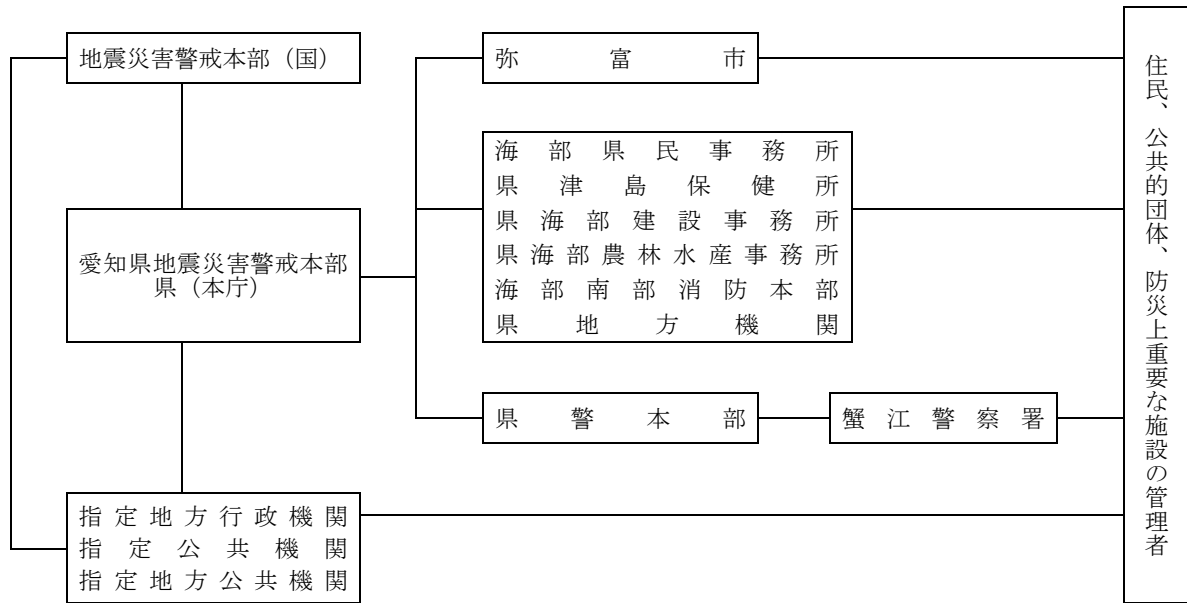
市の内部における伝達は、勤務時間内においては庁内放送、防災行政無線、電話等によるものとし、勤務時間外においては、あらかじめ定めた非常連絡網により電話等により行う。

また、自ら管理する施設等に対しても速やかに伝達するものとするが、警戒宣言発令時には電話がふくそうし、通報不能の事態が発生することが予想されるため、あらかじめ西日本電信電話株式会社に登録している「災害時優先電話」を活用して伝達するものとする。

附属資料 ○災害時優先電話設置状況 P. 432

なお、市警戒本部を中心とした情報の一般的収集、伝達系統は次のとおりとし、地震防災応急対策の実施状況及び実施に必要な情報を積極的に収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

情報の一般的収集、伝達系統図



## 第2 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

市は、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食料、生活必需品、医薬品、応急復旧用資機材等の確保、配備等を行うとともに、災害応急対策に係る措置を実施する人員の配備を行うものとする。

また、東海地震注意情報が発表された場合には、準備的な対応を実施する。

なお、地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるとき、市長は、大震法第27条第1項の定めにより区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用することができるものとする。この場合、市長は、土地建物等の占有者等に大震法施行令第13条の定める通知等をするものとする。

この措置をとったときには、当該処分により通常生ずべき損失については、大震法第27条第6項の定めにより、これを補償するものとする。

### 1 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保

#### (1) 食料等の確保

市が保有する災害用備蓄物資の放出措置をとるとともに、市内商工業者等の応援を求めて、主要食料と合わせて副食物、食器類、調理器具等の調達に努め、食料を確保する。市内で調達が困難な場合は、県、日本赤十字社愛知県支部、近隣市町村等に対して協力を要請し、食料等の確保に努めるものとする。

- ・ 主要食料…米、乾パン、かん詰類、乳児用ミルク、クラッカー等
- ・ 副食物……漬物、かん詰類等
- ・ 調味料……塩、醤油、味噌等
- ・ 食器類……ガス調理器、鍋釜、はし、食器、コップ、哺乳びん等

#### (2) 生活必需品の確保

市は、地震発生に備え、寝具等の生活必需品の備蓄に努めるものとする。また、市内商工業者

等の応援を求めてそれらの調達に努めるとともに、市内で調達が困難な場合は、県、日本赤十字社愛知県支部、近隣市町村等に備蓄品の給与又は貸与を要請するものとする。

なお、生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗については、警戒宣言が発せられた場合に、食料等生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止を図り、極力営業を行うよう関係団体を通じ要請するものとする。

・生活必需品……毛布、衣類、洗面具、タオル、チリ紙、洗剤、懐中電灯、燃料、紙おむつ等

### (3) 医薬品等の確保

市は、地震発生に備え医薬品等の備蓄に努めるものとする。

なお、市内で医薬品の確保が困難な場合は、県、日本赤十字社愛知県支部等に協力を要請するものとする。

・応急医薬品……包帯、ガーゼ、脱脂綿、救急用絆創膏、止血剤、鎮痛剤、消毒剤、三角巾等

### (4) 救助資機材の確保

市は、地震発生に備え、市所有の救助資機材の点検、整備に努める。また、救助資機材が不足する場合には、海部南部消防組合、海部地区水防事務組合等に協力を要請するとともに、救助活動を行うにあたっては連携協力して行うものとする。

## 2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

### (1) 緊急輸送確保用資機材及び人員の配備

ア 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

イ 東海旅客鉄道等は、警戒宣言が発せられた場合は、発災後における応急復旧に備えるため、概ね次のような措置を講ずるものとする。

(ア) 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資材、機器についてもその所在を確認する。

(イ) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

### (2) 給水確保用資機材及び人員の配備

ア 市及び水道事業者（海部南部水道企業団）は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、配水池、浄水池の配水操作に必要な人員の配備、応急給水、応急復旧用の工具、車両等の確保及び現況資機材の整備点検に努めるものとする。

<b>附属資料</b> ○ <b>応急給水、処理施設・設備等の状況</b>	<b>P. 447</b>
---------------------------------------	---------------

イ 県は、東海地震注意情報が発表された段階から、水道事業者からの応援要請に備え、県有資機材の整備点検を行う。

### (3) 下水道対策用資機材及び人員の配備

下水道管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

### (4) 電力供給確保用資機材及び人員の配備

中部電力株式会社、株式会社 J E R A は、東海地震注意情報、又は警戒宣言が発表された場合、社内に非常体制を発令し非常災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

ア 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

イ あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

(5) 通信確保用資機材及び人員の配備

ア 市は、東海地震注意情報が発表された場合において、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備している次の防災行政用無線機の整備、確認を行うとともに、必要な人員を配備するものとする。

附属資料	○ 弥富市防災行政無線設備状況	P. 430
------	-----------------	--------

イ 西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

また、あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。

(6) 浸水対策用資機材及び人員の配備

市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力に推進できるよう、海部地区水防事務組合や各土地改良区等と連絡・連携体制を整えるものとする。

なお、浸水対策用資機材に不足を生じる緊急事態に際しては、県へ応援を要請するものとする。

(7) 廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材及び人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

海部地区環境事務組合は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるよう、東海地震注意情報が発表された段階から体制の確保を図るものとする。

イ ごみ処理

市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、東海地震注意情報が発表された段階から人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

収集、運搬は車両等にて行い、処理は処分地において焼却し、埋立処分をする。市は、一時集積場を確保するとともに、処分地についても、市及び海部地区環境事務組合において、地震等災害時も含めて十分な確保を図るものとする。

ウ し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能となった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、東海地震注意情報が発表された段階から人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

なお、し尿処理は、石灰を混入し、衛生的な埋立処分を行う。

(8) 防疫活動確保用資機材及び人員の配備

市は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、東海地震注意情報が発表された段階から必要な配備体制をとるものとする。

(9) 医療救護用資機材及び人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のため、次のような措置を行うものとする。

- ア 医師会との連携体制を密にし、医療救護班の派遣要請等の準備を行い、災害発生に備える。
- イ 医療救護の医薬品、その他衛生器材を整備しておくものとする。
- ウ 発災後の応急的な医療救護活動の実施に応援が必要と判断される場合には、市は、県に対し医療救護班の編成、派遣の準備を要請するものとする。

**第3 警戒宣言発令時等の広報**

東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、東海地震に関連する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

1 広報内容

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に県内の震度及び津波の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から住民への呼びかけ
- (5) ライフラインに関する情報
- (6) 強化地域内外の生活関連情報
- (7) 小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ
- (9) 応急計画を作成しない事業所及び地域住民がとるべき措置
- (10) 交通規制の状況、公共交通機関の運行状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- (11) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に広報周知すべき事項



## 市長から住民への呼びかけ（例文）

住民の皆さん、

既に、ご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日 午前 ○○時○○分、東海地震の警戒宣言を発しました。  
午後

この地震が発生しますと愛知県内では、強化地域で震度6弱以上、強化地域外でも震度5強程度の地震になると予想されますので、十分警戒してください。

既に、市を始め県、防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげておりますが、住民の皆さんも次の点に十分注意して、いざという時に備えていただきたいと思います。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。

次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。

それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、テレビ放送や市の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も市、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。

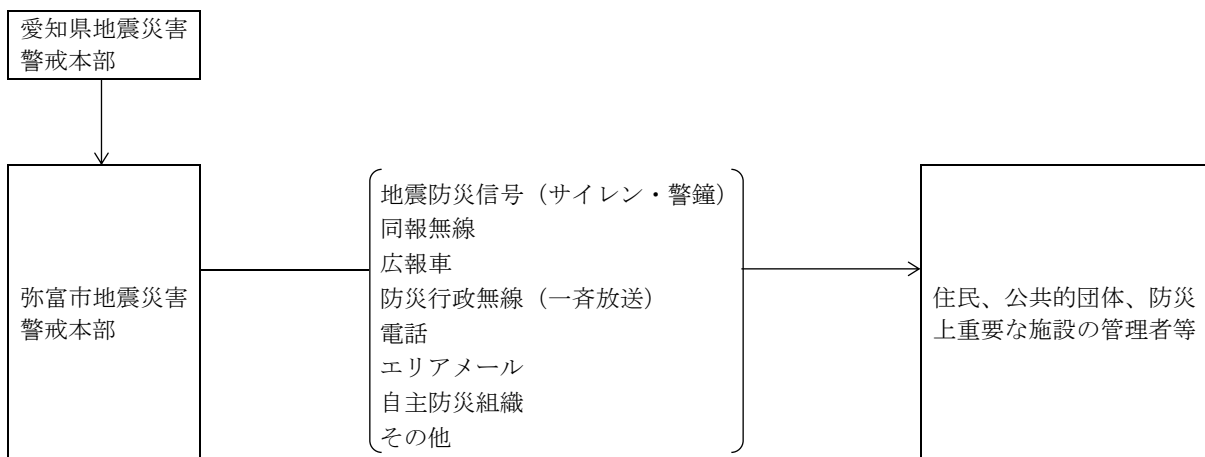
住民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと願ひ、ただ今、全力を傾注しています。

また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも大変ですが、いざという時に備えて万全の対策をお願いします。

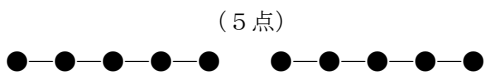
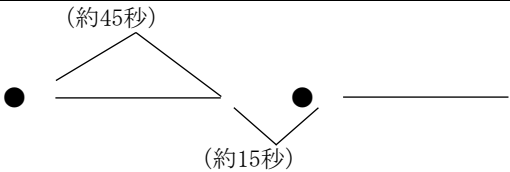
## 2 広報手段等

広報は、住民、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に対して、地震防災信号、同報無線、広報車、防災行政無線、有線電話、エリアメール等により、また自主防災組織等を通じて次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人など情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。



地震防災信号

警 鐘	サイレン
	
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間を継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

3 問い合わせ窓口

弥富市は、住民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

第4 避難等対策

本市は、東海地震注意情報が発表された段階から、地震発生後の火災等からの避難を容易にするための措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置をとるよう努めるとともに、児童生徒等の安全対策を推進するものとする。

1 市が行う避難対策

(1) 市は、警戒宣言が発せられた場合、東海地震による津波により大被害が予想される地域を、警戒宣言発令時の避難情報の対象地区とし、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。

また、釣り人等の外来者の避難対策を講じるものとする。

(2) 市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、避難指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

(3) 市は、避難生活に必須の食料、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しない旨を周知するものとする。

(4) 避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。

(5) 避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。

(6) 市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語ピクトグラム(案内用図記号)による伝達ができるように配慮する。

(7) 警戒宣言発令後、市内指定避難所に職員を派遣し、避難希望者を受入れる。

(8) 市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

<b>附属資料</b> ○弥富市避難所等一覧	<b>P. 435</b>
------------------------	---------------

2 警察官が行う避難対策

(1) 警戒宣言が発せられた場合等において、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれ

があると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

- (2) 警戒宣言が発せられた場合等、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちに市長に通知する。

### 3 海上における避難対策

- (1) 名古屋海上保安部は、東海地震注意情報が発表された段階から、船舶、臨海施設等に対して、あらかじめ定める伝達システムにより、警戒宣言その他地震に関する情報の伝達・周知を行う。
- (2) 名古屋海上保安部は、東海地震注意情報が発表された段階から、釣り人等に対して、船舶、航空機により、警戒宣言その他地震に関する情報の周知を図る。
- (3) 名古屋海上保安部は、東海地震注意情報が発表された段階から、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難指示を行う。
- (4) 警戒宣言が発せられた場合等において、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、海上保安官は立退きを指示する。

海上保安官が立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

- (5) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるとき、海上保安官は、警戒区域を設定し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

海上保安官が警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知する。

### 4 児童生徒等の安全対策

- (1) 児童生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取扱うものとする。
- ア 児童生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。
- イ 児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
- ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。
- (2) 各学校等においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒等及び保護者その他関係者に周知しておくものとする。
- (4) 施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

## 5 漁船所有者のとり対策

### (1) 東海地震注意情報発表の伝達があった場合

東海地震注意情報発表の伝達があったとき、又は東海地震注意情報発表の報道に接したときは、テレビ、ラジオ等による正確な情報の収集に努めるとともに漁具等の流出防止、漁船の沖出し等地震発生時の災害の発生を防止するための措置を実施する準備をする。

### (2) 警戒宣言発令の伝達があった場合

警戒宣言の発令が伝達されたときは、漁具等の流出防止措置、漁船等の指定された水域への避難等を開始する。

漁船等が定められた水域へ避難する場合は、名古屋海上保安部等の指示に従って行う。

## 第5 消防、浸水等対策

### 1 消防対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、海部南部消防組合と連携協力して地震に伴う出火及び混乱等の防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

- (1) 消防無線等による正確な情報収集体制を確立するとともに、収集した情報を的確に伝達できるよう、広報手段の確保、広報内容と優先順位など広報体制を確立する。
- (2) あらかじめ予想される火災の発生に備え、消防団員及び消防車両等の資機材を事前に配備する。
- (3) 火災、浸水等の防除のため現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (4) 津波危険予想地域等における避難のための立退きの指示、避難誘導、避難路の確保
- (5) 火災発生の防止、初期消火活動について住民等への広報を行う。
- (6) 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導を実施する。
- (7) 大震法第7条に定める施設、事業所等に対する地震防災応急計画の実施を指導する。
- (8) 迅速な救急救助のための体制確保を図る。
- (9) その他必要な措置を実施する。

### 2 浸水対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、海部地区水防事務組合と連携協力して浸水対策活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような必要な措置をとるものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

- (1) 監視、警戒を強めるとともに、河川等の管理者への連絡通報を実施する。
- (2) 津波警戒のため、海岸を見渡す高所などに臨時の見張所を確保するものとし、そのための必要な協議をする。
- (3) 浸水対策用資機材の点検、整備、配備を実施する。
- (4) その他必要な措置を実施する。

## 第6 社会秩序の維持対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱、交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を推進する。

### 1 警備本部の設置

県警察は、東海地震注意情報発表を受けた場合には、警察本部に愛知県警察東海地震警戒警備本部を、また警察署に警察署東海地震警戒警備本部を設置して警備体制を確立する。

### 2 警備要員の参集

警察職員は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときには、県警察本部長の定めるところにより、自動的に参集して、警備活動に従事する。

### 3 警備活動の重点

県警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため社会秩序の維持対策を推進する。

#### (1) 混乱防止の措置

ア 警戒宣言が発せられた場合主要駅、繁華街、銀行、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。

イ 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図るものとする。

#### (2) 不法事案に対する措置

ア 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行うものとする。

イ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。

#### (3) 避難に伴う措置

避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。

#### (4) 自主防災活動に対する支援

自治会、自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援を行うものとする。

## 第7 飲料水、電気、ガス（LPガス含む。）、通信及び放送関係確保対策

### 1 飲料水関係

市及び水道事業者（海部南部水道企業団）は、警戒宣言が発せられた場合等の給水対策として次の措置を講ずるものとする。

#### (1) 水源の確保

ア 地域住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足を生じないように、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。

イ 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努めるものとする。

ウ 自己水源による供給水の確保が困難な場合、直ちに県に緊急増加受水の要請を行うものとする。

#### (2) 緊急体制の確立

ア 被害状況収集体制の確立

警戒宣言が発令された場合等は、発災による被害程度を把握できる体制を確立しておくものとする。

イ 給水体制の確立

発災に備え、次により給水体制を確立する。

(ア) 応急給水量

応急給水量は、1人1日3リットルとし、あくまで人の飲料水を供給するもので、洗濯、入浴等の雑用水供給は、飲料水に余裕の生じた時点で給水するものとする。

(イ) 応急給水の対象者

被害により水道、井戸等の給水施設が使用不能の被災者とする。

(ウ) 応急給水の方法

水道の代替手段としては、①飲料水利用プール、②河川の順位によりろ水機で浄化して供給する。

(3) 各家庭等における緊急貯水

市は、警戒宣言が発せられた場合等、震災に備えて居住者等に対して次の緊急貯水を行うよう、強力に呼びかけるものとする。

ア 各家庭において、最低必要飲料水3日分（1人1日3リットル）をポリタンク等に緊急貯水し、発災に備える。

イ 浴槽等に風呂水の汲み置き等し、生活用水を確保する。

2 電気関係

中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 地震警戒体制

直ちに「地震警戒体制」を発令し、本店等に地震災害警戒本部を設置する（中部電力株式会社としては全社的に設置する。）。

(2) 情報伝達

警戒宣言及び警戒解除宣言に関する情報伝達は、あらかじめ定めた経路により行うものとし、その伝達方法は保安通信設備等により行う。

(3) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視・特別点検

給電制御所、発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて設備保全及び人身安全上の応急措置を实

施する。

(4) 電力の緊急融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び中部電力株式会社と隣接する各電力会社間で締結された「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(5) 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関及びWebサイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 ガス（LPガス含む）関係

警戒宣言が発令された場合、一般社団法人愛知県LPガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

4 通信関係

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

(1) 地震防災応急対策等に関する情報

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次の事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付、配達状況

ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況

エ 西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況

オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法

カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板運用（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）

東海地震注意情報発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前からも実施する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等につい

ては、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

#### 5 放送関係

日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合は、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市と協力して減災・防災に向けた活動を行う。

東海地震に関連する情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

なお、放送にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めることとする。

#### 6 生活必需品関係

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め及び物価高騰が生じないように、県・国と連携して関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

また、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。

各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

なお、市は、平常時からこれらの対応についての周知徹底に努める。

### 第8 金融対策

民間金融機関、郵便局及び県は、警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、金融機関及び保険会社及び少額短期保険業者の業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講ずるものとする。

#### 1 預金取扱金融機関への措置

- (1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客のふくそう状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、当地の警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

- (2) 営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。



(3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

(4) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。

(5) 発災後の預金取扱金融機関の応急措置については、災害関係の融資に関する措置、預貯金の払戻及び中途解約に関する措置、手形交換・休日営業等に関する措置、営業停止等における対応に関する措置を適時、的確に講ずる。

(6) その他地域の金融上の混乱の未然防止に十分配慮する。

## 2 日本郵便株式会社の措置

(1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、郵便局における業務の取扱いを停止する。

(2) 上記(1)により業務を停止し、又は事務の一部を取扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。

(3) 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で従事している者は、原則として速やかに郵便局へ戻るものとする。

(4) 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

## 3 火災共済協同組合への措置

(1) 業務時間中に警戒宣言が発せられた場合には、組合において、共済事業に関する業務を停止するとともに、業務停止等の措置を講じた旨を取引者に周知徹底する。

(2) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法として、組合において、業務停止等を行う店舗名等のポスターの店頭掲示、新聞やWebサイトへの掲載等を行うことによる。

(3) 休日、開店前又は開店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の共済事業の円滑な遂行の確保を期するため、組合において共済事業に係る業務の開始又は再開は行わない。

(4) 警戒宣言が解除された場合には、組合において、可及的速やかに平常の業務を行う。

(5) 発災後の組合の応急措置については、共済金の支払・共済掛金の払込猶予等に関する措置、業務停止等における対応に関する措置を適時、的確に講ずる。

## 第9 交通対策

### 1 道路

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想される。

このため、県公安委員会は、適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

(1) 交通対策の基本方針

警戒宣言が発せられた場合における交通対策の基本は、次のとおりとする。

- ア 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制する。
- イ 強化地域外から強化地域内への一般車両の流入は、極力制限すること。
- ウ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- エ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。
- オ 高速道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は制限しない。

## (2) 運転者のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合の運転者のとるべき措置は、次のとおりとする。

- ア 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- イ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- ウ 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

## (3) 警戒宣言発令時における交通規制の内容及び方法

警戒宣言が発せられた場合は、大震法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、次の要領により、歩行者若しくは車両の通行を禁止し、又は制限する。

### ア 広域交通規制対象道路及び広域交通検問所

警戒宣言が発せられた場合における強化地域及びこれに隣接する地域の交通の混乱を防止し、かつ、緊急輸送の確保を図るため、あらかじめ広域交通規制対象道路を指定し、広域交通検問所を設置して、必要な交通規制、通行車両のう回、誘導及び自動車利用の抑制の要請等を行う。

### イ 津波被害発生予測地域の周辺道路

発生予測地域内道路及び同地域に通ずる道路について、通行禁止規制等の交通規制を行う。

### ウ 強化地域を対象とする規制

- (ア) 第1次的には、あらかじめ指定する路線、区間について、緊急自動車及び緊急輸送車両であることの確認を受けた車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の通行を禁止する。
- (イ) 前記（ア）の目的を達するため、交通検問所を設置して、必要な交通規制、誘導及び自動

車使用抑制の要請等を行う。

(ウ) 前記(ア)以外の道路について、緊急通行車両等の通行を確保すべき必要がある場合には、あらかじめ指定する路線、区間その他の関連道路について車両の通行を禁止し、又は制限する。

#### エ 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者等及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施するものとする。

#### オ 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大震法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

#### カ 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、ラジオ、看板等により適時、適切な広報を実施する。

### (4) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあつては、その流入を極力制限する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

### (5) 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置

#### ア 交通規制に伴う滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

#### イ 滞留車両の運転者及び同乗者の措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関と協力し必要な対策を講ずるものとする。

### (6) 警戒宣言時の交通規制等の情報提供

道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、前記(2)に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

## 2 鉄道

鉄道事業者は、警戒宣言発令時及び東海地震注意情報発表時における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

### (1) 東海地震注意情報発表時

ア 警戒宣言発令時には列車の運転を中止する旨を、旅客に知らせる。

- イ 早く帰宅するよう旅客にPRする。
- ウ 地震が発生すると地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。
- エ 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように輸送力を増強する。

(2) 警戒宣言発令時

- ア 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄りの駅に停車し、旅客を安全な場所に誘導する。ただし、震度6弱未満かつ津波の被害のおそれがない地域については、事業者が安全に運行可能かどうか判断した上で対応を明確化する。
- イ 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

3 路線バス事業者

路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。

- (1) 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路について、あらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。
- (4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。
- (5) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。
- (6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難場所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

4 海上交通

(1) 第四管区海上保安本部

第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するために、次の措置をとるものとする。

- ア 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難指示を行うとともに、必要に応じ入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じ若しくは荷役の中止を命ずる等、所要の措置をとる。
- イ 港内、狭水道等船舶交通の混雑が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- ウ 臨海施設等危険物を取扱う施設については、危険物の排出等の事故を防止するため、必要な

指導を行う。

エ 貯木場からの木材の流出による海上交通の障害を防止するため、必要な指導を行う。

#### 5 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言が発せられた場合には交通機関が運行停止する旨の情報を提供し、事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

### 第10 緊急輸送

#### 1 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、概ね次のものとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材
- (8) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

#### 2 緊急輸送の方針

警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送は、市等関係機関が保有する車両等を動員し、又は関係業者等の保有車両を調達し、必要最少限の範囲で実施するものとする。

実施にあたっては、輸送手段の競合を生じないように、あらかじめ緊急輸送関係機関及び実施機関と連携協力体制を十分整備するものとし、警戒宣言発令時の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、市警戒本部において必要な調整を行うものとする。

#### 3 緊急輸送道路

県は、地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要となる人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するため、あらかじめ緊急輸送道路を指定している。

4 緊急輸送車両等の確保

市は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておくものとする。

市が運用又は調達する車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あつせんを要請する。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) その他必要事項

5 緊急輸送車両の運行確保

(1) 緊急輸送車両の確認及び事前届出

県公安委員会が大震法第24条の規定に基づき緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、知事又は県公安委員会によって、大震法施行令第12条の規定により緊急輸送車両の確認が行われる。

また、緊急輸送を行う計画のある車両を保有する場合には、県公安委員会（県警察）へ緊急輸送車両の事前届出を行うこととする。

(2) 緊急通行車両等確認証明書及び事前届出済証の交付範囲

緊急通行車両等確認証明書を交付する範囲は、本節を遂行するために必要とされるもので、かつ、前記第10（緊急輸送）1の「緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲」において定めるものとする。

(3) 緊急輸送車両の確認及び事前届出手続

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする場合は、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は県公安委員会の下記緊急通行車両等確認事務担当局に提出するものとする。

また、緊急輸送車両の事前届出については、「緊急通行車両等事前届出書」を県公安委員会（警察本部）の事務担当局に提出するものとする。

県	県 公 安 委 員 会
① 総 務 部 — 海部県民事務所	① 警 察 本 部 — 交 通 規 制 課
② 防 災 安 全 局 — 災 害 対 策 課	② 警 察 署 — 交 通 課（係）

(4) 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると認定されたときは、知事又は県公安委員会によって、「緊急通行車両等確認証明書」が作成され、標章とともに交付される。

(5) 緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送を継続して実施することができる。

附属資料	○緊急通行車両等事前届出書	P. 456
	○緊急通行車両等確認申請書	P. 457
	○緊急通行車両等確認証明書	P. 458
	○緊急通行車両等の標章	P. 458

## 第11 他機関に対する応援要請等

### 1 防災関係機関に対する応援要請等

#### (1) 応援要請手続要領の定め

防災関係機関相互における応援要請又は応急措置の要請について、あらかじめ手続等を定めるものとする。

#### (2) 他市町村長への応援要請

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条の規定により他の市町村の市町村長等に対し応援を求めることができる。

#### (3) 知事への応援要請

市長は、市域において地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条の規定により、知事に対し応援を求め、又は応急措置を要請することができる。

#### (4) 受入体制の確保

市は、災害が発生し、他の市町村等からの応援を受入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するように努めるものとする。

#### (5) 費用の負担

他市町村から本市に応援がなされた場合の応援に要した費用の負担方法は、大震法第31条に定める方法による。

### 2 自衛隊の地震防災派遣要請

市警戒本部長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援の必要があると認めるときは、海部県民事務所長を経由し、県警戒本部長に対し、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣要請を依頼するものとする。

#### (1) 派遣を要請する事由

#### (2) 派遣を要請する期間

#### (3) 派遣を希望する区域

#### (4) その他参考になるべき事項

## 第12 ボランティア、NPO等との連携

### 1 一般ボランティア

市災害ボランティアセンターの開設準備を行うとともに、ボランティア参加の問合せについては、市（健康福祉部）が次により対応する。

- (1) ボランティア参加の問合せに関しては、発災後に設置される市災害ボランティアセンターの予定場所を案内するとともに発災後の協力を依頼する。
- (2) 県及び市が養成した災害ボランティアコーディネーターに連絡をとり、発災後設置される市災害ボランティアセンターの運営についての協力を依頼する。
- (3) 市災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

## 2 地域協力団体・NPO等との連携

- (1) 災害救援活動の地域協力団体・NPO等に市災害ボランティアセンターの開設準備について協力を依頼する。
- (2) 地域・施設等の災害弱者への情報伝達・避難誘導を行う地域住民組織等に対する支援のため、地域協力団体・NPO等の組織に協力を依頼する。

## 第13 市が管理又は運営する施設に関する対策

### 1 道路

地震発生時に予想される道路の被害は、法面の崩落、高盛土箇所の崩壊、路面の亀裂、沈下、橋梁の損壊、水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊などが想定される。

このため、市は、東海地震注意情報が発表された段階から、直ちに所管する道路のうち、特に緊急輸送道路及び避難路として指定された路線並びに道路の損壊等が想定される危険箇所を主体に緊急点検を行うため道路巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ応急補強、交通の制限、工事中の道路における工事の中断等の措置をとるものとする。また、日常から道路、橋梁施設の危険箇所の調査及び耐震診断を実施し、今後計画的に改良を図るものとする。

### 2 河川・農業用施設等

- (1) 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、直ちに所管する河川、農業用施設等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、ひ門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。
- (2) 被害予測で津波による重大な被害が予測される地区においては、河川及び海岸管理施設の管理上の対応について、あらかじめ定めるものとする。

### 3 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する庁舎、保健センター、図書館、市民ホール、総合社会教育センター、農村環境改善センター、農村多目的センター等における管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は、施設毎に定めるものとする。

#### (1) 各施設に共通する事項

- ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報の来訪者への伝達
- イ 来訪者の避難等の安全確保のための措置
- ウ 施設の防災点検及び応急補修、設備・備品等の転倒及び落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物資による危害
- エ 出火防止措置



- オ 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水
- カ 消防用設備の点検、整備と事前配備
- キ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピュータシステムなど重要資機材の点検等の体制

#### (2) 個別事項

- ア 学校にあっては、保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- イ 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

#### 4 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

- (1) 地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎等の管理者は、前記3の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、警戒本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) この強化計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は、前記3の(1)又は(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

#### 5 工事中の建築物等に対する措置

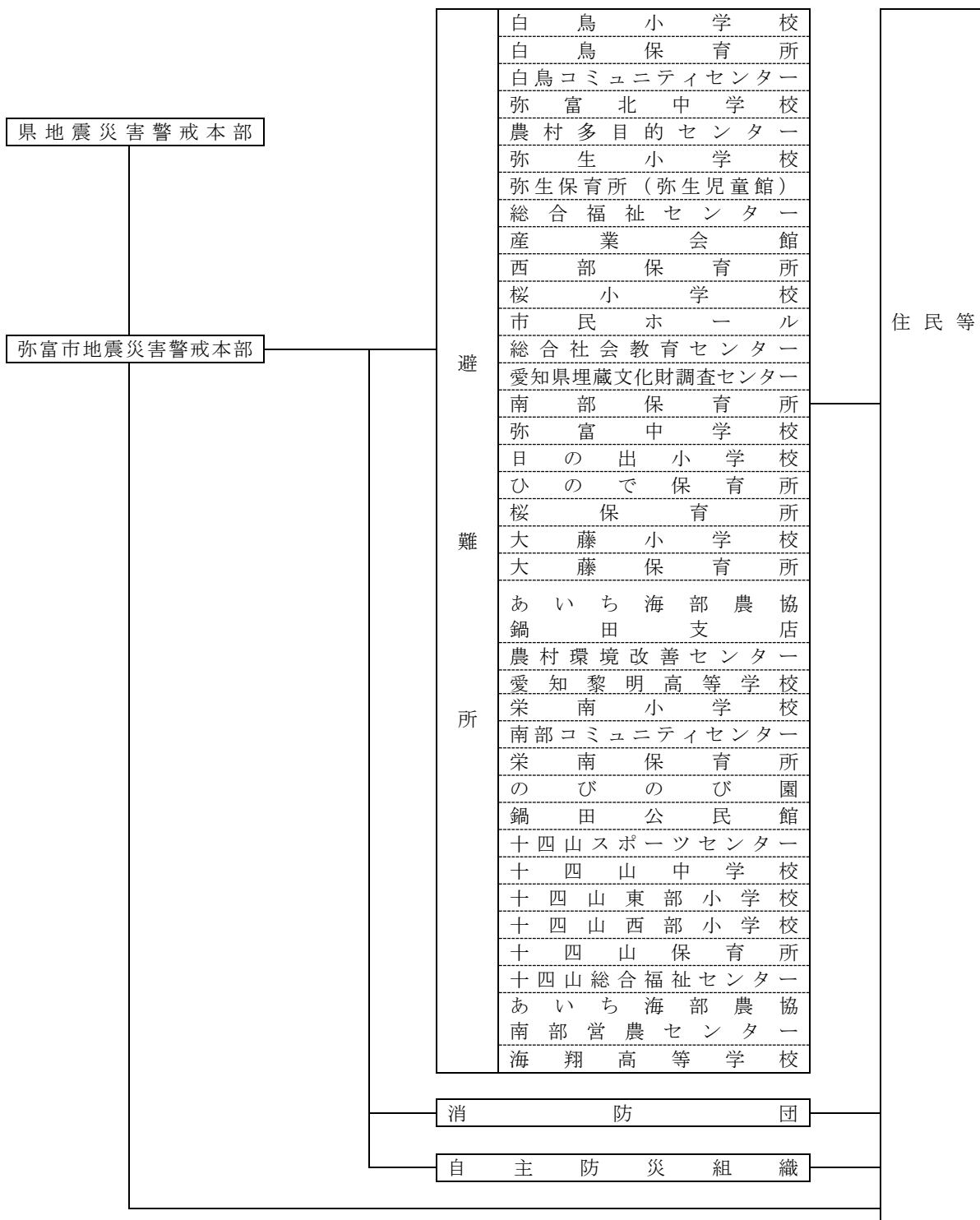
工事中の建築物その他の工作物又は施設については、警戒宣言が発せられた場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。

### 第14 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

#### 1 収集、伝達系統

市における警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等に関する情報の収集、伝達及び警戒本部からの指示事項等の伝達は、次の系統により行うものとする。

情報収集伝達系統



2 報告事項・時期

- (1) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、別記様式1 (P.360)により県(海部県民事務所)に報告する。
- (2) それ以降は、別記様式2 (P.361)により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア 報告事項は、別記様式 2（P.361）に記載の事項とする。

イ 報告時期

①は、危険な事態その他異常な事態が発生した後直ちに行う。

②は、避難に係る措置が完了した後速やかに行う。

③から⑩までは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次行うものとする。

別記様式1

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

速報用

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること。)
①東海地震予知情報の伝達	1 完了      2 半数以上      3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし    2 必要あり (ア 完了    イ 実施中    ウ 未実施)
③消防・浸水対策活動	1 必要なし    2 必要あり (ア 完了    イ 実施中    ウ 未実施)
④応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし    2 必要あり (ア 完了    イ 実施中    ウ 未実施)
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし    2 必要あり (ア 完了    イ 実施中    ウ 未実施)
⑥犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし    2 必要あり (ア 完了    イ 実施中    ウ 未実施)
⑦食料、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし    2 必要あり (ア 完了    イ 実施中    ウ 未実施)
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし    2 必要あり (ア 完了    イ 実施中    ウ 未実施)
⑨地震災害警戒本部の設置	1 設置      2 準備中      3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了      2 半数以上      3 半数未満
備 考	

## 別記様式 2

## 《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避難 状 況	①	危険事態、異常事態の発生状況			
	避難 の 経 過	措置事項			
	避難 状 況 の 完 了		避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必要な措置等
		②			
地震 防 災 応 急 対 策	③	東海地震予知情報の伝達、避難指示			
	④	消防、水防その他応急措置			
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の 救護、保護			
	⑥	施設・設備の整備及び点検			
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会 秩序の維持			
	⑧	緊急輸送の確保			
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の 体制整備			
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るた めの措置			
		備	考		

## 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画等

市は、地震防災応急対策又は発災後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を計画的に整備するものとする。なお、整備するにあたって、避難場所、避難路となる道路及び避難施設等においては、段差の解消、手すりや身体障がい者用トイレの設置など、要配慮者に配慮した施設の整備を推進するものとする。

### 第1 避難場所等の整備

居住者等の避難の円滑化と避難者に対する延焼火災からの保護等を図るため、避難場所標識の整備、避難場所出入口の段差解消、耐震性貯水槽等の設置など、避難場所の整備を推進する。

### 第2 避難路の整備

居住者の避難の安全と円滑化を図るため、狭隘道路の拡幅や避難場所誘導標識の整備事業を推進する。

### 第3 消防用施設の整備

地震災害に救助活動等の消防活動を有効に実施するため、耐震性貯水槽等の消防用施設や可搬式動力ポンプ等の消防資機材等の整備を推進する。特に、耐震性貯水槽については、コミュニティ単位で設置しているが、近年の人口増に伴い、順次設置箇所を増やしていく。

### 第4 緊急輸送道路等の整備

本章第4節第10「緊急輸送」に定めるとおり、市内には緊急輸送道路が県により指定されているが、当該道路については必要な道路整備の実施を県に働きかけるものとする。また、県指定緊急輸送道路と市の防災活動拠点（市役所、避難所、ヘリポート等）とを結ぶ市道や防災活動拠点双方を結ぶ市道については、市が道路拡幅など必要な整備を推進するものとする。

### 第5 通信施設の整備

警戒宣言、東海地震に関連する情報等緊急情報の迅速かつ正確な収集伝達を図るとともに、警戒宣言時等における電話の異常ふくそう、地震災害による通信の途絶などに備え、災害対策上重要な通信の確保を図るため、防災行政無線移動系の整備など必要な通信施設の整備を行うものとする。

### 第6 防災上重要な建築物の整備

地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎、学校等の耐震改築、補強等を進めるため、次の措置の推進を図るものとする。

#### 1 庁舎、消防署、学校等の整備

地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎、消防署、学校等については、次に掲げる措置の推進を図るものとする。

- (1) 市役所の建て替えの早期実施
- (2) 海部南部消防署のかさ上げ及び建て替えの早期実施
- (3) 建築物の耐震性の調査
- (4) 建築物の耐震補強の検討及び実施
- (5) 建築設備の耐震補強の検討及び実施

(6) 市役所の建て替えが完了後、速やかに一時避難場所として指定の実施

## 2 避難施設等の整備

大規模な地震が発生又は発生するおそれがある場合に、防災活動の迅速な実施と施設等避難者の安全の確保を図るため、市は防災資機材倉庫、保育所、要配慮者の避難施設、多数の者を受入れする施設の整備事業を推進するものとする。

## 第7 水道施設の整備

市及び水道事業者は、震災による水道の断水を最小限にとどめ被害箇所をできるだけ少なくするとともに応急給水を確保するため、老朽管を更新すること、及び水需要を考慮した上、応急給水等を確保するため配水池の増設及び緊急遮断弁の整備を進めるものとする。

## 第8 防疫及び給水用器具機材の整備

震災に備え、感染症の流行の防止、給水活動等を円滑に行えるよう、必要な資機材、給水車等の整備事業を推進するものとする。

# 第6節 大規模な地震に係る防災訓練計画

## 第1 防災訓練の実施

市は、市防災会議の主唱に基づき、毎年9月1日の防災の日を中心に、防災関係機関並びにできる限りの民間企業、住民等の参加を得て、強化計画の具体的な運用等を目的とする大規模な地震に関する総合防災訓練を実施するものとする。

また、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協体制の強化を目的として、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

なお、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めることができるものとする。

## 第2 防災訓練の内容

総合防災訓練は、概ね次に掲げるような内容を取り入れて行うとともに、画一的な内容にならないよう、前年度までの訓練内容を踏まえ、より実践的な地域の実情に合ったものとする。

また、それぞれの防災関係機関等が行う防災訓練についても、これらに準じた内容により行うものとする。

- (1) 東海地震に関連する情報等の発表から警戒宣言の発令に伴う地震防災応急対策の実施に必要な要員の参集及び市警戒本部運営訓練
- (2) 警戒宣言の発令に伴う所要情報の通知、伝達、広報の訓練
- (3) 交通規制、事前避難等に関する訓練
- (4) 発災後の市災害対策本部の設置及び消火活動、避難誘導（要配慮者、滞留旅客等を含む。）、救護活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
- (5) 津波警報等情報伝達に関する訓練
- (6) その他地震防災応急対策の実施等に関する訓練

## 第3 防災訓練の指導協力

市は、自主防災組織等の行う防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積

極的に協力するものとする。

## 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な広報及び教育を推進するものとする。

### 第1 市職員等に対する教育

警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策の迅速かつ円滑な実施を図ることが大切になる。そのため、市警戒本部を構成する職員等を中心に、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各課ごとに主体的に行うものとし、その内容としては、おおよそ次の事項について教育を行うものとする。

- (1) 予想される地震及び津波に関する知識
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づきとられる市警戒本部の対応措置等の内容
- (4) 地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報等が発表された場合にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後、地震対策として取組む必要のある課題

### 第2 住民等に対する教育

警戒宣言が発せられた場合、住民の一人ひとりが、警戒宣言及び対応措置等についての正しい知識と判断をもって行動することが、パニックなどを未然に防止する上で最も重要なことである。

そのため、市は県と協力して、住民等に対する広報、教育を実施する。その場合は、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙、パンフレット等の配布、地震体験車の使用、地震展、映画会及び講演会の開催、県の防災教育センター等における教育などにより行うものとする。

広報、教育の内容は、おおよそ次のような事項について行うものとする。

- (1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づき実施される措置
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 東海地震の予知に関する知識
- (4) 地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報等が発表された場合における出火防止、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 地震に関する基礎的な知識
- (6) 市、県及び防災関係機関等が講ずる地震防災応急対策等の概要
- (7) 各地域における津波危険予想地域等に関する知識



- (8) 避難場所、避難路等に関する地域防災情報
- (9) 非常持出品の用意、家具の固定、応急手当、出火防止、ブロック塀等の倒壊防止等の日常の防災対策
- (10) 避難生活の運営に関する知識
- (11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 第3 児童生徒等に対する教育

市は、学校等が行う児童生徒等に対する地震防災教育に関し、必要な指導及び助言を行うものとする。

地震防災教育は、学校等の種別及び児童生徒等の発達段階やその行動上の特性、学校等の置かれている立地条件等地域の実態に応じた内容のものとし、計画的・継続的に実施するものとする。

### 第4 自動車運転者に対する教育

警戒宣言が発せられた場合に、運転者として適正な行動がとれるよう、交通安全協会等交通関係団体等を通じて、警戒宣言が発せられた場合の交通規制の内容及び運転者のとるべき措置等の教育を広報紙、講習会等を媒体として計画的、継続的に実施するものとする。

教育、広報の内容は、おおよそ次の事項について行うものとする。

- (1) 警戒宣言及び東海地震に関連する情報等の知識
- (2) 警戒宣言が発せられた場合の交通規制の内容
- (3) 警戒宣言が発せられた場合の運転者のとるべき措置
- (4) 地震発生時における運転者のとるべき措置

### 第5 地震相談窓口の設置

市は、住民からの地震に対処する方法、住宅の耐震相談などの地震に対する相談を受けるため、適宜、市役所に必要な相談窓口を設置し、広く地震対策の普及を図るものとする。

### 第6 住民の震災予防対策

警戒宣言が発せられた場合、住民は、それぞれの家庭及び職場において、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

市は、住民に対して広報紙や防災パンフレット等により周知徹底に努めるものとする。

#### 1 平常時にとるべき措置

- (1) 家族と避難先や連絡先を相談しておくこと。
- (2) 防災訓練に進んで参加すること。
- (3) 自主防災組織に参加すること。
- (4) 非常持出品をまとめておくこと。
- (5) 日頃から、建物や塀の補強、家具の固定に注意すること。
- (6) 日頃から、飲料水や消火器の準備をすること。

#### 2 警戒宣言発令時にとるべき措置

- (1) 家庭においてとるべき措置

- ア テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
  - イ 警戒宣言が発せられた場合には、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行うものとし、その耐震性を十分把握しておくものとする。

なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。
  - ウ 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかること。
  - エ とりあえず、身の安全を確保できる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
  - オ 火の使用は自粛すること（やむを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと。）。
  - カ 灯油等危険物やLPガスの安全措置をとること。
  - キ 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくこと。
  - ク 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替えること（底の厚い靴も用意すること。）。
  - ケ 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
  - コ 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておくこと。
  - サ 自動車や電話の使用は自粛すること。
  - シ 自主防災組織、町内会及び自治会は、情報収集伝達体制を確保するものとする。
- (2) 職場においてとるべき措置
- ア 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できる限りの措置をとること。
  - イ とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
  - ウ 火の使用は自粛すること。
  - エ 消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
  - オ 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
  - カ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
  - キ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
  - ク 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
  - ケ 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員に素早く伝達すること。
  - コ 近くの職場同士で協力しあうこと。
  - サ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。
- 3 地震発生時にとるべき措置

- (1) まずわが身の安全を図ること。
- (2) 素早く火の始末をすること。
- (3) 非常脱出口を確保すること。
- (4) 火が出たらまず消火すること。
- (5) あわてて戸外に飛び出さないこと。
- (6) 狭い路地、塀ぎわや川べりに近寄らないこと。
- (7) 避難は徒歩で、持物は最小限にすること。
- (8) みんなが協力し合って応急救護を行うこと。
- (9) 正しい情報をつかみ、余震に注意すること。



## 第3編 原子力災害対策計画



## 用語の定義

この計画で用いている用語の定義は、次のとおりである。

用語	解説
放射能	物質が放射線を出す性質又はその強さ。
放射線	電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離するもの。物質（放射性物質）から放出されるエネルギー。
放射性物質	放射線を出す性質のある物質の総称で、我が国の法令では核燃料物質と放射性同位元素に区分されている。
核燃料物質	ウラン、プルトニウム、トリウム等の核分裂の過程において、高エネルギーを放出する物質であって、原子炉の中で核分裂を起こす物質。
放射性同位元素 (放射性同位体)	同じ元素で質量数（陽子数と中性子数の和）が異なる同位体のうち、放射能を有するもので、ラジオアイソトープ（R I）ともいう。我が国の法令では、核燃料に用いられる放射性同位元素を「核燃料物質」に区分している。
I A E A	International Atomic Energy Agency 国際原子力機関 世界平和、健康及び繁栄のための原子力の貢献の促進増大や軍事転用されないための保障措置の実施を目的として、1957年に設立された国際機関で、本部はウィーンにある。
I C R P	International Commission on Radiological Protection 国際放射線防護委員会 専門的な立場から放射線防護に関する勧告を行う国際組織。
米国 N E I	America Nuclear Energy Institute アメリカ原子力エネルギー協会
S P E E D I (スピーディ)	System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（スピーディネットワークシステム）
P A Z	Precautionary Action Zone 発電用原子炉施設のうち予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径5 k m。
U P Z	Urgent Protective Action Planning Zone 発電用原子炉施設のうち緊急防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径30 k m他。
P P A	Plume Protection Planning Area 放射性物質を含んだプルーム通過時の被ばく（特に吸引による内部被ばく）を避けるための防護を実施する地域。
放射性プルーム	気体状あるいは粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団。
E A L	Emergency Action Level 避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準となる緊急時活動レベル。 緊急時に想定される原子力施設の状態として定める。 (関連：P 382表 2 各緊急事態区分を判断する E A L の枠組みについて)
O I L	Operational Intervention Level 主に放射性物質放出後の防護措置の実施基準となる運用上の介入レベル。 緊急時に想定される放射線量率等の計測値として定める。 (関連：P 393表 3 O I L と防護措置について)
特定事象	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する基準又は施設の異常事象のことをいう。
軽水炉	減速材に軽水（普通の水）を用いる原子炉で、沸騰水型原子炉（BWR）と加

用語	解説
	<p>圧水型原子炉（PWR）に別れる。</p> <p>アメリカで開発され、日本で商用稼動している原子力発電所は全て軽水炉。</p>
BWR	<p>Boiling Water Reactor 沸騰水型原子炉</p> <p>原子炉の冷却水（一次冷却水）を沸騰させてできた蒸気を直接タービンに送り、発電する原子炉。</p> <p>東京電力や中部電力などの原子力発電所が採用。</p>
PWR	<p>Pressurized Water Reactor 加圧水型原子炉</p> <p>原子炉内で温度上昇させた高温・高圧の冷却水（一次冷却水）を蒸気発生器に送って、別の冷却水（二次冷却水）を蒸気にし、その蒸気でタービン発電機を回して発電する原子炉。</p> <p>関西電力や九州電力などの原子力発電所が採用。</p>
FBR	<p>Fast Breeder Reactor 高速増殖炉</p> <p>発電しながら消費した以上のプルトニウムを生成する原子炉で、冷却材として金属ナトリウムが採用される。</p>
ATR	<p>Advanced Thermal Reactor 新型転換炉</p> <p>国産の炉形式（重水減速沸騰軽水冷却型（圧力管型））で、燃料集合体を封じ込めた圧力管の中で冷却水（軽水）を蒸気にし、その蒸気でタービン発電機を回して発電する原子炉。</p>
Bq (ベクレル)	<p>放射能の量を表す単位。</p> <p>1秒間に原子核が壊変（崩壊）する数を表す。</p>
Gy (グレイ)	<p>放射線のある物体に当てた場合、その物体が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。</p> <p>1kgあたり1J（ジュール）のエネルギーを吸収したときに1Gyとなる。</p>
Sv (シーベルト)	<p>人体が放射線を受けたとき、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。</p>
cpm	<p>Counts per minute 放射線測定器で1分間に測定された放射線の数を表す単位。</p>
実効線量	放射線の全身への実効的影響を考慮した放射線の量。
等価線量	身体各組織・臓器が受ける、生物学的影響を考慮した放射線の量。
安定ヨウ素剤	<p>甲状腺への放射性ヨウ素の選択的集積を抑制するために服用する。原子力災害時に備え準備される安定ヨウ素剤には、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）を水に溶解し、単シロップを適量添加したものや医薬品ヨウ化カリウムの丸薬がある。</p> <p>なお、安定ヨウ素剤は副作用の可能性があり、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）は劇薬に指定されている。</p> <p>また、安定ヨウ素剤の安定とは、放射性に対する用語で、放射性崩壊せず、したがって、放射線を放出しないということを意味している。</p>
放射性セシウム	放射性物質の一つで、土壤に吸着しやすい性質を持つ。セシウム137の半減期は約30年。セシウム134は約2年。
放射性ヨウ素	放射性物質の一つで、甲状腺に集まりやすい性質を持つ。ヨウ素131の半減期は8日間。
半減期 (物理的半減期)	壊変（放射性崩壊）によって、放射性核種の原子の数が半分減少するまでの時間（期間）。



# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的・方針

### 第1 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある原子力災害等に対処するため、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、住民の不安を解消し、安心安全な県民生活を確保することにより、市の防災上の責務である住民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散の状況を考慮すると、本県は県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径5km）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30km）に含まれてはいないものの、県境から概ね55kmの位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所や概ね82kmの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所を始めとする静岡県内、福井県内の原子力発電所といった本県に影響が考えられる原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて、住民の生命、身体及び財産の保護を優先に考え、住民の心理的動揺や混乱をできる限り低く抑え、風評被害を始めとする社会的混乱に基づく住民生活や地域産業に係るダメージを小限に抑えるため、想定される全ての事態に備えていかなければならない。

原子力災害等は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられない特殊性はあるものの、的確に測定することは可能であることを考慮すると、あらかじめ、原子力緊急事態に際し、市及び県を始めとする関係機関が、どのような根拠で、どのような判断をし、どのような対応をするか、住民の理解を得る必要があり、住民の具体的な行動につながるような科学的根拠に基づく、明確かつ具体的な基準を提示するとともに、適宜適切に情報提供できるかが重要である。

### 第2 計画の性格及び基本方針

#### 1 地域防災計画（原子力災害対策計画）

(1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、弥富市防災会議が弥富市の地域に係る防災計画として作成する「弥富市地域防災計画」の第3編「原子力災害対策計画」として、原子力災害等に対処すべき措置事項を中心に定めるものであり、この計画に定めのない事項については、原則として第1編「風水害等災害対策計画」、又は第2編「地震・津波災害対策計画」によるものとする。

(2) この計画を効果的に推進するため、市及び県は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様

な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

(3) 住民の生命、身体及び財産を守るため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

なお、原子力災害に係る対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」(平成24年12月3日告示)を十分に尊重するものとする。

(4) 弥富市防災会議は、毎年、弥富市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

(5) 原子力災害の特殊性から、甚大な被害となった場合、市域を越えた広域的な対応を必要とすることから、県と連携し協議を進め、県地域防災計画との整合を図るものとする。

### 第3 計画の構成

この計画は、次の4章をもって構成する。

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧

### 第4 災害の想定

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した災害は、次のとおりである。

#### 1 放射性物質災害

放射性物質(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素等をいい、次の2に記載する核燃料物質等を除く。)の取扱いに係る災害をいう。

#### 2 原子力災害

本市における核燃料物質等(原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質をいう。)の事業所外の運搬中の事故による災害及び県外における原子力発電所等の事故の発生に伴う災害をいう。

なお、この計画において想定する県外の原子力発電所等は、次表のとおりである。

原子力発電所 又は原子炉施設名	事業者名	所在地	号機	状況	摘要
浜岡原子力発電所	中部電力 株式会社	静岡県 御前崎市佐倉	1号機	2009.11.18 廃止措置計画認可・ 廃止措置中	沸騰水型
			2号機	2009.11.18 廃止措置計画認可・ 廃止措置中	沸騰水型
			3号機	定期検査中	沸騰水型
			4号機	定期検査中	沸騰水型
			5号機	定期検査中	沸騰水型
美浜発電所	関西電力	福井県三方郡	1号機	2017.4.19	加圧水型

原子力発電所 又は原子炉施設名	事業者名	所在地	号機	状況	摘要
	株式会社	美浜町丹生		廃止措置計画認可・ 廃止措置中	
			2号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・ 廃止措置中	加圧水型
			3号機	運転中 (82.6万Kw)	加圧水型
大飯発電所		福井県大飯郡 おおい町大島	1号機	2018.11.22 廃止措置計画認可・ 廃止措置中	加圧水型
			2号機	2018.11.22 廃止措置計画認可・ 廃止措置中	加圧水型
			3号機	運転中 (118.0万Kw)	加圧水型
			4号機	運転中 (118.0万Kw)	加圧水型
高浜発電所		福井県大飯郡 高浜町田ノ浦	1号機	定期検査中	加圧水型
			2号機	定期検査中	加圧水型
			3号機	運転中 (87.0万Kw)	加圧水型
			4号機	運転中 (87.0万Kw)	加圧水型
敦賀発電所	日本原子力 発電株式会社	福井県敦賀市 明神町	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・ 廃止措置中	沸騰水型
			2号機	定期検査中	加圧水型
高速増殖原型炉も んじゅ	国立研究 開発法人 日本原子 力研究開 発機構	福井県敦賀市 白木	-	2018.3.28 廃止措置計画認可・ 廃止措置中	高速増殖 炉
福井県敦賀市 明神町		-	2008.2.12 廃止措置計画認可・ 廃止措置中	新型転換 炉	

## 第5 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

(出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』)

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

### 1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL)

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、表1の前後にまとめる。

また、図1に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、こ

ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。

なお、原子力規制委員会が示すEALの枠組みの内容は、表2のとおりである。

## 2 運用上の介入レベル（OIL）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記1の施設の状態に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1の後段にまとめる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）を設定する。

## 3 原子力災害対策重点区域

### （1）原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上

で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

## （2）原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域は、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とする。原子力施設の種類に応じて原子力災害対策重点区域の範囲の目安を以下のとおり定める。

なお、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。

### ア 発電用原子炉施設

発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。

#### （ア）予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EALに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るPAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある

#### （イ）緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るUPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径30km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

ただし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号、以下「炉規法」という。）第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定め

た発電用原子炉施設※については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設から概ね半径5 kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

※原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及び並びに第十四条の表へ及びの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第14号）において定められている。

イ 試験研究用等原子炉施設

試験研究用等原子炉施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

- ・原子力災害対策重点区域の範囲は、試験研究用等原子炉を一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力の最大値に応じ、当該試験研究用等原子炉施設から概ね次の表に掲げる距離を目安とする。

熱出力の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安（半径）

熱出力が10MWを超え、100MW以下の試験研究用等原子炉	5 km
熱出力が2 MWを超え、10MW以下の試験研究用等原子炉	500m

ウ 加工施設

(ア) ウラン加工施設

ウラン加工施設（濃縮又は再転換のみを行うものでウラン235の取扱量が0.008 T B q 未満のものを除く。）に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

- ・原子力災害対策重点区域の範囲は、核燃料物質（質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。）を不定形状（溶液状、粉末状、気体状）又は不定性状（物理的・化学的工程）で継続して取扱う運転時におけるその取扱量の最大値に応じ、当該加工施設から概ね次の表に掲げる距離を目安とする。

取扱量の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安（半径）

ウラン235の取扱量が0.08 T B q 以上の加工施設	5 km
ウラン235の取扱量が0.08 T B q 未満の加工施設	1 km
敷地境界から500m以内での取扱量が0.008 T B q 未満の加工施設	500m

(イ) プルトニウムを取扱う加工施設

日本原燃株式会社再処理事業所に設置されるMOX燃料加工施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該加工施設から概ね半径1 kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

エ 再処理施設

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所及び日本原燃株式会社再処理事業所に設置されている再処理施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該再処理施設から概ね半径5 kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

オ その他の原子力施設

次に掲げる原子力施設については、原子力災害対策重点区域を設定することは要しない。

- ・発電用原子炉又は試験研究用等原子炉について廃止措置計画の認可を受け、かつ、全ての燃料体が当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設外に搬出されているもの若しくは当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設内にある全ての燃料体が乾式キャスクにより貯蔵されているもの
- ・熱出力（一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力）の最大値が2 MW以下の試験研究用等原子炉施設
- ・濃縮又は再転換のみを行うウラン加工施設であってウラン235の取扱量が0.008 T B q 未満のもの
- ・使用済燃料貯蔵施設（使用済燃料を乾式キャスクのみによって貯蔵する施設に限る。）、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等

(3) 原子力災害対策重点区域の設定にあたっての留意点

地方公共団体は、各地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際には、上記（1）及び（2）の考え方を踏まえつつ、原子力災害対策重点区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、上記のPAZ及びUPZの数値を一つの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。

UPZに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。

なお、同一の原子力事業所内に複数の原子力施設が設置される場合、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする必要がある。

表1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（1/2）

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

緊急事態区分	原子力事業者	地方公共団体	国	P A Z（～概ね5km）				U P Z（概ね5～30km）				U P Z外（概ね30km～） ※防護措置や協力が必要と判断された範囲に限る。			
				体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
				警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員参集・情報収集・連絡体制の構築</li> <li>・国へ通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等への情報伝達</li> <li>・地方公共団体への情報提供</li> <li>・報道機関等を通じての情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング情報の収集・分析</li> <li>・緊急時モニタリングの準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員参集・情報収集・連絡体制の構築</li> <li>・地方公共団体への参集要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関等を通じての情報提供</li> <li>・緊急時モニタリングの準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング情報の収集・分析</li> <li>・緊急時モニタリングの準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員参集・情報収集・連絡体制の構築</li> <li>・地方公共団体への参集要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関等を通じての情報提供</li> <li>・緊急時モニタリングの準備</li> </ul>
ただし、（原災法10条の通報すべき基準を採用。全面緊急事態に該当する場合を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員追加参集</li> <li>・国及び地方公共団体へ通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等への情報伝達</li> <li>・国及び他の地方公共団体に応援要請</li> <li>・今後の情報について住民等への注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員参集・情報収集・連絡体制の構築</li> <li>・住民等への情報伝達</li> <li>・今後の情報について住民等への注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング情報の収集・分析</li> <li>・緊急時モニタリングの指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員参集・情報収集・連絡体制の構築</li> <li>・住民等への情報伝達</li> <li>・今後の情報について住民等への注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング情報の収集・分析</li> <li>・緊急時モニタリングの指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員追加参集</li> <li>・現地派遣の実施</li> <li>・現地追加派遣の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体への情報提供</li> <li>・報道機関等を通じての情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施及び支援</li> <li>・緊急時モニタリングの指示</li> <li>・モニタリング情報の収集・分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員追加参集・情報収集・連絡体制の構築</li> <li>・住民等への情報伝達</li> <li>・今後の情報について住民等への注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施及び支援</li> <li>・緊急時モニタリングの指示</li> <li>・モニタリング情報の収集・分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内退避</li> <li>・地方公共団体に屋内退避準備を指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体への情報提供</li> <li>・報道機関等を通じての情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員追加参集・情報収集・連絡体制の構築</li> <li>・住民等への情報伝達</li> <li>・今後の情報について住民等への注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施及び支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング情報の収集・分析</li> <li>・緊急時モニタリングの準備及び支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員追加参集</li> <li>・国及び地方公共団体へ通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等への情報伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時モニタリングで設置されているモニタリングポストによる測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び他の地方公共団体に応援要請</li> <li>・住民等への情報伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内退避</li> <li>・屋内退避の実施</li> <li>・【安定ヨウ素剤】</li> <li>・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）</li> <li>・防護措置基準に基づく防護措置への対応</li> <li>・避難、一時移転、避難退城時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員追加参集・情報収集・連絡体制の構築</li> <li>・住民等への情報伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施及び支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング情報の収集・分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>
（原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員追加参集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等への情報伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時モニタリングで設置されているモニタリングポストによる測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び他の地方公共団体に応援要請</li> <li>・住民等への情報伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内退避</li> <li>・屋内退避の実施</li> <li>・【安定ヨウ素剤】</li> <li>・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）</li> <li>・防護措置基準に基づく防護措置への対応</li> <li>・避難、一時移転、避難退城時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員追加参集・情報収集・連絡体制の構築</li> <li>・住民等への情報伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施及び支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング情報の収集・分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界のモニタリング</li> </ul>



		P A Z (概ね5km)				U P Z (概ね5~30km)				U P Z 外 (概ね30km~) ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
国		・要員追加 ・現地追加 ・現地追加 ・派遣の実施	・地方公 共団体へ の情報提 供	・緊急時モニ タリングの実 施及び支援 ・緊急時モニ タリングの指 示	【避難】 ・地方公共団体に避難の実施（移動が 困難な者の一時退避を含む）を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用 を指示	・現地追加 派遣の準備	・地方公 共団体へ の情報提 供	・緊急時モニ タリングの実 施及び支援 ・緊急時モニ タリングの指 示	・屋内退避 ・地方公共団体に屋内退避の実施を指 示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用 準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への 対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避 難退域時検査及び簡易除染並びに甲状 腺被ばく線量モニタリングの準備（避 難・一時移転先、輸送手段、当該検査 及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量 モニタリングの場所の確保等）を指示	・地方公共 団体への参 集要請	・地方公 共団体へ の情報提 供	・モニタリング 情報の収集・分 析 ・緊急時モニ タリングの実 施及び支援	【避難等】 ・地方公共団体に避難等の受入れを 要請 【防護措置基準に基づく防護措置への 対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、 避難退域時検査及び簡易除染並びに 甲状腺被ばく線量モニタリングの準 備（避難・一時移転先、輸送手段、 当該検査及び簡易除染並びに甲状腺 被ばく線量モニタリングの場所の確 保等）への協力を要請
			・報道機 関等を通 じた情報 提供	・モニタリ ング情報 の収集・ 分析			・報道機 関等を通 じた情報 提供		・モニタリ ング情報 の収集・ 分析		・報道機 関等を通 じた情報 提供		

表1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2/2）

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		P A Z (概ね5km) ※1				U P Z (概ね5~30km)				U P Z 外 (概ね30km~)				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
O I L	O I L	原子力 事業者	-	-	-	-	・国及び地方公 共団体へ通報	-	【甲状腺被ばく線量モニタリ ング】 ・(近)甲状腺被ばく線量モニタ リングへの協力	-	-	-	【甲状腺被ばく線量モニタリ ング】 ・(近)甲状腺被ばく線量モニタ リングへの協力	
		地方 公共団 体	-	-	-	-	・住民等への情 報伝達	・緊急時モニタリングの実 施	【避難】 ・避難の実 施 【甲状腺被ばく線量モニタリ ング】 ・(近)甲状腺被ばく線量モニタ リングの実 施	-	-	-	【避難】 ・(近)避難の実 施 【甲状腺被ばく 線量モニタリ ング】 ・(近)甲状腺被ば く線量モニタリ ングの実 施	【避難】 ・(遠)避難の 受入れ
		国	-	-	-	-	・地方公共団 体への情報 提供 ・報道機 関等を通 じた情報 提供	・モニタリ ング情報 の収集・ 分析 ・緊急時 モニタリ ングの実 施及び 支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・地方公共団体に避難の実 施（移動が困難な者の一時退 避を含む）を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリ ング】 ・(近)甲状腺被ばく線量モニ タリングの実 施を指示	-	・地方公共 団体へ の情報 提供 ・報道機 関等 を通 じた 情報 提供	-	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)地方公 共団 体に に 避 難 の 実 施 を 指 示 【甲状腺被ばく 線量モニタリ ング】 ・(近)甲状腺被ば く線量モニタリ ングの実 施を指示	【避難】 ・(遠)地方公 共 団 体 に 避 難 受 入 れ を 要 請
	スクリーミングに係る 基準	原子力 事業者	-	-	-	-	・国及び地方公 共団体へ通報	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実 施及び支援	-
		地方 公共団 体	-	-	-	-	・住民等への情 報伝達	・緊急時モニタリングの実 施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測 定	-	・住民等への情 報伝達	-	-	-
		国	-	-	-	-	・地方公共団 体への情報 提供 ・報道機 関等 を通 じた 情報 提供	・モニタリ ング情報 の収集・ 分析 ・緊急時 モニタリ ングの実 施及び 支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範 囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射 性物質の濃度測定を指示	-	・地方公共 団体へ の情報 提供 ・報道機 関等 を通 じた 情報 提供	・モニタリ ング情報 の収 集・分 析 ・緊急時 モニタリ ングの実 施及び 支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範 囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射 性物質の濃度測定を指示	-

		P A Z (概ね5km) ※1				U P Z (概ね5~30km)				U P Z 外 (概ね30km~)				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
O I L 4	事業 者 力	-	-	-	-	-	・国及び地方公 共団体へ通報	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	-	-	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	
	公 共 地 方 本 体	-	-	-	-	-	・住民等への情 報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施	-	・住民等への情 報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	
	国	-	-	-	-	-	・地方公共団体 への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示	-	・地方公共団体 への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示	
O I L 2	事業 者 力	-	-	-	-	-	・国及び自治体 へ通報	-	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-	
	公 共 地 方 本 体	-	-	-	-	-	・住民等への情 報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	-	・住民等への情 報伝達	-	【一時移転】 ・(近)一時移 転の実施 【甲状腺被ばく 線量モニタリン グ】 ・(近)甲状腺被ば く線量モニタリン グの実施	【一時移転】 ・(遠)一時移 転の受入れ
	国	-	-	-	-	-	・地方公共団体 への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・ 分析 ・緊急時モニタリングの実施 及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・地方公共団体に一時移転の実態 を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)甲状腺被ばく線量モニタ リングの実施を指示	-	・地方公共団体 への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の取 集・分析 ・緊急時モニタリングの実 施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の 決定 ・(近)地方公共 団体に一時移転の 実施を指示 【甲状腺被ばく 線量モニタリン グ】 ・(近)甲状腺被ば く線量モニタリン グの実施を指示	【一時移転】 ・(遠)地方公 共団体に一時 移転の受入れ を要請
O I L 6	事業 者 力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	公 共 地 方 本 体	-	-	-	-	-	・住民等への情 報伝達	・個別品目の放射性物質の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情 報伝達	・個別品目の放射性物質の 濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	
	国	-	-	-	-	-	・地方公共団体 への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃 度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測 定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限 の実施を指示	-	・地方公共団体 への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の 濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測 定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限 の実施を指示	

※1・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてP A Z内は避難を実施していることが前提。

図1 防護措置実施のフローの例

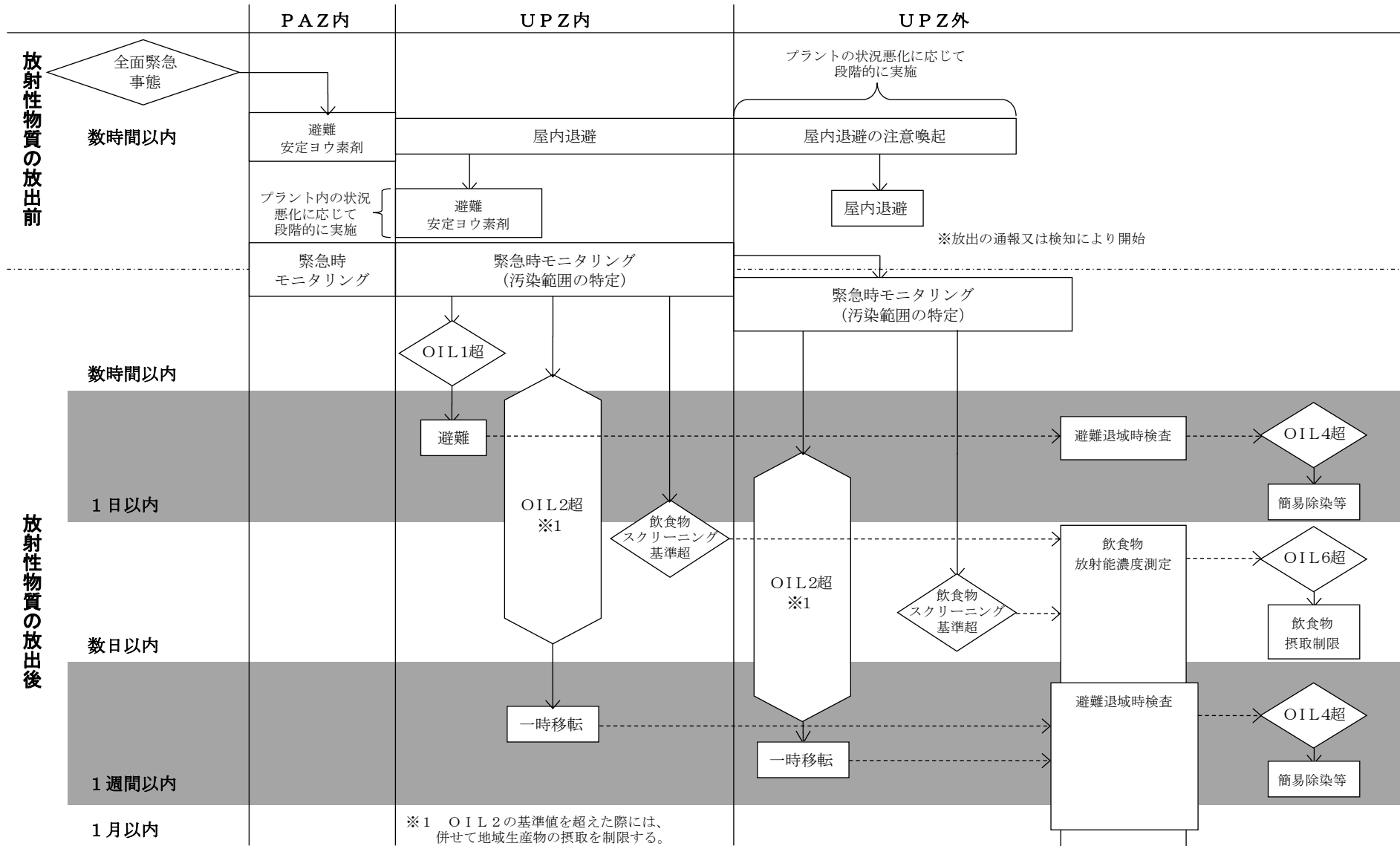


表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

(1) 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、規制法第64条の2第1項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第4項の規定により平成24年11月15日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑭東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）。</p> <p>⑮オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑯当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑰その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがある</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

<p>ことを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	
<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</p> <p>④全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>⑤非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。</p> <p>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の高使用圧力又は高使用温度に達すること。</p> <p>⑤原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</p> <p>⑩使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

(2) 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑬オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>②原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。</p> <p>④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑤原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の高使用圧力又は高使用温度に達すること。</p> <p>⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑥全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑦炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>



全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>⑩原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

(3) ナトリウム冷却型高速炉（規制法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>②使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>③原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑦当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑧当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑨オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑩当該原子炉施設において、新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑪その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>②原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>③全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分間以上）継続すること。</p> <p>④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑤原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑫原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）によって原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の高使用圧力又は高使用温度に達すること。</p> <p>④全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>⑤全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑥炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>検知すること。</p> <p>⑦原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑨原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑫その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>開始する。</p> <p>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

(4) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>②当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>④オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入りしている住民の退去を準備する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事</p>	<p>避難指示区域に一時立入している住民の退去</p>

<p>業所外運搬に係る場合を除く。)                  ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------

<p>全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。                  ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。                  ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。</p>

(5) 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（4. 及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）

<p>警戒事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>①非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。                  ②使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。                  ③原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。                  ④原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。                  ⑤重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。                  ⑥当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。                  ⑦当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。                  ⑧東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）。                  ⑨オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。                  ⑩当該原子炉施設において、新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。                  ⑪その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>①全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構</p>	<p>PAZ内の住民等の避</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上) 継続すること。</p> <p>②非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>③使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑧その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上) 継続すること。</p> <p>②全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>③使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑥その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生する</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などにに基づく防護措置を実施する。</p>

こと。

(6) 原子炉((1)～(5)に掲げる原子炉を除く。)に係る原子炉施設・・・原子炉容器内に核燃料物質が存在しない場合であって、使用済燃料貯蔵槽内に新燃料のみが保管されている原子炉及び使用済燃料貯蔵槽内の照射済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして原子力規制委員会が定めた原子炉に係る原子炉施設、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設(使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合に限る)等。

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ②当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。 ③オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ④原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ②原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ②原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。

	放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。
--	----------------------------------------

表3 OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に除染を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h※6(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超え
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8		

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1		防護措置の概要	
			放射性セシウム	200Bq/kg		500Bq/kg
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	るものにつき摂取制限を迅速に実施。
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

## 第6 市地域防災計画の作成又は修正

市防災会議は、原子力災害対策に係る市地域防災計画を地域の実情に応じて作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画において、原子力災害対策に係る計画を作成又は修正する場合は、県地域防災計画を参考として行うものとし、特に県地域防災計画において、計画事項に示すものについては、地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

## 第7 今後の検討課題について

今後詳細な検討等が必要な事項については、付録に整理するとともに、引き続き検討を行い、原子



力規制委員会の検討状況等も踏まえて、本計画に反映させることとする。

## 第2節 各機関処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において県域を越えた統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導・助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県及び市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、県、市町村及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 市

- (1) 原子力防災に関する情報の収集伝達を行う。
- (2) 情報収集・連絡体制等の整備を行う。
- (3) 原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (4) 原子力防災業務関係者に対する研修を行う。
- (5) 放射線測定器等資機材の整備を行う。
- (6) 屋内退避、避難指示を行う。
- (7) 健康被害防止に係る整備を行う。
- (8) 放射性物質による汚染の除去への協力を行う。
- (9) 飲料水・食品等の摂取制限等を行う。
- (10) 風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報活動を行う。
- (11) 各種制限措置の解除を行う。
- (12) 心身の健康相談体制を行う。

## 2 県

- (1) 原子力事業者との通報・連絡体制の整備を行う。
- (2) 情報収集・連絡体制等の整備を行う。
- (3) 環境放射線モニタリングを実施する。
- (4) 原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。
- (5) 原子力防災業務関係者に対する研修を行う。
- (6) 放射線測定器等資機材の整備を行う。
- (7) 健康被害防止に係る整備を行う。
- (8) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (9) 放射性物質による汚染の除去への協力を行う。
- (10) 緊急輸送体制を確保する。
- (11) 飲料水・食品等の摂取制限等を行う。
- (12) 風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報活動を行う。
- (13) 各種制限措置の解除の指示を行う。
- (14) 心身の健康相談体制の整備を行う。

## 3 蟹江警察署

- (1) 放射線測定器等資機材の整備を行う。
- (2) 交通管理体制の整備を行う。
- (3) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛けを行う。
- (4) 県民等への情報伝達活動を行う。
- (5) 警察庁等への通報を行う。
- (6) 交通規制及び緊急輸送の支援を行う。
- (7) 社会秩序の維持を行う。

## 4 指定地方行政機関

- (1) 第四管区海上保安本部
  - ア 情報の収集及び海上保安庁等への通報を行う。
  - イ 海上における環境放射線モニタリングへの支援を行う。

- ウ 現場海域への入域制限及び人命救助を行う。
- エ 周辺海域の在船舶等に対する情報の周知を行う。
- (2) 名古屋地方気象台
  - 放射能影響の早期把握等に資する防災気象情報の県への提供を行う。
- (3) 国土地理院中部地方測量部
  - 関係する地域の防災地理情報の県への提供を行う。
- 5 自衛隊
  - 災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。
  - なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。
  - (1) 被害状況の把握を行う。
  - (2) 緊急時モニタリングの支援を行う。
  - (3) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- 6 指定公共機関（原子力事業者を除く）
  - (1) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
    - 災害対策に必要な物資及び避難者等の人員の輸送に関し協力を行う。
  - (2) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
    - 事故発生直後の輻輳対策措置を行う。
- 7 指定地方公共機関
  - (1) 一般社団法人愛知県トラック協会
    - 原子力災害対策用物資の輸送に関し協力を行う。
  - (2) 各鉄道事業者
    - 東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。
- 8 原子力事業者
  - (1) 中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
    - ア 原子力防災体制の整備を行う。
    - イ 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備を行う。
    - ウ 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検を行う。
    - エ 原子力防災教育を実施する。
    - オ 原子力防災訓練を実施する。
    - カ 関係機関との連携を行う。
    - キ 災害状況の把握及び県への情報伝達・報告を行う。
    - ク 応急措置を実施する。
    - ケ 緊急事態応急対策を行う。

コ 放射性物質による汚染の除去への協力を行う。

## 第2章 災害予防

### 第1節 放射性物質災害予防対策

#### 第1 基本方針

放射性物質災害が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

#### 第2 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する各機関（市、事業者、県、県警察、愛知労働局、中部運輸局及び第四管区海上保安本部）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

#### 第3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

市、愛知労働局及び県は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めるものとする。

#### 第4 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。

### 第2節 原子力災害予防対策

#### 第1 基本方針

核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

#### 第2 原子力防災に係る専門家との連携

##### 1 専門家の派遣要請の手続きの確認

市及び県は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合に、必要に応じ国に専門家の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

#### 第3 避難所等の確保

市は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て避難所の確保に努める。

なお、施設の選定にあたっては、放射性プルームによる被ばくを低減化するため、地震・津波による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設が望ましい。

また、施設においては、放射性物質の流入を防ぐ対策について検討しておくものとする。

さらに、市は、一時的に避難するための退避所として、同様の施設の確保に努める。

#### 第4 環境放射線モニタリングの実施等

##### 1 可搬型測定機器の取扱の習熟

市及び県は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱に関し、研修会の実施等を通じて、その習熟に努める。

#### 第5 健康被害防止に係る整備

##### 1 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力委災害拠点病院等の連絡先を把握する。

##### 2 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する各機関（原子力事業者、市、県警察、県、中部運輸局及び第四管区海上保安本部）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図る。

##### 3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

市及び県は、核燃料物資等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めることとする。

#### 第6 風評被害対策

(1) 市及び県は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、市、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時から的確な情報提供等に努めることとする。

(2) 市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、日頃から具体的かつわかりやすく明確な説明に努める。

(3) 市及び県は、県民等に対し、原子力災害における的確な行動や風評被害等の軽減のため、第8に定める知識の普及と啓発を行う。

#### 第7 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 県は、市及び国と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、県民等に提供すべき情報の項目について整理する。

(2) 市及び県は、県民の的確な行動につなげるため、正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備及び第9に定める研修の充実を図る。

(3) 県は、市及び国と連携し、県民等からの問い合わせに対応する県民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定める。

#### 第8 原子力防災に関する県民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市及び県は、住民等に対し、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 市、県及び4原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- (4) 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

#### 第9 原子力防災業務関係者に対する研修

市及び県は、防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施することとし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

- (1) 原子力防災体制、連絡体制及び組織に関すること
- (2) 原子力発電所等の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) その他緊急時対応に関すること

#### 第10 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施

市及び県は、必要に応じて情報伝達等の原子力防災に関する訓練を実施することとし、必要な場合には4原子力事業者に協力を求める。

## 第3章 災害応急対策

### 第1節 活動態勢（組織の動員配備）

#### 第1 基本方針

市長及び知事は、災害対策基本法第23条及び同第23条の2、又は原子力災害対策特別措置法第22条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。

各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。

要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

#### 第2 市災害対策本部の設置・運営

市は、市の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、市地域防災計画及び県地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮し災害応急対策を行う。

##### 1 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

##### 2 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

##### 3 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、市に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

#### 第3 原子力防災業務関係者の安全確保

##### 1 防護対策

市、県及び防災関係機関は、必要に応じ、その管轄する原子力防災業務関係者に対し、防護服、防護マスクなどの放射線防護資機材を調達し、被災地域へ派遣された職員の安全確保に配慮する。



#### 第4 職員の派遣要請

##### 1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条、原子力災害対策特別措置法第10条）

災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の職員のみでは不足する場合、市長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。

なお、原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段に規定する事象が発生した場合は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事務所外運搬にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に対し、その事態の把握のため専門知識を有する職員の派遣を要請することができる。

##### 2 職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

##### 3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

災害対策基本法第29条の規定による職員の派遣について、市長は、知事に対してあっせんを求めることができる。

また、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、市長は知事に対し、あっせんを求めることができる。

##### 4 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

## 第2節 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策

### 第1 基本方針

放射性物質に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害応急対策を実施する。

地震、風水害等の大規模災害に伴い放射性物質災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避・避難誘導等の防護活動等に支障が出る可能性があることから、市地域防災計画の地震・津波災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。

### 第2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

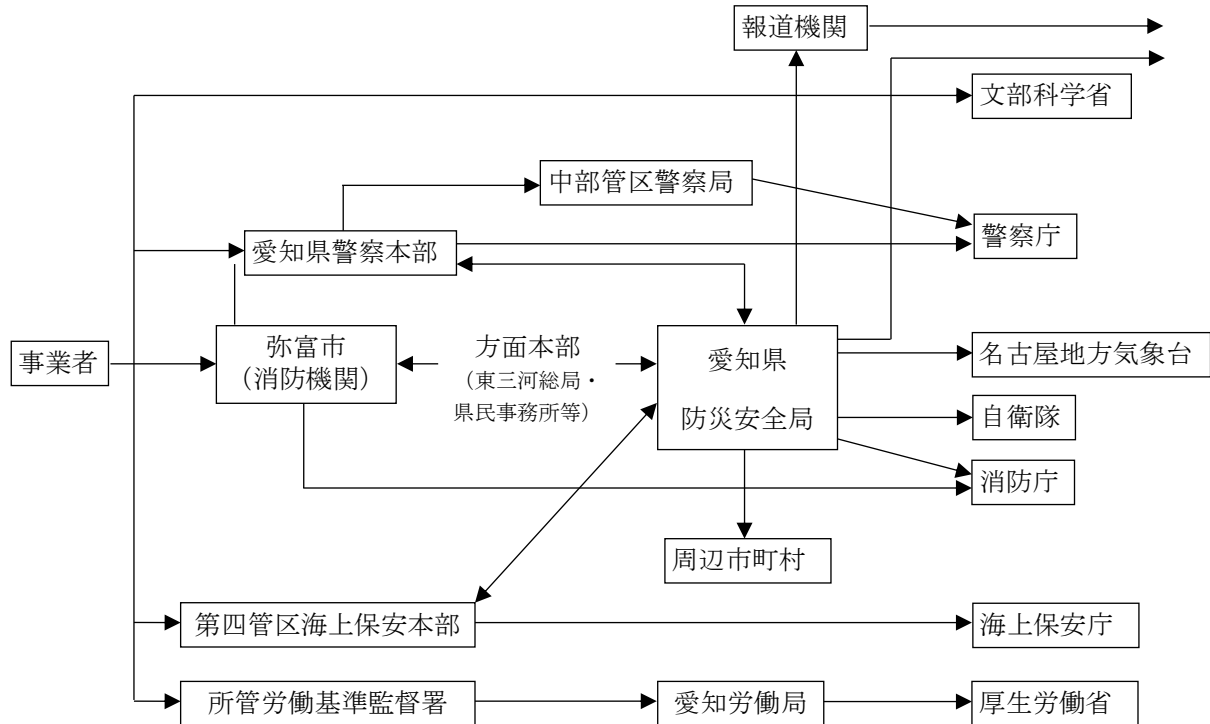
#### 1 事故等の発生に係る県への通報

市は、事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について直ちに通報する。

#### 2 情報の伝達系統

放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。





### 第3 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、退去等の措置

市は、事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、住民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

### 第4 消防活動（消火・救助・救急）

市は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

### 第5 広報活動の実施

市及び県警察は、協同して周辺住民等に対する広報活動を行うものとする。

### 第6 医療関係活動

- (1) 市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
- (2) 市及び県は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

## 第3節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

### 第1 基本方針

核燃料物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べ相当狭くなるものと考えられる。しかし、住民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより

緊密にしながら、次の対策をとるものとする。

地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、市地域防災計画の地震・津波災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。

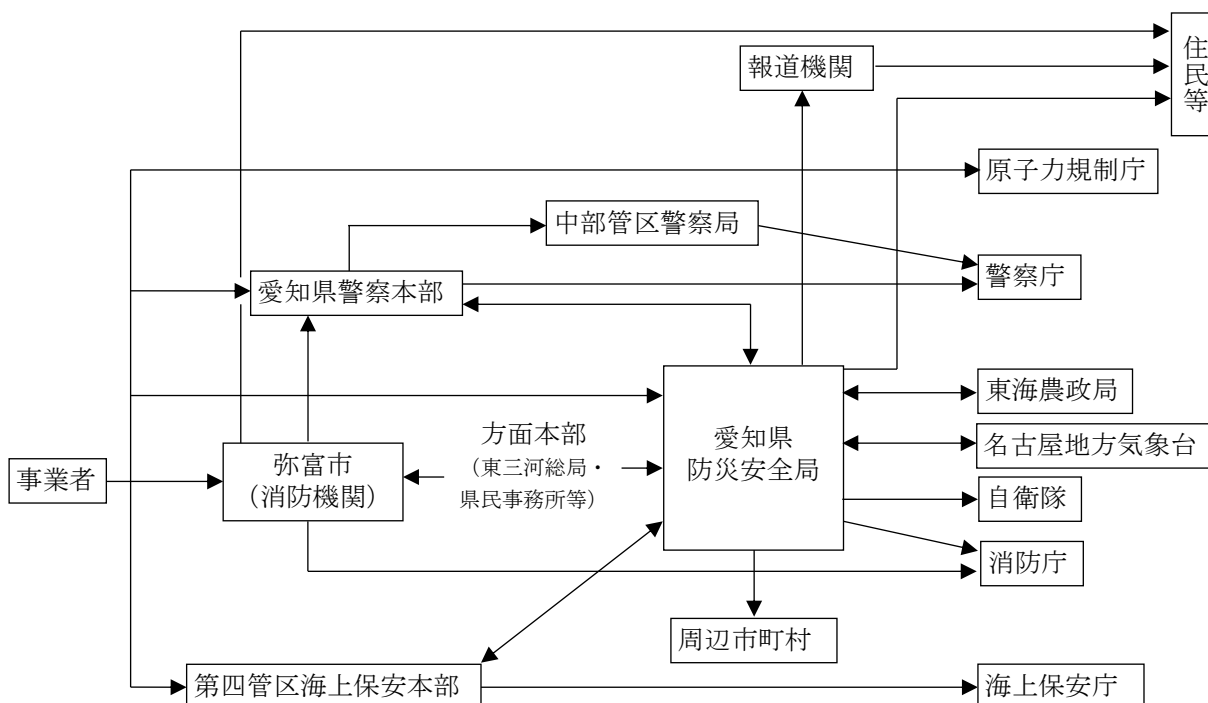
## 第2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

### 1 事故の発生に係る県等への連絡

市は、事業者等から、事故の概要、放射線量、除染活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

### 2 伝達系統

事故が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



## 第3 専門的知識を有する職員の派遣要請

市及び県は、必要に応じて、国に専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

## 第4 原子力災害合同対策協議会への出席

市及び県は、国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

## 第5 住民等に対する屋内退避、避難指示

### 1 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

### 2 避難指示

市長は、必要に応じて避難指示を行う。

また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。

## 第6 住民等への的確な情報伝達

### 1 住民等への情報伝達活動

市、県及び県警察は、連携して住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

### 2 住民等からの問い合わせに対する対応

市及び県は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

## 第7 医療関係活動

(1) 市及び県は、放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。

(2) 市及び県は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

## 第8 消防活動（消火・救助・救急）

市（消防機関）は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

# 第4節 県外の原子力発電所等における異常時対策

## 第1 基本方針

4 原子力事業者との各合意内容に該当する異常が発生し、本市に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生した場合、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、市、県、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

地震、風水害等の大規模災害時に県外の原子力発電所等に係る事故等が発生した場合には、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、市地域防災計画の地震・津波災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。

## 第2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

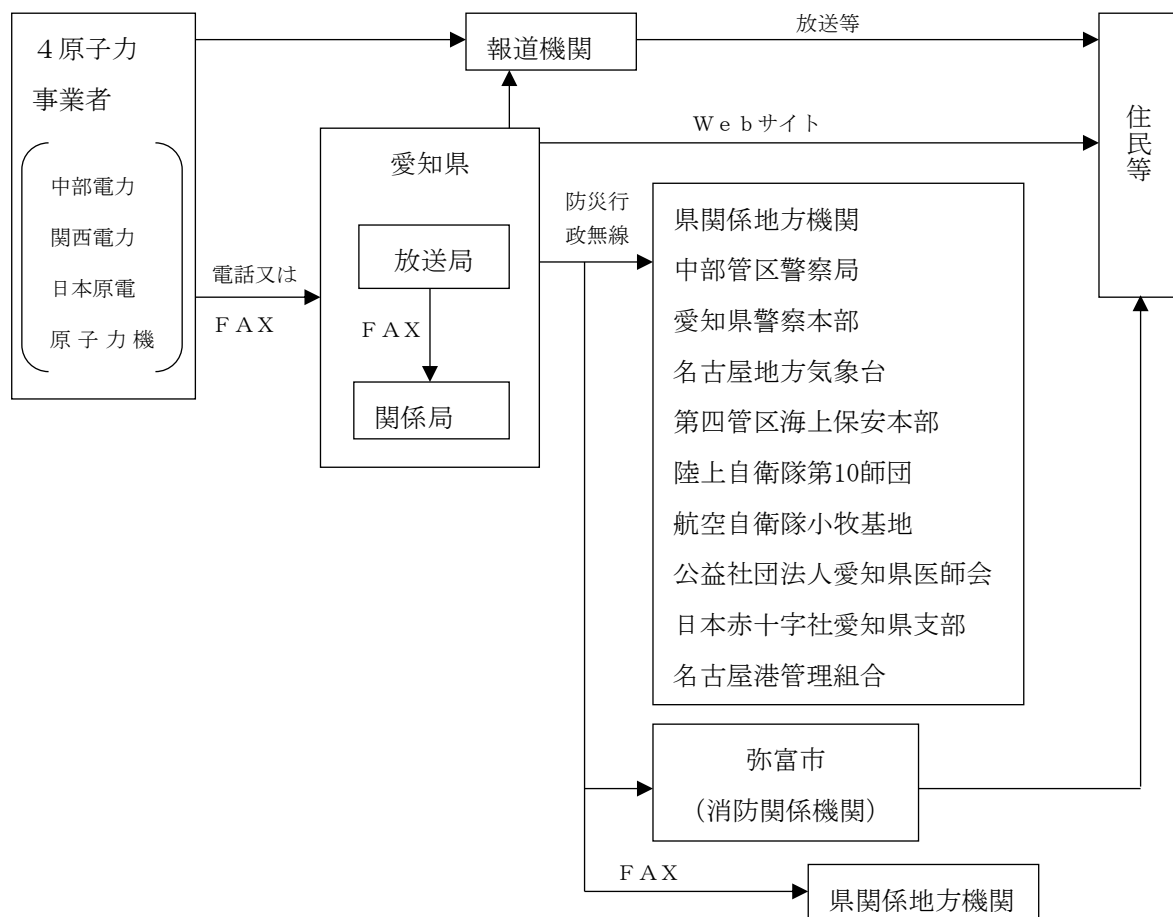
### 1 市内の地域が緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応

県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、市及び県は原子力災害合同対

策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市及び県が行う応急対策について協議する。

## 2 情報の伝達系統

4 原子力事業者の県外の原子力発電所等において、各合意内容に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次表のとおりとする。



## 第3 飲料水・食品等の放射能濃度の測定

市及び水道事業者等は、OILの基準による国からの指示に応じて放射能濃度の測定を実施し、又は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

## 第4 住民等への的確な情報伝達

### 1 住民等への情報伝達活動

市及び県は、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や防災関係機関と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

### 2 住民等からの問い合わせに対する対応

市及び県は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに県民等からの問い合

わせに対応する。

## 第5 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動

### 1 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

### 2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

(1) 市及び県は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。

ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道

イ 警察署等での情報提供、警察用車両による広報活動

ウ 消防本部の広報車等による広報活動

エ 市の防災行政無線や広報車等による広報活動

オ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

カ インターネット、Webサイト等の活用による情報提供

(2) 市長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、住民等に対する屋内退避又は避難指示の措置を講ずる。

ア 屋内退避対象地域の住民等に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

イ 避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ 退避・避難のための立退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ 退避所又は避難所の開設にあたっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

(3) 県警察は、市が上記(2)の措置を講ずる場合、市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する屋内退避、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

### 3 広域避難活動

(1) 県は、国等からの指示に基づき、県境を越える避難を行う必要が生じた場合は、避難先である都道府県と協議を行う。

(2) 国等からの指示に基づき、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた市町村（以下「要避難市町村」という。）は、他の市町村に対し避難所の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。

(3) 要避難市町村は、国等からの指示に基づき、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、避

難させる。

- (4) 要避難市町村からの要請に基づき避難者を受入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (5) 東海旅客鉄道株式会社等の各鉄道事業者は、市及び県と連携し、避難者の輸送を行う。
- (6) 自衛隊は、状況により市及び県と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

## 第6 医療関係活動

- (1) 市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
- (2) 市及び県は、放射線被ばく者が生じた場合には、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

## 第7 消防庁からの要請に基づく消防活動

- (1) 県は、被災地の消防の応援等を行うため、消防組織法第44条に基づき消防庁から緊急消防援助隊(特殊災害部隊等)の出動要請があった場合には、特殊災害部隊(N災害)登録消防本部に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (2) 特殊災害部隊(N災害)登録消防本部は、県からの要請に応じ、速やかに要請を受けた部隊を出動させる。

## 第8 放射性物質による汚染の除去への協力

市及び県その他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

## 第9 飲料水・食品等の摂取制限等

### 1 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

## 第10 風評被害等の影響の軽減

- (1) 市及び県は、原子力災害による風評被害等の未然防止又は被害を軽減するために、国、県、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。
- (2) 市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。

## 第11 県外からの避難者の受入れ

### 1 避難者の受入れ

県外からの避難者の受入れは、避難元都道府県と調整した避難計画等によることとするが、それによりがたい場合には、次の対応を行う。

- (1) 緊急的な一時受入れ



- ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。
- (ア) 県の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。
- なお、受入れにあたっては、要配慮者及びその家族を優先する。
- (イ) 市町村に対しその保有する施設を、県の対応に準じて避難所として設置するよう要請する。
- イ 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。
- (2) 短期的な避難者の受入れ
- ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。
- (ア) 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、県又は市の施設で対応する。
- (イ) (ア) による受入れが困難な場合、市と協議の上、市内の旅館・ホテル等を県が借上げて、避難所とする。
- イ 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。
- (3) 中期的（6ヶ月から2年程度）な避難者の受入れ
- ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。
- (ア) 避難者に対しては、県営住宅への受入れを行う。また、市営住宅等の受入情報について提供を行う。
- (イ) 災害救助法に基づく要請を受け、民間賃貸住宅を県が借上げ、応急仮設住宅として提供する。
- (ウ) 長期的に本県に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。
- イ 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。
- 2 避難者の生活支援及び情報提供
- (1) 市及び県は、避難元都道府県等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。
- (2) 県は、避難者に関する情報について避難元都道府県を通じて避難元市町村への情報提供に努める。
- (3) 市及び県は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報提供に努める。

## 第4章 災害復旧

### 第1 基本方針

本章は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき市の地域を対象とした原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後の災害復旧対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

### 第2 放射性物質による汚染の除去への協力

市及び県その他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

### 第3 心身の健康相談の実施

市及び県は、健康相談窓口において県民に対する心身の健康に関する相談に応じる。

なお、必要な場合には原子力事業者等関係機関に協力を求めることができる。

### 第4 風評被害等の影響の軽減

(1) 市及び県は、原子力災害による風評被害等の拡大防止又は被害を軽減するために、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。

(2) 市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国、関係団体等と連携し、科学的根拠に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。

(3) 市及び県は、国、関係団体等と連携し、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光振興のために、農林水産業対策、産業振興対策、観光対策等の施策に十分に配慮を行うものとする。

また、農林水産物、工業品等の輸出支援の実施のため、外国政府等に対し、適切な情報提供を行い、冷静な対応を要請するものとする。

### 第5 災害地域に係る記録等の作成

市は、避難及び屋内避難措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。

## 付録

今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題

- ・ **O I L**の初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づく **O I L**の設定の在り方
- ・ 中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方及び情報の集約・評価等
- ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況
- ・ 計画的被ばく状況への移行に関する考え方
- ・ 透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等
- ・ 次世代型の愛知県らしい情報共有手法の構築
- ・ 県外からの避難者の受入れに係る、避難経由所及び指定避難所等の運営調整

※太字は、原子力規制委員会（原子力災害対策指針）における今後の検討課題



## 第 4 編 附属資料



## 〔防災関係組織等〕

## ○防災関係機関及び窓口

## 1 市

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
弥 富 市 役 所	(0567) 65-1111	弥富市前ヶ須町南本田335
十 四 山 支 所	(0567) 52-2111	弥富市神戸三丁目25
鍋 田 支 所	(0567) 68-8001	弥富市稲吉一丁目8

## 2 県

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
愛 知 県 庁 (防 災 安 全 局) 〔愛知県災害対策本部災害情報 センター〕	(052) 961-2111 内 線 5312 直 通 (052) 971-7104~5	名古屋市中区三の丸3-1-2 〃
海 部 県 民 事 務 所	(0567) 24-2125 夜 間 24-2111	津島市西柳原町1-14 (海部総合庁舎内)
海 部 建 設 事 務 所	(0567) 24-2141 夜 間 24-2111	津島市西柳原町1-14 (海部総合庁舎内)
津 島 保 健 所	(0567) 26-4137	津島市橋町4-50-2
海 部 農 林 水 産 事 務 所	(0567) 24-2151 夜 間 24-2111	津島市西柳原町1-14 (海部総合庁舎内)
日 光 川 排 水 機 場 管 理 出 張 所	(0567) 55-1037	飛島村大字飛島新田字梅之郷地先
救 急 医 療 情 報 セ ン タ ー	(0567) 26-1133	—

## 3 警察署

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
愛 知 県 警 察 本 部 (警 備 部 災 害 対 策 課)	(052) 951-1611 内 線 5913	名古屋市中区三の丸2-1-1
蟹 江 警 察 署	(0567) 95-0110	蟹江町富吉3丁目225
弥 富 幹 部 交 番	(0567) 67-0027	弥富市鯛浦町南前新田31番地の1
弥 富 北 交 番	(0567) 95-0110	弥富市荷之上町六十人461-2
子 宝 駐 在 所	(0567) 52-1566	弥富市子宝三丁目44-2

## 4 指定地方行政機関

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
東 海 農 政 局 消 費 ・ 安 全 部 地 域 第 四 課	(0567) 28-2197	愛西市諏訪町郷浦64-3
津 島 労 働 基 準 監 督 署	(0567) 26-4155	津島市寺前町3-87-4

第4編 附属資料

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
第四管区海上保安本部 (警備救難部救難課)	(052) 661-1611	名古屋市港区入船2-3-12
名古屋地方気象台 (観測予報課)	(052) 751-5125	名古屋市千種区日和町2-18
中部地方整備局 (企画部企画課)	(052) 953-8127	名古屋市中区三の丸2-5-1

5 自衛隊

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
陸上自衛隊第10師団 (司令部)	(052) 791-2191	名古屋市守山区守山3-12-1
陸上自衛隊第35普通科連隊	(052) 791-2191	名古屋市守山区守山3-12-1
陸上自衛隊第10特科連隊 (豊川駐屯地) (第10特科連隊本部第3科)	(0533) 86-3151	豊川市穂ノ原1-1
海上自衛隊横須賀地方総監部	(046) 822-3522	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地
航空自衛隊小牧基地 (第1輸送航空隊)	(0568) 76-2191	小牧市春日寺1-1

6 指定公共機関

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
弥富郵便局	(0567) 67-0049	弥富市鯛浦町中六82-1
弥富海老江郵便局	(0567) 67-4297	弥富市鯛浦町用水上114-2
弥富中地郵便局	(0567) 67-4676	弥富市西中地町五右100-21
弥富佐古木郵便局	(0567) 67-4296	弥富市佐古木一丁目22
鍋田郵便局	(0567) 68-1901	弥富市加稲四丁目394-5
十四山郵便局	(0567) 52-0919	弥富市子宝二丁目97-1
西日本電信電話株式会社 東海支店	(052) 291-3226	名古屋市中区大須4-9-60
株式会社NTT・ドコモ	(052) 953-6134	名古屋市東区泉1-13-23
日本赤十字社愛知県支部	(052) 971-1591	名古屋市東区白壁1-50
日本放送協会名古屋放送局 企画総務室	(052) 952-7273	名古屋市東区東桜1-13-3
東海旅客鉄道株式会社	(052) 564-2328	名古屋市中村区名駅1-3-4
東邦瓦斯株式会社中村営業所	(052) 471-1151	名古屋市中村区太閤通5-39
中部電力パワーグリッド株式会 社津島営業所	(0567) 28-1141	津島市今市場町4-27-1
中部電力パワーグリッド株式会 社港営業所	(052) 383-1123	名古屋市港区当知3-2601



機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
日本通運株式会社名古屋支店	(052) 551-8161	名古屋市中村区名駅南4-11-39(日通中部ビル)
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	(052) 222-1181	名古屋市中区錦2-18-19 (三井住友銀行名古屋ビル)
福山通運株式会社名古屋支店	(0568) 22-2121	名古屋市中之郷八反38
佐川急便株式会社佐屋営業所	(0567) 32-4491	愛西市本部田町鴨田58-1
ヤマト運輸株式会社 名古屋主管支店	(052) 303-6620	名古屋市港区藤前5-401-1
西濃運輸株式会社 津島支店	(0567) 28-7225	津島市寺野町好土2
エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ーションズ株式会社中部営業所	(0120) 019-000	名古屋市中区大須四丁目9-6
KDDI株式会社中部事業所	(052) 205-6075	名古屋市西区牛島町6-1
ソフトバンク株式会社 名古屋オフィス	(052) 588-2576	名古屋市中村区名駅5-4-4

## 7 指定地方公共機関

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
名古屋鉄道株式会社	(052) 588-0868	名古屋市中村区名駅1-2-4
近畿日本鉄道株式会社	(059) 354-7021	四日市市鶴の森1-16-11
一般社団法人愛知県 L P ガス 協 会	(052) 261-2896	名古屋市中区大須4-15-12

## 8 公共的団体等

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
社 団 法 人 海 部 医 師 会	(0567) 25-5752	津島市莪原町字郷西37 (海部地区休日診療所)
海 部 歯 科 医 師 会	〃 25-5380	津島市莪原町字郷西37
海 部 南 部 水 道 企 業 団	〃 32-3111	愛西市西篠町大池180
海 部 南 部 消 防 署	〃 52-0119	飛島村大宝五丁目182
海 部 南 部 消 防 署 北 分 署	〃 65-0119	弥富市鎌倉町123
海 部 地 区 水 防 事 務 組 合	〃 26-3962	津島市西柳原町1-14 (海部総合庁舎内)
海 部 地 区 環 境 事 務 組 合 新 開 セ ン タ ー	〃 28-3810	津島市新開町二丁目212
上 野 セ ン タ ー	〃 68-8641	弥富市上野町2-15
八 穂 ク リ ー ン セ ン タ ー	〃 68-6500	弥富市鍋田町八穂399-3
弥 富 市 社 会 福 祉 協 議 会	〃 65-8105	弥富市鯛浦町上本田95-1 市総合福祉センター内
弥 富 市 商 工 会	〃 65-3100	弥富市鯛浦町南前新田111
あ い ち 海 部 農 業 協 同 組 合 弥 富 支 店	〃 67-1131	弥富市鯛浦町上六50
〃 鍋 田 支 店	〃 68-8121	弥富市寛延二丁目96
〃 南 部 営 農 セ ン タ ー	〃 52-2116	弥富市子宝四丁目47

## 9 学校・保育園

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
白 鳥 保 育 所	(0567) 67-1301	弥富市前ヶ平一丁目336
弥 生 ”	” 67-3052	” 鯛浦町上巳52-1
西 部 ”	” 65-2935	” 五明一丁目67
桜 ”	” 67-0352	” 平島町喜右味名69-1
南 部 ”	” 67-0374	” 前ヶ須町野方802-1
ひ の で ”	” 66-0007	” 平島中四丁目266
大 藤 ”	” 68-8024	” 寛延二丁目17
栄 南 ”	” 68-2208	” 操出九丁目15
十 四 山 ”	” 52-2860	” 坂中地一丁目34
弥 富 は ば た き 幼 稚 園	” 67-4008	” 森津七丁目26
弥 生 小 学 校	” 65-0036	” 鯛浦町下与太142
桜 小 学 校	” 67-0824	” 前ヶ須町南本田425
白 鳥 小 学 校	” 65-4771	” 前ヶ平二丁目1896-3
大 藤 小 学 校	” 68-8014	” 芝井十四丁目1175
栄 南 小 学 校	” 68-8015	” 狐地二丁目163
十 四 山 東 部 小 学 校	” 52-0054	” 神戸二丁目4
十 四 山 西 部 小 学 校	” 52-0078	” 六條町大山94
日 の 出 小 学 校	” 55-8811	” 平島町西新田181
弥 富 中 学 校	” 67-0319	” 鎌島七丁目52-2
弥 富 北 中 学 校	” 65-4151	” 鎌倉町62
十 四 山 中 学 校	” 52-0062	” 鳥ヶ地一丁目176
海 翔 高 等 学 校	” 52-3061	” 六條町大崎22
愛 知 黎 明 高 等 学 校	” 68-2233	” 稲吉二丁目52

## ○し尿・浄化槽汚泥処理施設

(令和元年11月現在)

	所在地	処理能力 (kl/日)	電話番号
海部地区環境事務組合	津島市新開町2-212	135	(0567) 28-3810
	弥富市上野町2番地15	250	〃 68-8641

## ○し尿・浄化槽汚泥運搬車

(令和元年11月現在)

	業者所有		
	し尿 (台)	浄化槽汚泥 (台)	兼用 (台)
弥富市	2	16	7

## ○ごみ処理施設

(令和元年11月現在)

	所在地	処理能力 (kl/日)	電話番号
海部地区環境事務組合	弥富市鍋田町八穂399-3	330	(0567) 68-6500

## ○ごみ運搬車

(令和元年11月現在)

市町村名 事務組合名	直営分		委託業者分			
	運搬車		収集運搬車			
	台数	積載量 (t)	台数		積載量 (t)	
弥富市	—	—	9		24.5	
海部地区環境事務組合	1	4	—	—	—	—

## ○弥富市建設業者一覧

事業者名	住 所	電話番号
株式会社佐藤工務店	弥富市鯛浦町西前新田21	(0567) 65-3511
弥富建設株式会社	〃 鯛浦町西前新田67	〃 65-3300
大栄建設株式会社	〃 鯛浦町中六73	〃 67-1173
有限会社服部工務店	〃 鯛浦町浦六115-1	〃 65-1177
川崎建設株式会社	〃 平島町甲新田48-1	〃 67-0510
大浜建設株式会社	〃 前ヶ須町午新田569	〃 65-2911
下里建設株式会社	〃 鎌島一丁目208-4	〃 65-1161
花井建設株式会社	〃 寛延五丁目89	〃 68-1171
鍋田建設合資会社	〃 稲元一丁目48	〃 68-8044
海南土建株式会社	〃 四郎兵衛二丁目64	〃 52-0070
有限会社日彩ハヤカワ	〃 鳥ヶ地三丁目1495	〃 52-0178

## ○海部南部水道企業団指定給水装置工事事業者一覧（弥富市内）

（令和3年10月現在）

事業者名	住 所	電話番号
八木水道建設株式会社	弥富市前ヶ須町午新田473-6	(0567) 65-1166
株式会社飯田工務店	〃 松名二丁目56	〃 68-8040
株式会社環整	〃 中山町懸廻138-1	〃 65-3333
有限会社友和	〃 西中地町五右313-1	〃 65-8065
株式会社ワイテック	〃 鯛浦町南前新田27	〃 67-0811
有限会社マルトミ	〃 荷之上町六十人506	〃 65-2363
野村産業株式会社	〃 前ヶ須町野方759-9	〃 67-1103
アラオハウジング株式会社	〃 狐地二丁目62	〃 68-8764
伊藤商会	〃 狐地一丁目92-2	〃 68-8075
まるよし	〃 富島一丁目108	〃 68-8435
株式会社鈴木プロパン	〃 鯛浦町上六66-1	〃 67-0215
株式会社佐藤工務店	〃 鯛浦町西前新田21	〃 65-3511
弥富建設株式会社	〃 鯛浦町西前新田67	〃 65-3300
花井建設株式会社	〃 寛延五丁目89	〃 68-1171
森住宅設備	〃 操出十一丁目41-2	〃 68-2190
有限会社清宝鑿泉工業所	〃 子宝五丁目451-5	〃 52-0032
株式会社佐藤鑿井工業	〃 亀ヶ地二丁目22-1	〃 52-2131
有限会社太田工業	〃 竹田三丁目200	〃 52-0369
大栄建設株式会社	〃 鯛浦町中六73	〃 67-1173
伊関工業	〃 五明一丁目108	〃 67-5305
大三建築	〃 中山町中山54	〃 67-3641

## 〔災害・地盤等関係〕

### ○東海地方に影響を及ぼした主な台風

〈昭和9年9月21日の室戸台風〉

この台風は、時速20kmくらいの速さで海上を進み、19日夜沖縄の南海上に近づいた。ここで北東に向きを変え、四国沖を進んで20日夜半過ぎ室戸付近へ非常に強い大型台風として時速60kmで上陸した。上陸後は徳島の西、淡路島、神戸市、敦賀の西を通過したのち、速度は70～90kmに速め、勢力が衰えながら本州を縦断して宮古付近から三陸沖へ去った。

〈昭和28年9月25日の台風第13号〉

この台風は、トラック島南東150kmの海上で発生し西から次第に北西に進んで22日夜沖ノ鳥島の西洋上で急速に発達して猛烈な大型台風になった。

この辺から四国沖に向けて北上し、25日17時過ぎに志摩半島を横断毎時40kmくらいの速さで伊勢湾を経て、東日本を北東進し、カムチャッカ半島へ去った。

〈昭和34年9月26日の伊勢湾台風〉

この台風は、エニウエトック島の西250kmの海上に発生した熱帯低気圧が発達したもので、台風となったのは、9月21日、北緯15° 東経150° 付近に達した頃からである。それが9月23日マリアナ諸島で中心気圧が894hPaに発達して超大型台風になり、北上して9月26日夜の紀伊半島上陸後まであまり勢力が衰えなかった。

台風の本邦上陸にあたり風速の最大区域が台風中心経路の東側70km付近の志摩半島東部から伊勢湾にかけて舌状にのびていた。これにより伊勢湾に記録的な高潮が発生した。

〈昭和36年9月16日の第2室戸台風〉

マーシャル諸島付近で発生した熱帯低気圧が、9月8日15時に台風第18号となった。12日朝にはマリアナ群島の南西海上で900hPa以下の超大型台風に発達し、14日夜半沖縄の東側でゆっくり転向し、16日朝には四国の南海上から室戸岬をかすめて大阪湾に向かい同日13時30分頃尼ヶ崎と西ノ宮の間に上陸した。その後、北東進して敦賀付近に進んだ。

台風の規模も進路も昭和9年の室戸台風に似た台風であった。

〈昭和37年8月26日の台風第14号〉

この台風は、8月21日09時、マリアナ諸島の海域で発生した。硫黄島付近にかかった頃には中心気圧950hPaになり、にわかに注目されるようになったが、夏台風特有の小型であった。小笠原諸島の父島西方を過ぎる頃から向きを北に変え、そのまま中部地方に向かって北上した。

26日04時頃三重県の北牟婁郡中島付近に上陸し、その後北上し琵琶湖付近をとって日本海へ抜けた。

〈昭和46年8月30日～31日の台風第23号〉

この台風は、8月21日09時、南鳥島の南西で発生しゆっくり北西に進み、28日朝、奄美大島の南東に

達した。この頃から移動速度がさらに遅くなり、急に発達しはじめ、屋久島付近を通過する頃には中心気圧が915hPaに低下した。

29日夜半頃大隈半島（佐多岬）に上陸し、四国から大阪付近、三重県南部をとおり31日昼頃伊良湖岬をかすめて東へ去った。

〈昭和54年9月31日～10月1日の台風第16号〉

9月23日15時ヤップ島の北西海上で台風となった台風第16号は発達しながら北西に進み、26日の朝には沖縄の南南東の海上で中心気圧920hPaとなって最盛期を迎えた。26日の昼頃から速度を落としながら北向きにコースを変え、29日15時には奄美大島の東海上に達した。台風はこの頃から向きを北東に変えながら次第に加速し、30日18時30分頃高知県室戸付近に上陸した。23時頃大阪市に再上陸、岐阜市の北をとって本州を北東に縦断し、10月1日09時には八戸沖へ抜けた。

〈昭和54年10月19日の台風第20号〉

10月6日15時、トラック島の東で台風となった。台風第20号は8日の朝から北西に進みはじめ、9日夜グアム島の南海上を通過した頃から急速に発達。12日15時には沖ノ鳥島の南南東約400kmの海上で中心気圧870hPaを観測、大型で猛烈な台風となった。台風はその後ゆっくりとした速さで西北西に進み16日早朝から北北西に向きを変え、18日09時には沖縄の南約150kmの海上に達した。

台風はこの頃から次第に北東に向きを変えながら加速し、19日09時40分頃和歌山県白浜付近に上陸、名古屋市のすぐ西をとって本州を北東に縦断し、19時には八戸沖へ抜けた。

〈平成2年9月19日～20日の台風第19号〉

グアム島の北西海域で発生した熱帯低気圧は9月13日台風第19号となり、発達しながら北西に進み、16日から17日にかけて、ゆっくり沖縄の南東海上に近づき、急激に発達した。17日午後には中心気圧890hPaを記録し、猛烈な台風となった。

その後台風は北東進し、950hPa以下の勢力を保ったまま、19日20時過ぎ和歌山県白浜の南に上陸した。上陸後は速度を上げて近畿地方から東海地方をとおり、本州を縦断し、20日12時には三陸沖に抜けた。

〈平成3年9月18日～19日の台風第18号〉

台風第18号は18日沖縄の東沖を加速しながら北東進。それに伴い南海上に停滞する秋雨前線の活動が活発となった。台風は19日夕方、八丈島の南をとおり、夜には銚子沖に達し、20日早朝三陸沖で温帯低気圧となった。このため、東海地方を含め、太平洋岸各地で記録的な大雨となり、被害は東海地方から東北地方の16都県に及んだ。愛知県では、18日午前中から雨となり、夜半過ぎには所々で激しく降り、18日から19日にかけて100～300mmの大雨となった。

〈平成6年9月29日～30日の台風第26号〉

9月19日03時にグアム島の南西海上で台風となった台風第26号は、発達しながら北に進路をとり、29日19時30分頃大型で強い勢力を保ったまま和歌山県南部に上陸した。上陸時の中心気圧は950hPa、中心付近の最大風速は40m/sであった。上陸後は勢力を弱めながらやや速度を速め、琵琶湖付近をとって30日03時には石川県沖に進んだ。

この台風の影響により、東部の山間部では総降水量が200mmを超えた。

〈平成10年9月21日～23日の台風第7号と台風第8号〉

9月17日21時にフィリピンの西の海上で発生した台風第7号は、徐々に発達しながら南西諸島の東海上を北東進した。また、台風第8号は9月20日に日本の南海上で発生し、北上した。

日本への上陸は第8号のほうが早く、21日16時前に和歌山県田辺市付近に上陸し、翌日の22日13時過ぎには第7号が和歌山県御坊市付近に上陸した。

第8号の上陸時の勢力はごく小さく、弱いものであったが、21日夜に一時風雨が強くなった。第8号は強い雨が顕著で、東部の山間部では21日の21時から23時にかけて、1時間に40～60mmの激しい雨が降った。

一日遅れて上陸した第7号は、中型で、強い勢力を保って22日15時頃に滋賀県をとおり、北陸へ向かった。台風が愛知県の西を強い勢力で進んだことから、県内では南寄りの暴風が吹き荒れ、名古屋では最大瞬間風速、南南東の風42.6m/sを観測した。この値は昭和34年の伊勢湾台風時に観測した45.7m/sに次ぐ観測開始以来第2位の記録となった。

〈平成12年9月11日～12日の台風第14号〉

サイパン島の東海上にあった熱帯低気圧は、9月2日21時に台風第14号となった。10日09時には南大東島の東南東の海上に達し、大型で非常に強い勢力に発達した。一方、9月11日から12日にかけて、日本付近には秋雨前線が停滞しており、この前線に向かって台風第14号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んで活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。

愛知県では県西部を流れる「新川」の堤防が決壊したのをはじめ、河川の破堤は20箇所に達したほか、名古屋市内では広範囲に浸水被害が発生した。

この大雨で、名古屋地方気象台が観測した日最大1時間降水量97.0mm、日最大降水量428.0mm、月最大24時間降水量534.5mmは、いずれも統計開始以来最も多い値となった。

台風は、12日19時過ぎには沖縄を通過し、東シナ海で向きを北寄りに変え、九州の西海上を北東に進んで朝鮮半島に上陸した。その後、日本海に進み16日15時には日本海西部で温帯低気圧となった。

(注) 平成4年12月1日、気象庁は台風情報等に用いる気圧の単位をhPa（ヘクトパスカル）に変更した。1mb＝1hPaであることから、従前のmb（ミリバール）との換算は必要なく、単位を読み替えることのみで、旧来の資料等は使用することができる。

## ○過去の主な風水害

## (1) 昭和9年から平成2年

年 月 日	種 別 (災害の要因)	名古屋の記録			被 害 の 概 要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s) 風向	総雨量 (mm)	
S9. 9. 21	暴雨風 (室戸台風)	975. 9	32. 9SSE	24. 0	②死者8名、負傷者68名、家屋全壊85棟
S28. 9. 25	暴風雨・高潮 (台風第13号)	970. 0	22. 6NNW	178. 1	②死者72名、負傷者623名、家屋全壊6,769棟、 浸水90,000棟
S34. 9. 26	暴風雨・高潮 (伊勢湾台風)	958. 5	37. 0SSE	165. 7	①台風と高潮による災害で伊勢湾を中心に県下 全域の沿岸部に被害が集中した。 ②死者3,168名、行方不明92名、負傷者59,045 名、家屋全壊23,334棟、流失3,194棟、半壊 97,049棟、一部破損287,059棟、床上浸水 53,560棟、床下浸水62,831棟 ③県下全域(沿岸部中心) ④3,224億円
S36. 9. 16	暴風雨 (第二室戸台風)	971. 9	28. 7SSE	96. 4	①集中豪雨による災害で中小河川の氾濫・暴風 雨による竜巻等の被害が発生した。 ②死者3名、負傷者146名、家屋全壊168棟、半 壊515棟、床上浸水652棟、床下浸水8,868棟 ③尾張部 ④104億円
S37. 8. 26	暴風雨 (台風第14号)	996. 5	23. 3SSE	110	①風水害による災害で県下全域で被害が発生し た。 ②死者1名、負傷者9名、家屋全壊26棟、半壊 28棟、床上浸水177棟、床下浸水7,556棟 ③県下全域 ④42億円
S46. 8. 30~31	大雨 (台風第23号)	987. 5	10. 0E	321. 5	②死者4名、負傷者15名、家屋全壊19棟、半壊 127棟、一部破損228棟、床上浸水6,136棟、 床下浸水59,160棟 ③県下全域 ④176億円
S54. 9. 28~10. 1	暴風雨 (台風第16号)	981. 9 小牧978. 2	17. 7SE 伊良湖 21. 3S	50 茶臼山170	①台風の通過による災害で家屋損壊、農水産 物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②死者1名、負傷者23名、家屋全壊2棟、半壊 20棟、一部破損217棟、床上浸水9棟、床下 浸水178棟 ③県全域 ④65億円
S54. 10. 18~19	暴風雨 (台風第20号)	971. 9 小牧969. 4	14. 2W 伊良湖 20. 0S	80 作手282 茶臼山279 鳳来233	①台風の通過による災害で家屋損壊、農水産 物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②行方不明者1名、負傷者8名、家屋全壊4 棟、半壊5棟、一部破損26棟、床上浸水39 棟、床下浸水314棟 ③県全域 ④113億円
H2. 9. 19~20	台風第19号	972. 5 伊良湖 976. 9	20. 1SSE 伊良湖 26. 2S	95 作手254	①台風の通過による災害で、特に農業用施設、 農産物の被害が著しかった。 ②負傷者29名、家屋全壊2棟、半壊28棟、一部 破損2,297棟、床上浸水67棟、床下浸水1,408 棟 ③県全域 ④約153億円



## (2) 平成3年以降

年 月 日	種 別 (災害の要因)	気象観測地			被害の概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
平成3.9.18 ～19	大 雨 (台風第18号・前線)	総降水量 1時間降水量	名古屋 名古屋 名古屋 名古屋	242mm 316mm 57mm 55mm 48mm	①台風18号の接近に伴い、本州南岸の秋雨前線の活動が活発化した。 このため、名古屋市区(北・緑・天白)及び春日井市では、災害救助法が適用された。 ②死者2名、軽傷者1名、住家の全壊2棟、一部損壊9棟。床上浸水3,713棟、床下浸水12,131棟。 ③県全域 ④約60億円
平成6.9.29 ～30	暴風雨・竜巻 (台風第26号)	風速 瞬間風速 総降水量 1時間降水量	名古屋 名古屋 作手 作手	SSE19.4m/s SSE36.7m/s 235mm 48mm	①台風その他、竜巻が発生した。 ②負傷者37名、住家の全壊8棟、半壊113棟、一部損壊981棟、床上浸水137棟、床下浸水456棟。 ③県内全域。 ④約53億円。
平成10.9.21 ～23	暴風雨 (台風第7・8号)	風速 瞬間風速 総降水量 1時間降水量	名古屋 名古屋 茶臼山 作手	SSE21.5m/s SSE42.6m/s 329mm 63mm	①台風8号が21日、第7号が22日と続いて上陸。8号は雨、7号は風による被害が大きかった。交通網が大混乱し、農業被害も大きかった。 ②死者3名、負傷者151名、住家の全壊8棟、半壊35棟、一部損壊661棟。 ③県内全域。 ④約33億円。
平成11.9.24 ～26	竜 巻 (台風第18号)	風速 瞬間風速	名古屋 伊良湖 名古屋 伊良湖	SSE11.2m/s S11.0m/s S23m/s S20.5m/s	①台風18号の外側を取り巻く積乱雲が、東海地方の南海上から県沿岸にかかり、4個の竜巻が相次いで発生した。 このため、豊橋市では、被災者生活再建支援法(法律第66号)が、平成10年11月6日施行されて以来、本県で初めて同法の適用となった。 ②負傷者453名、住家の全壊41棟、半壊311棟、一部損壊1,052棟。 ③主として県東部。 ④約21億円
平成12.9.11 ～12	大 雨 (台風第14号・前線) 東海豪雨	総降水量 1時間降水量	名古屋 東海 蟹江 一宮 稲武 蒲郡 名古屋 東海 蟹江 一宮 稲武 蒲郡	566.5mm 589mm 365mm 293mm 467mm 249mm 97mm 114mm 78mm 54mm 70mm 55mm	①秋雨前線に台風第14号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んだため、前線の活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。このため、23の市町村が避難勧告・指示を発令し、63,000人以上が避難され、21市町村で、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用がされた。また、この災害が、激甚災害に指定され、中小企業支援措置及び農地・農業施設用支援並びに林道の災害復旧事業支援措置がなされ、旭町、稲武町が局地激甚災害(公共土木施設分)の指定を受けた。 ②新川をはじめ県内河川の破堤20箇所、越水319箇所。死者7名、負傷者107名、住家の全壊18棟、半壊154棟、一部損壊147棟、床上浸水22,078棟、床下浸水39,728棟 ③県内全域。 ④約2,800億円
平成13.8.21 ～22	暴風雨 台風第11号	総降水量 1時間降水量	茶臼山 作手 岡崎 茶臼山 南知多 一色 鳳来	330mm 313mm 255mm 34mm 34mm 33mm 32mm	①台風の通過による災害。 ②死者1名、負傷者1名、床上浸水3棟、床下浸水165棟 ③県内全域。 ④約3億円

年 月 日	種 別 (災害の要因)	気象観測地			被害の概要
		総降水量	瞬間風速	茶臼山 作手屋 名古屋	①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
平成15. 8. 8 ～9	暴風雨 台風第10号	382mm 336mm	ESE28m/s		①台風の通過による災害。 ②負傷者5名、一部損壊5棟、床上浸水1棟、 床下浸水15棟 ③県内全域。 ④約24億円
平成16. 6. 21	暴風雨 台風第6号	248mm 34m/s 30m/s		茶臼山 名古屋 伊良湖	①台風の通過による災害。 ②負傷者27名、半壊1棟、一部損壊16棟、床上 浸水1棟、床下浸水3棟 ③県内全域。 ④約13億円
平成16. 10. 20 ～21	暴風雨 台風第23号	265mm S33m/s SE35m/s		茶臼山 名古屋 伊良湖	①台風の通過による災害。 ②死者1名、負傷者18名、一部損壊41棟、床上 浸水21棟、床下浸水160棟 ③県内全域。 ④約17億円
平成20. 8. 28 ～30	大雨 8月末豪雨	総降水量 1時間降水量	岡崎 蒲郡 豊宮 名古屋 岡崎 一宮 豊橋 蒲郡 名古屋	447.5mm 365mm 351.5mm 272mm 237mm 146.5mm 104mm 62.5mm 58.5mm 55mm	①停滞していた前線に非常に湿った空気が流れ 込んだため、前線の活動が活発となり、県内 各地で記録的な大雨となった。このため、名 古屋市及び岡崎市で、災害救助法及び被災者 生活再建支援法の適用がされた。 ②広田川が破堤。死者2名、負傷者5名、住家 の全壊5棟、半壊3棟、床上浸水2,480棟、 床下浸水14,106棟 ③県内全域。 ④約107億円

○過去の主な地震

年	地震名	マグニチュード	県内震度	愛知県内の被害状況
1498	明応地震 (海溝型)	8.6	V～VI	渥美半島では地割れを生じ、同時に大津 波が来て人家が倒壊し、死者が出た。
1586	天正地震 (内陸型)	8.2	VI～VII	木曾川河口で島の沈没が多く、建物の倒 壊も多く、津波の被害も大であった。死者 約5千人。
1707	宝永地震 (海溝型)	8.6	VII	死者、建物倒壊、堤防決壊ともに多く、 津波襲来による被害も多く、液状化現象も 見られた。
1854	安政地震 (海溝型)	8.4	VI	津波の被害が大であった。死者約60人。 住宅全半壊約3千戸。流出家屋約3千戸。
1891	濃尾地震 (内陸型)	8.0	VII	尾張地方に甚大な被害をもたらした。濃 尾平野の広範囲で液状化現象が見られた。 死者2,638人。住宅全半壊約7万1千戸。
1944	東南海地震 (海溝型)	7.9	VI	県下で大被害を生じた、各地で液状化現 象が見られた。死者438人。住宅全半壊約 2万6千戸。
1945	三河地震 (内陸型)	6.8	VII	西三河地方中心に大被害を生じた。死者 2,306人。住宅全半壊約2万4千戸。

○水準点の累積沈下量と地下水位観測所の年平均地下水位（昭和31年～平成23年）

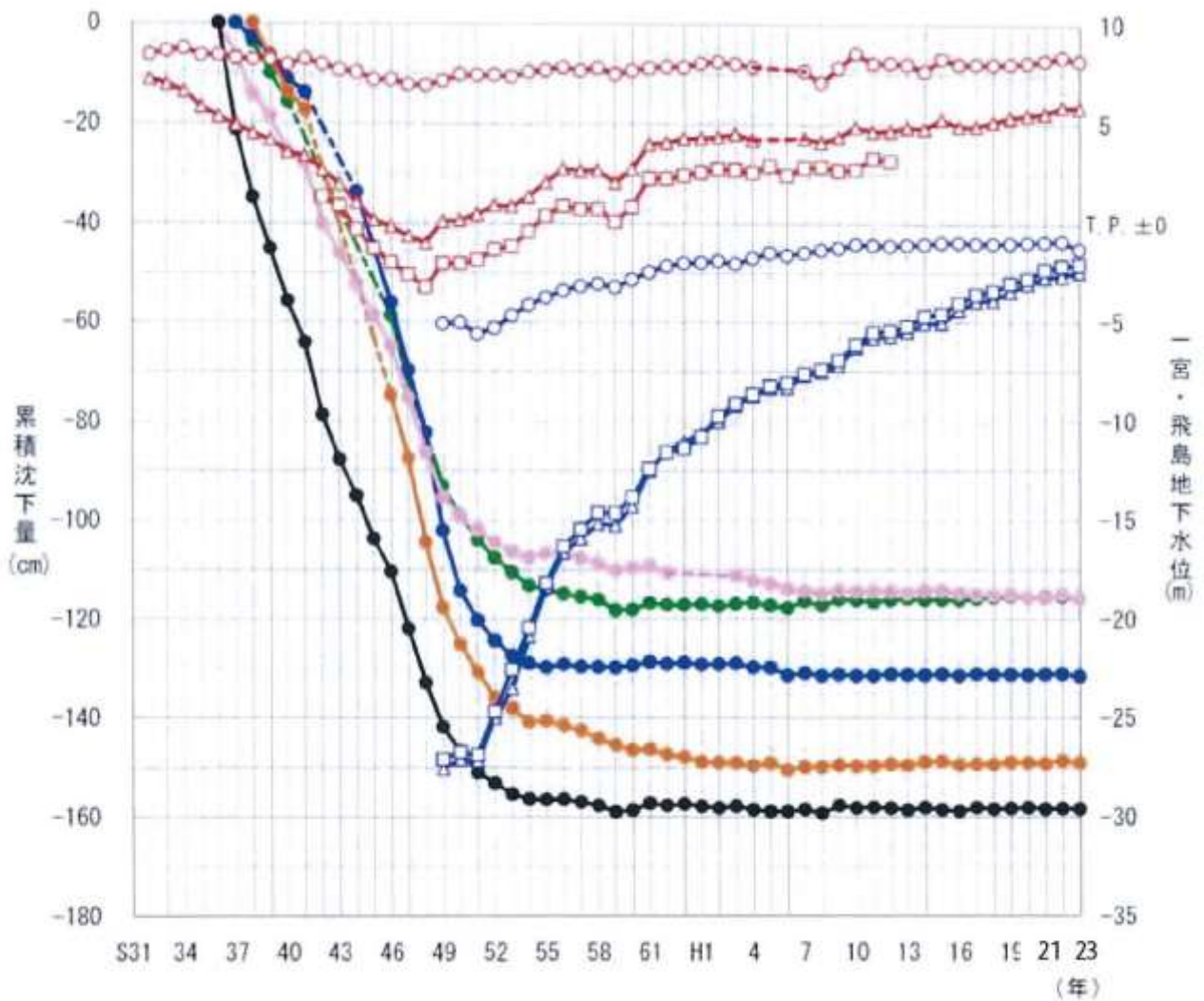


図-6 水準点の累積沈下量と地下水位観測所の年平均地下水位

- ・一宮気象水象観測所  
所在地：一宮市大字高田字郷廻
- ・飛島観測所  
所在地：海部郡飛島村飛島新田

No	記号	観測点	所轄
①	○	一宮 7m井	東海農政局
②	△	一宮 70m井	東海農政局
③	□	一宮 250m井	中部経済産業局
④	○	飛島 50m井	愛知県
⑤	△	飛島 150m井	愛知県
⑥	□	飛島 300m井	愛知県

一宮250m井はH13年に計測終了

・水準点

No	記号	水準点名	所在地	S.36~H.23 累積沈下量 (cm)
①	●	C 35-18	三重県桑名市長島町白鷺	158
②	●	A3-4	愛知県弥富市神戸七丁目	149
③	●	N 201	愛知県名古屋港区新茶屋四丁目	132
④	●	C 35-9	三重県桑名郡本管畔町大字源緑輪中	116
⑤	●	M 1	三重県桑名市太平町	116

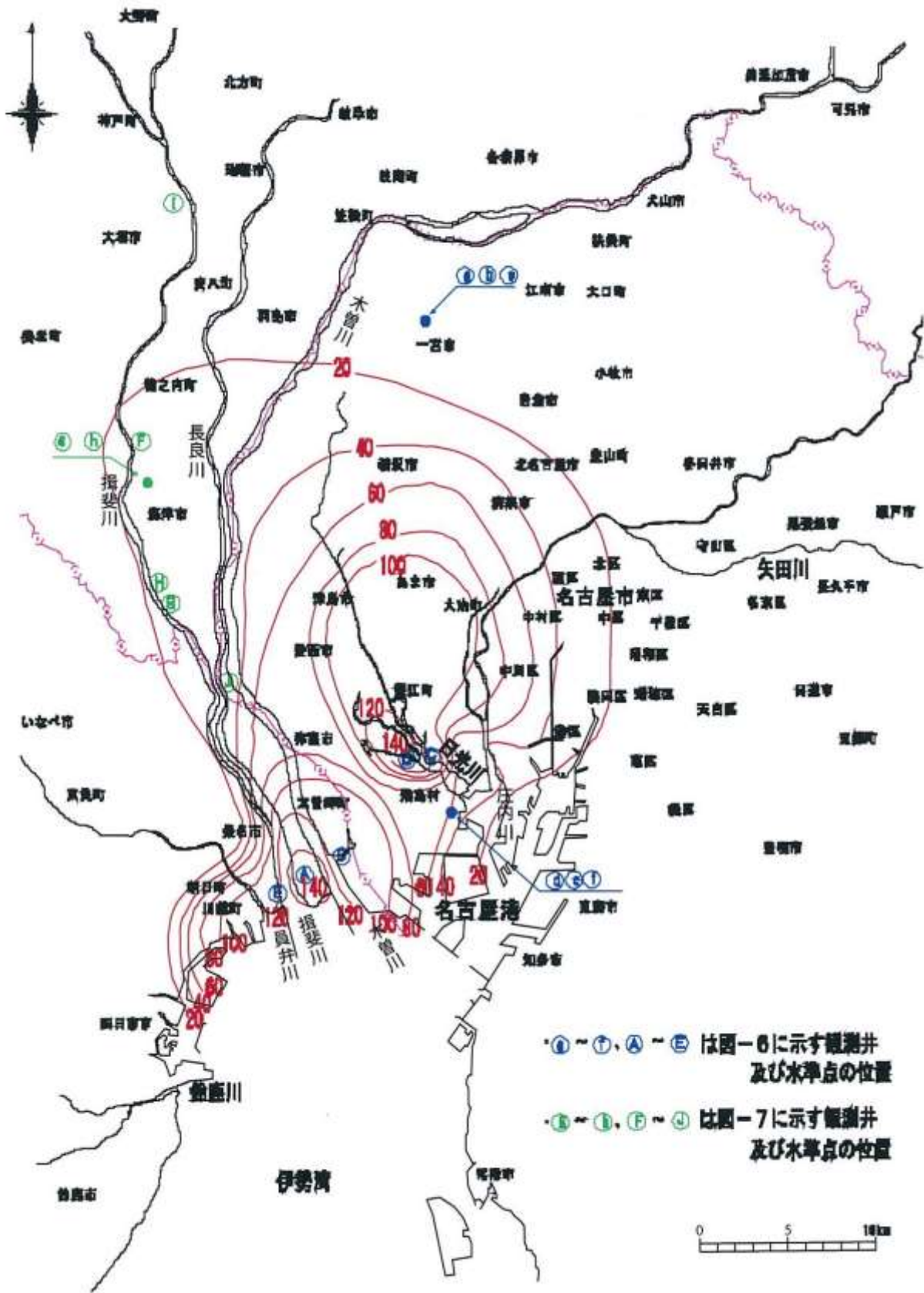
注1) 数値は小数第1位を四捨五入。

注2) A3-4の累積沈下量は、平成6年までの旧水準点の沈下量と平成7年以降の新水準点の沈下量を累積した。

注3) N201の累積沈下量は、昭和58年以前及び平成11年以降の沈下量と、昭和59年～平成13年の旧水準点の沈下量を累積した。

注4) C35-9の累積沈下量は、昭和63年に移転したため、昭和62年まで沈下量と平成3年以降の沈下量を累積した。

○累積沈下量等量線図（単位：c m）（昭和36年2月～平成23年11月）

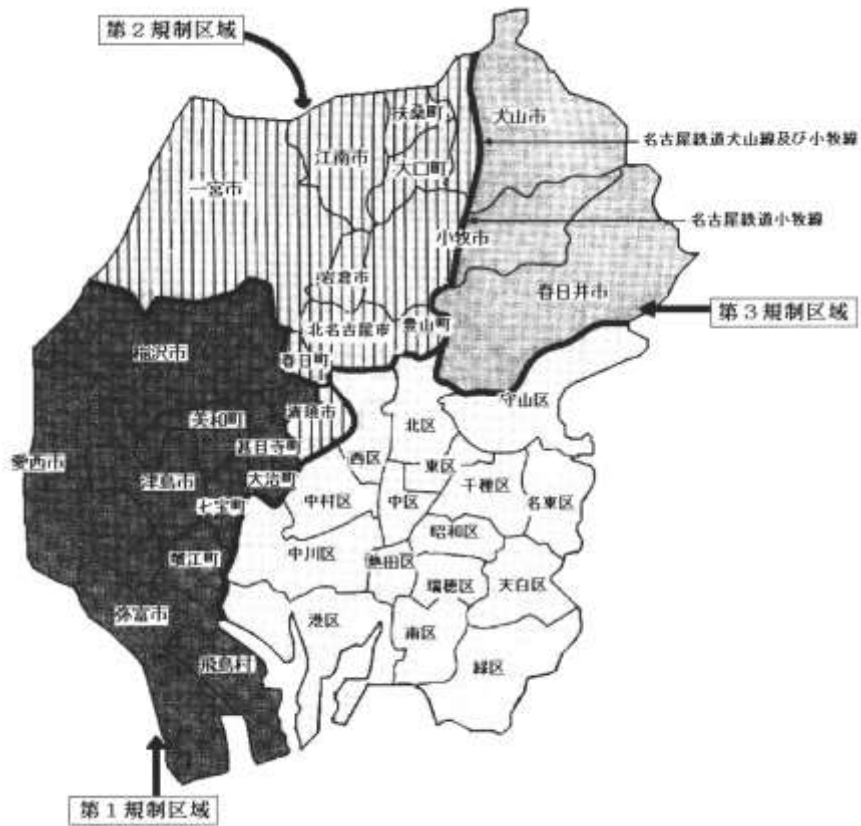




○東海三県における揚水規制地域



○県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水規制区域



許可の基準（新設揚水設備の場合）

1	ストレーナーの位置	地表面10m以下であること。
2	揚水機の吐出口の断面積	19cm ² （径4.91cm）以下であること。
3	揚水機の原動機の定格出力	2.2KW以下であること。
4	1日あたり総揚水量	350m ³ 以下であること。

届出による許可の基準（既設揚水設備の場合）

第1規制区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業、建築物、温泉、鉱業、工業用水道事業の用途で1日あたりの総揚水量が350m³を超えるもの—昭和51年1月1日から20%削減実施</li> <li>上記以外の用途—現状以下の揚水量</li> </ul>
第2規制区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業、建築物、温泉、鉱業、工業用水道事業の用途で1日あたりの総揚水量が350m³を超えるもの—昭和52年4月1日から20%削減実施</li> <li>上記以外の用途—現状以下の揚水量</li> </ul>
第3規制区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状以下の揚水量</li> </ul>

（注） 工業用水法対象区域内の工業用途は除く。

## ○津波危険区域

小学校区	行政地区
栄南小学校区	富浜、楠、上野、鍋田、曙、駒野、西末広、東末広、三稲、境、稲荷崎、操出 大谷、稲狐、中原、狐地、三好、稲荷
大藤小学校区	富島、加稲、稲吉、稲元
十四山東部小学校区	神戸、亀ヶ地、竹田、下押萩
弥生小学校区	五之三川平三丁目、五之三町伊三郎、五之三町川平、五之三町東与太郎、五之三町焼田、五之三町与太郎、五明一丁目、五明二丁目、五明町、鯛浦町上六、鯛浦町方六、鯛浦町上巳、海老江一丁目
桜・日の出小学校区	小島町、五明町築留、五明町小赤津外、鯛浦町中六、鯛浦町西前新田、前ヶ須町午新田、前ヶ須町駅地、前ヶ須町南本田

〔通信施設等関係〕

○愛知県防災行政用無線局

呼出名称	局種	周波数帯	所在地	設置場所	電話番号	備考
ぼうさいやとみし	固定	V H F	弥富市前ヶ須町南本田335番地	弥富市役所	(0567) 65-1111	

○弥富市防災行政無線設備状況

1 無線局設置場所

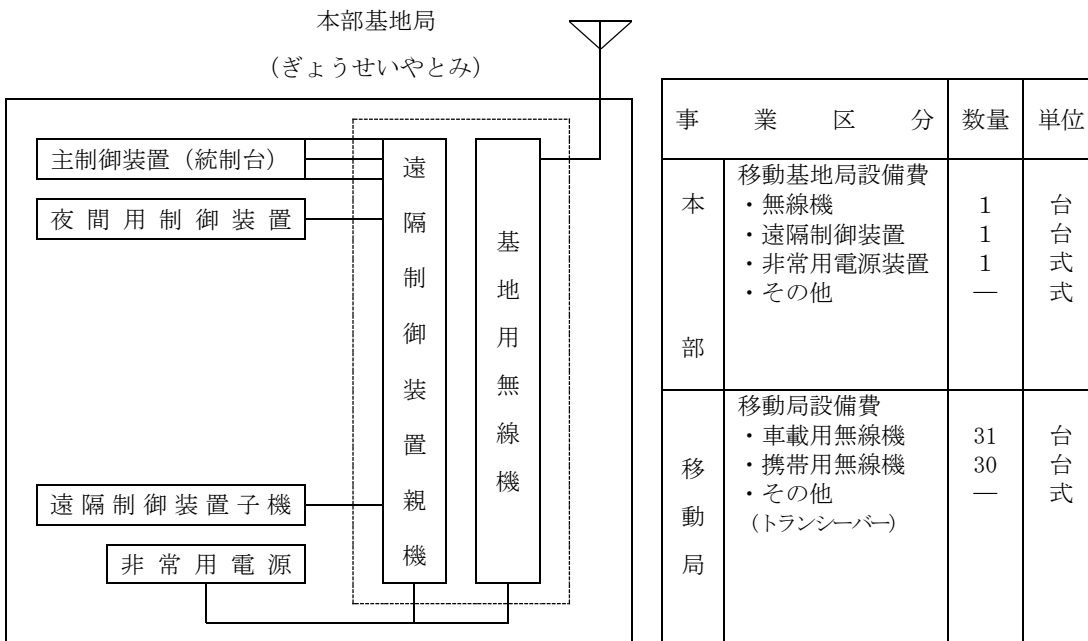
局種	呼出名称	設置場所	備考	
基地局	ぎょうせいやとみ	弥富市役所内		
移動局	やとみ1	弥富市消防団第1分団消防積載車	車載無線	
	” 2	” 2 ”	”	
	” 3	” 3 ”	”	
	” 4	” 4 ”	”	
	” 5	” 5 ”	”	
	” 6	” 6 ”	”	
	” 7	” 7 ”	”	
	” 8	” 8 ”	”	
	” 9	” 9 ”	”	
	” 10	” 10 ”	”	
	” 11	” 11 ”	”	
	” 12	” 12 ”	”	
	” 13	” 13 ”	”	
	” 14	” 14 ”	”	
	” 15	” 15 ”	”	
	” 16	” 16 ”	”	
	” 17	防災課・(予備)		”
	” 18	弥富市消防団市役所消防積載車		”
	” 19	総務課 (ハイエース)		”
	” 20	防災課 (予備) 坂中地消防車庫		”
	” 21	防災課・(予備)		”
	” 22	防災課・消防広報車 (アイシス)		”
	” 23	環境課 (ダイナ)		”
	” 24	防災課・消防広報車 (サクシード)		”
	” 25	福祉課 日赤車 (ハイエース)		”
	” 26	生涯学習課 (ダイナ) 大トラ		”
	” 27	防災課・(予備)		”
	” 28	総務課 (RAV4)		”
	” 29	市民協働課・(ソリオ)		”
	” 30	下水道課 (ジムニー)		”
	” 31	防災課・(予備)		”
	やとみ101	弥富市消防団第1分団		
	” 102	” 2 ”		
	” 103	” 3 ”		
	” 104	” 4 ”		
	” 105	” 5 ”		
	” 106	” 6 ”		
	” 107	” 7 ”		
	” 108	” 8 ”		
	” 109	” 9 ”		
	” 110	” 10 ”		
	” 111	” 11 ”		
	” 112	” 12 ”		
	” 113	” 13 ”		



局種	呼出名称	設置場所	備考
携帯局	// 114	// 14 //	
	// 115	// 15 //	
	// 116	// 16 //	
	// 117	防災課・(予備) 防災課長	
	// 118	// (予備) 消防主任	
	// 119	// (予備)	
	// 122	// (海部南部消防組合)	
	// 121	消防団長	
	// 124	消防副団長 (北部)	
	// 120	// (南部)	
	// 123	// (東部)	
	// 125~128	防災課・(予備)	
	// 129	蟹江警察署 (警備課)	
	// 130	防災課・(予備※)	
	// 201	防災課 (予備) 消防主事	

2 システム系統図

(1) 移動系



機器構成 (本部基地局)

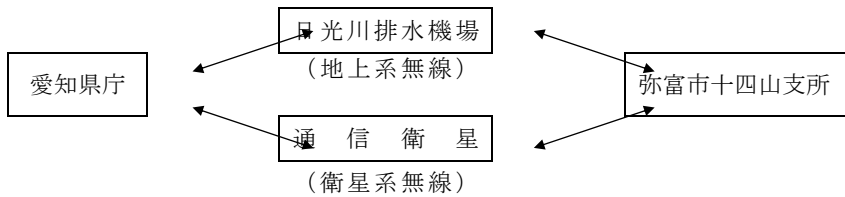
- 基地用無線機…………… 1 式
- 遠隔制御装置 (親機) …… 1 台
- 主制御装置 (総務課) …… 1 台
- 夜間制御装置 (宿直室) …… 1 台
- 遠隔制御装置 (子機) …… 1 台

移動局

- 車載用無線機……31台 (10W)
- 携帯用無線機……30台 (5W)

(2) 県非常通信無線局

<愛知県高度情報通信ネットワーク>



機器の種類	数量	単位
固定局設備		
・一斉受令用サーバ装置	1	式
・モニターTV制御装置	1	式
・音声一斉受令装置	1	式
・パソコン	4	台
・PHS子機	6	台
・プリンタ	2	台
・モニターテレビ	1	台
・FAX	1	台

○災害時優先電話設置状況

設置場所	電話番号	設置場所	電話番号
白鳥コミュニティセンター	0567-67-6020	農村環境改善センター	0567-68-3636
農村多目的センター	0567-65-4646	南部コミュニティセンター	0567-68-3919
総合福祉センター	0567-65-8002	栄南保育所	0567-68-2208
西部保育所	0567-65-2935	のびのび園	0567-68-8358
桜小学校	0567-65-5020	弥富市役所	0567-65-1110
南部保育所	0567-67-0374	〃	0567-65-1117
弥富中学校	0567-67-0399	十四山東部小学校	0567-52-1454
桜保育所	0567-67-0352	十四山西部小学校	0567-52-1378
ひので保育所	0567-66-0007	十四山保育所	0567-52-2860
大藤保育所	0567-68-8024		

○事前設置型特設公衆電話

施設名	設置場所	公衆電話数
総合福祉センター	2 F 学習室横廊下	3 台
白鳥コミュニティセンター	2 F 防災倉庫前フロア	1 台
総合社会教育センター	2 F 公民館とアリーナの連絡通路	7 台
農村環境改善センター	2 F ホール	1 台
南部コミュニティセンター	2 F 会議室横廊下	1 台
十四山総合福祉センター	2 F 図書室前ロビー	2 台
十四山スポーツセンター	2 F トレーニング室前廊下	2 台

## ○アマチュア無線局

弥富防災HAMクラブ (J I 2 Z V P)

局種	設置場所	備考
基地局	弥富市役所内	固定局 (1式) 使用周波数 HF・50・144・430・1200MHz帯
移動局	白鳥コミュニティセンター 総合福祉センター 総合社会教育センター 農村環境改善センター 南部コミュニティセンター 十四山支所	携帯無線 (各1台) 使用周波数 144・430MHz帯 無線機接続用の外部アンテナ有

## ○同報無線一覧

(令和4年3月現在)

	設置場所	学区		設置場所	学区
1	弥富北中学校	白鳥	1	栄南小学校	栄南
2	白鳥小学校	白鳥	2	栄南保育所	栄南
3	白鳥コミュニティセンター	白鳥	3	いこいの里	栄南
4	楽荘公園	白鳥	4	鍋田浄化センター	栄南
5	竜頭公園	白鳥	5	楠2丁目	栄南
6	ポプラ台集会所	白鳥	6	大谷公園	栄南
7	又八公民館	白鳥	7	亀の子グラウンド	栄南
8	佐古木公民館	白鳥	8	二葉グラウンド	栄南
9	前ヶ平公民館	白鳥	9	楠広場	栄南
1	弥生小学校	弥生	10	楠南広場	栄南
2	総合福祉センター	弥生	11	楠緑地1	栄南
3	農村多目的センター	弥生	12	楠緑地2	栄南
4	五反波公園	弥生	13	楠緑地3	栄南
5	川平南公園	弥生	14	富浜緑地	栄南
6	五明公園	弥生	15	富浜	栄南
7	中六公園	弥生	16	操出公民館	栄南
8	荷之上公民館	弥生	17	稲荷崎神社	栄南
9	かおるヶ丘団地集会所	弥生	18	狐地公民館	栄南
10	東弥生台集会所	弥生	19	三稲公民館	栄南
11	鯛浦町上六子どもの遊び場	弥生	20	西末広公民館	栄南
12	下之割	弥生	21	東末広公民館	栄南
1	弥富市役所	桜	22	稲荷公民館	栄南
2	南部保育所	桜	23	稲荷崎子どもの遊び場	栄南
3	桜保育所	桜	24	稲山公園	栄南
4	さくら児童館	桜	1	十四山西部小学校	十四山西部
5	駅前ポケットパーク	桜	2	海翔高等学校	十四山西部
6	水郷公園	桜	3	馬ヶ池交差点	十四山西部
7	平島北公園	桜	4	十四山保育所	十四山西部
8	作左山公園	桜	5	三百島公民館	十四山西部
9	輪中公園	桜	6	六條交差点	十四山西部
10	弥富市武道場	桜	7	馬ヶ池公民館	十四山西部
11	西弥生団地子どもの遊び場	桜	8	鮫ヶ池公民館	十四山西部
12	鯛浦町車東子どもの遊び場	桜	9	J A支援センター	十四山西部
1	弥富中学校	大藤	1	十四山中学校	十四山東部
2	大藤小学校	大藤	2	十四山東部小学校	十四山東部
3	弥富高等学校	大藤	3	十四山総合福祉センター	十四山東部
4	鍋田支所	大藤	4	神戸6丁目	十四山東部
5	鎌島公民館	大藤	5	十四山東公園	十四山東部
6	中川鉄工団地	大藤	6	亀ヶ地公民館	十四山東部
7	松名公民館	大藤	7	上押萩	十四山東部
8	富島公民館	大藤	8	海南こどもの国	十四山東部
9	稲元公民館	大藤	9	子宝神社	十四山東部
10	大藤台集会所	大藤	10	竹田公民館	十四山東部
11	森津の藤北	大藤	11	四郎兵衛公民館	十四山東部
12	芝井公民館東	大藤	12	桴場公民館	十四山東部
			13	十四山支所	十四山東部

市内91ヶ所（親局1、拡声子局90）

## 〔救護施設・医療関係等〕

## ○弥富市避難所等一覧

(令和5年8月現在)

## 1 避難所等

## (1) 1次開設避難所

自主避難時に開設します。

名称	所在地	電話番号	構造	長期滞在時収容人員
白鳥コミュニティセンター	東中地二丁目56	0567-67-6021	S	90
総合福祉センター	鯛浦町上本田95-1	0567-65-8103	RC	420
総合社会教育センター	前ヶ須町野方802-20	0567-65-0002	RC	1,100
農村環境改善センター	稲吉一丁目31	0567-68-3636	RC	60
南部コミュニティセンター	稲狐町151	0567-68-3919	RC	90
TKEスポーツセンター（十四山スポーツセンター）	神戸三丁目20	0567-52-2110	SRC	130

(注) 総合福祉センターは、令和6年2月29日（木）まで施設改修工事のため、代わりに弥生小学校を開設します。

## (2) 2次開設避難所

弥富市において震度5弱以上の地震が発生した場合、又は、避難指示等の発令時に開設します。

名称	所在地	電話番号	構造	長期滞在時収容人員
白鳥小学校	前ヶ平二丁目1896-3	0567-65-4771	RC	560
白鳥保育所	前ヶ平一丁目336	0567-67-1301	RC	80
弥富北中学校	鎌倉町62	0567-65-4151	SRC	660
農村多目的センター	荷之上町川田56	0567-65-4646	RC	90
弥生小学校	鯛浦町下与太142	0567-65-0036	RC	730
弥生保育所（弥生児童館）	鯛浦町上巳52-1	0567-67-3052	S	150
西部保育所	五明一丁目67	0567-65-2935	RC	40
産業会館	鯛浦町南前新田111	0567-65-3100	RC	70
桜小学校	前ヶ須町南本田425	0567-67-0824	RC	720
市民ホール	前ヶ須町南本田347	0567-65-1111	RC	270
南部保育所	前ヶ須町野方802-1	0567-67-0374	RC	110
ひので保育所	平島中四丁目266	0567-66-0007	S	80
桜保育所	平島町喜右味名69-1	0567-67-0352	RC	70
日の出小学校	平島町西新田181番地	0567-55-8811	RC	755
弥富中学校	鎌島七丁目52-2	0567-67-0319	RC	780
大藤小学校	芝井十四丁目1175	0567-68-8014	RC	250
大藤保育所	寛延二丁目17	0567-68-8024	RC	90
栄南小学校	狐地二丁目163	0567-68-8015	RC	400
栄南保育所	操出九丁目15	0567-68-2208	RC	60
のびのび園	境町307-1	0567-68-8358	RC	40
十四山総合福祉センター	子宝六丁目80	0567-52-3800	RC	160
十四山中学校	鳥ヶ地一丁目176	0567-52-0062	RC	410
十四山東部小学校	神戸二丁目4	0567-52-0054	RC	250
十四山西部小学校	六條町大山94	0567-52-0078	RC	210
十四山保育所	坂中地一丁目34	0567-52-2860	RC	120

いこいの里	鍋田町八穂398-1	0567-69-1600	SRC	162
-------	------------	--------------	-----	-----

## (3) 3次開設避難所

収容人員が足りない場合など、必要に応じて開設します。

名称	所在地	電話番号	構造	長期滞在時収容人員
愛知黎明高校（旧弥富高校）	稲吉二丁目52	0567-68-2233	RC	700
あいち海部農業協同組合鍋田支店	寛延二丁目96	0567-68-8121	S	100
鍋田公民館	鍋田町稲山393-200	0567-68-8541	RC	60
海翔高校	六條町大崎22	0567-52-3061	RC	1,100
あいち海部農業協同組合南部営農センター	鍋平三丁目51	0567-56-6801	S	270
愛知県埋蔵文化財調査センター	前ヶ須町野方802-24	0567-67-4164	RC	60
八穂クリーンセンター	鍋田町八穂399-3	0567-68-6500	SRC	147

## (4) 福祉避難所

災害時に、介護が必要な高齢者や障害者の方などを一時的に受入れてケアする施設です。必要に応じて開設し、ケアの必要な方を一般の避難所から福祉避難所へ送ります。

名称	所在地	電話番号
総合福祉センター	鯛浦町上本田95-1	0567-65-8103
十四山総合福祉センター	子宝六丁目80	0567-52-3800
輪中の郷	大藤町5-3	0567-65-5531
愛厚弥富の里	栄南町7-2	0567-68-4322
長寿の里・十四山	六條町大崎69-1	0567-52-3294

## (5) 緊急時避難場所

弥富市内及び周辺には高台が無いいため、地震津波や台風、豪雨などによる高潮、洪水、浸水が差し迫っている場合に、緊急的・一時的に避難可能な高い建物を「緊急時避難場所」として市が指定しています。収容可能人数は、避難可能面積の1平方メートル当たり1人として算出したものです。

## ① 白鳥地区

番号	名称	構造	避難場所	収容可能人数	所在地
1	白鳥小学校	RC造	校舎 ・北棟2階・3階・屋上 ・南棟2階	3,070人	前ヶ平
2	弥富北中学校	SRC造	校舎 ・北棟2階・3階 ・南棟2階・3階・屋上	3,758人	鎌倉町
3	海部土地改良区会館	RC造	EVホール(3階) 倉庫(4階)	96人	鎌倉町
4	スペリア佐古木	SRC造	通路・階段踊り場 (3階から11階)	606人	又八
5	白鳥保育所	RC造	2階・屋上	900人	前ヶ平
6	特別養護老人ホーム おふくろの家	RC造	3階から4階	339人	又八
7	白鳥コミュニティセンター	S造	2階	605人	東中地
8	愛知自動車整備専門学校	RC造	校舎2階	270人	前ヶ平

## ② 桜・日の出地区

番号	名称	構造	避難場所	収容可能人数	所在地
1	弥富まちなか交流館（市民ホール）	RC造	2階（図書館棟） 3階（市民ホール）	2,180人	前ヶ須町
2	総合社会教育センター	RC造	公民館（2階から屋上） 体育館（2階から3階）	5,846人	前ヶ須町
3	桜小学校	RC造	校舎 ・北棟2階・3階・展望室 ・南棟2階・3階	3,934人	前ヶ須町
4	南部保育所	RC造	2階	610人	前ヶ須町
5	輪中の郷	RC造	多目的ホール（3階） 屋上	324人	大藤町
6	ウイングプラザ パディー	SRC造	屋上駐車場 ※車両での避難はできません。	8,108人	鯛浦町
7	パレス佐藤1	RC造	通路・階段踊り場 （3階から4階）	138人	鯛浦町
8	パレス佐藤2	RC造	通路・階段踊り場 （3階から6階）	285人	鯛浦町
9	ラフレッシュル・オーブ	RC造	通路・階段踊り場 （3階から6階）	150人	平島中
10	はびね弥富	RC造	通路（3階から4階） テラス（4階）	260人	前ヶ須町
11	ロゼリア	RC造	通路・階段踊り場 （3階から6階）	72人	平島町
12	日の出小学校	RC造	校舎 ・2階・3階・屋上	4,572人	平島町
13	桜保育所	RC造	2階・屋上	1,007人	平島町
14	ルネス ソシア	RC造	3階	50人	平島町
15	弥富市役所 立体駐車場	S造	2階・屋上	2,740人	前ヶ須町
16	ひので保育所	S造	2階	906人	平島中
17	産業会館	RC造	2階	209人	鯛浦町

## ③ 弥生地区

番号	名称	構造	避難場所	収容可能人数	所在地
1	弥生小学校	RC造	校舎 ・北棟2階・3階・屋上 ・南棟2階・3階・屋上	5,786人	鯛浦町
2	総合福祉センター	RC造	2階	1,578人	鯛浦町
3	ルネス リヴェール	RC造	通路（3階）	16人	鯛浦町
4	エントピア弥生	RC造	通路・階段踊り場 （3階から4階）	26人	鯛浦町
5	ルネス Y. Y	RC造	通路（3階）	30人	鯛浦町
6	国際ペットカルチャー総合学院	RC造	教室・バルコニー（3階）	170人	五明町
7	ルネス弥富	RC造	通路（3階）	32人	鯛浦町
8	リバブルヤトミ	SRC造	通路・階段踊り場 （3階から10階）	324人	鯛浦町
9	レジデンス弥富	RC造	通路・階段踊り場 （3階から6階）	314人	鯛浦町
10	ロフティ弥富	RC造	通路・階段踊り場 （3階から10階）	312人	鯛浦町
11	川崎重工業株式会社 弥富寮	RC造	通路・屋上 （3階から10階）	1,318人	五明
	川崎重工業株式会社 立体駐車場	S造	3階・屋上	736人	
12	西部保育所	RC造	2階・屋上	565人	五明
13	U. H. palace	RC造	通路・階段踊り場 （3階から6階）	56人	鯛浦町

番号	名称	構造	避難場所	収容可能人数	所在地
14	木曾川用水総合管理所 弥富管理所 管理棟	RC造	3階、4階（屋上部）	209人	五明
15	弥生保育所（弥生児童館）	S造	各2階	891人	鯛浦町
16	農村多目的センター	RC造	2階	421人	荷之上町

## ④ 大藤地区

番号	名称	構造	避難場所	収容可能人数	所在地
1	弥富中学校	RC造	校舎 ・2階・3階 体育館 ・2階	5,278人	鎌島
2	大藤小学校	RC造	校舎 ・北棟2階・屋上 ・南棟2階・屋上	2,799人	芝井
3	愛厚弥富の里	RC造	屋上	216人	栄南町
4	キャッスル松亀2	RC造	通路（3階）	30人	松名
5	学校法人愛西学園 愛知黎明高校	RC造	本校舎（3階から4階） 東棟（3階）	979人	稲吉
6	あいち海部農業協同組合 鍋田支店	S造	2階	243人	寛延
7	大藤保育所	RC造	2階	607人	寛延
8	農村環境改善センター	RC造	2階	197人	稲吉

## ⑤ 栄南地区

番号	名称	構造	避難場所	収容可能人数	所在地
1	栄南小学校	RC造	校舎 ・2階・3階・4階（展望塔）	1,909人	狐地
2	八穂クリーンセンター	SRC造	通路（工場棟3階から5階）	1,741人	鍋田町
3	鍋田埠頭コンテナターミナル	RC造	管理棟（3階から5階）	1,348人	富浜
4	南部地区防災センター	S造	3階から4階・屋上	854人	稲狐町
5	馬事会館	RC造	3階から5階・屋上	1,861人	駒野町
6	日光川下流浄化センター	RC造	管理棟屋上	720人	上野町
7	のびのび園	RC造	2階・屋上	930人	境町
8	栄南保育所	RC造	2階	513人	操出
9	大和ハウス工業（株）	SRC造	2階・4階（休憩室など）	596人	駒野町
10	南部コミュニティセンター	RC造	2階	769人	稲狐町

## ⑥ 十四山地区

番号	名称	構造	避難場所	収容可能人数	所在地
1	十四山支所	SRC造	庁舎 ・2階・3階・屋上	2,269人	神戸
2	十四山中学校	RC造	校舎 ・2階・3階・屋上	4,171人	鳥ヶ地
3	海翔高校	RC造	校舎 ・教室棟3階から4階	1,752人	六條町
4	孫宝第2排水機場	RC造	3階・屋上	506人	四郎兵衛
5	長寿の里・十四山	RC造	談話コーナー（3階から4階） 屋上	900人	六條町
6	野村胃腸科	RC造	屋上	200人	子宝
7	十四山保育所	RC造	2階・屋上	1,302人	坂中地
8	あいち海部農業協同組合 南部営農センター	S造	2階・スロープ	630人	鍋平
9	十四山東部小学校	RC造	校舎 ・南棟2階	954人	神戸
10	十四山西部小学校	RC造	校舎 ・2階	1,022人	六條町



番号	名称	構造	避難場所	収容可能人数	所在地
11	TKE スポーツセンター	SRC 造	2階	889人	神戸
12	十四山総合福祉センター	RC 造	2階	900人	子宝

## 2 要配慮者関連施設

施設名称	所在地	電話番号	区別
借行会リハビリテーション病院	弥富市神戸五丁目20	(0567) 52-3883	病院 通所リハビリテーション
服部整形外科皮膚科	〃 佐古木三丁目292-1	(0567) 65-1200	病院
野村胃腸科	〃 子宝二丁目105-4	(0567) 52-2526	病院 短期入所療養介護 (ショートステイ)
愛の家グループホーム弥富	〃 鯛浦町用水上115	(0567) 66-2577	グループホーム 認知症対応型共同 生活介護
グループホーム森津	〃 鳥ヶ地二丁目176-3	(0567) 56-5087	グループホーム認 知症対応型共同生 活・通所介護
グループホーム森津の里	〃 鳥ヶ地二丁目176-4	(0567) 56-5085	グループホーム認 知症対応型共同生 活・通所介護
特別養護老人ホーム輪中の郷	〃 大藤町5-3	(0567) 65-5531	介護老人福祉施設 短期入所生活介護 (ショートステイ)
特別養護老人ホーム長寿の里・ 十四山	〃 六條町大崎69-1	(0567) 52-3294	介護老人福祉施設 短期入所生活介護 (ショートステイ)
はびね弥富	〃 前ヶ須町東勘助110-1	(0567) 66-2828	特定施設入居者生 活介護（有料老人 ホーム）
グループホームどんぐりの里	〃 森津九丁目14-4	(0567) 67-5545	グループホーム認 知症対応型共同生 活介護
グループホームあいる弥富	〃 森津九丁目14-8	(0567) 65-7676	グループホーム認 知症対応型共同生 活介護
特別養護老人ホームおふくろの 家	〃 又八二丁目128-1	(0567) 67-7201	介護老人福祉施設 短期入所生活介護 (ショートステイ)
介護老人保健施設ベジブル弥 富	〃 神戸二丁目53	(0567) 74-0770	介護老人保健施設 短期入所療養介護 (ショートステイ) 通所リハビリテー ション
にじいろあすなろ	〃 森津十三丁目6-1	(0567) 67-0701	地域密着型介護老 人福祉施設入所生 活介護
メディカルホームローズ	〃 子宝二丁目105-1	(0567) 52-1813	有料老人ホーム
やとみ翔裕館	〃 竹田四丁目46	(0567) 56-4165	特定施設入居者生 活介護（有料老人 ホーム）
ひまわり会館 弥富	〃 平島町西新田103	(0567) 65-8688	有料老人ホーム
スマイルあすなろ	〃 森津七丁目5-1	(0567) 69-6281	有料老人ホーム
あんねいの家やとみ	〃 芝井四丁目10-2	(0567) 68-5560	有料老人ホーム

第4編 附属資料

施設名称	所在地	電話番号	区別
サービス付き高齢者向け住宅 アヴェニュー平島	〃 平島町東勘助37-1	(0567) 65-3811	有料老人ホーム
ひまわり会館 ひので	〃 平島町西新田105-1	(0567) 65-7015	有料老人ホーム
クリニカルホームほほえみ	〃 佐古木三丁目292番地1	(0567) 65-1204	有料老人ホーム
THE Classic Care Residence 弥富	〃 平島中二丁目20番地	(0567) 69-8820	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
弥富市デイサービスセンター	弥富市鯛浦町上本田95-1	(0567) 66-1180	通所介護
デイサービスセンター輪中の郷	〃 大藤町5-3	(0567) 66-1170	通所介護
弥富市南デイサービスセンター	〃 鍋田町八穂398-1	(0567) 69-1602	通所介護
デイサービスセンターローズ	〃 子宝二丁目105-1	(0567) 52-1813	通所介護
デイサービスセンター長寿の里・十四山	〃 六條町大崎69-1	(0567) 52-3294	通所介護
リハビリ専門デイサービスみなとも	〃 鯛浦町西前新田43	(0567) 55-8253	通所介護
リハビリデイサービス エソラ弥富	〃 西中地町五右46-1・7	(0567) 55-7153	通所介護
通所型サービス プレチアやとみ	〃 五明町築留1774-5 パンクビル2F	(0567) 97-3577	通所型サービス
みなとも GO!	〃 鯛浦町南前新田123番地 ウイングプラザバティ-1階	(0567) 67-0050	通所型サービス
デイサービス はびね弥富	〃 前ヶ須町東勘助110-1	(0567) 66-2871	地域密着型通所介護
デイサービス ほっとはうす	〃 五明二丁目181	(0567) 67-2462	地域密着型通所介護
海南病院通所リハビリテーション・きらら	〃 前ヶ須町南本田368-1	(0567) 65-2511	通所リハビリテーション
通所リハビリテーションさくら	〃 前ヶ須町午新田669-3	(0567) 66-1115	通所リハビリテーション
デイケアセンターほほえみ	〃 佐古木二丁目265-1	(0567) 65-1239	通所リハビリテーション
デイケアローズ	〃 子宝二丁目105-4	(0567) 52-2877	通所リハビリテーション
愛厚弥富の里	〃 栄南町7-2	(0567) 68-4322	指定障がい者支援施設
風の子びれっじ咲生歩	〃 平島中二丁目70	(0567) 65-3009	障がい福祉サービス事業所
チャレンジハウス弥富	〃 鯛浦町上本田95-1	(0567) 65-8008	障がい福祉サービス事業所
風の子スクエア	〃 鎌倉町126-2	(0567) 55-8168	障がい福祉サービス事業所
オリーブ	〃 佐古木五丁目465-3	(0567) 31-7707	障がい福祉サービス事業所
風の子びれっじ 鎌倉	〃 鎌倉町126-1	(0567) 65-6530	障がい児通所支援事業所
風の子びれっじ希生歩	〃 平島中二丁目70	(0567) 55-9990	障がい児通所支援事業所
音色	〃 五之三川平三丁目223	(0567) 55-9755	障がい児通所支援事業所
てくてくぷらすやとみ	〃 鯛浦町中六61 NTT弥富ビル1F	(0567) 65-4325	障がい児通所支援事業所
地域活動支援センター十四山	〃 子宝六丁目80	(0567) 52-3800	地域活動支援センター
ガジュマル	〃 五明町築留1774-5 パンクビル2F	(0567) 69-6171	障がい福祉サービス事業所
あん	〃 鯛浦町西前新田3-1	(0567) 55-7660	障がい福祉サービス事業所

施設名称	所在地	電話番号	区別
アグリーン	〃 五之三川平三丁目223	(0567) 65-8622	障がい福祉サービス事業所
わじゅうの家結い	〃 大藤町5-5	(0567) 67-5870	障がい福祉サービス事業所
つみき	〃 前ヶ須町午新田674-6	(0567) 69-4810	障がい児通所支援事業所
風の子ハウス	〃 鎌倉町128-2	(0567) 58-9604	障がい福祉サービス事業所
フレーベル	〃 西中地町五右49-2	(0567) 55-7031	障がい福祉サービス事業所
南部保育所	〃 前ヶ須町野方802-1	(0567) 67-0374	保育所
桜保育所	〃 平島町喜右味名69-1	(0567) 67-0352	保育所
ひので保育所	〃 平島中四丁目266	(0567) 66-0007	保育所
大藤保育所	〃 寛延二丁目17	(0567) 68-8024	保育所
白鳥保育所	〃 前ヶ平一丁目336	(0567) 67-1301	保育所
弥生保育所	弥富市鯛浦町上巳52-1	(0567) 67-3052	保育所
栄南保育所	〃 操出九丁目15	(0567) 68-2208	保育所
西部保育所	〃 五明一丁目67	(0567) 65-2935	保育所
十四山保育所	〃 坂中地一丁目34	(0567) 52-2860	保育所
認定こども園 弥富はばたき幼稚園	〃 森津七丁目26	(0567) 67-4008 (0567) 66-0338	認定こども園
さくら児童館	〃 平島町中新田107-1	(0567) 65-6191	児童館
白鳥児童館	〃 東中地二丁目56	(0567) 66-1036	児童館
栄南児童館	〃 稲狐町113	(0567) 68-6266	児童館
弥生児童館	〃 鯛浦町上巳50-1	(0567) 65-8107	児童館
大藤児童館	〃 寛延二丁目21-1	(0567) 68-4101	児童館
東部児童館	〃 神戸三丁目20-1	(0567) 52-4611	児童館
ひので子育て支援センター	〃 平島町中新田106-1	(0567) 66-0008	支援センター
弥生子育て支援センター	〃 鯛浦町上巳50-1	(0567) 65-8211	支援センター
東部子育て支援センター	〃 神戸三丁目20-1	(0567) 52-4612	支援センター
のびのび園	〃 境町307-1	(0567) 68-8358	のびのび園

## 3 公園

	名称	所在地
1	楽荘公園	前ヶ平三丁目198-1
2	竜頭公園	佐古木一丁目72
3	北西公園	荷之上町下り12-3
4	川平南公園	五之三川平二丁目199
5	川平北公園	五之三川平三丁目1
6	五反波公園	五之三川平三丁目151
7	五明公園	五明一丁目68
8	五月公園	五明三丁目1
9	水明公園	五明三丁目16
10	中之割公園	鯛浦町下本田11-2
11	中六公園	鯛浦町下六16
12	水郷公園	前ヶ須町野方732-26
13	弥富文化広場	前ヶ須町野方802-1
14	平島北公園	平島中二丁目59
15	平島東公園	平島東三丁目139
16	作左山公園	平島東三丁目155
17	稲狐農村公園	稲狐町114
18	大谷公園	大谷三丁目37
19	二葉グラウンド	鍋田町稲山100
20	亀の子グラウンド	駒野町3
21	楠広場	楠一丁目97
22	楠南広場	楠三丁目17
23	富浜緑地	富浜一丁目1
24	海南こどもの国	鳥ヶ地町二反田1238

	名 称	所 在 地
25	子宝グラウンド	子宝三丁目33
26	十四山西公園	六條町中切4
27	十四山東公園	西蜷一丁目51-1
28	亀ヶ地児童公園	亀ヶ地一丁目26
29	大藤学区防災広場	寛延二丁目18-1
30	ひので公園	平島東二丁目28

○市内医療機関

医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
あ い ち 診 療 所 お ふ く ろ	弥富市又八二丁目127-2	(0567) 67-7202
海 部 共 立 ク リ ニ ッ ク	〃 佐古木二丁目280-1	〃 65-1171
小 笠 原 ク リ ニ ッ ク	〃 鍋平二丁目6	〃 56-5533
偕 行 会 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 病 院	〃 神戸五丁目20	〃 52-3883
* 海 南 病 院	〃 前ヶ須町南本田396	〃 65-2511
小 林 医 院	〃 西中地町中島90-1	〃 65-6655
こ も れ び 耳 鼻 科 ク リ ニ ッ ク	〃 鯛浦町車東41-1	〃 65-0030
笹 医 院	〃 前ヶ須町午新田669-3	〃 67-0271
篠 田 医 院	〃 鯛浦町南前新田70-1	〃 64-2111
杉 本 ク リ ニ ッ ク	〃 稲吉二丁目10-2	〃 68-5656
す ず き こ ど も ク リ ニ ッ ク	〃 六條町中切88-2	〃 52-1000
そ ぶ え 整 形 外 科	〃 中山町北脇687-1	〃 67-5010
高 村 メ デ ィ カ ル ク リ ニ ッ ク	〃 鍋平三丁目60	〃 57-1611
た な か 整 形 外 科 リ ウ マ チ ク リ ニ ッ ク	〃 鯛浦町車東13	〃 65-5353
お お は し ク リ ニ ッ ク	〃 海老江一丁目26	〃 64-1888
野 村 胃 腸 科	〃 子宝二丁目105-4	〃 52-2526
ハ ー ト 内 科 ク リ ニ ッ ク	〃 平島中二丁目24	〃 66-0017
服 部 整 形 外 科 皮 フ 科	〃 佐古木三丁目292-1	〃 65-1200
村 瀬 医 院	〃 平島町西新田90	〃 67-0022
森 眼 科	〃 前ヶ須町東勘助90-3	〃 66-1010
桜 セ ン ト ラ ル ク リ ニ ッ ク	〃 平島中三丁目33	〃 64-1011
中 村 眼 科	〃 鯛浦町車東12	〃 67-5552
こ は ら 皮 フ 科	〃 鯛浦町南前新田27-1	〃 65-7737
な ご み こ こ ろ の ク リ ニ ッ ク	〃 前ヶ須町南本田349	〃 65-7530
日 比 ク リ ニ ッ ク	〃 平島町喜味名24-1	〃 65-6666
よ し だ ク リ ニ ッ ク	〃 前ヶ須町東勘助100-1	〃 66-0777

*は、災害拠点病院

○防疫用資機材の保有状況

(令和4年3月現在)

動力噴霧器	二兼機	肩掛式噴霧器	薬剤散布機	電動噴霧器	三兼機
1	3	0	1	1	0

## 〔消防・水防等関係〕

## ○海部南部消防組合所有の資機材一覧

(令和5年4月1日現在)

## (1) 消防車両等

消防ポンプ自動車	1台	広報車	1台
水槽付消防ポンプ自動車	5台	査察車	2台
大型高所放水車	1台	高規格救急自動車	4台
大型化学車	1台	原動機付自転車	6台
泡原液搬送車	1台	小型動力ポンプ	2台
救助工作車	1台	船外機付救助艇	4台
資機材搬送車	2台	船外機付ウレタン注入ボート	1台
指揮車	1台	船外機付ゴムボート	2台
津波・大規模風水害対策車	1台	水陸両用バギー	1台
連絡車	4台		

## (2) 消火用特殊機械器具等

化学車積載泡消火剤 メガフォーム(3%)	1,868L	ラインプロポーショナー	4
泡消火剤(3%)	927L	放水銃	4
泡管銃(3,000L型)	2	放水砲	1
エアフォームノズル200型	7	インパルス放水銃	1
エアフォームノズル400型	4	泡ノズルアタッチメント	6

## (3) 救助用資機材

かぎ付はしご	5	耐電手袋	7
三連はしご	9	耐電衣	4
空気式救助マット(救助幕)	1	耐電長靴	4
救命索発射銃	1	可搬式ウインチ	5
救助用縛帯	18	エンジンカッター	4
バスケット型担架	4	ガス溶断機	1
油圧カッター(大型含む)	3	チェンソー	8
油圧スプレッター(大型含む)	1	特殊カッター	7
油圧ジャッキ	3	万能斧(トップマン)	16
電動油圧コンビツール	1	救命胴衣	161
ラムシリンダー(ピストンタイプ)	2	救命浮環	18
投光器一式	9	携帯無線機(デジタル)	11
拡声器	19	署活動波携帯無線機(アナログ)	27
バルーン投光器	1	ストライカー	4
マット型空気ジャッキ	2式	ルーカスレスキューツール	1式
ハンマードリル	5	救助用支柱器具	2式
耐熱服	4	マンホール救助器具	1式
応急処置用セット	2	送排風機	3
空気呼吸器	47	水難救助機器一式	5式
予備ボンベ(充填用ボンベ)	164	レスキュープラットホーム	1
空気鋸(電気式含む)	3式	水中無線機	6
複合ガス検知警報器	10	アルゴス(赤外線カメラ)	1
ポケット線量計	23	画像探索機Ⅱ型	1
携帯警報器	20	地中音響探知機	1
陽圧式化学防護服一式	10	夜間用暗視装置	1
放射線防護服一式	5	地震警報器	1
簡易画像探索機	2	トランシーバー	32

バスケット担架	4	チェーンブロック	2
空気拡張式テント	1式	車両移動器具	1式
平担架	3	熱画像直視装置	3
無人航空機ドローン	1	除染シャワー	1式
山岳救助用器具	1式	ワンタッチテント	2

(4) 救急処置資機材等

自動体外式除細動器	17式	酸素加湿器ポンベ (10リットル)	23
輸液用資機材	2式	ポータブル吸引器	8
血中酸素飽和度測定器	8式	マジックギプス	4
高度救命用処置人形	6	全自動小型高圧蒸気滅菌器	2
心肺蘇生用人形 (大人)	6	静脈採血注射モデル	4
心肺蘇生用人形 (上半身モデル)	2 6	マイクロベント人工呼吸器	3
心肺蘇生用人形 (小児)	2	喉頭鏡	10式
心肺蘇生用人形 (ベビー)	6	気管挿管練習モデル	1
心肺蘇生用テディ (乳児・小児)	1	AEDトレーナー	20式
バッグボード	13式	オゾン発生装置等	2式
自動心臓マッサージシステム	3式	酸素加湿器ポンベ (2リットル)	24
酸素加湿器	8	人工呼吸用モデル人形	10
終末呼気炭酸ガス濃度測定器	6		

(5) 津波・大規模風水害対策車附属資機材

水陸両用バギー	1	スケッドストレチャー	1
船外機付ゴムボート	1	スローバッグ	5
船外機付救助艇	1	ガイドベルト	5
ドライスーツ	10	フローティングロープ	3
ライフジャケット	20	救助用伸縮棒 (レスキュースティック)	1
胴付長靴	20	トランシーバー	5
高圧洗浄機	1	携帯無線機 (送信出力5W以下)	2
フローティング担架	1		

(6) 予防関係資機材

磁粉探傷器	1	騒音計	1
超音波厚さ計	2	オーバーヘッドプロジェクター	1
熱電対温度計	1	オートキャビン	1
炭化深度計	1	カメラ	1
火災感知試験器	1	レベル計	1
建築内装材総合試験器	1	デジタル警報地震計	1
石油燃焼爆発試験器	1	配線試験器	1
自動式配電試験器	1	ダイヤルディプスゲージ	1
自動火災報知設備説明版	1	溶接ゲージ	1
ノズル圧力測定器	2	銘板打刻装置	1
16ミリ映写機	1	引火点測定器	3
防火フィルム	24	デジタルカメラ	2
サーチライト	1	LEDライト	3
住宅用火災警報器展示パネル	1	地震発生説明装置	1
液状化実験装置	1		

## ○弥富市消防団保有の消防力

(令和5年12月1日現在)

団員数	機			械			水				利	
	消防ポンプ自動車	水そう付消防ポンプ自動車	三輪ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ	広報車	消火栓	防火水そう			プール	その他 (自然水利)
								40m ³ 以上	20～40m ³ 未満	井戸 (動力ポンプ用)		
290	—	—	—	16	16	2	1,217	52	—	—	11	—

## ○弥富市消防団の構成

## (1) 人員

本部・分団名	人員								
	階級種別等	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部		1	3	—	—	—	—	—	4
1～16		—	—	16	16	16	32	251	368
計		1	3	16	16	16	32	251	372

## (2) 所在地及び担当区域

地区別	分団名	担当区域
北部地区	第1分団	楽平、又八及び佐古木の区域
	第2分団	前ヶ平、東中地、西中地及び鎌倉の区域
	第3分団	荷之上、五之三及び五明の区域
	第4分団	海老江、上之割、中之割、下之割、東弥生台団地及び中六北の区域
	第5分団	車新田、前新田、小島、弥生台団地及び中六南の区域
	第6分団	平島の区域
	第7分団	前ヶ須、中山、川原欠及び大藤の区域
南部地区	第8分団	森津、芝井及び鎌島の区域
	第9分団	松名、寛延、間崎、稲元、稲吉、加稲、富島及び栄南の区域
	第10分団	狐地、稲狐及び三稲の区域
	第11分団	稲荷、操出、西末広、東末広、大谷、駒野、上野及び楠の区域
	第12分団	三好、稲荷崎、境、中原、鍋田、富浜及び曙の区域
東部地区	第13分団	神戸、椋場、鳥ヶ地、子宝及び西蜆の区域
	第14分団	東蜆、四郎兵衛、亀ヶ地、下押萩、上押萩及び竹田の区域
	第15分団	五斗山、坂中地、鮫ヶ地及び馬ヶ地の区域
	第16分団	堤蛇ヶ江、大山、鍋平及び三百島の区域

○防火水槽・耐震性貯水槽一覧

番号	場 所	種 類
1	サンシャイン川平 南西	防火水槽
2	トップアート工業 北西	〃
3	ポプラ台団地 北部ガス庫 西	〃
4	ポプラ台団地 公園内	〃
5	ポプラ台団地 寺沢宅西側（道路内）	〃
6	佐古木台団地 秦野宅西側	〃
7	白鳥コミュニティセンター内	耐震性貯水槽
8	かおるヶ丘集会所前	防火水槽
9	東弥生台団地 壁谷宅西側（道路内）	〃
10	中之割公園 南側	〃
11	福祉センター内	耐震性貯水槽
12	中六 殉公之塔前	防火水槽
13	中六公園内	〃
14	あいち海部農業協同組合弥富支店前	〃
15	J R弥富駅前	〃
16	弥富市子どもの遊び場（西前新田）内	〃
17	西弥生台団地 公園内	〃
18	中六公民館西側	〃
19	近鉄弥富駅南側 噴水横	〃
20	第7佐藤ビル ごみ集積所横	〃
21	海南病院（新棟）南側	〃
22	前ヶ須神社かぐら倉庫前	〃
23	桜保育所グラウンド内	〃
24	輪中公園グラウンドゴルフ場横	耐震性貯水槽
25	森津の藤駐車場	防火水槽
26	大藤小学校内	耐震性貯水槽
27	南部コミュニティセンター内	〃
28～31	三百島地内（4箇所）	防火水槽
32～36	鍋平地内（5箇所）	〃
37、38	坂中地地内（2箇所）	〃
39～42	子宝地内（4箇所）	〃
43～51	竹田地内（9箇所）	〃
52	十四山支所内	耐震性貯水槽

○弥富市及び海部南部消防組合保有の舟艇

区分 機関名	折畳式舟艇 （そう）	ボート （そう）	ゴムボート （そう）	船外機 （基）	保管場所	備 考
弥 富 市	24	14	5	21	防災倉庫 小学校等	
海部南部消防組合	3	2	2	7	消防署 4 北分署 2 南出張所 1	



## ○応急給水、処理施設・設備等の状況

## (1) 資機材

装置名	数量	保管場所
積載用給水タンク	18	市役所 (10) 十四山支所 (8)
ろ水機 (1.3m ³ /h)	9	南部地区防災センター (9)
飲料水袋	14,900	市役所 (900) 中山防災倉庫 (8,400) 総合福祉センター (3,460) 白鳥コミュニティセンター (2,000) 十四山支所 (140)

## (2) 災害時拠点給水施設

(海部南部水道企業団)

施設名	所在地	容量	備考
立田受水場	愛西市早尾町西立切29-1	7,700m ³	
立田配水場	〃 80	2,300m ³	
佐屋配水場	愛西市西條町大池180	14,705m ³	
弥富配水場	弥富市駒野町2	23,170m ³	

## (3) 配水、貯水、水源施設

## (ア) 海部南部水道企業団管理施設

種別	施設名	所在地	備考
配水施設	立田配水場 佐屋配水場 弥富配水場	愛西市早尾町西立切80 愛西市西條町大池180 弥富市駒野町2	
貯水施設	立田受水場 立田配水場配水池 佐屋配水場受水池及び高架配水池 弥富配水場 第1配水池 第2配水池 第3配水池	愛西市早尾町西立切29-1 〃 80 愛西市西條町大池180 弥富市駒野町2 〃 〃	
水源施設	立田水源 1号井 〃 2号井 〃 3号井 〃 4号井 弥富水源 8号井	愛西市早尾町西立切80 〃 〃 49 〃 晩稲場11-1 〃 長瀬90 弥富市駒野町2	

## (イ) 市管理施設

種別	施設名	所在地	備考
貯水施設	飲料水兼用耐震性貯水槽	白鳥コミュニティセンター 福祉センター 弥富市中山町地内 大藤小学校 南部コミュニティセンター 十四山支所	40m ³ 40m ³ 40m ³ 40m ³ 40m ³ 40m ³

(4) 下水道施設

(ア) 農業集落排水処理場

地区名	やとみほくせい ぶ 弥富北西部	ひろおおみ 広大海	なべた 鍋田	じゅうしやまほくぶ 十四山北部	じゅうしやまなんぶ 十四山南部	じゅうしやませいぶ 十四山西部	じゅうしやまとうぶ 十四山東部
施設名	北西部浄化センター	広大海浄化センター	鍋田浄化センター	十四山北部処理場	十四山南部処理場	十四山西部処理場	十四山東部処理場
処理場位置	荷之上町下り10-1	東末広一丁目73-2	鍋田町稲山195-1	鯨ヶ地三丁目45	梶場三丁目234	鳥ヶ地一丁目98-1	竹田一丁目76-1
供用年月日	平成12年7月10日	平成14年6月1日	平成15年6月1日	平成11年7月1日	平成16年6月1日	平成21年6月1日	平成26年6月1日
事業実施区域面積	55ha	36ha	37ha	83ha	66ha	99ha	69ha
計画処理対象人口	1,760人	960人	710人	2,180人	2,200人	2,610人	2,350人
処理方式	JARUS-X I型 回分式活性汚泥方式	JARUS-X II型+鉄溶液注入 脱窒素を考慮した回分式活性汚泥方式	JARUS-X II型+鉄溶液注入 脱窒素を考慮した回分式活性汚泥方式	JARUS-X I型 回分式活性汚泥方式	JARUS-X IVP型 鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式	JARUS-X IVP型 鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式	JARUS-X IVGP型 鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式
計画日平均汚水量	475m ³ /日	260m ³ /日	192m ³ /日	589m ³ /日	594m ³ /日	705m ³ /日	635m ³ /日
可搬式発電機の容量	90KVA	90KVA	25KVA	125KVA	90KVA	90KVA	80KVA

(イ) 農業集落排水中継ステーション

地区名	十四山南部	十四山西部
施設名	十四山南部中継ステーション	十四山西部中継ステーション
所在地	神戸四丁目78-1	鍋平四丁目27-2
供用年月日	平成16年6月1日	平成21年6月1日
可搬式発電機の容量	90KVA	90KVA
電話番号	0567-52-3922	0567-52-1437

(ウ) コミュニティ・プラント

地区名	らくそうだんち 楽荘団地
施設名	楽荘浄化センター
処理場位置	前ヶ平三丁目198-2
供用年月日	平成13年4月1日
事業実施区域面積	5ha
計画処理対象人口	765人
処理方式	回分式活性汚泥方式 凝集沈殿処理方式
計画日平均汚水量	217m ³ /日
可搬式発電機の容量	10KVA

(エ) マンホールポンプ

地区名	鍋田		十四山北部		十四山西部	十四山東部		狐地
施設名	N0.1中継ポンプ	N0.2中継ポンプ (鍋田浄化センター)	子宝中継ポンプ	鯨ヶ地中継ポンプ	三百島中継ポンプ	海屋1号中継ポンプ	海屋2号中継ポンプ	狐地1号マンホールポンプ
所在地(付近)	鍋田町稲山99	鍋田町稲山195-1	子宝一丁目30	鯨ヶ地一丁目34	三百島一丁目144	海屋一丁目168-2	海屋一丁目78-2	中原一丁目162-1
供用年月日	平成15年6月1日	平成15年6月1日	平成11年7月1日	平成11年7月1日	平成21年6月1日	平成26年6月1日	平成26年6月1日	平成30年6月30日
ポンプ規模等	65DMV2 60Hz z 1.5Kw×2	65DMV2 60Hz z 2.2Kw×2	50DMV 60Hz 0.4Kw×2	50DMV 60Hz 0.4Kw×2	50DMV2 60Hz z 0.75Kw×2	65DMV2 60Hz z 1.5Kw×2	65DMV2 60Hz z 1.5Kw×2	CNWX651J 60Hz 1.5Kw
電話番号	0567-68-2303	0567-68-4747	0567-52-4584	0567-52-2192	0567-52-0890	0567-52-3664	0567-52-3634	0567-68-2120

地区名	下之割北	
施設名	下之割北1号 マンホールポンプ	下之割北2号 マンホールポンプ
所在地(付近)	鯛浦町気開187-3	鯛浦町気開115-3
供用年月日	令和2年6月30日	令和2年6月30日
ポンプ規模等	CNWX801J 60Hz 2.2kw CNWX801 60Hz 2.2kw	CNWX651J 60Hz 0.75kw CNWX651 60Hz 0.75kw
電話番号	0567-65-4531	0567-65-4532

## (オ) 弥富ポンプ場

位置 弥富市鎌島2丁目72番3

名称	形状	数	能力(設計値)	備考
し渣除去設備	スクリーン	2水路	目幅15mm	スクリュープレス式
	自動除塵機	2台	目幅15mm用	
	しき脱水機	1台	1.2 m ³ /h	
	しきホッパ	1基	5 m ³	
ポンプ設備	立軸渦巻斜流ポンプ φ400mm	1台	22.2 m ³ /分×揚程63m×350kW	エアチャンバー 回転数抑制
	立軸渦巻斜流ポンプ φ600mm	2台	44.4 m ³ /分×揚程56m×600kW	
酸素注入設備	酸素発生器(吸着分離方式)	1式	35.1N m ³ /h	
	酸素タンク		6.0 m ³	
塩化第二鉄注入設備	貯留タンク	1式	10 m ³	
脱臭設備	活性炭吸着塔	1式		
	脱臭ファン	1台	40 m ³ /分(現在30 m ³ /分)	
高圧受電設備		1式	6.6kV 2回線受電(予備電源)	

## ○水位観測所

河川名	観測所名	設置場所	管理者
木曾川	弥富	弥富市小島町	中部地方整備局

## ○愛知県水防テレメータシステム水位観測局

河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	HWL	堤防高
筏川	筏川	0/000	海部	弥富市東末広8-40-2	TP m	-3.10	0.00	-1.20	0.27

## ○水防警報を発する基準

(単位:m)

河川名	観測所名	所在地(位置)	通報水位	警戒水位	出動水位	計画高水位	堤防高(左岸)	発令者	対象団体
木曾川	弥富	弥富市小島町 (左岸8.8km付近)	3.90	4.70	5.10	7.24	8.9	木曾川 下流河川 事務所長	海部地区 水防事務 組合

○弥富市主要資機材保有状況

(令和5年12月1日現在)

施設名	アルファ	はんぶん	わかめ米	クラッカー	えいよう	毛布	簡易組立	簡易仮設	便袋	飲料水	飲料水袋	ろ水機	発電機	投光器	紙	生理用品	蓄電池	非常用	テント	移動炊	折畳み式	船外機	救命胴衣	ゴムボート	ボート	携帯缶	浮き輪	
	米	米	(袋)	(袋)	かん		トイレ	トイレ		(リ)	(個)				(リ)						(個)			(台)	(台)			(枚)
白鳥小学校	300			790		120		8	100				1	3							3	3	32			6		
弥富北中学校	1,000			560		400		10	1,000		5		1	1														
白鳥コミュニティセンター	900	350	600	700		1,390	2	10	200	40,000	2,000		1	2		72	1				1	1	6		1	2		
白鳥保育所	400			140		150		10	100					1	2									117				
農村多目的センター	250			70		50	1	10	100		5			1	2													
弥生小学校	600			350		150		10	100				1	1														
弥生保育所	400			280		150		10	100															216				
総合福祉センター	700	500	1,000	4,340		5,780	2	96	11,600	40,000	500					144	1	1			5	4	4	32		1	8	4
西部保育所	100			140		50		10	100				1	1										71				
産業会館	100			70		10																						
桜小学校	500			280		50		10	100		5		1	2														
総合社会教育センター	8,650	500	1,000	8,470	500	1,270	2	61	6,800		10					144	1	1										
中山防炎倉庫	600			1,190		1,440		2	1,000	40,000	11,485										5(1)	4	34	(2)	1	11	3	
南部保育所	250					9		10	100		5		1	1										143				
弥富中学校	1,000			700		350		10	1,000		5			1	1													
日の出小学校	900			1,120		50		10	100				1	1														
桜保育所	600			350		7		10	100					1										130				
ひので保育所	200			280		15		15	100		5		1	2										204				
大藤小学校	300			280		50		10	100	40,000	25		1	1								4	4	32		4	4	
大藤保育所	250			70		110		10	100		5		1	2										66				
農村環境改善センター	650			560		110	2	20	200		5		1	1		36									1			
栄南小学校	200			910		50		10	100				1	2								3	4	32		3	4	
南部コミュニティセンター	600			700		10		400		40,000	5		1	2		36	1											
栄南保育所	200			210		70		10	100		5		1	1										58				
のびのび園	100			70		40		5	100				1	2														
鍋田公民館	200			140		10																						
十四山支所	200			350		230			400	40,000	500											2(2)	5	30	(1)	2		
十四山東部小学校	250			280		53		10	100				1	2														
十四山西部小学校	250			420		59		10	100				1	1														
十四山中学校	200			350		349		10	1,000		30		1	1														
十四山保育所	450			350		10		10	100					1														
十四山スポーツセンター	300			350		540	2	21	2,000															112				
十四山総合福祉センター	150			140		10		10	100				1	1												1		
南部防災センター	1,000	250	500	630	500	500	2	82	3,900		300	9	2											4	2	1	4	
JA鍋田支店	200																											
愛知黎明高等学校	1,000			210		500		10	1,000																			
海翔高等学校				210		500		10	1,000																			
加稲山水防倉庫																								1(1)				
十四山水防倉庫																								1(1)	(1)			
鍋田水防倉庫																								1(1)	1			
輪中の郷(福祉避難所)																		1										
弥富市役所防災課倉庫													3		1,056	288												
名古屋競馬場	1,000			1,050																								
合 計	25,800	1,250	3,000	26,340	1,000	14,637	15	533	33,400	240,000	14,900	9	27	36	1,056	792	6	2	12	10	27(7)	24	1,319	2(4)	6	36	19	

※1 十四山地区は給水容器(20リ) ※2 表中( )内数字に関しては、水防事務組合管理分

## ○水防事務組合の水防倉庫及び水防資機材備蓄状況

設置場所		弥 富 市				
倉庫名		前 ヶ 須	加 稲	加 稲 山	鍋 田	十 四 山
主要 資 材	杭木（4 m 以上）（本）	250	110	220	460	100
	杭木（3 m 以下）（本）	430	190	260	1,100	250
	鋼 杭（1 m）（本）			50	50	220
	麻 袋（枚）		1,340			
	か ま す（枚）					
	縄（kg）	206	136	28	70	85
	鉄 線（kg）	180	90	90	111	112
	ビニール袋（枚）	44,200	48,400	72,300	54,750	(12,000)86,000
	ビニールシート（本）	6	5	5	13	8
主 要 器 材	た こ づ ち（丁）	5	5	8	25	8
	掛 矢（丁）	9	15	10	17	18
	ス コ ッ プ（丁）	20	20	15	35	35
	鋸（丁）	3	5	5	9	8
	お の（丁）	10	5	10	10	5
	ペ ン チ（丁）	7		3	5	6
	ハ ン マ ー（丁）	8		3	3	2
	大 ハ ン マ ー（丁）		10	20	20	25
	シ ノ（丁）	6	5	3	8	2
	鎌（丁）	5	5	10	10	25
	命 綱（本）	(25) 15			3	(25) 1
	一 輪 車（台）	3	5	7	7	11
	手 か ぎ（丁）					
	ク リ ッ パ ー（丁）		3	4	8	6
	な わ 通 し（丁）	8		5	3	3
	な た（丁）				10	10
	ツ ル ハ シ（丁）			10	10	13
	み（丁）	47	30	30	30	25
	か つ ぎ 棒（本）	6	6	6	12	16
	も っ こ（枚）	6	6	6	12	16
	は し ご（基）	1	1	1	(1) 2	(1) 2
	投 光 器（台）	(3)			(1)	5
	発 電 機（台）	(4) 2			(1)	
	ト ラ ン シ ー バ ー（台）	(10)				(31) 13
	電 気 メ ガ ホ ン（台）	(12)				(2)
	警 告 灯（個）	(20)				
	強 力 ラ イ ト（個）	(30)				(15) 20
	キャップライト（個）	(60)				20
	救 命 衣（着）	(20) 10			5	30
	保 安 帽（個）	(56)				58
	電 気 コ ー ド（本）	2		1		7
	船 艇（隻）	(2)		1	1	4
	船 外 機（台）	(2)			(1)	(2)
小型排水ポンプ（台）	(2)				(2)	
チェンソー（台）	(5)				(1)	
ゴムボート（隻）	(2)				(1) 1	

注 ( ) 内はその市町村の保管

○弥富市水防倉庫及び水防資機材備蓄状況

管 理 団 体 名		弥 富 市	
倉 庫 名		十 四 山	市 役 所
所 在 地		海 屋	前 ケ 須
主 要 資 材	杭 木 ( 4 m ) (本)	55	
	鉄 線 (kg)	180	
	ビ ニ ー ル 袋 (枚)	2,000	12,000
	麻 袋 (枚)		
	む し ろ (枚)		
主 要 器 材	な わ (kg)	206	
	た こ づ ち (丁)	5	
	掛 矢 (丁)	9	
	ス コ ッ プ (丁)	29	
	の こ ぎ り (丁)	3	
	お の (丁)	10	
	ペ ン チ (丁)	7	
	ハ ン マ ー (丁)	8	
	と う ぐ わ (丁)	31	
	シ ノ (丁)	5	
	な た ・ か ま (丁)	10	
	ク リ ッ パ ー (丁)		
	強 力 ラ イ ト (個)	2	

○非常用土砂備蓄場所

河 川 名	配 置 場 所	種 別	数 量 (m ³ )
木 曾 川	弥富市五明町地内 9.6k—80m	土 砂	50

○重要水防箇所

河川名	種別	左右岸の 区分	位 置	地 先 名	重要度	延長 (m)	摘要 (水防工法)
木曾川	堤防高	左	8.2K+170 ～ 8.4K	弥富市小島町附新田 弥富市小島町附新田	B	100	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
木曾川	堤防断面	左	8.2K+170 ～ 8.6K+128	弥富市小島町附新田 弥富市小島町上新田	B	420	断面不足
木曾川	漏水	左	8.4K+130 ～ 10.0K+80	弥富市小島町上新田 弥富市五明町内川平外	B	1,560	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 (月の輪工)
木曾川	堤防断面	左	9.6K ～ 10.0K+90	弥富市五明町内川平外	B	580	断面不足
木曾川	工作物	左	8.2K+130	弥富市小島町	A	—	桁下不足
木曾川	工作物	左	8.2K+243 8.4K+32.8 8.4K+14.5	弥富市小島町	B	—	尾張大橋 桁下不足 近鉄木曾川橋
木曾川	法崩れ・すべり (裏)	左	8.4K ～ 8.6K+107	弥富市小島町附新田 弥富市小島町下新田	B	333	B10 B11 B13
木曾川	法崩れ・すべり (裏)	左	10.0K+187 ～ 12.6K+100	弥富市川平 愛西市立田町松田	B	2,450	

注) 表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は水防上重要な区間をいう。位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば7.8k+86mは7,886mのことである。

## ○水防上重要な水こう門

河川名 海岸名	名 称	所 在 地	構 造	管 理 者
木曾川	鍋 田 上 水 門	弥富市中山町	コンクリート造電動扉	国土交通省
筏川	稲元第二排水機場	弥富市稲元	φ 800mm×70PS×1台 φ 350mm×22KW×1台 1.70m ³ /s	鍋 田 土地改良区
	筏川排水機場	海部郡飛島村新政成 弥富市東末広	φ 200mm×430KW×2台 φ 1,000mm×200KW×2台 13.0m ³ /s	愛 知 県 (建設)
	松名排水機場	弥富市松名	φ 550mm×30KW×2台 1.28m ³ /s	鍋 田 土地改良区
鍋田川	鍋田川上樋門	弥富市中山町	鉄扉電動巻上式 1門	愛 知 県 (建設) 三 重 県
	芝井川排水機場	弥富市森津	φ 900mm×75KW×1台 φ 900mm×55KW×1台 φ 900mm×90PS×1台 5.05m ³ /s	鍋 田 土地改良区
	鍋田川下樋門	弥富市稲荷崎	鉄扉自在式 1門	愛 知 県 (建設) 三 重 県
	鍋田川中水門	弥富市稲荷崎	鉄扉自家発電電動巻上式 2門	愛 知 県 (建設) 三 重 県
	鍋田川下水門	弥富市境町	鉄扉自家発電電動巻上式 1門	愛 知 県 (建設) 三 重 県
伊勢湾 沿岸	末広川排水機場	弥富市東末広	φ 1,350mm×430PS×1台 φ 1,350mm×315KW×1台 7.00m ³ /s	鍋 田 土地改良区
	末広第二排水機場	弥富市東末広	φ 1,000mm×150KW×2台 4.00m ³ /s	鍋 田 土地改良区
	鍋田南部排水機場	弥富市鍋田町八穂	φ 900mm×135KW×1台 φ 1,500mm×490PS×2台 11.00m ³ /s	鍋 田 土地改良区
	鍋田南部第二排水機場	弥富市鍋田町八穂	φ 1,200mm×200KW×1台 φ 900mm×130KW×1台 5.00m ³ /s	鍋 田 土地改良区
	鍋田1号樋門	弥富市鍋田町八穂地先	鉄筋コンクリート造	愛 知 県
	鍋田2号樋門	弥富市鍋田町八穂地先	鉄筋コンクリート造	愛 知 県
	鍋田3号樋門	弥富市上野町地先	鉄筋コンクリート造	愛 知 県
	鍋田4号樋門	弥富市上野町地先	鉄筋コンクリート造	愛 知 県
宝川	孫宝第二排水機場	弥富市四郎兵衛三丁目	φ 2,000mm×630KW×1台 φ 2,000mm×900PS×1台 19.8m ³ /s	孫宝排水 土地改良区
	新孫宝排水機場	弥富市四郎兵衛三丁目	φ 2,400mm×900KW×1台 φ 2,400mm×1,200PS×1台 28.00m ³ /s	孫宝排水 土地改良区
	六箇排水機場	弥富市亀ヶ地	φ 1,000mm×140KW×1台 φ 600mm×50KW×1台 3.10m ³ /s	十 四 山 土地改良区
	大神場第一排水機場	弥富市神戸八丁目	φ 900mm×177PS×1台 φ 900mm×130KW×1台 φ 300mm×25KW×1台 φ 300mm×22KW×1台 4.30m ³ /s	十 四 山 土地改良区
	大神場第二排水機場	弥富市神戸八丁目	φ 1,000mm×200PS×1台 φ 600mm×55KW×1台 2.73m ³ /s	十 四 山 土地改良区

河川名 海岸名	名 称	所 在 地	構 造	管 理 者
	新孫宝排水機場	弥富市四郎兵衛二丁目	φ2,400mm×900KW×1台 φ2,400mm×1,200PS×1台 28.00m ³ /s	孫宝排水 土地改良区

## 〔拠点施設・輸送関係〕

### ○防災用拠点施設屋上番号標示一覧

施設名称	番 号
白鳥小学校	53-1
弥生小学校	53-2
桜小学校	53-3
大藤小学校	53-4
栄南小学校	53-5
弥富北中学校	53-6
十四山支所	51-0
十四山中学校	51-1

(令和4年3月現在)

### ○ヘリポート可能箇所

#### (1) 緊急時ヘリコプター離着陸場

所在地	名 称 (電話番号)	施設管理者	面積 (㎡)	幅(m)* 長さ(m)	経度 (東経)	緯度 (北緯)	機種別
平島町西新田181	日の出小学校 (0567-55-8811)	学校長	12,000	100*70	136 44 03	35 06 16	中型
鎌倉町62	弥富北中学校 ( " -65-4151)	"	14,700	100*100	136 44 17	35 06 59	"
鯛浦町下与太142	弥生小学校 ( " -65-0036)	"	10,497	60*100	136 43 29	35 07 06	小型
前ヶ平二丁目1896-3	白鳥小学校 ( " -65-4771)	"	11,996	80*100	136 45 00	35 07 22	"
前ヶ須町野方802-20	弥富文化広場 ( " -65-0002)	教育長	12,727	120*100	136 43 35	35 06 05	中型
前ヶ須町南本田425	桜小学校 ( " -67-0824)	学校長	10,320	80*70	136 43 34	35 06 25	小型
芝井十四丁目1175	大藤小学校 ( " -68-8014)	"	9,049	50*70	136 45 11	34 04 53	"
狐地二丁目163	栄南小学校 ( " -68-8015)	"	8,275	50*80	136 46 16	35 03 56	"
鎌島七丁目52-2	弥富中学校 ( " -67-0319)	"	12,000	130*80	136 44 51	35 05 34	中型
鳥ヶ地一丁目176	十四山中学校 ( " -52-0062)	"	15,225	140*110	136 45 44	35 05 53	"

#### (2) 県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場

離着陸場所在地	離着陸場名 (電話番号)	北緯			東経			所有者又は管理者
		度	分	秒	度	分	秒	
曙二丁目16(木曾岬干拓地内)	木曾岬干拓 (052-954-6095)	35	1	25	136	46	31	県企画振興部地域振興課



離着陸場所在地	離着陸場名 (電話番号)	北緯			東経			所有者又は管理者
		度	分	秒	度	分	秒	
前ヶ須町野方802-1	弥富文化広場 (0567-65-0002)	35	6	5	136	43	34	弥富市教育委員会
六條町大崎22	海翔高等学校 (0567-52-3061)	35	5	56	136	45	33	海翔高等学校長
中山町地内	弥富市木曾川グランド (0567-65-0002)	35	6	14	136	43	7	弥富市教育委員会

○緊急通行車両等事前届出書

地震防災 災害 愛知県公安委員会 殿	応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 申請者住所 (電話) 氏名 印	地震防災 災害 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 愛知県公安委員会 印
番号標に表示されている 番号	車種の用途 (緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名)	(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警察本部、 警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を忘失し、滅失し、汚損し、破損 した場合は、公安委員会 (警察本部経由) に届け出て再交付を受けてくだ さい。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
使用 者	住 所	
出 発 地	氏 名	
(注) この事前届出書は2部作成して、該当車両を使用して行う業務の内容を疎明 する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部に提出して ください。		

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、横長に用いる。



## ○緊急通行車両等確認申請書

年 月 日	
緊急通行車両等確認申請書	
愛知県知事 殿 愛知県公安委員会 殿	
申請者住所 (電話) 氏名 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
使用者	住所 (電話) ( ) 局 番 氏名
通行時間	
通行経路	出発地
	通行目的
備考	

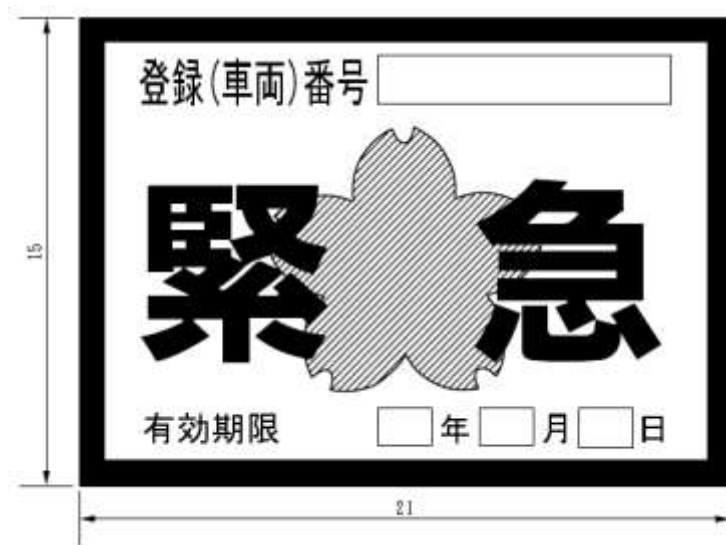
注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

○緊急通行車両等確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所 (電話)	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 時 間			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

注 用紙は、日本工業規格A5とする。

○緊急通行車両等の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## ○市有自動車保有状況

(令和5年12月現在、単位：台)

車種	1 普通貨物自動車	2 普通乗用自動車	3 普通乗用自動車	4 小型貨物自動車	5 小型四輪乗用自動車	8 特殊用途自動車	9 特殊自動車	0 建設機械自動車	軽自動車(貨物、乗用)	計
数量	1	3	7	4	0	19	1	—	29	64

## ○緊急輸送道路一覧

区分	路線名	区間(起点)	区間(終点)	路線延長(km)
第1次緊急輸送道路	東名阪自動車道	名古屋IC	長島IC(三重県境) 愛知県弥富市	39.9
〃	伊勢湾岸自動車道	飛島IC	三重県境	6.3
〃	国道1号	静岡県湖西市白須賀字 宿南3474番7	桑名市長島町東殿名 木曾1064番1	93.8
〃	国道23号	西尾市江原町中塚田47番	三重県桑名郡木曾岬町 大字川先字東丸山13番の158	49.5
〃	国道155号	458. 一宮弥富線交点 (愛西市西保町)	東名阪弥富IC	2.2
〃	国道155号	東名阪弥富IC	国道1号交点 (弥富市鯛浦町)	1.7
〃	(主) 蟹江飛島線(66)	国道1号交点 (蟹江町蟹江新田)	国道23号交点 (弥富市稲荷)	5.2
〃	(主) 名古屋西港線(71)	国道23号交点	国道302号交点	4.4
〃	(一) 境政成新田蟹江線(103)	弥富木曾岬インター	71. 名古屋西港線交点 (弥富市鍋田町)	1.9
〃	臨港道路(弥富埠頭1号線・ 鍋田埠頭内道路)	楠一丁目交差点	弥富市富浜(鍋田埠頭)	5.2
第2次緊急輸送道路	(一) 新政成弥富線(104)	106. 烏ヶ地新田名古屋 線交点 (弥富市烏ヶ地)	105. 富島津島線交点 (弥富市平島町)	1.9
〃	(一) 富島津島線(105)	104. 新政成弥富線交点 (弥富市平島町)	国道1号交点 (弥富市鯛浦町)	1.1

注 (主)は主要地方道、(一)は一般県道を示す。

○交通規制状況

(1) 地震時交通規制対象路線

区分	路線名・路線番号	起点	終点	距離 (km)
最優先路線	東名阪自動車道	高針 I C	弥富 I C (三重県境)	42.6
	伊勢湾岸自動車道	豊田東 J C T	湾岸弥富 I C (三重県境)	36.9
	(国) 1号	豊橋市東細谷町 (静岡県境)	弥富市五明町 (三重県境)	93.2
	(国) 23号	豊橋市大崎町 (大清水町交差点)	弥富市富島 1 (三重県境)	83.0
優先路線	(国) 155号	常滑市原松町 (原松町交差点)	弥富市鯛浦町 (弥富高架橋南交差点)	125.2
	(主) 名古屋西港線 71	海部郡飛島村木場 (桜木大橋北交差点)	弥富市稲荷 1 (稲荷西交差点)	4.4
重点路線	(主) 蟹江飛島線 66	海部郡蟹江町 (芝切交差点)	弥富市稲荷 1 (稲荷西交差点)	5.2
	(主) 名古屋十四山線 70	東区東茶屋 (日の出橋西交差点)	弥富市竹田 2 (竹田交差点)	5.2
	(県) 富島津島線 105	弥富市平島町 (平島交差点)	津島市西愛宕町 (西愛宕町交差点)	5.4

注 (国) は国道、(県) は県道、(主) は主要地方道を示す。

(2) エリア交通規制対象路線

	路線名	検問場所	抑制・制限方向
県境	国道 1 号	弥富市尾張大橋交差点	東進
	国道 23 号	弥富市富島交差点	東進

## 〔条例・協定等〕

## ○弥富市防災会議条例

〔昭和38年3月27日〕  
〔条例第9号〕

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、弥富市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 弥富市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務  
(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員25人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員
- (2) 愛知県の知事の部内の職員
- (3) 愛知県警察の警察官
- (4) 市の教育委員会の教育長
- (5) 海部南部消防組合の職員
- (6) 市長の部内の職員
- (7) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

6 前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会議)

**第5条** 防災会議は、会長が招集する。

2 防災会議においては、会長が議長となる。

3 防災会議は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 防災会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年条例第15号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年条例第48号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。



## ○弥富市災害対策本部条例

〔昭和38年3月27日〕  
〔条例第10号〕

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、弥富市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

**第2条** 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部)

**第3条** 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(委任)

**第4条** この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ○弥富市自主防災組織補助金交付要綱

(平成30年4月30日)

(趣旨)

**第1条** この要綱は、自主防災組織の結成を推進するため、当該組織が行う活動及び並びに防災資機材等の整備及び防災に関する研修に要する経費について予算の範囲内において交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において「自主防災組織」とは、町内会、自治会その他これに準ずる団体が、住民自らの生命及び財産は住民自らの手で守るという隣保共同の精神に基づき、地域の防災対策確立のため自主的に設けた組織で、その運営及び構成に係る規約等を有するものをいう。

(結成報告)

**第3条** 前条に規定する団体が自主防災組織を結成したときは、当該組織の長は、自主防災組織結成届出書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 自主防災組織役員名簿
- (3) 自主防災組織防災計画書

(補助対象組織)

**第4条** この要綱により補助金の交付の対象とする自主防災組織は、前条の自主防災組織結成届出書を提出し、市長が必要と認めた組織とする。

(補助対象事業等)

**第5条** この要綱により補助金の交付の対象とする事業等は、次に掲げるものとする。

- (1) 自主防災組織の結成及び活動に必要となる資金
- (2) 自主防災組織の活動に必要となる防災資機材の整備及び防災に関する研修に必要な経費

(補助額)

**第6条** この要綱により交付する補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

**第7条** 補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織の長は、補助金交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第3号様式)
- (2) 収支予算書(第4号様式)

(補助金の交付の決定)

**第8条** 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

**第9条** 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付(変更)決定通知書(第5号様式)により自主防災組織の長に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

**第10条** 自主防災組織の長は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助事業の内容を変更(廃止又は中止を含む。)しようとする場合は、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書(第6号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助事業の計画変更承認の申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 前条の規定は、前項の変更決定をした場合について準用する。

(実績報告)

**第11条** 自主防災組織の長は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了した日から30日以内に補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(1) 収支精算書(第8号様式)

(2) 前号に掲げるもののほか、参考資料

(補助金の額の確定)

**第12条** 市長は、前条の規定により補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書及び関係書類の審査並びに必要なに応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 補助金の交付決定額と確定額が相違する場合(第15条第2項の規定に該当する場合を除く。)については、補助金の額の確定通知書(第9号様式)により自主防災組織の長に通知しなければならない。

(補助金の交付)

**第13条** 市長は、前条第1項の規定により補助金の額を確定した後に自主防災組織の長からの補助金交付請求書(第10号様式)による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

**第14条** 市長は、自主防災組織の長が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第9条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

**第15条** 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の

当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還通知書（第11号様式）によりその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第12条第1項の規定により自主防災組織の長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還通知書によりその返還を命ずるものとする。

（状況報告等）

**第16条** 市長は、必要に応じて、自主防災組織の長から補助事業の遂行の状況に関し報告を求め、又は職員に補助事業の実地検査をさせることができる。

（管理）

**第17条** 自主防災組織の長は、補助金で整備した防災資機材並びに活動費及び研修費の適正な維持管理及び運用に努めなければならない。

（譲渡等の禁止）

**第18条** 自主防災組織の長は、補助金で整備した防災資機材等を第三者に譲渡してはならない。また、活動費及び研修費については、その活動及び研修以外の目的に使用してはならない。

（帳簿等の備付け）

**第19条** 自主防災組織の長は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類その他当該補助事業の実施の経過を明らかにする必要な書類を常に整備しておかななければならない。

2 自主防災組織の長は、前項の帳簿等を当該補助事業の完了後5年間保存しておかななければならない。

（雑則）

**第20条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

#### 別表（第6条関係）

##### 結成補助金

交付基準	補助金額
自主防災組織の結成届出後1年以内に当該組織が防災訓練を実施した場合、1組織につき1回を限度とする。	70,000円＋（50円×世帯数） （限度額100,000円）

##### 活動補助金

交付基準	防災訓練参加人員数	補助額
結成補助金の交付を受けた自主防災組織に対して、次年度から防災訓練参加人員数に応じて1組織につき年度1回を限度とする。	100人未満	10,000円
	100人～200人	20,000円
	200人～300人	30,000円
	300人以上	40,000円

## 防災資機材等の整備及び防災に関する研修に必要な経費に対する補助金

区分	品目	補助額
防災倉庫（簡易収納庫）	自主防災組織の備蓄、資機材倉庫	事業費の85%以内 (限度額500,000円)
初期消火資機材	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、その他初期消火活動に必要な資機材	
救助用資機材	携帯用無線通信機、ハンドマイク、発電機、投光器、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、チェーンブロック、ジャッキ、担架、梯子、救命ロープ、油圧式救助器具、その他救助活動に必要な資機材	
救護用資機材	ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災井戸、その他救護活動に必要な資機材	
訓練用資機材	人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、その他訓練に必要な資機材	
防災に関する研修	講演等における講師謝礼（手土産代を除く。）	

※備蓄食糧等の消耗品類は対象としない。

※講演等における講師は、大学及び分野の専門講師とするため、事前に危機管理課に相談すること。

※算出された交付額に、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

様式 略

## ○弥富市地震災害警戒本部条例

〔平成14年6月28日〕  
条例第20号

(趣旨)

**第1条** この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、弥富市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置く。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 愛知県警察の警察官

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 海部南部消防組合の職員

(4) 市長の部内の職員

(5) 市の地域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

**第3条** 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、部に属する本部員又は本部職員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

**第4条** この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年条例第48号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## ○弥富市地震災害警戒本部要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、弥富市地震災害警戒本部条例（平成14年弥富町条例第20号）第4条の規定に基づき、弥富市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分掌事務)

**第2条** 警戒本部に別表第1に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

2 部に部長、班に班長及び班員を置き、それぞれ同表に掲げる職にある者をもって充てる。

(副本部長)

**第3条** 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長をもって充てる。

2 副本部長は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）を助け、本部長に事故があるときは、副市長、教育長の順位により、その職務を代理する。

(本部員)

**第4条** 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 市職員以外の本部員は、それぞれ所属する機関と警戒本部との総合調整にあたるため、自ら警戒本部に出向し、又は代理者を警戒本部に派遣するものとする。

(本部の開設及び廃止)

**第5条** 本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する警戒宣言が発せられたときは、警戒本部を設置する。

2 警戒本部が設置されたときは、本部室を市役所内に置く。ただし、本部長が適当と認めたときは、他の会議室等に置くことができる。

3 本部室に「弥富市地震災害警戒本部」の標示をする。

4 本部室には、本部長があらかじめ指名する本部員等を配置する。

5 本部長は、当該地震予知情報に係る地震災害に関し、弥富市災害対策本部が設置されたとき、又は法第9条第3項に規定する警戒解除宣言があったときは、警戒本部を廃止する。

6 本部長は、警戒本部を開設し、又は廃止したときは、直ちにその旨を関係機関に通知するものとする。

(本部員会議等)

**第6条** 本部長は、地震防災応急対策について協議するため、必要に応じて本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部員は、それぞれ所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、本部員会議に報告しなければならない。

(本部員等の心構え)

**第7条** 本部長の発する指令及び各部長、各班長の発する指示、連絡等の伝達及び関係機関等から本部あての報告、要請等の受理にあたった者は、その内容が簡易な場合を除き、別記様式を用いての記録を励



行し、受理伝達の確実を期さなければならない。

- 2 本部員等は、警戒本部の行う地震防災応急対策の活動に協力するため参集した関係機関、関係団体及び一般の奉仕者（ボランティア）に対しては、誠実に対応しなければならない。
- 3 本部員等は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は警戒本部の活動に反感を抱かせないよう厳に注意しなければならない。
- 4 本部員等は、所属部署の事務に精通するように努めるとともに、他の部署から協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。

（本部事務局）

**第8条** 警戒本部に事務局を置く。

- 2 事務局は、次に掲げる事務を行う。
  - （1） 地震防災応急対策等に関し、警戒本部の各組織及び警戒本部と関係機関との連絡調整に関すること。
  - （2） 警戒宣言及び地震予知情報等の収集、伝達に関すること。
  - （3） 本部員会議に関すること。
- 3 本部事務局に事務局長を置き、危機管理長をもって充てる。
- 4 事務局長は、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

（雑則）

**第9条** 前各条に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

**第10条** 別表第3に記載のある関係団体等は、本部長から情報提供を求められた場合、各関係団体等が行う応急警戒活動等の情報を対策本部に提供できる連絡体制を確立し、情報提供をしなければならない。

**附 則**

この要綱は、平成14年12月3日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

警戒宣言発令時の事務分掌について

注意：東海地震注意情報発表時は、警戒宣言発令に備えての準備を行うものとする。

部名	部長	班名	班長	班員	事務分掌
総務部	総務部長	総括班	防災課長(正) 総務課長(副)	防災課職員 総務課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本部長及び副本部長命令の連絡その他各部活動の調整に関する事。</li> <li>○警戒本部の運営・記録に関する事。</li> <li>○消防団の招集出動に関する事。</li> <li>○自衛隊派遣要請準備に関する事。</li> <li>○災害警戒活動の総括及び総合調整に関する事。</li> <li>○警戒活動関係文書の受理配布に関する事。</li> <li>○県及び関係機関との連絡調整及び応援要請に関する事。</li> <li>○県に対する地震防災応急対策及び避難状況の報告に関する事。</li> <li>○各部の対策状況の把握に関する事。</li> <li>○各部に対する事務の緊急割当に関する事。</li> <li>○地震防災対策実施状況の記録並びに参考資料の収集に関する事。</li> <li>○県・広域応援要請に関する事(相互応援協定)。</li> <li>○火災警戒・水利の確保に関する事。</li> <li>○避難指示誘導に関する事。</li> <li>○参集職員の把握・報告に関する事。</li> <li>○危険物等の措置に関する事。</li> <li>○気象情報等の収集連絡に関する事。</li> <li>○通信の確保・統制・運用に関する事。</li> <li>○住民からの問い合わせ、対応に関する事。</li> </ul>
		人事・企画・ 財政班	人事秘書課長(正) 企画政策課長(副) 財政課長(副)	人事秘書課職員 企画政策課職員 財政課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難情報等の広報宣伝に関する事。</li> <li>○各種報道機関その他対外発表・連絡</li> </ul>

部名	部長	班名	班長	班員	事務分掌
					調整に関すること。 ○緊急輸送車両の確認及び確認の申請に関すること。 ○緊急輸送車両、燃料の確保・調達・管理に関すること。 ○警戒活動に伴う予算、資金に関すること。 ○非常用電源・燃料の確保に関すること。 ○総括班の応援に関すること。
		税務・収納・会計班	税務課長（正） 収納課長（副） 会計課長（副）	税務課職員 収納課職員 会計課職員	○罹災証明の準備に関すること。 ○食料・物資の輸送に関すること。 ○総括班の応援に関すること。
市民生活部	市民生活部長	市民・支所班	市民課長（正） 十四山支所長（副）	市民課職員 十四山支所職員 鍋田支所職員	○避難所開設及び運営の応援に関すること。 ○罹災台帳に関する調整に関すること。 ○部内の応援に関すること。
		環境班	環境課長	環境課職員	○衛生組合との連絡等に関すること。 ○仮設トイレの調達・設置・管理に関すること。 ○し尿の収集・処理資機材、人員の確保に関すること。 ○瓦礫・廃材等の処分の資機材、人員の確保に関すること。 ○防疫用薬剤の確保、人員の確保に関すること。 ○部内の応援に関すること。
		市民協働・観光班	市民協働課長（正） 観光課長（副）	市民協働課職員 観光課職員	○区長、区長補助員との連絡調整に関すること。 ○地域公共交通に関すること。 ○部内の応援に関すること。
健康福祉部	健康福祉部長	保険・介護班	保険年金課長（正） 介護高齢課長（副）	保険年金課職員 介護高齢課職員	○避難所開設及び運営の応援に関すること ○福祉・児童班の応援に関すること

部名	部長	班名	班長	班員	事務分掌
		健康班	健康推進課長（正）	健康推進課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療、救護及び助産に関すること。</li> <li>○救護所の開設・応急医療に関すること。</li> <li>○医療品及び衛生資材、人員の確保並びに配分に関すること。</li> <li>○避難者に対する医療機関の出動要請に関すること。</li> <li>○その他医療救護計画に関すること。</li> <li>○高齢者、障がい者の救助及び救急活動に関すること。</li> <li>○福祉・児童班の応援に関すること。</li> </ul>
		福祉・児童班	福祉課長（正） 児童課長（副）	福祉課職員 児童課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること。</li> <li>○避難所の開設・管理に関すること。</li> <li>○炊き出し準備に関すること。</li> <li>○災害時要支援者（高齢者、障がい者等）の安全確保及び援助に関すること。</li> <li>○災害に関連する帰宅困難者の援護に関すること。</li> <li>○救助用物資及び義援物資の受入れ、配分に関すること。</li> <li>○救助用物資及び義援物資の輸送に関すること。</li> <li>○救助用物資の集積保管等に関すること。</li> <li>○日赤等の社会福祉団体への連絡・協力要請・依頼に関すること。</li> <li>○福祉関係団体に関わるボランティア及び奉仕団の受入に関すること。</li> <li>○ボランティアコーディネーターに関すること。</li> <li>○保育園児の避難に関すること。</li> <li>○保護者との連携に関すること。</li> </ul>

部名	部長	班名	班長	班員	事務分掌
建設部	建設部長	産業振興班	産業振興課長	産業振興課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救助米の供出に関する事。</li> <li>○避難の指示・誘導に関する事（応援協力）。</li> <li>○用悪水路、樋門等農業施設の水防活動に関する事。</li> <li>○土地改良区関係に関する事。</li> <li>○非常食を含む応急食料品の管理及び調達、あっせんの準備、実施に関する事。</li> <li>○生活必需品等の応急物資の確保及び流通在庫量の把握に関する事。</li> <li>○県に対する応急物資の要請に関する事。</li> <li>○商工関係団体との連絡に関する事。</li> </ul>
		土木班	土木課長	土木課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路、橋梁工事の中断等の指示及び確認に関する事。</li> <li>○建設業者に対する協力要請に関する事。</li> <li>○交通の制限及び規制に関する事。</li> <li>○緊急輸送路、避難路確保のための障害物除去の資機材、人員の確保に関する事。</li> <li>○危険箇所等の把握及び現地確認調査に関する事。</li> <li>○避難の指示・誘導に関する事（応援協力）。</li> <li>○主要交差点での通行者（車両）の指導に関する事。</li> </ul>
		都市整備班	都市整備課長	都市整備課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公園・河川・街路等の障害物、危険と思われる構築物の除去に関する事。</li> <li>○避難の指示・誘導に関する事（応援協力）。</li> <li>○仮設収容施設の準備に関する事。</li> <li>○駅周辺の滞留者、車両の指導に関する事。</li> <li>○土木班の応援に関する事。</li> </ul>

部名	部長	班名	班長	班員	事務分掌
		下水道班	下水道課長	下水道課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水道施設・終末処理施設の工事の中断等の指示及び緊急保安措置に関すること。</li> <li>○指定水道工事店に対する協力要請に関すること。</li> <li>○土木班の応援に関すること。</li> </ul>
教育部	教育部長	学校教育・生涯学習班	学校教育課長（正） 図書館長（副） 生涯学習課長（副）	学校教育課職員 図書館職員 生涯学習課職員 歴史民俗資料館職員 十四山スポーツセンター職員 十四山公民館職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育施設における避難所の開設及び運営の協力に関すること。</li> <li>○避難者の受入措置に関すること。</li> <li>○警戒宣言発令時における教員及び生徒の管理に関すること。</li> <li>○教育施設・社会教育施設の応急対策に関すること。</li> <li>○県教育委員会との情報連絡に関すること。</li> <li>○児童生徒の避難等に関すること。</li> <li>○保護者との連携に関すること。</li> <li>○文化財の応急対策に関すること。</li> </ul>
議会部	議会事務局長	議会班	議事課長（正） 監査委員事務局長（副）	議会事務局職員 監査委員事務局職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会等の相互連絡に関すること。</li> <li>○総括班の応援に関すること。</li> </ul>

別表第2 (第4条関係)

## 弥富市地震災害警戒本部要員

区分	根拠条文	職	選出方法	備考	
本部長	大規模地震対策措置法第18条	市長			
副本部長	市地震災害警戒本部条例第2条第3項	副市長	市長任命		
		教育長	市長任命		
本部員	第2条第5項	第1号 愛知県蟹江警察署 署長	市長任命	0567-95-0110	
		第2号 教育委員会 教育長	市長任命		
		第3号	副市長	市長任命	
			総務部長	市長任命	
			市民生活部長	市長任命	
			健康福祉部長	市長任命	
			建設部長	市長任命	
			教育部長	市長任命	
			議会議務局長	市長任命	
			第4号	海部南部水道企業団 事務局長	市長任命
		弥富土地改良区 理事長		市長任命	0567-65-4646 FAX 0567-65-4742
		鍋田土地改良区 理事長		市長任命	0567-68-8204 FAX 0567-68-4301
		孫宝排水土地改良区 理事長		市長任命	0567-52-0034 FAX 無
		名古屋港管理組合西部港湾管理事務所 所長		市長任命	052-398-0503 FAX 052-398-0530
		第5号	弥富市消防団 団長	市長任命	
			海部南部消防署 署長	市長任命	0567-52-0119 消防無線

## 別表第3 (第10条関係)

関係団体として応急警戒活動等の状況等を警戒本部と連絡を行う

団体名称等	備考
あいち海部農業協同組合 弥富支店	0567-67-1131 FAX 0567-65-6035
あいち海部農業協同組合 鍋田支店	0567-68-8121 FAX 0567-68-3650
水資源開発公団木曾川用水総合管理所弥富管理所	0587-97-3710 FAX 0587-97-8623
海部地区水防事務組合	0567-26-3962
日本赤十字社 愛知県支部	052-971-1591 FAX 052-971-1590
中部電力株式会社 港営業所	052-383-1123 FAX 052-383-0726
中部電力株式会社 津島営業所	0567-28-8704 FAX 0567-26-5804
西日本電信電話株式会社 東海支店災害対策室 (県災害対策本部で対応)	052-291-3226 FAX 052-262-9057
東海旅客鉄道株式会社 管理部 総務課 (県災害対策本部で対応)	052-564-2396
近畿日本鉄道株式会社 蟹江駅 (県災害対策本部で対応)	0567-95-2076
名古屋鉄道株式会社 鉄道企画管理部 (県災害対策本部で対応)	052-588-0850
弥富市商工会	0567-65-3100
中日本高速道路株式会社 桑名保全・サービスセンター	0594-23-3561 Fax0594-23-1310
三重交通株式会社	0594-22-0595 FAX 0594-23-5082
弥富市ボランティア連絡協議会	0567-67-8103 (総合福祉センター内)
弥富市医師会	
海部歯科医師会 地域保健医療対策室委員弥富市代表	
協定を締結している店舗等	



## ○協定締結状況一覧表

番号	協定名	締結年月日	締結先	備考
1	一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書	平成8年3月12日	愛知県内の市町村及び一部事務組合	
2	災害時における避難場所の提供及び生活物資の供給に関する協定	平成19年5月1日	株式会社ワイストア佐古木店	
3	災害時における避難場所の提供及び生活物資の供給に関する協定	平成19年7月24日	ウイングプラザパディー（「株式会社ヤマナカパディー店」「株式会社ヨシヅヤ」「弥富駅前ショッピングセンター協同組合」）	
4	災害時における生活物資の供給に関する協定	平成20年1月8日	弥富市商工会	
5	災害救援のための災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書	平成20年10月1日	社会福祉法人弥富市社会福祉協議会	
6	海部地方消防相互応援協定書	平成23年4月27日	津島市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、海部東部消防組合及び海部南部消防組合	
7	災害時における応急対策等の協力に関する基本協定	平成23年7月1日	社団法人愛知県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	
8	災害時の情報交換に関する協定	平成23年7月5日	国土交通省中部地方整備局長	
9	災害時における物資調達の協力に関する協定	平成23年9月12日	生活協同組合コープあいち	
10	災害時における相互応援に関する協定書	平成24年2月20日	津島市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	
11	災害時の医療救護に関する協定書	平成24年7月5日	津島市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村、社団法人津島市医師会及び一般社団法人海部医師会	
12	災害時の歯科医療救護に関する協定書	平成24年7月5日	津島市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村、津島市歯科医師会及び海部歯科医師会	
13	災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定書	平成24年7月5日	津島市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村、一般社団法人津島海部薬剤師会	
14	応急給水支援器具の管理及び使用に関する協定書	平成24年7月25日	海部南部水道企業団	
15	電柱への広告付き避難所等誘導看板の掲出に関する協定	平成24年9月25日	弥富市商工会、中電興業株式会社及びピルウェル西日本株式会社	
16	浦安市・弥富市災害時における相互応援に関する協定書	平成24年9月27日	浦安市	
17	災害発生時における緊急放送に関する協定書	平成25年4月19日	西尾張シーエーティーヴィ株式会社	
18	アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定書	平成26年3月20日	弥富防災ハムクラブ	
19	名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定書	平成26年7月22日	生協法人 生活協同組合コープあいち	
20	大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務に関する協定書	平成26年7月24日	公益社団法人 愛知建築士会、愛知県建築士事務所協会	
21	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	平成27年8月27日	愛知県産業資源循環協会	
22	コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に係る基本協定書	平成27年10月1日	ミニストップ株式会社	
23	コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に係る基本協定書	平成27年10月19日	株式会社ローソン、合資会社K&Y	
24	コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に係る基本協定書	平成27年10月22日	株式会社セブンイレブン・ジャパン	
25	コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に係る基本協定書	平成27年10月26日	株式会社ローソン、向後 仁	

第4編 附属資料

番号	協定名	締結年月日	締結先	備考
26	コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に係る基本協定書	平成27年10月30日	株式会社ファミリーマート	
27	「災害時給油所石油備蓄事業の備蓄石油燃料の供給等に関する協定」第5条に基づく給油方法等の覚書	平成28年1月12日	ユアサ燃料株式会社	
28	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	平成28年7月21日	株式会社ゼンリン	
29	津波・高潮・洪水時の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書	平成28年8月29日	中日本高速道路株式会社 桑名保全・サービスセンター	
30	愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援に関する協定書	平成29年7月6日	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、あま市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村	
31	東松島市・弥富市災害時における相互応援に関する協定書	平成29年8月9日	宮城県東松島市	
32	災害発生時における弥富市内郵便局の協力に関する協定書	平成29年10月5日	日本郵便株式会社 弥富郵便局、弥富中地郵便局、鍋田郵便局 十四山郵便局、弥富佐古木郵便局、弥富海老江郵便局	
33	災害時における液化石油ガス等優先供給に関する協定書	平成29年10月18日	愛知県LPガス協会西部支部	
34	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成30年2月16日	西日本電信電話株式会社 東海支店	
35	災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書	平成30年10月16日	公益社団法人 愛知県ベストコントロール協会	
36	災害等発生時における無人航空機による支援協力に関する協定書	平成31年4月15日	株式会社D S A	
37	大規模災害時における支援協力に関する協定書	平成31年4月15日	名古屋西部ソイルリサイクル株式会社	
38	災害に係る情報発信等に関する協定書	令和元年9月9日	ヤフー株式会社	
39	災害時における物資調達の協力に関する協定書	令和元年11月12日	イオンビック株式会社	
40	災害時における備蓄用パンの供給に関する協定	令和元年11月27日	一般社団法人 ブレイクスルーバンク	
41	災害発生時における無人航空機による支援協力に関する協定書	令和2年1月24日	株式会社N T セブンス	
42	災害時における物資調達の協力に関する協定書	令和2年4月13日	あいち海部農業協同組合	
43	災害時における公共施設等の応急対策の協力に関する協定書	令和2年7月29日	弥富市建設業協力会	
44	災害時における資機材等のレンタル供給に関する協定書	令和2年7月29日	株式会社 オカモト 名古屋西営業所	
45	災害時における食品調達の協力に関する協定書	令和2年7月30日	株式会社 浜乙女	
46	災害時における災害生活ごみの収集運搬の協力に関する協定書	令和2年9月1日	カナル環境株式会社、オオブユニティ株式会社、丸二衛生有限会社、弥富市建設業協力会	
47	特定接種の接種体制に関する覚書	令和2年9月4日	愛知県厚生農業協同組合連合会海南病院	
48	災害時における相互連携に関する協定書	令和2年9月18日	中部電力パワーグリッド株式会社 港営業所	
49	各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集及び情報連携に関する協定書	令和2年9月18日	中部電力パワーグリッド株式会社 港営業所	
50	災害時におけるダンボール製品等の供給に関する協定書	令和2年12月3日	東明工業株式会社	
51	災害時における復旧支援協力に関する協定書	令和3年1月15日	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 中部支部愛知県部会	
52	浸水時における広域避難に関する協定書	令和3年1月29日	愛知学院大学	
53	災害時におけるダンボール製品等の供給に関する協定	令和3年6月15日	株式会社フルハシE P O	

番号	協定名	締結年月日	締結先	備考
54	災害時における公共施設等の応急対策の協力	令和3年7月1日	弥富市造園業協力会	
55	愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	令和4年4月1日	愛知県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合	
56	災害時における相互連携に関する協定	令和4年3月22日	西日本電信電話株式会社東海支店	
57	農業集落排水災害対策応援に関する協定	令和4年7月25日	一般社団法人 地域環境資源センター	
58	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	令和4年10月6日	佐川急便株式会社	
59	災害時における支援協力に関する協定	令和5年3月24日	三井住友信託銀行株式会社	
60	災害時における避難所等に関する協定	令和5年5月12日	環境事務組合・重環オペレーション株式会社	
61	害時における建築副資材製品等の供給に関する協定	令和5年10月2日	株式会社 三愛	
62	害時におけるキッチンカーによる物資の供給に関する協定	令和5年10月2日	弥富市商工会	

## ○日光川流域排水調整要綱

(排水調整の目的)

第一条 昭和52年9月1日に施行された「日光川水系排水対策調整連絡会議要綱」の趣旨に基づき、二級河川日光川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として、実施するものである。

(用語の定義)

第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- 一 河川管理者 二級河川日光川（以下「日光川」という。）の河川管理者をいう。
- 二 戸田川管理者 二級河川戸田川の河川管理者をいう。
- 三 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機（日光川の河口に設置した排水機及び一級河川木曾川等他流域に排水する排水機を除く。）並びに河川管理者以外の者が管理する内水排水機とを含む。
- 四 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。
- 五 河川の整備水準 河川から越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。
- 六 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。
- 七 排水調整対象流域 基準地点又は副基準地点（以下「基準地点等」という。）の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。
- 八 単位流域 排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点等に対応して分割した流域をいう。
- 九 関係機関 別途定める「日光川流域排水対策調整連絡会議要綱」において掲げる行政機関等をいう。
- 十 基準地点 日光川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 十一 副基準地点 日光川の支川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 十二 準備水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位をいう。
- 十三 停止水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う

水位をいう。

十四 排水再開水位 排水調整を行ったのち、基準地点等の河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠等)

第三条 排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者又は戸田川管理者（以下「河川管理者等」という。）においても河川水位情報に関することについて関係機関に通知するものとする。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて措置又は通知を実施する。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合は河川管理者が排水調整を発令する。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて発令する。

(対象流域)

第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、二級河川日光川水系の全流域とする。

(単位流域と対象排水機)

第五条 単位流域は以下の三区域とし、別表第一に各単位流域に属する市町村を示す。

- 一 日光川下流域 西尾張中央道（新日光川橋）より下流の日光川が排水を担う流域
- 二 日光川上流域 西尾張中央道（新日光川橋）より上流の日光川が排水を担う流域
- 三 戸田川流域 戸田川排水機場より上流の戸田川が排水を担う流域

2 単位流域内の排水調整を行う排水機は、前項に定める流域内の二級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者が、この要綱に準じて措置をとるものとする。なお、各単位流域の対象排水機は別表第二のとおりとする。

(基準地点等と排水調整対象流域)

第六条 排水調整の基準となる基準地点等は、別表第三の水位観測所とする。

2 各基準地点等に対応する排水調整対象流域は別表第四の単位流域とする。

(排水調整の事前通知等)

第七条 基準地点等の水位が別表第五に示す準備水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、関係機関のうち通知を受けた第五条第1項各号に定める単位流域内の該当市町村（以下「単位流域内の該当市町村」という。）は同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者（以下「排水機の管理者」という。）に伝達するものとする。

(排水調整の通知及び発令)

第八条 基準地点等の水位が別表第五に示す停止水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者に伝達するものとする。

2 基準地点の水位が別表第五に示す停止水位以下の場合であっても、別図に示す日光川の地点において河川からの越水又は破堤が発生したときは、河川管理者は関係機関へ排

水機を停止すべき旨を発令するものとし、流域(戸田川流域を除く。)内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に排水調整を発令するものとする。

(排水調整の解除等の通知及び発令)

第九条 前条第一項の排水調整を実施したときに、基準地点等の水位が別表第五に示す排水再開水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へその旨を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

2 第七条に定める準備水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は排水機の管理者に伝達するものとする。

3 前条第二項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所の上流復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機を運転しても破堤箇所等からの浸水のおそれなくなったときに、河川管理者から関係機関へその旨を通知するものとし、流域(戸田川流域を除く。)内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

(通知及び発令の内容)

第十条 排水機の排水調整の通知等の内容は、別表第六のとおりとする。

(排水機管理者への伝達及び報告)

第十一条 第七条から第九条までに定める通知又は発令を市町村から伝達された排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を当該市町村に速やかに報告する。

2 前項の報告を受けた市町村は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、当該市町村を管轄する河川管理者に速やかに報告するものとする。

3 戸田川流域については、第1項の報告を受けた市町村は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、戸田川管理者に速やかに報告するものとし、戸田川管理者は河川管理者に速やかに報告するものとする。

(通知等の方法)

第十二条 第七条から第九条まで、及び第十一条に定める通知及び伝達等の方法は、別途設置する日光川流域排水対策調整連絡会議において定めるものとする。

(操作規則の制定)

第十三条 各排水機管理者は、排水調整の内容を明記した操作規則を制定し、二級河川及び準用河川に存する排水機に係るものにあつては法第二十六条第一項の規定による許可を受けるものとする。

2 前項に定める操作規則には、各排水機の排水地点の上下流において越水又は破堤のおそれがある場合の排水調整の実施についても明記するものとする。

(操作規則の位置付け)

第十四条 この要綱は、日光川流域の各河川に排水することを目的として設置される全ての排水機について定められる操作規則において位置付けるものとする。ただし、既設の排水機にあつては、操作規則が改定されるまでの間に行われる操作についてもこの要綱の規定によるものとする。

(雑則)

第十五条 この要綱に定めるもののほか、排水調整に関し必要な事項は関係市町村の長（名古屋市は副市長）及び県関係部局長で構成する日光川流域治水対策協議会において定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、又は河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化により、この要綱を変更する必要がある場合には、日光川流域治水対策協議会に諮り、変更するものとする。

附 則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

なお、昭和52年9月1日施行の日光川水系排水対策調整連絡会議要綱はこの要綱の施行の日  
に廃止する。

(別表第一：第五条第1項関係) 各単位流域の市町村

分割区域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
名古屋市	○		○
一宮市		○	
津島市		○	
稲沢市		○	
愛西市		○	
弥富市	○		
あま市	○	○	
大治町	○		
蟹江町	○	○	
飛島村	○		

(別表第二：第五条第2項関係) 日光川流域の排水機一覧

区分	No.	機場名	市町村名	管理者名	排出先河川名	位置			排水量 (m ³ /s)
						距離標	左岸	右岸	
下流	107	大神場第2	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200		○	2.73
下流	108	六箇	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0 k 800	○		3.10
下流	109	孫宝	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1 k 000		○	28.00
下流	110	孫宝第2	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1 k 000		○	19.20
計									55.83

※排水量は包絡ポンプ計画現況値等を記載。表内容は随時更新。

(別表第三：第六条第1項関係) 基準地点

単位流域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
基準地点等	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
位置	日光川 -4k/800	日光川 9k/800	戸田川 1k/050
設置場所	海部郡飛島村大字 梅之郷字宮東 日光川排水機場	愛西市古瀬町村前14番地先	名古屋市南区南陽町大字 茶屋後新田字二ノ割1275
管理者	愛知県海部建設事務所	愛知県海部建設事務所	愛知県尾張建設事務所



(別表第四：第六条第2項関係) 基準地点と排水調整対象流域

		基準地点		副基準地点
		日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
排水調整 対象流域	日光川下流域	●	—	—
	日光川上流域	—	●	—
	戸田川流域	—	—	●

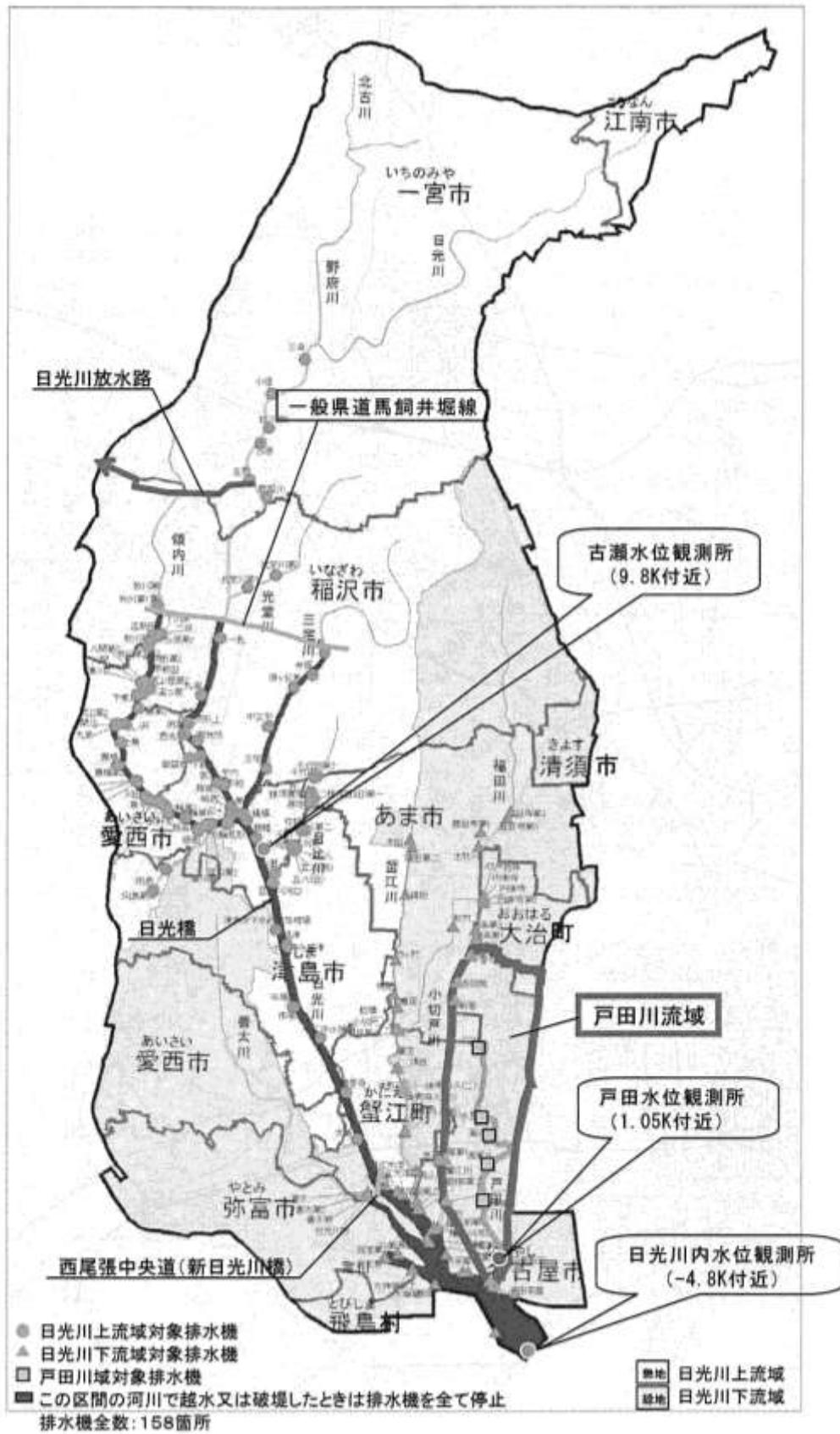
(別表第五：第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項関係) 基準地点の基準水位

河川名	日光川		戸田川
基準地点	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備水位	T. P. 1. 05m	T. P. 1. 5m	T. P. -1. 90m
停止水位	T. P. 1. 35m	T. P. 1. 7m	T. P. -1. 70m
排水再開水位	T. P. 1. 25m	T. P. 1. 6m	T. P. -1. 75m

(別表第六：第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条関係) 通知等の様式一覧

通知等の 内容	条 項	基準地点		副基準地点
		日光川内水位 観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備	第七条	様式1-1		様式1-2
停止	第八条	第1項	様式2-1	様式2-3
		第2項	様式2-2	
再開	第九条	第1項	様式3-1	様式3-4
解除	第九条	第2項	様式3-2	様式3-5
		第3項	様式3-3	
通知等の 内容	条 項	排水調整報告		
停止	第八条	第1項	様式4-1	様式4-2
		第2項		
再開	第九条	第1項		様式4-2
解除	第九条	第2項		様式4-2
		第3項		

(別図：第八条第2項関係)



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式1-1

緊急連絡第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

日光川流域の排水調整準備水位の通知

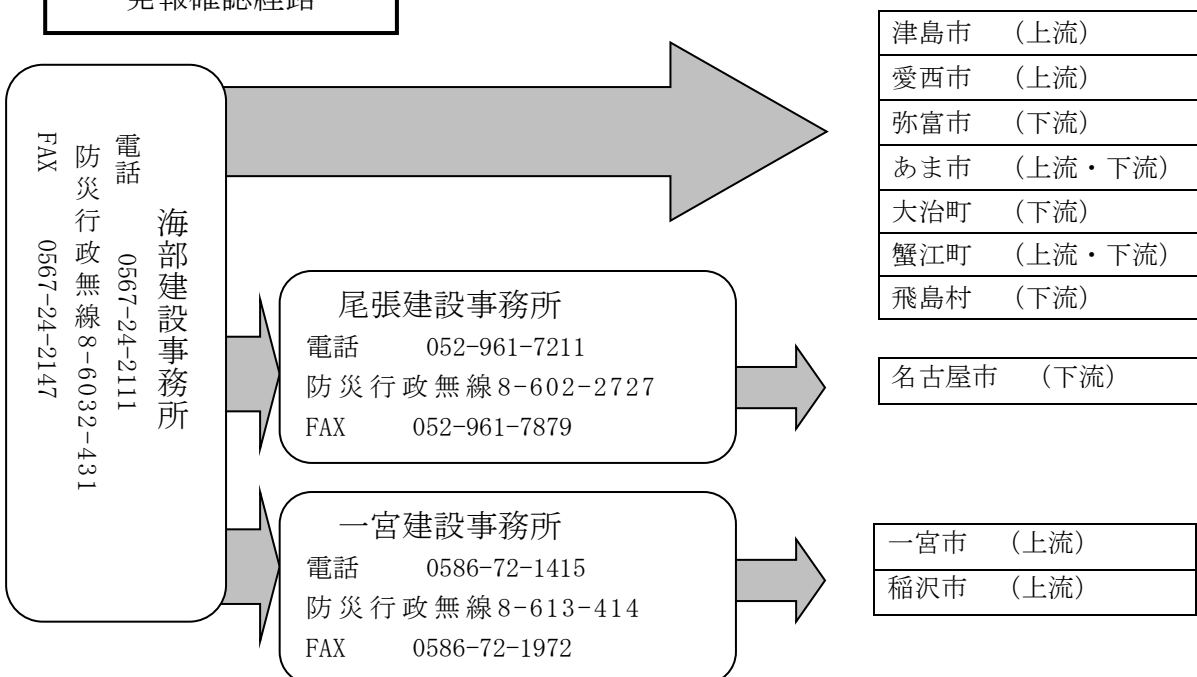
日光川内水位観測所

- 1 日光川流域排水調整基準地点 の水位が
- 2 令和 年 月 日 時 分に  
古瀬水位観測所  
T. P. 1. 0.5 m
- 3 排水調整準備水位 に達しました。  
T. P. 1. 5 m  
日光川下流域
- 4 排水調整準備対象流域は、 です。  
日光川上流域

連絡先 海部建設事務所  
電話 0567-24-2111  
防災行政無線 8-6032-431  
FAX 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このFAXを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 各建設事務所は発報確認をしてください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-1

## 緊急連絡第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

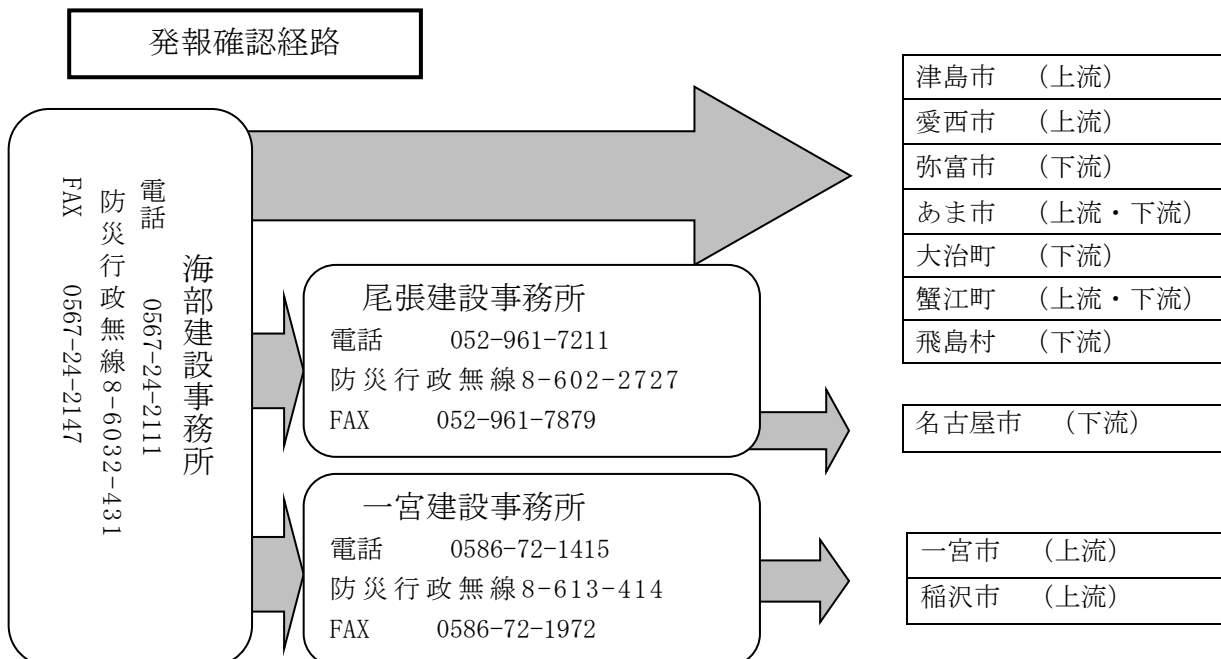
### 日光川流域の排水停止水位の通知

- 日光川内水位観測所
- 1 日光川流域排水調整基準地点 の水位が
  - 古瀬水位観測所
  - 2 令和 年 月 日 時 分に  
T. P. 1. 3.5 m
  - 3 排水停止水位 に達しました。  
T. P. 1. 7 m
  - 日光川下流域
  - 4 排水停止対象流域は、 です。  
日光川上流域
  - 5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所  
電話 0567-24-2111  
防災行政無線 8-6032-431  
FAX 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
 2 このFAXを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
 3 各建設事務所は発報確認をしてください。  
 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

#### 発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-2

## 緊急指令第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

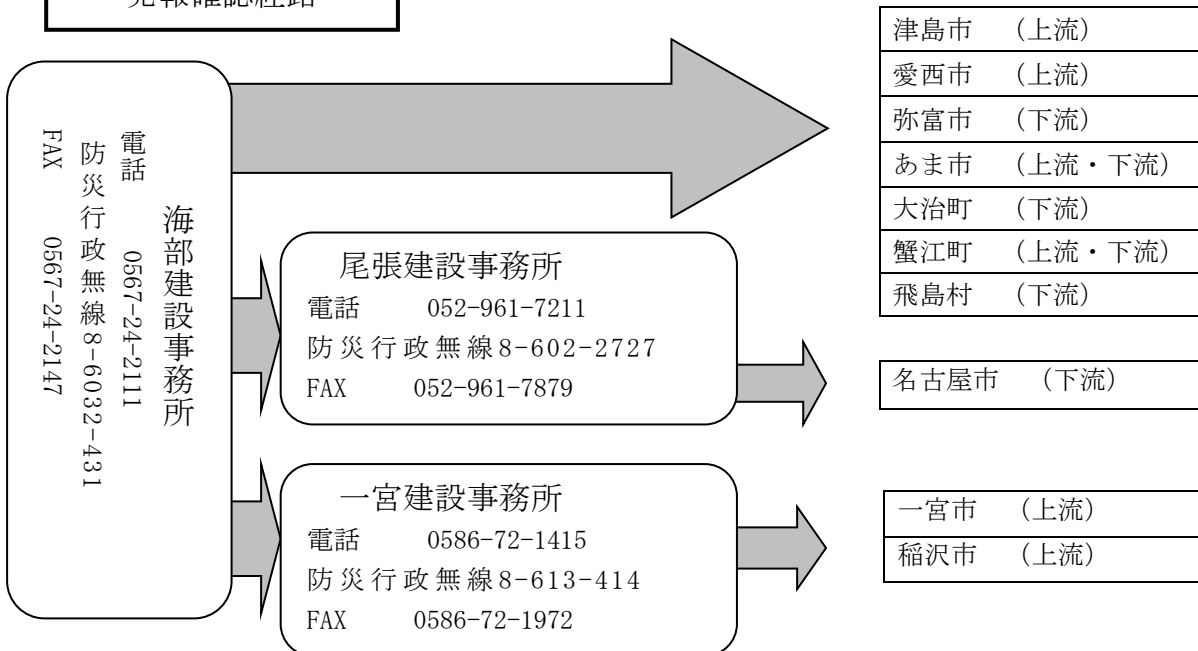
日光川流域の排水停止について

- 1 川 地先 において
- 2 令和 年 月 日 時 分頃  
越水
- 3 しましたので  
破堤
- 4 日光川流域排水機の排水を停止することを命じます。
- 5 排水停止対象流域は、戸田川流域を除く全ての流域 です。
- 6 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所  
電話 0567-24-2111  
防災行政無線 8-6032-431  
FAX 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
 2 このFAXを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
 3 各建設事務所は発報確認をしてください。  
 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

### 発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-1

## 緊急連絡第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

日光川流域の排水再開水位の通知

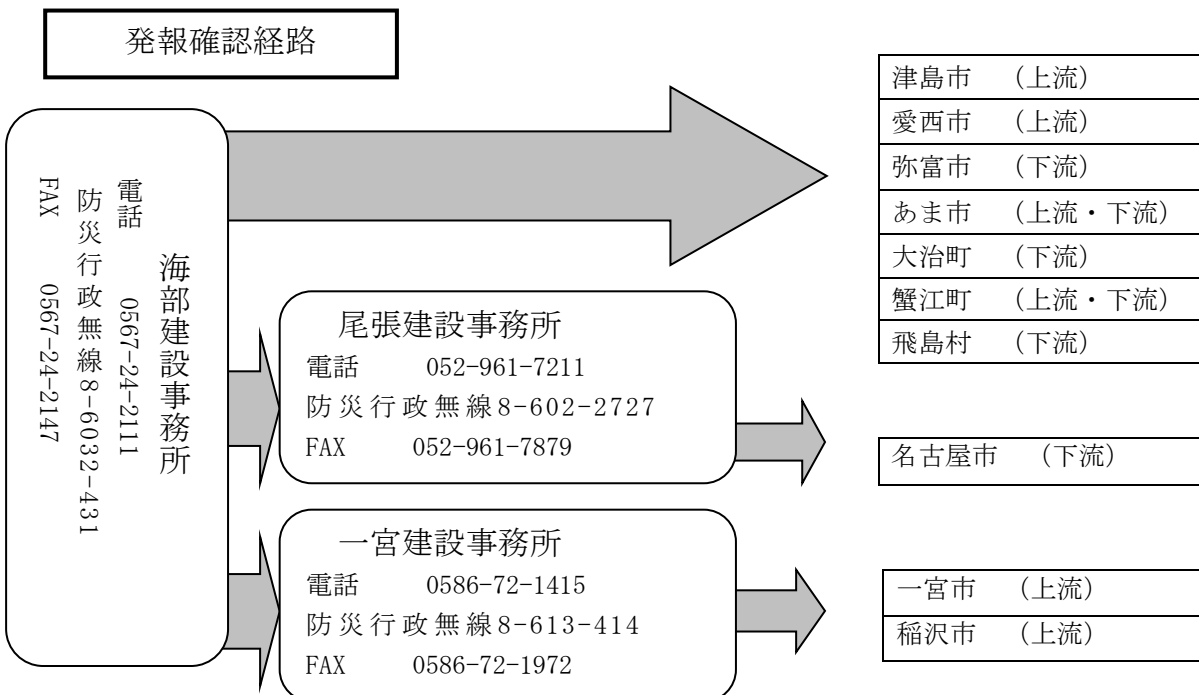
日光川内水位観測所

- 1 日光川流域排水調整基準地点 の水位が  
古瀬水位観測所
- 2 令和 年 月 日 時 分に  
T. P. 1. 2.5 m
- 3 排水再開水位 を下回りましたので、排水機の運転が再開できます。  
T. P. 1. 6 m  
日光川下流域
- 4 排水停止対象流域は、 です。  
日光川上流域
- 5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所  
電話 0567-24-2111  
防災行政無線 8-6032-431  
FAX 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
 2 このFAXを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
 3 各建設事務所は発報確認をしてください。  
 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

### 発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-2

緊急連絡第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

日光川流域の排水調整準備水位に係る通知

日光川内水位観測所

1 日光川流域排水調整基準地点 の水位が

古瀬水位観測所

2 令和 年 月 日 時 分に  
T. P. 1. 0.5 m

3 排水調整準備水位 を下回りましたので、排水調整準備は、  
T. P. 1. 5 m  
解除になります。

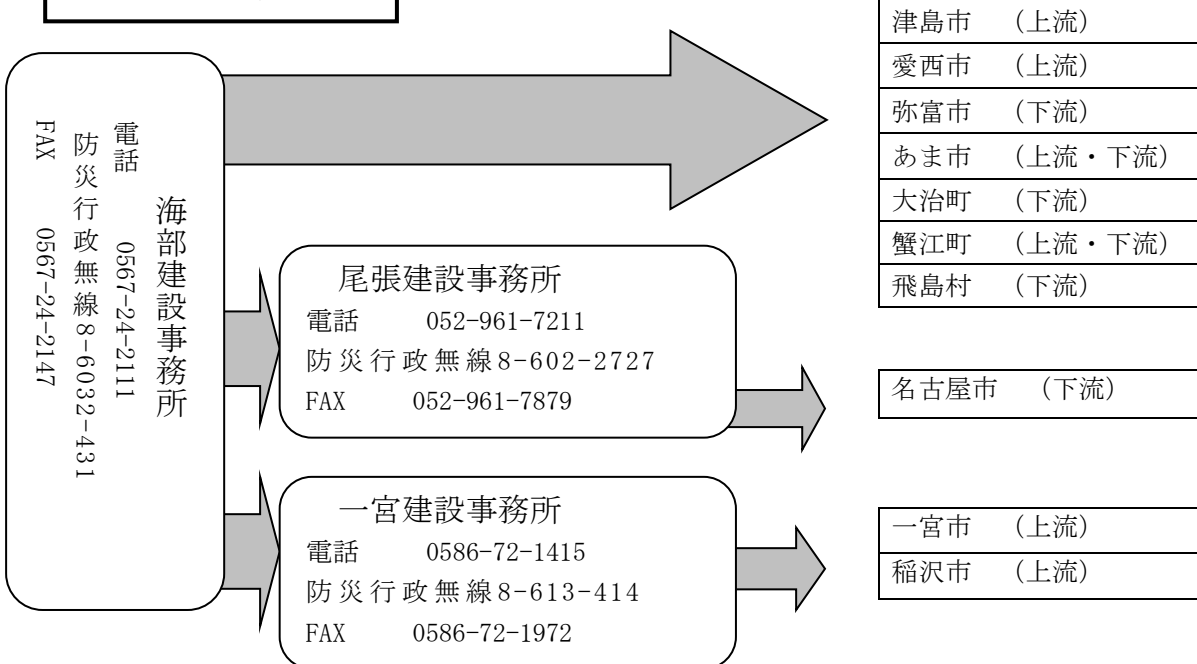
日光川下流域

4 排水調整準備対象流域は、 です。  
日光川上流域

連絡先 海部建設事務所  
電話 0567-24-2111  
防災行政無線 8-6032-431  
FAX 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このFAXを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 各建設事務所は発報確認をしてください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-3

## 緊急指令第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

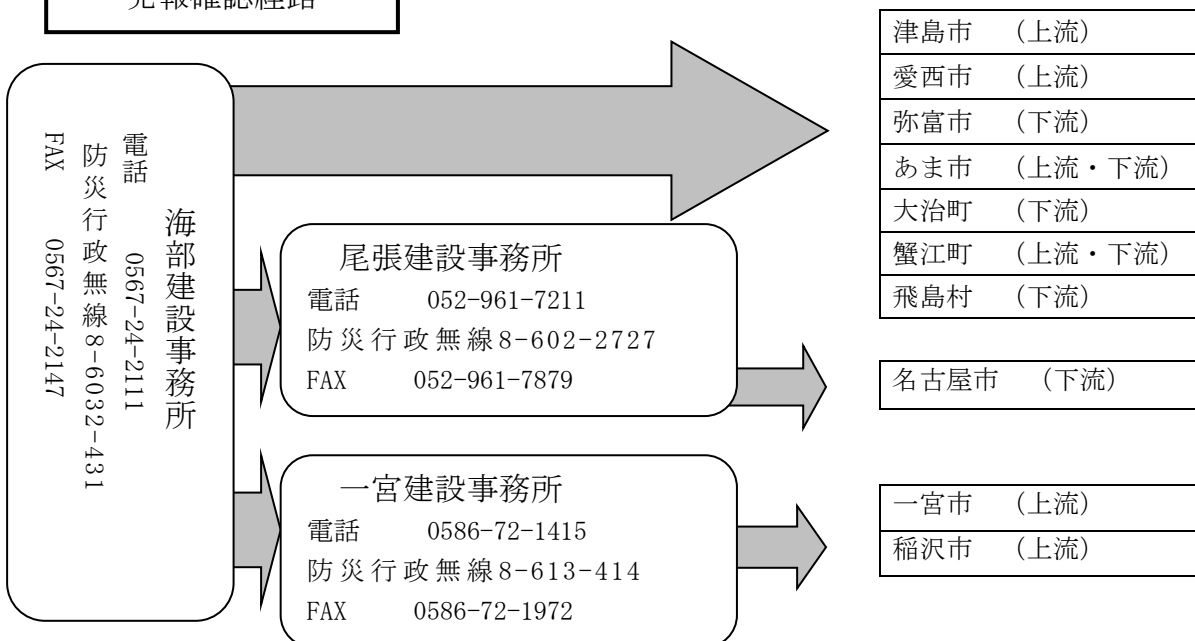
日光川流域の排水停止の解除について

- 1 川 地先 において
- 2 令和 年 月 日 時 分頃  
越水
- 3 に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による  
破堤  
破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったので、排水機の排水停止措置を解除します。
- 4 排水調整停止解除対象流域は、戸田川流域を除く全ての流域 です。
- 5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所  
電 話 0567-24-2111  
防災行政無線 8-6032-431  
FAX 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
 2 このFAXを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
 3 各建設事務所は発報確認をしてください。  
 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

### 発報確認経路





別紙 様式4-1

令和 年 月 日

河川管理者 愛知県知事 殿

(市町村長)

## 日光川流域の排水調整状況について(第 報)

令和 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
日光川下流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
日光川上流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
合計		排水機場	排水機場	排水機	場

報告担当者 市役所(町・村役場) 課 氏名

連絡先 電話番号

- 注1 本表番号欄、排水機場名は、日光川流域排水調整要綱別表第一の記載と一致させること。  
 2 報告担当連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。  
 3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とする

こと。

## ○日光川流域排水対策調整連絡会議要綱

(目的)

**第一条** 二級河川日光川流域において、河川の越水及び破堤による氾濫のおそれがあるとき、「日光川流域排水調整要綱」(平成22年7月1日制定)に基づき、河川及び内水の排水のために設置された排水機の運転調整(以下「排水調整」という。)を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに情報の伝達、収集を円滑に実施することを目的に日光川流域排水対策調整連絡会議(以下「連絡会議」という)を設置する。

(連絡会議の職務)

**第二条** 連絡会議は前条の目的を達成するため、以下の事項について定める。

- 一 防災、水防に関する関係機関相互の情報の収集、伝達方法
- 二 河川管理者が発した排水調整の発令などの通知、伝達方法及び通知先機関
- 三 前各号に掲げるもののほか、排水調整を実施することにより必要となる事項

(組織)

**第三条** 連絡会議は、別表に掲げる行政機関の職にあるものにより構成する。

- 2 連絡会議には、会長を置く。
- 3 連絡会議には、副会長を置く。
- 4 連絡会議には事務局を置く。

(会長等)

**第四条** 連絡会議の会長は、愛知県建設部河川課長とする。

- 2 連絡会議の副会長は、愛知県海部建設事務所流域調整監とする。会長に事故があるときは、副会長が会長の職を代行する。
- 3 会長は議事その他の会務を総括する。

(連絡会議の開催)

**第五条** 連絡会議の開催は、会長が招集する。

(事務局)

**第六条** 連絡会議の事務局は、愛知県建設部河川課におく。

- 2 事務局は、会長の指示により連絡会議の会務を処理する。

(雑則)

**第七条** この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は別に定めることができるものとする。

- 2 この連絡会議において定めた事項は、各市町村が定める地域防災計画及び水防計画に記載し、関係者に周知を図るものとする。

附 則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。



## &lt;別表&gt;

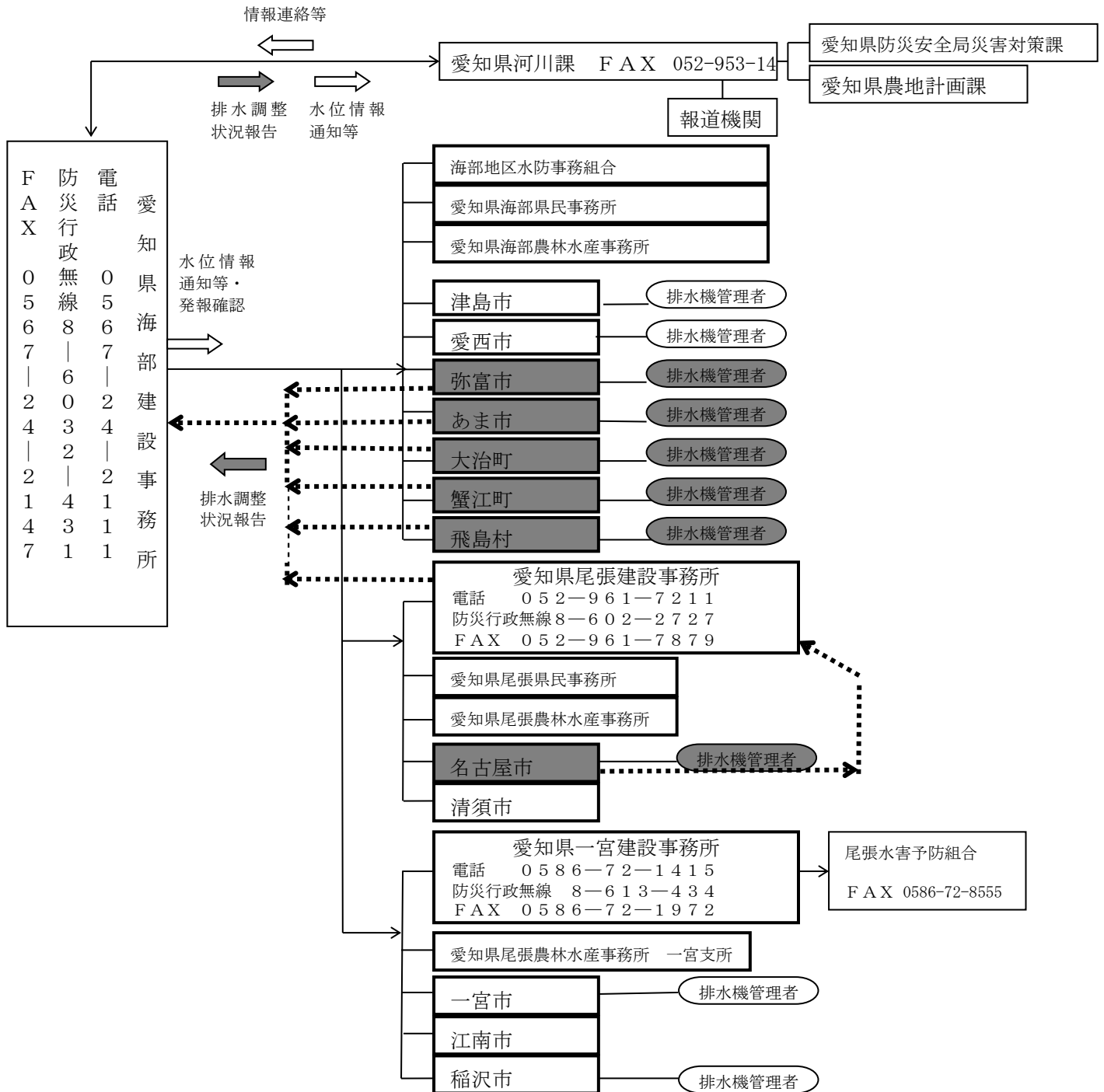
機関	部局	官職
愛知県	防災局	災害対策課長
	農林水産部農林基盤担当局	農地計画課長
	建設部	河川課長（会長）
	尾張県民事務所	防災保安課長
	同海部県民事務所	次長兼県民防災安全課長
	尾張農林水産事務所	建設課長
	同一宮支所	同上
	海部農林水産事務所	同上
	尾張建設事務所	維持管理課長
	一宮建設事務所	同上
	海部建設事務所	流域調整監（副会長）
名古屋市	防災・水防部局	主務課長
一宮市	同上	同上
津島市	同上	同上
江南市	同上	同上
稲沢市	同上	同上
愛西市	同上	同上
清須市	同上	同上
弥富市	同上	同上
あま市	同上	同上
大治町	同上	同上
蟹江町	同上	同上
飛島村	同上	同上
愛知県尾張水害予防組合		事務局長
海部地区水防事務組合		同上

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

<日光川下流域（日光川内水位観測所）>

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。

■の市町村は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



例 水位情報通知等は海部建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、尾張建設事務所の管内については、排水機がある市に対して尾張建設事務所が行い、尾張建設事務所はその旨を海部建設事務所に報告する。排水状況報告も同じ経路により行う。

## 〔その他〕

## ○文化財の現況

〈国指定（重文）〉

	名 称	種別	所 在 地	所有者又は管理者
1	服部家住宅	建造物	弥富市荷之上町石仏419	個人

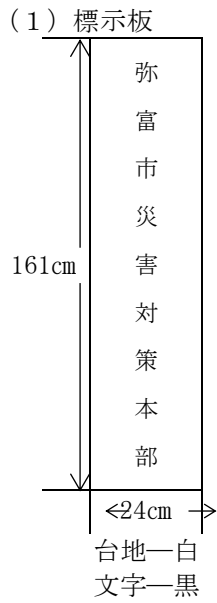
〈県指定〉

	名 称	種別	所 在 地	所有者又は管理者
1	銅造阿弥陀如来坐像	彫刻	弥富市鳥ヶ地二丁目3	弥勒寺

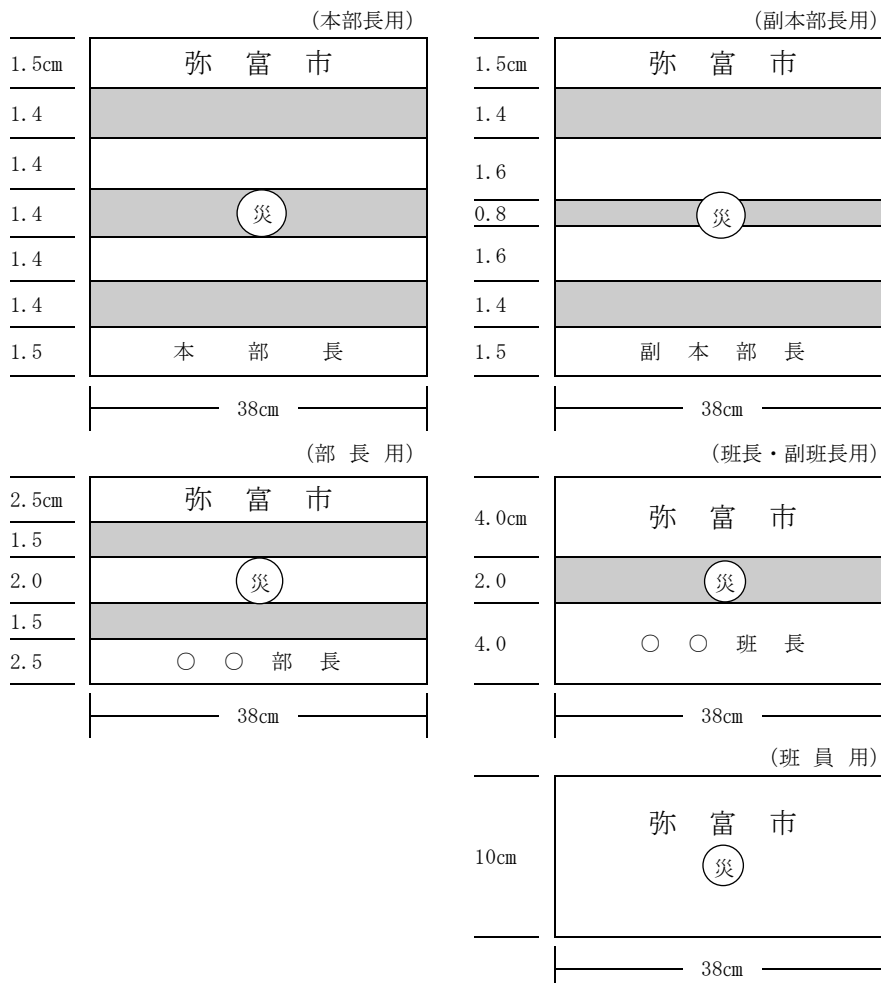
〈市指定〉

	名 称	種別	所 在 地	所有者又は管理者
1	柴ヶ森	史跡	弥富市荷之上町柴ヶ森4172	荷之上区
2	興善寺地蔵	彫刻	弥富市荷之上町古堤385	荷之上区
3	薬師寺の大楠	天然記念物	弥富市鯛浦町上六49	薬師寺
4	鯛浦城跡	史跡	弥富市鯛浦町上六49	薬師寺
5	孝忠園・擔風先生筆塚	史跡	弥富市鯛浦町下本田32	専念寺
6	竹長押茶屋	建造物	弥富市前ヶ須町野方719	個人
7	おみよし松	天然記念物	弥富市平島町西新田	弥富市
8	立田輪中人造堰樋門	史跡	弥富市中山町懸廻	弥富市
9	木造阿弥陀如来半跏倚像	彫刻	弥富市子宝二丁目 子宝観宝院祠堂	子宝地区
10	二つお宮の松	天然記念物	弥富市東蜆一丁目54	山神社
11	鳥の池	史跡	弥富市神戸二丁目21、22	弥富市・個人
12	孝女曾與宅址	史跡	弥富市鳥ヶ地一丁目235-1	弥富市
13	宮崎筠圃邸址	史跡	弥富市鳥ヶ地一丁目176	個人
14	森津の藤	天然記念物	弥富市森津十四丁目607	弥富市
15	藍亭	建造物	弥富市森津十四丁目607	弥富市
16	六体地蔵	彫刻	弥富市稲元六丁目42	稲元区
17	八穂地蔵	彫刻	弥富市鍋田町稲山	鍋田区

○災害対策本部の標識等



(3) 腕章



## ○災害救助法施行細則（抄）

〔昭和40年10月29日〕  
愛知県規則第60号

平成24年6月1日規則第39号改正

（趣旨）

**第1条** この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

（救助実施区域の公告）

**第3条** 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

**第5条** 令第9条の救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度厚生労働大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

（実費弁償の程度）

**第15条** 法第24条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第2のとおりとする。

（扶助金の支給基礎額）

**第19条** 令第14条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第3のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 愛知県災害救助法施行細則（昭和23年愛知県規則第5号）は、廃止する。

附 則（平成24年6月1日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。



別表第1 (第5条関係)

		救助の程度及び方法		救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額		
収容施設の 供与	避難所 1 避難所には、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。 2 避難所の供与は、原則として学校、公民館等の既存建物を利用して行うものとするが、これらの適当な建物を得ることができない場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して行うものとする。	避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。 (1) 基本額 1人1日あたり 300円 (2) 加算額 ア 高齢者、障がい者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する施設を設置する場合 高齢者等への特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費 イ 冬季(10月から3月まで)の場合 別に定める額		避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
応急仮設住宅	1 応急仮設住宅には、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。 2 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。 3 高齢者等であって、日常生活上特別な配慮を必要とするものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することがある。 4 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することがある。	1 応急仮設住宅の1戸あたりの規模は、29.7㎡を基準とし、その設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等全ての経費を含み2,401,000円以内とする。 2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合において、居住者の集会等に利用するための施設を設置するときは、当該施設の1施設あたりの規模及びその設置のため支出する費用は、1にかかわらず別に定める。		応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項の規定による期限内とする。
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	1 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が損害を受けて炊事のできない者及び住家が損害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。 2 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。	炊き出しその他による食品の給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費並びに雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、1人1日あたり1,010円以内とする。		炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することがある。

救助の程度及び方法			救助の期間																																										
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額																																											
飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。																																										
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具及び食器</p> <p>(4) 光熱材料</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により一世帯あたり次の額の範囲内とする。</p> <p>なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>(1) 住家の全壊、全焼又は流失により損害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯 区分</th> <th>夏季（4月 から9月ま で）</th> <th>冬季（10月 から3月ま で）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>17,200円</td> <td>28,500円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>22,200円</td> <td>36,900円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>32,700円</td> <td>51,400円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>39,200円</td> <td>60,200円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>49,700円</td> <td>75,700円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯 以上</td> <td>49,700円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に7,300円 を加算した 額</td> <td>75,700円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に10,400円 を加算した 額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により損害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯 区分</th> <th>夏季（4月 から9月ま で）</th> <th>冬季（10月 から3月ま で）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>5,600円</td> <td>9,100円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>7,600円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>11,400円</td> <td>16,800円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>13,800円</td> <td>19,900円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>17,400円</td> <td>25,300円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯 以上</td> <td>17,400円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に2,400円 を加算した 額</td> <td>25,300円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に3,300円 を加算した 額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 船舶の遭難等により損害を受けた世帯 その都度厚生労働大臣に協議して決定する額</p>	季別 世帯 区分	夏季（4月 から9月ま で）	冬季（10月 から3月ま で）	1人世帯	17,200円	28,500円	2人世帯	22,200円	36,900円	3人世帯	32,700円	51,400円	4人世帯	39,200円	60,200円	5人世帯	49,700円	75,700円	6人世帯 以上	49,700円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に7,300円 を加算した 額	75,700円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に10,400円 を加算した 額	季別 世帯 区分	夏季（4月 から9月ま で）	冬季（10月 から3月ま で）	1人世帯	5,600円	9,100円	2人世帯	7,600円	12,000円	3人世帯	11,400円	16,800円	4人世帯	13,800円	19,900円	5人世帯	17,400円	25,300円	6人世帯 以上	17,400円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に2,400円 を加算した 額	25,300円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に3,300円 を加算した 額	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内完了するものとする。
季別 世帯 区分	夏季（4月 から9月ま で）	冬季（10月 から3月ま で）																																											
1人世帯	17,200円	28,500円																																											
2人世帯	22,200円	36,900円																																											
3人世帯	32,700円	51,400円																																											
4人世帯	39,200円	60,200円																																											
5人世帯	49,700円	75,700円																																											
6人世帯 以上	49,700円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に7,300円 を加算した 額	75,700円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に10,400円 を加算した 額																																											
季別 世帯 区分	夏季（4月 から9月ま で）	冬季（10月 から3月ま で）																																											
1人世帯	5,600円	9,100円																																											
2人世帯	7,600円	12,000円																																											
3人世帯	11,400円	16,800円																																											
4人世帯	13,800円	19,900円																																											
5人世帯	17,400円	25,300円																																											
6人世帯 以上	17,400円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に2,400円 を加算した 額	25,300円 に、世帯人 員が5人を 超えて1人 を増すごと に3,300円 を加算した 額																																											

救助の種類等		救助の程度及び方法		救助の期間
		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
医療及び助産	医療	<p>1 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>2 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うものとする。</p> <p>3 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤及び治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p>	<p>医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班による場合 使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費</p> <p>(2) 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額</p> <p>(3) 施術者による場合 協定料金の額</p>	<p>医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p>
	助産	<p>1 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものとする。</p> <p>2 助産は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>(2) 助産師による場合 慣行料金の8割に相当する額</p>	<p>助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
災害にかかった者の救出		<p>災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出をするものとする。</p>	<p>災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
災害にかかった住宅の応急修理		<p>1 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>2 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等全ての経費を含み、1世帯あたり520,000円以内とする。</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。</p>

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
	等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。		
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯の世帯員であって、具体的な事業計画を持ち、成業の見込みが確実であって、かつ、償還能力のあるものに対して行うものとする。	<p>生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるものとし、その貸与額は、1件（1世帯）当り生業費については30,000円以内、就職支度費については15,000円以内とする。なお、貸与の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与期間 2年以内</p> <p>(2) 利子 無利子</p> <p>(3) 担保 連帯保証人1人</p>	生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了するものとする。
学用品の給与	<p>1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 教科書（小学校児童及び中学校生徒に対して給与する場合にあつては教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材であつて、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものをいい、高等学校等生徒に対して給与する場合にあつては正規の授業で使用する教材をいう。以下同じ。）</p>	<p>学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 教科書代 教科書の実費</p> <p>(2) 文房具費及び通学用品費 小学校児童1人あたり 4,100円 中学校生徒1人あたり 4,400円 高等学校等生徒1人あたり 4,800円</p>	学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するものとする。

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
	(2) 文房具 (3) 通学用品		
埋葬	1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行うものとする。 2 埋葬は、次の範囲内において、原則として現物をもって実際に埋葬を行う者に対し、給付するものとする。 (1) 棺（附属品を含む。） 又は棺材 (2) 火葬又は土葬 (3) 骨つば及び骨箱	埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金職員等雇上費を含み、次の額の範囲内とする。 満12歳以上の者 1体あたり 201,000円 満12歳未満の者 1体あたり 160,800円	埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
死体の搜索	死体の搜索は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
死体の処理	1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。 2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。なお、検案は、原則として救護班により行うものとする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案	死体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 1体あたり 3,300円 (2) 死体の一時保存のための費用 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額（ドライアイスの購入等が必要な場合にあつては、その購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額） ア 既存建物を利用する場合 施設の借上費として当該地域における通常の実費 イ 既存建物を利用することができない場合 1体あたり5,000円（輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。） (3) 検案のための費用 救護班により行うことができない場合には、当該地域における慣行料金の額	死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
障害物の除去	障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯あたり133,900円以内とする。	障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支出する場合は、次のとおりとする。 (1) 被災者の避難の場合 (2) 救済用物資の整理及び配分の場合	応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
	(3) 飲料水の供給の場合 (4) 医療及び助産の場合 (5) 災害にかかった者の救出の場合 (6) 死体の搜索の場合 (7) 死体の処理の場合		る。

別表第2 (第15条関係)

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

日 当	時間外勤務手当	旅 費
県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内	日当の額を8で除して得た額を勤務1時間あたりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和42年愛知県条例第3号)第15条の規定の例により算定される額以内	職員等の旅費に関する条例(昭和29年愛知県条例第1号)別表第1の1による一般職員相当額以内

2 令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

別表第3 (第19条関係)

対 象 者	扶 助 金 の 支 給 基 礎 額
法第24条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者でない者	事故発生の年の前1年間におけるその者の所得(当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。)の額を365で除して得た額(以下「基準収入額」という。)に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前一年間における所得の額の平均額を365で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。
法第25条の規定により救助に関する業務に協力した者(以下「協力者」という。)	<p>1 8,800円。ただし、この額が、その者の基準収入額を下回るときは、原則として、基準収入額に相当する額とするが、最高額は、14,200円とする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者で、事故の発生した日において、他に生計のみちがなく主として協力者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、前項の金額に、第一号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(協力者に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については367円)を、それぞれ加算して得た額</p> <p>(1) 配偶者</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 身体又は精神に著しい障がいがある者で終身労務に服することができないもの</p> <p>3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額</p>

○緊急消防援助隊の応援要請先

	関係機関名	時間帯別	連絡窓口	N T T		地域衛星通信ネットワーク		消防防災		備考
				電話	F A X	衛星電話	衛星F A X	電話	F A X	
県及び県代表消防機関	愛知県防災安全局 消防保安課	昼間	消防保安課 救急・救助グループ	052-954-6141	052-954-6913	023-600-2523	023-600-4613	23-2523	23-4613	
		夜間	宿日直室	052-954-6844	052-954-6995	023-600-5250	023-600-4695	23-5250	23-4695	
	愛知県防災航空隊	昼間	防災航空隊	0568-29-3121	0568-29-3123	023-820-21	023-820-32			
		夜間								
	愛知県代表消防機関 名古屋市消防局	昼間	消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463	023-700-6300	023-700-6666			
		夜間	防災指令センター	052-961-3338	052-953-0119					
国	総務省消防庁	昼間	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-7527	048-500-7537	7527	7537	
		夜間		03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-7781	048-500-7789	7781	7789	

※ 第一次出動都道府県、指揮支援隊、第一次出動航空部隊、中部ブロック消防機関については、県地域防災計画資料編による。

---

---

# 弥富市地域防災計画

---

---

令和6年2月28日作成

編集 弥富市防災会議  
(愛知県)

発行 弥富市

印刷 (株)ぎょうせい